

東京都地域防災計画

火 山 編

(平成 21 年修正)

[本冊]

東京都防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標 記	説 明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3 及び 4 に属する地域をいう。

2 機関名等の標記

	標 記	機 関 等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都〇〇局	東京都〇〇局
5	関東財務局	財務省関東財務局
6	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
7	関東農政局	農林水産省関東農政局
8	東京農政事務所	農林水産省関東農政局東京農政事務所
9	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
10	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
11	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
12	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
13	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
14	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所
15	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部東京海上保安部、同下田海上保安部、同横浜海上保安部
16	東京管区气象台	気象庁東京管区气象台

	標 記	機 関 等
17	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
18	東京労働局	厚生労働省東京労働局
19	郵便事業	郵便事業株式会社東京支社
20	郵便局	郵便局株式会社東京支社
21	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京支店
22	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
23	NTT ドコモ	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
24	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
25	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
26	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
27	首都高速道路	首都高速道路株式会社
28	水資源機構	独立行政法人水資源機構
29	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
30	KDDI	KDDI 株式会社
31	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社東京支社
32	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
33	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社関東支社
34	東京ガス	東京ガス株式会社
35	日本通運	日本通運株式会社東京支社
36	東京電力	東京電力株式会社
37	東武鉄道	東武鉄道株式会社
38	東急電鉄	東京急行電鉄株式会社
39	京成電鉄	京成電鉄株式会社
40	京王電鉄	京王電鉄株式会社
41	京浜急行	京浜急行電鉄株式会社
42	西武鉄道	西武鉄道株式会社
43	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
44	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
45	東京モノレール	東京モノレール株式会社
46	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
47	北総鉄道	北総鉄道株式会社
48	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
49	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
50	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
51	東海汽船	東海汽船株式会社
52	都トラック協会	社団法人東京都トラック協会

	標 記	機 関 等
53	都庁輸送組合	東京都庁輸送事業協同組合
54	都医師会	社団法人東京都医師会
55	都歯科医師会	社団法人東京都歯科医師会
56	都薬剤師会	社団法人東京都薬剤師会
57	献血供給事業団	財団法人献血供給事業団
58	都獣医師会	社団法人東京都獣医師会
59	東京放送	株式会社東京放送
60	文化放送	株式会社文化放送
61	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
62	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
63	東京 FM	株式会社エフエム東京
64	J-WAVE	株式会社 J-WAVE
65	日経ラジオ社	株式会社日経ラジオ社
66	インターエフエム	エフエムインターウェーブ株式会社
67	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
68	テレビ東京	株式会社テレビ東京
69	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
70	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
71	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
72	TBS ラジオ& コミュニケーションズ	株式会社 TBS ラジオ&コミュニケーションズ
73	東京バス協会	社団法人東京バス協会
74	東旅協	社団法人東京乗用旅客自動車協会
75	都個人タクシー協会	社団法人東京都個人タクシー協会
76	日本エレベータ協会	社団法人日本エレベータ協会関東支部

3 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	防災会議条例	東京都防災会議条例(昭和 37 年都条例第 109 号)
2	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
3	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年都規則第 12 号)
4	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱(昭和 38 年 4 月 8 日 38 総行災発第 12 号)

目次

用語例

目次

第1部 総 則	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的及び前提	3
第2節 計画の構成	4
第3節 計画の習熟等	4
第4節 計画の修正	4
第2章 島しょの火山の概要	6
第1節 東京都の火山島分布	6
第2節 島しょの人口	7
第3節 島しょの地勢と火山の概要	7
第4節 島しょの火山活動の状況	11
第3章 都・区市町村及び防災機関の役割	16
第1節 東京都	16
第2節 区市町村	16
第3節 指定地方行政機関	17
第4節 自衛隊	19
第5節 指定公共機関	20
第6節 指定地方公共機関	22
第2部 災害予防計画	25
第1章 各防災機関の予防業務と役割	27
第1節 目的	27
第2節 予防業務	27
第2章 火山観測	29
第1節 国の火山観測体制	29
第2節 都等の火山観測体制	30
第3章 施設の整備	31
第1節 港湾施設等	31
第2節 道路	38
第3節 空港	38
第4節 学校	39
第5節 その他の公共施設	39
第4章 訓練及び防災知識の普及	41

第1節 防災訓練の充実	41
第2節 防災知識の普及	42
第5章 都民等の防災行動力の向上	44
第1節 災害に強い社会づくり	44
第2節 ボランティア等との連携	46
第3部 災害応急・復旧対策計画	51
第1章 初動態勢	53
第1節 東京都災害対策本部の組織・運営	53
第2節 町村の活動体制	68
第3節 防災機関の活動体制	68
第2章 情報の収集・伝達	69
第1節 噴火警報等の発表と伝達	69
第2節 情報連絡体制	82
第3節 被害状況等の調査報告	84
第4節 災害時の広報	85
第5節 災害時の放送要請、報道要請	87
第3章 災害救助法の適用	88
第1節 災害救助法の適用	88
第2節 救助実施体制の整備	91
第3節 救助の実施方法等	91
第4節 従事命令等	92
第5節 災害救助基金の運用	93
第4章 応援協力・派遣要請	95
第1節 応援協力	95
第2節 派遣要請	98
第5章 警備・交通規制	103
第1節 警備	103
第2節 交通規制	105
第6章 避難	108
第1節 避難態勢	108
第2節 避難所の開設	110
第3節 災害時要援護者の安全確保	114
第4節 島外への避難	116
第7章 救援・救護	118
第1節 救助・救急	118
第2節 医療救護	120
第3節 防疫	124
第4節 飲料水の供給	126

第5節 食料の供給.....	127
第6節 生活必需品等の供給.....	131
第7節 輸送船舶・車両の確保.....	134
第8章 船舶・航空機の安全確保対策.....	137
第1節 船舶.....	137
第2節 航空機.....	138
第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策.....	139
第1節 電気施設(東京電力).....	139
第2節 水道施設.....	141
第3節 電話施設等.....	141
第10章 公共施設等の応急・復旧対策.....	152
第1節 公共土木施設等.....	152
第2節 空港施設.....	153
第11章 その他の応急対策.....	154
第1節 降灰除去等.....	154
第2節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等.....	157
第3節 火葬等.....	163
第4節 応急住宅対策.....	165
第5節 応急教育.....	168
第6節 動物愛護.....	171
第12章 災害復旧対策.....	173
第1節 民生安定のための緊急対策.....	173
第2節 義援金品の配分.....	176
第3節 激甚災害の指定.....	179
第4節 活動火山対策特別措置法.....	180
第4部 富士山噴火降灰対策.....	183
第1章 総則.....	185
第1節 富士山の現況等.....	185
第2章 災害予防計画.....	190
第1節 各防災機関の予防業務と役割.....	190
第2節 火山観測.....	191
第3節 訓練及び防災知識の普及.....	191
第4節 都民等の防災行動力の向上.....	192
第3章 災害応急・復旧対策計画.....	199
第1節 応急活動体制.....	199
第2節 情報の収集・伝達.....	200
第3節 応援協力・派遣要請.....	206
第4節 警備・交通規制.....	206

第5節 避難	208
第6節 救援・救護	209
第7節 船舶・航空機の安全確保対策	209
第8節 交通機関の応急・復旧対策	210
第9節 ライフライン等の応急・復旧対策	210
第10節 宅地等の降灰対策	220
第11節 火山灰の収集及び処分	221
資 料 編	223
資料第1 三宅村火山ガス関連資料	225
資料第2 「三宅島火山活動検討委員会」設置要綱	228
資料第3 過去の噴火活動	229
資料第4 観測機器の整備状況	235
資料第5 東京港の現況	237
資料第6 東京港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図	238
資料第7 島しょ港湾(地方港湾)一覧表	239
資料第8 伊豆諸島の港湾等位置図	240
資料第9 小笠原諸島の港湾等位置図	241
資料第10 島しょ漁港の現況	242
資料第11 島しょ海岸保全施設の状況	243
資料第12 三宅島砂防事業実施箇所図	245
資料第13 東京都防災行政無線多重回線構成図(区部・多摩)	246
資料第14 東京都防災行政無線移動系回線構成図	248
資料第15 東京都防災行政無線回線構成図	249
資料第16 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表	250
資料第17 区市町村等の通信連絡態勢	252
資料第18 電話サービス及び電報サービスの優先利用	253
資料第19 支庁を中心とした通信連絡系統	256
資料第20 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定	258
資料第21 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル	262
資料第22 給与品事前購入分一覧表	263
資料第23 島しょ町村災害時相互応援に関する協定	264
資料第24 東京消防庁相互応援協定の締結一覧	266
資料第25 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)	267
資料第26 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目	270
資料第27 18大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目	277
資料第28 八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目	280
資料第29 災害時における応急対策業務に関する協定	284
資料第30 災害時における応急復旧業務に関する協定	285

資料第 31	災害時における救助・救急業務に関する協定	286
資料第 32	ヘリコプターの機種及び性能基準	287
資料第 33	東京都関係部署所属船艇一覧表	288
資料第 34	避難の勧告及び指示者一覧表	290
資料第 35	警視庁の車両・資器材	291
資料第 36	ヘリコプター性能諸元	292
資料第 37	島しょ医療機関一覧	293
資料第 38	都医師会等との協定	294
資料第 39	災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書	300
資料第 40	災害時における応急救護活動についての協定書	301
資料第 41	災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書	302
資料第 42	医薬品等の供給体制	303
資料第 43	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	305
資料第 44	災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書	306
資料第 45	災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書	307
資料第 46	災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書	308
資料第 47	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定	309
資料第 48	都における医薬品・医療資器材の備蓄状況	311
資料第 49	東京都災害拠点病院施設状況一覧	312
資料第 50	東京都災害拠点病院設置運営要綱	313
資料第 51	東京都災害拠点病院標準整備品目	315
資料第 52	災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書	316
資料第 53	主食の備蓄現況一覧表	317
資料第 54	東京都生活協同組合連合会との協定	320
資料第 55	都備蓄倉庫一覧	326
資料第 56	食料等の備蓄状況	327
資料第 57	食塩調達経路図	328
資料第 58	調製粉乳等備蓄等一覧	329
資料第 59	災害時における食料品調達業務に関する協定	330
資料第 60	乾パン及び米穀の調達先一覧表	331
資料第 61	乾パン及び米穀等の調達経路	332
資料第 62	米穀販売事業者等名簿一覧表	335
資料第 63	副食品及び調味料の調達(予定)一覧表	336
資料第 64	生活必需品の備蓄状況一覧表	337
資料第 65	東海汽船所有船舶一覧	340
資料第 66	船舶の運航基準	341
資料第 67	災害時における動物保護体制(48 時間から 72 時間後までの応急体制)	342
資料第 68	災害弔慰金等の支給	343
資料第 69	災害援護資金・住宅資金等の貸付	344

目 次

資料第 70 被災者生活再建支援金の支給.....	346
資料第 71 激甚法に定める事業及び関係局.....	347
用語集・索引.....	349
用 語 集.....	351
索 引.....	357

第 1 部

総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画である。その目的は、火山部会の提言や過去の火山災害の経験を踏まえ、火山の観測・監視体制の維持や防災訓練の実施などの予防対策、島外避難を含めた避難体制の整備、島外からの救援・救護対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の特質に即した応急対策を定め、都民の生命及び財産を火山災害から守ることにある。また、第4部では、富士山降灰対策の推進を目的とし、都、区市町村、防災機関等がとるべき方針を定める。

2 計画の前提

- 都の島しょ地域においては、過去にたびたび火山災害を経験している。昭和58年(1983年)10月には三宅島が噴火し、阿古集落の大部分が溶岩流により埋没した。昭和61年(1986年)11月には伊豆大島の外輪山外側での大規模な割れ目噴火により、全島民約1万人が島外避難をした。
- また、平成12年(2000年)6月には三宅島で群発地震が発生した。その後、山頂部で数度噴火し、全島民約3千8百人が島外避難する事態となった。大規模噴火がおさまった平成12年(2000年)9月以降、二酸化硫黄の大量放出により島外避難が長期化し、平成17年(2005年)2月に島民の帰島が実現した。しかし、依然二酸化硫黄の放出は続いており、島内には居住や立ち入りが制限されている地域がある。
- 都防災会議は、昭和61年(1986年)の伊豆大島での噴火の後、火山部会を設置し、伊豆諸島各島の火山に関する地質、噴火の特徴、活動状況等の調査研究を行った。調査研究は昭和62年度から平成元年度までの3か年にわたり実施され、各火山の特性及びその対応策等について提言をまとめ、報告した。
- 伊豆諸島の火山にはそれぞれに特徴があり、その特徴に従った対策を各町村で検討する必要があるが、万一、大規模な火山噴火が起きた場合には島しょ町村だけでは対応しきれず、都はもとより関係防災機関の緊密かつ迅速な対応が不可欠である。
- 平成12年(2000年)10月～12月及び平成13年(2001年)4～5月に低周波地震が急増した富士山については、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、ただちに噴火等活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかしながら、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあり、都の地域においても、降灰

の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。

- また、平成21年2月に浅間山が噴火し、東京にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用する。

第2節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。
- 第1部から第3部までは、島しょ町村の区域を対象としており、第4部は、東京都全域を対象としている。

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	東京都の火山の概況と、都及び防災機関の役割等
第2部 災害予防計画	都及び防災機関が行う予防対策、都民及び事業者が行うべき措置等
第3部 災害応急・復旧対策計画	火山災害発生後に都及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第4部 富士山噴火降灰対策	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等

第3節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要がある。このため、火山災害等に関する施策・事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高める。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第4節 計画の修正

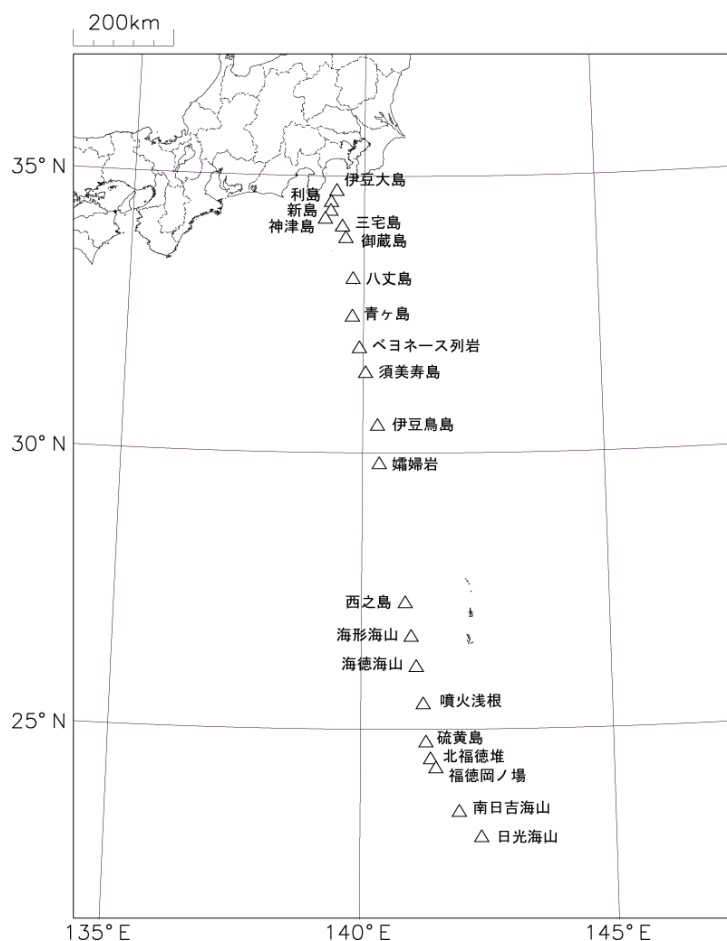
- この計画には、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

第2章 島しょの火山の概要

- 東京湾から南方の太平洋上には、伊豆諸島、小笠原諸島が連なっている。
- これらの地域の大部分は富士火山帯に属しているところから、多くの火山島や海底火山が存在している。
- このうち、火山噴火予知連絡会が活火山と定義している概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山は21あり、伊豆大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島(以上住民居住)、ベヨネース列岩、須美寿島、伊豆鳥島、嬬婦岩、西之島(以上無人島)、硫黄島(自衛隊駐屯)、さらに、海底火山として海形海山、海德海山、噴火浅根、北福德堆、福德岡ノ場、南日吉海山、日光海山があげられる。
- このような、都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在するところから、本章においては、活動的な火山島を中心に、島しょの人口、地勢、火山活動状況を記載する。

第1節 東京都の火山島分布



※ 伊豆大島は火山名称

第2節 島しょの人口

○ 火山の存在する島の人口及び世帯は次のとおりである。

区分	島名	支庁	町村名	人口(人)	世帯(世帯)	面積(km ²)
活動的火山が存在する島	大島	大島	大島町	8,898	4,855	91.06
	新島		新島村	2,531	1,080	23.17
	神津島		神津島村	2,050	856	18.48
	三宅島	三宅	三宅村	2,897	1,769	55.44
	八丈島	八丈	八丈町	8,594	4,650	69.48
	青ヶ島		青ヶ島村	193	114	5.97
その他の火山が存在する島	利島	大島	利島村	293	166	4.12
	式根島※		新島村	590	292	3.69
	御蔵島	三宅	御蔵島村	279	156	20.55

(注) 1 このほか、住民が居住していない活動的火山が存在する島として硫黄島(自衛隊駐屯)がある。

2 人口・世帯は、住民基本台帳人口(平成20年1月1日現在)による。

3 面積は、国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」(平成19年10月1日現在)による。

4 式根島については、火山噴火予知連絡会が定義する活火山ではない。

第3節 島しょの地勢と火山の概要

○ 伊豆諸島及び小笠原諸島は、東経136～154度、北緯20～35度の区域に散在している。その最北に位置する大島は東京から南へ109km、最南端に位置する沖の鳥島は東京から約1,700kmであり、南北約1,600kmの間に島々が存在する。

○ これら島しょのうち、火山が存在する島の地勢は次のとおりである。

1 活動的な火山が存在する島

(1) 大島

○ 大島は、東西約9km、南北約15km、周囲約52kmで、その面積は約91km²で

第2章 島しょの火山の概要

第3節 島しょの地勢と火山の概要

あり、伊豆諸島中最大の島で、その大部分は玄武岩質で形成されている。島のほぼ中央には、外輪山に囲まれた10km²ほどの砂漠といわれる火口原(カルデラ)があり、この中に三原山(中央火口丘 758m)がある。

- 最近の噴火活動は、この三原山の火口で起こっていたが、昭和 61 年(1986 年)11 月の大噴火では、中央火口北側カルデラ内と外輪山北側斜面に新たな割れ目噴火口が出現した。
- 島の東側は断崖絶壁であるが、西側はこう配が緩やかで、平地が開けている。中央火口原を除き、全島森林におおわれており、島内 6 つの集落は海岸に沿って発達している。
- 島の地形的特質は、溶岩流の繰り返しのある新火山地帯が露出していることと側火山の多いことである。

(2) 新島

- 新島は、大島の南南西約 44 kmの海上にあり、東西約 2.5 km、南北約 11.5 km、周囲約 28 km、面積 23.9 km²の南北に長い島で、大島と異なり、流紋岩で形成されている。
- 島の南部には、建築材に使われる抗火石(石英粗面岩)を産出する向山(234.8m)が隆起し、北部には、本島中最高の宮塚山(432m)及びそれに連なる新島山(234m)がそびえている。
- 向山と宮塚山の間、島のほぼ中央部は、東西に平地が開け、西側海岸に面して本村の集落が発達し、ここに沿った海岸線は前浜と呼ばれて伊豆七島随一の広い砂浜となっている。
- 島の最北部、新島山ろくには、西海岸に面して若郷の集落がある。また、東海岸の羽伏浦は、約 5 kmの海岸線が白い砂と白い断崖で形成されている。

(3) 神津島

- 神津島は、新島の南方約 25 kmの海上、伊豆諸島のほぼ中心にある。東西約 4 km、南北約 8 km、周囲約 22 kmで面積は、約 18.9 km²あり、島の中央には天上山(571m)がきつ立し、それより南へ高処山と秩父山が連なっている。
- 天上山に源を発して東西に走る神津沢は、伊豆諸島中最大の沢で、普段は流水がないが、豪雨の際には濁流がはん濫することがある。その下流の海岸線は、断崖で囲まれ、わずかに集落の前の海岸が開けているのみで、ここに岩礁を利用した神津島港がある。
- 地質は、新島と同じく流紋岩系で、地形の特色も二頭形火山地形と砂浜を除き、新島と同じであることがあげられる。

(4) 三宅島

- 三宅島は、東京から南へ 180 kmに位置する、面積 55.4 km²、周囲 38.3 kmのほぼ円形の火山島で、中央に雄山がある。玄武岩質と塩基性溶岩及び放出物との互層からなる複式火山で、頂上及び山腹に数多くの爆発火口を残している。
- 平成 12 年(2000 年)の噴火以前は、雄山は外輪山と中央火口丘からなり、外輪山の側面にある側火山は島の中央から放射線上に並立し、いわゆる裂砕噴出

をなし、流出した溶岩は流動性に富み、海岸まで達しているという景観を呈していた。しかし、平成12年(2000年)7月から8月に発生した山頂部での大規模な噴火により、直径約1.6 km、深さ約450mのカルデラが出現した。

- 島内に河川はなく、各所に清水の湧出を見る。また、大久保浜、三池浜、錆ヶ浜のように700mに及ぶ砂浜も有するが、海岸沿いは断崖が多く、湾入部に乏しい。
- 集落は島内一円に点在し、大きくは5つの集落から形成されている。
- なお、三宅村では昭和58年(1983年)の噴火に伴い、翌59年(1984年)5月に、阿古の2か所を建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建築制限を行っている。
- また、平成12年(2000年)の噴火以来、山頂火口から火山ガスの噴出が継続していることから、安全確保のため、村条例により島内を10地区に分けて一部地域への立ち入りや居住等を制限している。村では常時島内14か所において火山ガス濃度を監視しており、濃度レベルに応じて注意報・警報を発令、防災行政無線等を通じて島民に伝達し、一定濃度以上になれば、当該地区の島民が避難する体制が整えられている。

(資料第1 三宅村火山ガス関連資料 P225)

(5) 八丈島

- 八丈島は、東京から南へ290 kmに位置し、面積69.5 km²、周囲59 kmのマユ形をした火山島で、南東部を占める東山(三原山701m)、北西部を占める西山(八丈富士854m)より成っている。
- 三原山は、直径1 kmのカルデラを囲む先カルデラ成層火山で、その内側にある後カルデラ成層火山からなる複式火山である。一方、八丈富士は、典型的な円錐形の成層火山で、中腹に陥没したカルデラが存在し、カルデラ内の中央火口丘が単一の円錐型火山に見えるまで成長した構造を持ち、南東へ比較的広い裾野を展開している。
- 集落は、島の南東部に位置する三原山を中心とする檜立・中郷・末吉で形成される坂上地区と、島の北西部に位置する永郷地区及び八丈富士と三原山の中間にあり、島の経済活動の中心地である、大賀郷・三根で形成される坂下地区がある。

(6) 青ヶ島

- 青ヶ島は、八丈島の南方67 kmに位置し、面積5.98 km²、周囲9 kmの楕円形をした島である。地形的にはカルデラと呼んでよい大きさの池の沢火口を有する典型的な二重火山である。外輪山の外側斜面は45度から70度の急な崖をなし海岸線に臨んでいる。
- また、海岸沿いには高さ50mから200mに及ぶ直立する海食崖が形成されている。一方、中央火口丘の丸山は、天明5年(1785年)の噴火で形成された。
- 集落は、島の北側平坦地である休戸郷及び西郷地区に集中している。

2 その他の火山が存在する島

(1) 利島

- 利島は、大島の南方 28 km に位置し、面積 4.12 km²、周囲約 8 km の小島で海岸は断崖が続く平地はなく、中腹北西寄りに集落がある。
- 玄武岩質から成り立っているが、表土は伊豆諸島中最も地味が肥えており、全島ほとんどが椿におおわれている。
- 地形の特色は、コニーデ状断崖地形である。

(2) 式根島

- 式根島は、新島の南方約 8 km の海上に浮かぶ新島の属島で、面積は 3.9 km²、周囲約 12 km、地形はほとんど平盤な台地で、隆起した高地は見られない。海岸線は断崖で囲まれているが、伊豆七島中最も出入に富んでいて数多くの小湾がある。島の東南部海岸には 2 か所で温泉が湧出している。集落は他島と異なり島内各地に点々と散在している。
- 地質は新島と同じく流紋岩系で、島全体が 1 回の噴火で形成された単成火山と考えられるが、新島の単成火山群より噴出年代が古く、現在は溶岩流と溶岩円頂丘しか残っていない。
- なお、式根島は火山噴火予知連絡会が定義する活火山ではない。

(3) 御蔵島

- 御蔵島は、三宅島の南方 18 km に位置し、面積 20.58 km²、周囲約 16 km で、中央に御山(851m)があり、ほぼ円形をなした鐘状の火山島である。
- 御山の周囲には、高峯が重畳し、傾斜が強く、御山に源を発する平清水川、大島分川の 2 河川と東側に小河川を有する、また、御山東南の中腹には、周囲 400m の火口湖御代ヶ池がある。
- 地質は、安山岩と溶岩の互層からなり、海岸沿いには海食による直立した断崖が多い。
- 集落は、島の北側比較的平坦な里地区 1 か所に集中している。

第4節 島しょの火山活動の状況

- 都の島しょ地域には、多くの活動的な火山島や海底火山が存在する。昭和 50 年(1975 年)から平成 20 年(2008 年)までに、伊豆大島、三宅島、海德海山、硫黄島及び福德岡ノ場で噴火があった。また、ベヨネース列岩(明神礁)、須美寿島、西之島、噴火浅根及び福德岡ノ場では、火山活動に伴うとみられる変色水が認められた。
- 都総務局では、三宅島における平成 12 年(2000 年)以降の火山活動への対応をいっそう適切に行うため、火山観測または研究を行っている各分野の専門家からなる「三宅島火山活動検討会」を設置し、火山防災対策等の判断に必要な意見等を求めている。(資料第 2 「三宅島火山活動検討委員会」設置要綱 P228)
- 以下に、各火山の活動状況や主な噴火活動を示す。
(資料第 3 過去の噴火活動 P229)

1 伊豆大島(758m、34° 43′ N, 139° 24′ E 三原新山)

- 北北西～南南東 15 km、東北東～西南西 9 km の島で、主に玄武岩(SiO_2 51～53%)の複式成層火山で、島の中央部にはカルデラと中央火口丘三原山がある。カルデラは、5 世紀と 7 世紀に発生した 2 度のマグマ水蒸気爆発に際し、陥没によって生じたものである。
- カルデラの径は 3～4.5 km で東方に開く。中央火口丘三原山の火口(径 800m)内の地形は、火山活動の盛衰に応じ絶えず変動している。島の伸長方向(ほぼ富士火山帯の走向)の弱線上での山腹噴火が多かったが、1800 年以降の噴火は三原山火口の中で行われてきており、さらに、昭和 61 年(1986 年)の噴火では三原山火口、カルデラ底、山腹斜面で起こっている。ストロンボリ式、(サブ)プリニー式及びハワイ式の噴火が特徴である。海岸近くではマグマ水蒸気爆発も起きている(たとえば波浮港は爆裂火口の跡である。)
- 岩石は、マグネタイト、チタノマグネタイト等の磁性鉱物を多量に含むのが特徴で、噴火活動と地磁気の変化の関連が観測されている。火山性微動の消長と火山活動との関連も報告されている。地震は、カルデラ内、島の東側、北～西側に群発することがある。平成 19 年(2007 年)12 月 1 日、気象庁は、伊豆大島を対象として噴火警戒レベルを導入し、平成 20 年(2008 年)10 月 1 日現在、レベル 1(平常)としている。
- 過去の主な噴火活動

684 年 856 年 1112 年	天武 13 年 斉衡 3 年 天永 3 年	噴火
1338 年	延元 3 年	三原山東山腹に噴石丘、北西麓に火口生成、溶岩流(元町溶岩流)

1421 年	応永 28 年	大島南部に火口生成、溶岩流。別にカルデラを越流した溶岩は一部カルデラ北東側に流出
1552 年	天文 21 年	カルデラを越流した溶岩は北東に流れ、海岸に達した。
1684 年	貞享元年	カルデラを越流した溶岩は東部海岸にまで流出
1777 ～78 年	安永 6 ～ 7 年	安永の大噴火といわれ、多量の溶岩を流出。南西方に流れたものは野増、差木地間の赤沢で止まり、北東方への溶岩はカルデラ床を埋め、更に外輪山から東に流下して海に達した。スコリアが全島に降下。噴出物総量約 6 億 5 千万 t。噴火活動は、消長をくり返しながら寛政 4 年(1792 年)まで続いた。
1912 ～14 年	明治 45～ 大正 3 年	明治・大正噴火。噴出物総量約 7,460 万 t におよび、安永噴火以来最大の噴火。噴石活動、溶岩流出
1950 ～51 年	昭和 25～26 年	噴石丘形成、溶岩流がカルデラ床に流下。噴出物総量約 5,880 万 t
1986 年	昭和 61 年	7 月から火山性微動。11 月 15 日噴火、19 日溶岩流がカルデラ床に流下。21 日カルデラ床で割れ目噴火、溶岩噴泉、溶岩流。外輪山外側で割れ目噴火、溶岩流下。全島民約 1 万人島外に避難

2 新島(432m、34° 24′ N, 139° 16′ E)

- 南北 11.5 km、東西 2.5 kmの島。南部と北部に流紋岩の溶岩円頂丘群があり、北端部には玄武岩(SiO_2 51%)の火山礫層(若郷火山)がわずかに分布している。
- 噴火記録があるのは、島内で最も新しい向山(301m、 SiO_2 76%)だけである。噴気・地熱地帯はないが、噴火すれば激烈で、火砕流・泥流も生じやすい。
- 過去の主な噴火活動

886 年	仁和 2 年	房総半島で黒煙、鳴響、雷鳴を認めた。地震頻発、降灰砂多く牛馬倒死多数

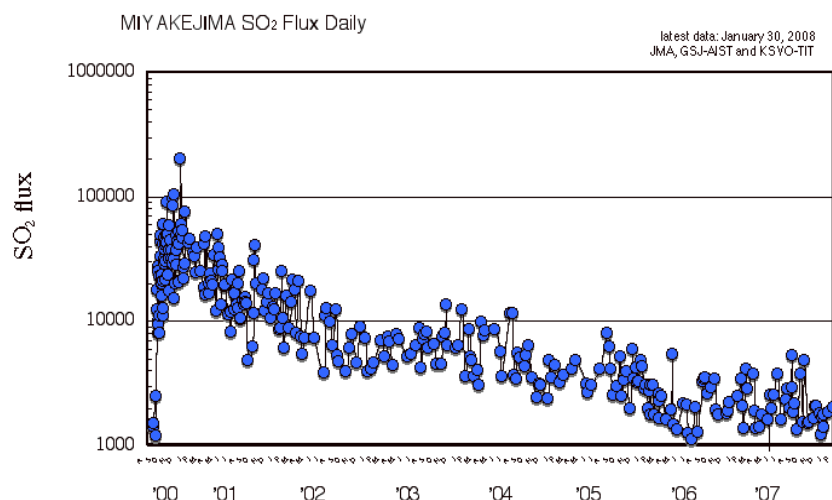
3 神津島(571m、34° 13′ N, 139° 09′ E)

- 南北 6 km、東西 4 kmの島で流紋岩(SiO_2 72～77%)の溶岩円頂丘群がある。噴火記録があるのは、島の中央部に位置する主峰天上山のみである。噴火すれば激烈で、火砕流・泥流も発生しやすい。噴気孔はない。
- 過去の主な噴火活動

838 年	承和 5 年	天上山生成。降灰、溶岩海に流入

4 三宅島(※775m, 34.06°N139.32°E)

- 直径8kmのほぼ円形の、主に玄武岩(SiO_2 50~56%)の多重式成層火山である。山頂噴火のほか、山腹~付近海底での(放射状)割れ目噴火(ストロンボリ式ないしハワイ式噴火)で溶岩を流出しやすい。
- 海岸地域では激しいマグマ水蒸気爆発が起こっている。平成12年(2000年)の噴火前までは、径1.6kmのカルデラ内の中央火口丘雄山付近と昭和37年(1962年)及び昭和58年(1983年)の山腹噴火地帯で噴気・地熱があった。
- 噴火前に水蒸気の噴出や地震が発生することがあり、昭和37年(1962年)を始め、過去のいくつかの噴火では噴火直後から有感地震が頻発した。昭和15年(1940年)、37年(1962年)の噴火に際して発生したこれらの地震の震源は、島の北西部であったにもかかわらず、噴火場所は北東山腹であった。昭和58年(1983年)の噴火では、約2時間前位から前駆的地震が記録され始め、噴火開始までに5回の有感地震が観測されている。
- 平成12年(2000年)の噴火では、雄山の下部で火山性地震が群発し始め、傾斜計にも異常な動きが観測された。地震の発生域は翌日には西方海域に移動、島内での地震は起こらなくなったが、海底噴火が確認される。その後、再び島内で地震活動が始まり、山頂で噴火した。噴火は数度におよび、山頂部に直径約1.6km、深さ約450mの陥没孔が出現した。噴煙は高度14,000mにも達した。
- 山頂火口からは、平成12年(2000年)8月頃から火山ガス(二酸化硫黄)の放出が始まり、平成12年(2000年)秋から平成13年(2001年)春頃には1日あたり数万トンとピークに達し、世界に類を見ない放出となった。その後、火山ガスの放出量は徐々に減少しているものの、平成20年(2008年)10月現在では、1日あたり1,000~3,000トンで推移しており、放出が終息する目途は立っていない。また、山頂火口では、島内にごく微量の降灰をもたらし程度のごく小規模な噴火が時々発生している。
- 大量の降灰、噴石があり、溶岩も噴出したほか、低温の火砕流が発生した。
＜三宅島の二酸化硫黄放出量の推移(気象庁、産業技術総合研究所)＞



※ 三宅島の標高 775m は、平成 16 年(2004 年)に国土地理院が作成した「1:25000 地形」による

- 平成 20 年(2008 年) 3 月 31 日、気象庁は三宅島を対象として噴火警戒レベルを導入し、平成 20 年(2008 年)10 月 1 日現在、レベル 2 (火口周辺規制)としている。
- 過去の主な噴火活動

1643 年	寛永 20 年	溶岩は海中へ約 1 km 流出。阿古村(現在の位置とは異なる。)は全村焼失。旧坪田村は風下のため火山灰、焼石が多数降り、人家、畑を埋めた。
1712 年	正徳元年	山麓で噴火、溶岩が海中にまで流出。阿古村では泥水の噴出で多くの家屋埋没。牛馬死亡
1763 年	宝暦 13 年	雄山山頂噴火、阿古村薄木でも噴火
1811 年	文化 8 年	北側山腹噴火
1835 年	天保 6 年	西山腹の笠地付近で噴火、噴石、溶岩流
1874 年	明治 7 年	神着村南方の山中で噴火。溶岩は北方に流れ海に 5,000 m ² の新しい陸地をつくる。 人家 45 戸が溶岩に埋没。死者 1
1940 年	昭和 15 年	7 月 12 日北東山腹より噴火、溶岩流出。14 日から山頂噴火。多量の降灰、火山弾放出。死者 11、負傷 20、牛の被害 35、全壊、焼失家屋 24、その他被害大
1962 年	昭和 37 年	8 月 24 日北東山腹の海拔 200～400m 辺から噴火。多数の火孔から溶岩を海中にまで流出。噴火は 30 時間で終了したが、終了後から有感地震頻発。焼失家屋 5 棟、山林耕地等に被害
1983 年	昭和 58 年	10 月 3 日南西山腹に生じた割れ目から噴火。溶岩噴泉、溶岩流。島の南部でマグマ水蒸気爆発が発生し、多量の岩塊が周辺に落下。溶岩流で阿古地区の住宅の埋没・焼失約 400 棟。山林耕地等にも被害。総噴出量 2000 万 t
2000 年	平成 12 年	雄山山頂噴火。7 月 8 日、14～15 日、8 月 10 日、13 日、14 日、18 日、29 日、9 月 9 日に噴火。山頂カルデラ内に直径約 1.6 km、深さ約 450m の陥没孔が出現。大量の降灰、噴石があり 8 月 18 日には溶岩も噴出した。低温の火砕流発生、降灰多量。火山性ガスの噴出は当初 1 日あたり数万トンにおよび、平成 17 年(2005 年)半ば以降は 1 日あたり 2,000～3,000 千トンで推移しており、山麓にごく微量の降灰をもたらす程度のごく小規模な噴火が時々発生している。

5 八丈島(854m、33° 08′ N, 139° 46′ E)

- 東山・西山の2火山が接合した北西～南東 14 km、北東～南西 7.5 kmの島である。
- 東山は噴火記録はなく、浸食が進んでいる。西山は玄武岩(SiO_2 50～55%)の成層・円錐火山で、八丈富士とも呼ばれ、山頂噴火のほか、山腹や付近海底から噴火したという古記録もある。
- 平成14年(2002年)8月には、西山直下にマグマの貫入を示唆する群発地震と地殻変動が発生した。
- 過去の主な噴火活動

長享元年(1487年)～慶長11年(1606年)に5回の噴火記録がある。噴火規模等は不明である。

6 青ヶ島(423m、32° 27′ N, 139° 46′ E)

- 北北西～南南東 3.5 km、西南西～東北東 2.5 kmの二重式の火山島。外輪山は玄武岩(SiO_2 51～52%)、二つの中央火口丘は安山岩(SiO_2 60～62%)、カルデラは径 1.5 km。過去の噴火は爆発型であるが、溶岩を流出したこともある。島の北端部及びカルデラ内の数か所に噴気孔・温泉がある。
- 過去の主な噴火活動

1783 年	天明 3 年	3 月 26 日砂を噴出、4 月 10 日地震のあと火口原に火孔生成、赤熱噴石を噴き上げ最大約 2m 噴石島中に降り 61 戸焼失、死者 7 人。翌 11 日砂や泥土を噴出、15 日火炎、黒煙、噴石は火口原を埋め更に高さ 100m 余りの二つの噴石丘を形成
1785 年	天明 5 年	4 月 18 日火口原から噴火を始め噴煙、赤熱噴石、泥土噴出、5 月頃まで続く。当時 327 人の居住者のうち 130～140 人が死亡と推定され、残りは八丈島に避難し、以後 50 余年無人島となる。

第3章 都・区市町村及び防災機関の役割

第1節 東京都

- 1 東京都防災会議に関する事
- 2 防災に係る組織及び施設に関する事
- 3 災害情報の収集及び伝達に関する事
- 4 自衛隊等への派遣要請に関する事
- 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事
- 7 緊急輸送の確保に関する事
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事
- 9 人命の救助及び救急に関する事
- 10 消防及び水防に関する事
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事
- 12 応急給水に関する事
- 13 救助物資の備蓄及び調達に関する事
- 14 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- 15 ボランティアの支援に関する事
- 16 公共施設の応急復旧に関する事
- 17 災害復興に関する事
- 18 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- 19 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- 20 事業所防災に関する事
- 21 防災訓練に関する事
- 22 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

第2節 区市町村

- 1 区市町村防災会議に関する事
- 2 防災に係る組織及び施設に関する事
- 3 災害情報の収集及び伝達に関する事
- 4 緊急輸送の確保に関する事
- 5 避難の勧告、指示及び誘導に関する事
- 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関する事

- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- 8 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- 9 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- 10 ボランティアの支援に関すること
- 11 公共施設の応急復旧に関すること
- 12 災害復興に関すること
- 13 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- 14 事業所防災に関すること
- 15 防災訓練に関すること
- 16 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

第3節 指定地方行政機関

名 称	内 容
関 東 財 務 局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分にに関すること
関 東 信 越 厚 生 局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること
関 東 農 政 局	1 農地、農業用施設に係る防災ダム、ため池等整備、湛水防除対策、地すべり対策、農地保全対策、地盤沈下対策、水質障害対策、海岸の保全事業に関すること 2 ダム、堤防、排水機等農地保全施設または農業水利施設の防災管理に関すること 3 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び災害・病虫害の防除に関すること 4 野菜、乳製品等の食糧品、種もみ等、その他の災害復旧用資材の供給に関すること 5 土地改良機械及び技術者の把握及び緊急動員に関すること 6 国が行う農地・農業用施設等に対する災害復旧事業の実施及び都または団体が行う災害復旧事業の指導または助成に関すること 7 被災農林漁業者に貸付けられる資金の融通に関すること 8 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること

第3章 都・区市町村及び防災機関の役割

第3節 指定地方行政機関

名 称	内 容
東京農政事務所	1 主要食糧の供給に関すること
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること 2 鉱山における保安に関すること
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること 2 通信施設等の設備に関すること 3 公共施設等の整備に関すること 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること 5 官庁施設の災害予防措置に関すること 6 油保管管理施設の調査及び指導に関すること 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に係る情報提供・支援に関すること 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること 11 災害時における復旧資材の確保に関すること 12 災害発生が予測されるときまたは災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること
関東運輸局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること 2 災害時における輸送用船舶のあつ旋に関すること 3 鉄道及び軌道の安全保安ならびにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること 4 災害時における輸送用車両のあつ旋に関すること
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
第三管区 海上保安本部	1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関すること 2 火山災害に関する情報の収集に関すること 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること

名 称	内 容
	4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する こと 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障 害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水 路の検測、航路標識等の復旧)に関すること 6 海上における治安の維持に関すること 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する こと 8 その他、火山災害応急対策に必要な事項
東京管区気象台 (気象庁)	1 気象、地象、水象等に関する観測通報、予報、警報等を行 い、災害の予防及び軽減、交通の安全確保等に寄与する こと
関東総合通信局	1 電波及び有線電気通信の監理に関すること 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導 に関すること 3 災害時における非常通信の確保ならびに非常通信の運用 監督に関すること 4 非常無線通信訓練の計画及びその実施についての指導 に関すること 5 非常通信協議会の育成及び指導に関すること 6 総務省が備蓄する災害対策用移動通信機器の無償貸与 に関すること。
東京労働局	1 産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること 2 雇用対策に関すること

第4節 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊 第1師団	1 災害派遣の計画及び準備に関すること (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実 施
海上自衛隊 横須賀地方総監部	2 災害派遣の実施に関すること

第3章 都・区市町村及び防災機関の役割

第5節 指定公共機関

名 称	内 容
航空自衛隊 防空指揮群本部	(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある 応急救援または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸 付及び譲与

第5節 指定公共機関

名 称	内 容
郵便事業	1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
郵便局	3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援 護対策に関すること
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設ならびにこれらの施設の保全に 関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関す ること
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設ならびにこれらの施設の 保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関 すること
日 本 銀 行	1 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するため の措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日 赤 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び 死体の処理を含む。)の実施に関すること 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する こと 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること 4 輸血用血液の確保、供給に関すること 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること(原則として義援 品については受け付けない。) 6 災害救援品の支給に関すること

名 称	内 容
	7 日赤医療施設等の保全、運営に関すること 8 外国人安否調査に関すること 9 遺体の検案協力に関すること 10 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること
日 本 放 送 協 会	1 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること 3 放送施設の保全に関すること
東 日 本 高 速 道 路	1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること
中 日 本 高 速 道 路	2 災害時の輸送路の確保に関すること 3 道路、施設の災害復旧工事にに関すること
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)または改築の実施に関すること 2 水資源開発施設の保全(施設の管理)に関すること
国 立 病 院 機 構	1 国立病院機構の医療の提供に関すること 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること
K D D I	1 災害時における重要通信の確保と優先的取扱いに関する こと 2 固定電話、携帯電話、IP 通信などの疎通の確保と被災通 信設備の復旧に関すること
J R 東 日 本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関す ること
J R 東 海	2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸 送の協力に関すること
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に 関すること
東 京 ガ ス	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び 安全保安に関すること 2 ガスの供給に関すること
日 本 通 運	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及 び避難者等の輸送に関すること
東 京 電 力	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること

第6節 指定地方公共機関

名 称	内 容
東 武 鉄 道	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東 急 電 鉄	
京 成 電 鉄	
京 王 電 鉄	
京 浜 急 行	
西 武 鉄 道	
小 田 急 電 鉄	
東 京 地 下 鉄	
東 京 モ ノ レール	
ゆ り か も め	
北 総 鉄 道	
多摩都市モノレール	
東京臨海高速鉄道	
首都圏新都市鉄道	
東 海 汽 船	1 船舶ならびに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
都 ト ラ ッ ク 協 会	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
都 庁 輸 送 組 合	
都 医 師 会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること
都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること
都 薬 剤 師 会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
献 血 供 給 事 業 団	1 血液製剤の供給に関すること
都 獣 医 師 会	1 動物の医療保護活動に関すること
東 京 放 送	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 2 放送施設の保全に関すること
文 化 放 送	
ニ ッ ポ ン 放 送	
ラ ジ オ 日 本	
東 京 F M	
J - W A V E	
日 経 ラ ジ オ 社	

名 称	内 容
インターエフエム	
T B S ラ ジ オ & コミュニケーションズ	
日 本 テ レ ビ	
テ レ ビ 東 京	
フジテレビジョン	
テ レ ビ 朝 日	
T O K Y O M X	
東 京 バ ス 協 会	1 バスによる輸送の確保に関する事
東 旅 協	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事
都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関する事
日本エレベーター協会	1 エレベーターの応急復旧に関する事

第2部

災害予防計画

第1章 各防災機関の予防業務と役割

第1節 目的

- 噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。
- また、それとともに、発災時には適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制を予め定め、立上げを準備しておくことが必要となる。そのためには、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練や習熟とあわせて、災害を想定した体制を組んでおくことが必要である。
- 予防計画の実行に当っては都民や各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などの繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。

第2節 予防業務

- 各機関の主な予防業務は次のとおりである。

機関名	予 防 業 務
町村及び各防災機関等	1 災害対策本部体制の整備に関すること 2 防災情報の収集体制の整備に関すること 3 防災訓練に関すること 4 避難体制(島外避難)の整備に関すること
総務局	1 災害予防計画の調整、統括に関すること 2 動員体制の整備に関すること 3 災害通信体制の整備に関すること 4 災害広報体制の整備に関すること 5 避難体制(島外避難)の整備に関すること
財務局	1 緊急輸送体制の整備に関すること
生活文化スポーツ局	1 災害広報体制の整備に関すること 2 ボランティアの支援体制の整備に関すること
環境局	1 火山性ガスの観測体制の整備に関すること 2 ごみ等の処理体制の調整に関すること

第1章 各防災機関の予防業務と役割

第2節 予防業務

機関名	予 防 業 務
福 祉 保 健 局	1 避難所管理運営体制の整備に関する事 2 食料供給体制の整備に関する事 3 生活必需品の供給体制の整備に関する事 4 災害時要援護者対策に関する事 5 医療救護体制に関する事 6 防疫・保健衛生体制の整備に関する事 7 給水体制の調整に関する事
産 業 労 働 局	1 食料供給体制に関する事 2 事業資金の融資等に関する事 3 労務供給体制の整備に関する事
中央卸売市場	1 食料供給体制の整備に関する事
都 市 整 備 局	1 一時提供住宅及び仮設住宅の提供体制に関する事 2 被災住宅の応急修理体制に関する事
建 設 局	1 都市施設等の防災構造化及び復旧に関する事 2 緊急輸送路確保のための体制の整備に関する事 3 砂防事業に関する事
港 湾 局	1 海上輸送体制の整備に関する事 2 都市施設等の防災構造化及び復旧に関する事
水 道 局	1 給水体制の調整に関する事
教 育 庁	1 避難活動体制の整備に関する事 2 防災教育に関する事
報 道 各 社	1 災害報道体制に関する事
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関する事
K D D I	1 固定電話、携帯電話、IP 通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関する事
東 京 電 力	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関する事

第2章 火山観測

- 伊豆諸島の火山は、海中から続く火山体の山頂部分に住民が居住していることになり、火山が噴火した場合には、内陸の火山に比べ住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。
- このため、観測機器を設置し、火山の活動状況を常時把握することにより、噴火時における災害発生の防止、被害の軽減や住民の避難対策等の火山噴火対策を推進する必要がある。
- 本章では、国及び都の火山観測体制について記載する。

第1節 国の火山観測体制

- 国の伊豆諸島における火山観測は、火山活動の監視、噴火警報・予報の発表・伝達の責務を持つ気象庁を始め、独立行政法人防災科学技術研究所、東京大学地震研究所などの研究機関等が行っている。
- 気象庁は、伊豆大島(三原山)と三宅島(雄山)及び八丈島を常時観測対象の火山として位置づけ、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で、震動観測、地殻変動観測、遠望観測を行うほか、随時現地調査を行って火山活動の推移を24時間体制で監視している。
- 気象庁は、全国の火山活動の早期検知、噴火警報・予報の迅速な発表及び火山活動状況の解説をわかりやすく行うため、「火山監視・情報センター」を気象庁本庁など全国4ヶ所に整備し、平成14年(2002年)から新たに業務を開始した。
- 火山活動に変化があった場合の異常時には、ヘリコプターによる上空からの観測を関係機関の協力のもと行うこととしている。また、平常時においても、火口内の熱異常域の変化等、活動の基礎データ収集のため、気象庁及び火山専門家の協力のもと定期的に観測を行うこととする。
- 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震 動 観 測	○ 地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地 殻 変 動 観 測	○ GPS や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	○ 監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。 ○ 空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。

区 分	内 容
そ の 他 の 観 測	○ 磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 ○ 温度計や赤外熱映像装置により、噴気地帯の噴気温度や地熱地帯の地表面温度分布を定期的に観測する。 ○ 火山ガスの放出量を定期的に観測する。

第2節 都等の火山観測体制

1 火山活動

- 都防災会議火山部会は、平成4年(1992年)11月、「伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究」をまとめ、都防災会議に報告した。この報告の中で、火山による噴火の形態が異なることから、それぞれの火山の活動様式に適した観測、監視を行う必要があると提言した。
- この提言を受け、都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、島しょの関係町村の協力を得て、国の観測体制が整備されている伊豆大島を除く利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島に地震計、傾斜計等の観測機器を設置し、観測・監視体制の整備を図った。
- また、噴火の予知が困難といわれる三宅島については、ほぼ隔年で水準測量を行い、長期的な視点での火山活動の把握に努めている。
- なお、得られた観測データは、都防災専門員及び防災顧問が解析、検討を行うほか、東京大学地震研究所に解析委託を行うとともに、気象庁にも提供している。
(資料第4 観測機器の整備状況 P235)

2 火山ガス

- 平成12年(2000年)に噴火した三宅島の火山ガスについて、都環境局は同年8月から島内5ヶ所で測定を開始し、平成17年(2005年)9月28日に測定地点8地点の自動測定機器を三宅村に譲渡した。
その後、三宅村による14地点の観測が実施されている。

第3章 施設の整備

- 港湾、道路、空港等の公共施設は、住民が生活を行ううえで重要な役割を担っていて、これらが被災した場合、日常生活はもとより、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことになる。
- このため、これらの施設の整備を図るとともに、これらの施設を災害から守る砂防施設を整備することが重要である。
- 本章においては、港湾、道路、空港、学校、その他の公共施設の整備について、それぞれの施策を定める。

第1節 港湾施設等

- 災害発生時において、港湾施設は、島民の生命を守る緊急避難及び応急物資や、復旧用資機材の輸送等に重要な役割を担っている。このため、大離島は一島二港方式、小離島は一港二突堤方式で港湾整備を行っている。
- また、噴火により流れ出た溶岩や、その後の降雨による泥流、土石流から生命・財産を守るため、砂防施設を整備して、火山災害の防止に努めている。
- 本節においては、港湾、漁港、海岸、火山砂防の各施設について、それぞれの施策を定める。
 - ※ 一島二港方式：就航率を上げるため、一つの島に二か所の港湾(漁港)を整備する。
 - ※ 一港二突堤方式：岸壁自体が互いに防波堤の役割を果たすように、一つの港に平行して二か所の突堤式の岸壁を整備する。

1 港湾

- 現在建設中の施設の完成を図るとともに、特に青ヶ島等の小離島の港湾施設の整備を促進する。
 - (1) 施設の現況
 - 都の地域における港湾は、東京港及び島しょの港湾 16 港(漁港を除く。)である。

(資料第5 東京港の現況 P237)

(資料第6 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図 P238)

(資料第7 島しょ港湾(地方港湾)一覧表 P239)

(資料第8 伊豆諸島の港湾等位置図 P240)

(資料第9 小笠原諸島の港湾等位置図 P241)

(2) 予防対策

○ 各機関が実施する港湾施設の整備及び船舶安全対策は、次のとおりである。

機関名	内 容								
都 港 湾 局	○ 船舶の安全確保 港内の静穏を図るための防波堤の整備、航行及び停泊のための航路、泊地、小型船だまりの整備、航路標識、無線等による船舶の避難誘導体制の整備を図る。 ○ 公共上屋への浸水防止 用地造成の際に高潮、風波を考慮するとともに上屋の出入口に防波扉を設置する。 ○ ふ頭施設の損壊防止 各施設の設計時に風波を十分に検討し、特に岸壁クレーン等の倒壊、逸走の予想されるものについては、固定用の器具及びストッパーを設置する。 ○ 事業計画 1 東京港 ○ ふ頭の整備にあわせ、航路、航路・泊地、泊地等を整備するほか、定期的に維持しゅんせつを行う。 2 島しょ港湾 (資料第7 島しょ港湾(地方港湾)一覧表 P239)								
関 東 地 方 整 備 局	○ 東京湾口航路の整備 中ノ瀬航路のしゅんせつ及び第三海堡の撤去を行い、船舶航行の安全を確保する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>航路名</th><th>全体計画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京 湾 口 航 路</td><td>平成12～19年(事業着手から7か年)</td></tr> <tr> <td>中 ノ 瀬 航 路</td><td>しゅんせつ：370 万 m³</td></tr> <tr> <td>浦 賀 水 道 航 路 (第三海堡撤去)</td><td>しゅんせつ：112 万 m³</td></tr> </tbody> </table> ○ 東京湾内の海洋環境整備 東京湾内一般海域の浮遊ごみ・浮遊油を回収し、船舶航行の安全を確保する。	航路名	全体計画	東 京 湾 口 航 路	平成12～19年(事業着手から7か年)	中 ノ 瀬 航 路	しゅんせつ：370 万 m ³	浦 賀 水 道 航 路 (第三海堡撤去)	しゅんせつ：112 万 m ³
航路名	全体計画								
東 京 湾 口 航 路	平成12～19年(事業着手から7か年)								
中 ノ 瀬 航 路	しゅんせつ：370 万 m ³								
浦 賀 水 道 航 路 (第三海堡撤去)	しゅんせつ：112 万 m ³								
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 台風、異常気象その他により、港内における海難等の災害の発生が予想される場合、これを防止する対策を樹立するため、台風等対策委員会を設ける。 ○ 東京港の安全等に関する事項を協議し、その対策を実施するため、東京港安全汚染防止対策協議会を設けている。 ○ 流出油事故防止や対策のために、東京港排出油防除協議会								

機関名	内 容
	を設けている。 ○ 港内における危険物安全対策として、関係事業所の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して、災害を防止するため、次の措置を講ずるよう指導するほか、危険物積載船舶には、必要に応じ直接移動を命じ、もしくは航行の制限または禁止を行う。 1 危険物専用岸壁における荷役の制限または禁止 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策

2 漁港

- 島外避難の手段として、漁船の利用を確保するため、岸壁、防波堤等の施設を整備する。
- 都管内の漁港は、都営が21港、町営が2港あり、これらの維持管理は各々の管理主体である都や町が実施している。
- 都港湾局は、これらの漁港施設の防災計画では、主に漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、施設防護のため防波堤や護岸等の工事を行い、港内の静穏を図り、漁船等の安全を確保するため泊地のしゅんせつ拡張、船揚場の建設等を行うこととしている。(資料第10 島しょ漁港の現況 P242)

区分	島名	全体計画(平成 14 年度～23 年度)			実施計画 (平成 18 年度)
		漁港名	種別	事業内容	
都 営 漁 港	大島	元町	1	防波堤(改良)45m 泊地整備 2,200 m ² 船揚場 80m 岸壁(改良)120m	
		岡田	1	防波堤 123m 護岸(改良)15m 泊地整備 4,900 m ² 岸壁 100m 岸壁(改良)101m 道路 90m 用地 1,080 m ²	防波堤 20m(ケツン製作 2 函ほか) 護岸(改良)15m 泊地整備 400 m ²
		泉津	1		
		差木地	1		
		野増	1		
	新島	若郷	1	防波堤 100m 突堤 70m 防波堤(改良)520m 岸壁 200m 泊地整備 9,700 m ² 道路 485m 用地 2,000 m ²	防波堤 25m(ケツン据付 1 函) 岸壁 30m 防波堤(改良)15m 泊地整備 2,000 m ²
		羽伏	1	防波堤 145m 防波堤(改良)160m 護岸(改良)130m 胸壁 27m 岸壁 230m 船揚場 40m 道路 750m	防波堤 25m 防波堤(改良)60m 胸壁 27m
	式根島	野伏	1	防波堤 20m 胸壁 12m 岸壁 40m 航路泊地整備 1,700 m ² 道路 219m 用地 580 m ²	防波堤 17m

区分	島名	全体計画(平成 14 年度～23 年度)			実施計画 (平成 18 年度)
		漁港名	種別	事業内容	
		小浜	1	防波堤 65m 岸壁(改良)110m 船揚場(改良)35m 泊地整備 6,500 m ²	防波堤 5m
	神津島	三浦	4	防波堤 30m 防砂堤 200m 護岸 120m 突堤 80m 防波堤(改良)325m 岸壁 405m 船揚場 20m 道路 430m 岸壁(補修)260m 道路(改良)270m 用地 3,402 m ²	防波堤 30m(ケーソン製作 1 函) 突堤 20m(ケーソン製作 1 函) 防波堤(改良)28m 岸壁 10m
	三宅島	阿古	4	防波堤 195m 護岸 95m 突堤 140m 防波堤(改良)190m 岸壁 261m 岸壁(改良)40m 航路泊地整備 20,300 m ² 道路 830m 道路(改良)320m	防波堤(改良)30m(ケーソン製作 1 函) 泊地整備 900 m ²
		坪田	2	防波堤 75m 防波堤(改良)35m 護岸(改良)30m 岸壁(改良)82m	
		湯の浜	1		
		大久保	1	防波堤(改良)160m	
		伊ヶ谷	1	護岸 305m 護岸(改良)40m 岸壁 100m 岸壁(改良)44m 道路 262m 駐車場 800 m ²	護岸 90m 道路 75m

区分	島名	全体計画(平成 14 年度～23 年度)			実施計画 (平成 18 年度)
		漁港名	種別	事業内容	
	八丈島	神湊	4	防波堤 200m 護岸 40m 防波堤(改良)170m 防波堤(補修)80m 護岸(改良)420m 岸壁 51m 船揚場 35m 泊地整備 1,270 m ² 用地 4,100 m ² 道路 90m 道路(改良)150m 道路(補修)320m 駐車場 750 m ²	防波堤 30m 防波堤(改良)3m
		八重根	4	防波堤 330m 防波堤(改良)380m 護岸(改良)90m 岸壁(補修)60m 岸壁(改良)100m 船揚場(補修)15m 道路 400m 道路(改良)360m	防波堤 50m (ケーソン製作 1 函・据付 1 函) 護岸(改良)45m
		中之郷	1		
		洞輪沢	1	防波堤 155m 防波堤(改良)203m 泊地整備 4,350 m ² 岸壁 25m 船揚場(改良)58m 道路 40m 用地(改良)1,000 m ²	
	父島	二見	4	防波堤(改良)230m 護岸(改良)166m 岸壁(改良)163m 岸壁 75m	岸壁 30m
	母島	母島	4		

3 海岸

○ 島しょ海岸においては、島民の生命、財産を守る海岸保全施設の整備を進める。

(1) 島しょの海岸保全事業

○ 伊豆諸島は、台風の常襲コースにあたっており、季節風も強いので、波浪による侵食の防止及び高潮津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の施設を築造し、保全を図る。

ア 都港湾局所管の事業計画

(資料第 11 島しょ海岸保全施設の状況 P243)

イ 都建設局所管の事業計画

(資料第 11 島しょ海岸保全施設の状況 P243)

4 火山砂防

○ 伊豆諸島の地形は急峻で、地質も降雨により崩れやすい火山噴出物から成っている。火山活動の活発化により噴出した溶岩や降灰により、降雨時に発生する泥流や土石流から人命及び財産を守るため、砂防堰堤、流路、導流堤等の砂防施設を整備して、火山災害の防止に努める必要がある。

○ 予測が困難な火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、迅速かつ効果的に被害を軽減するための「伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画」を、学識経験者及び国土交通省、気象庁、警視庁などの関係機関と大島町より構成される検討委員会の中で策定していく。また、他の島しょ部においても、緊急の必要性が確認できれば、順次、火山噴火緊急減災対策砂防計画を砂防部局と防災部局で連携して策定していく予定である。

○ 三宅島については、三宅島火山噴火災害対策として、平成 12 年度～14 年度に災害関連緊急砂防事業により 26 沢で砂防ダムを 26 基、また、平成 13 年度からの 5 ヶ年計画で火山砂防激甚災害対策特別緊急事業として、27 沢に 25 基の砂防ダムと 3.4 km の流路の整備を行った。さらに、平成 17 年度から 5 ヶ年で 7 沢の施設整備を計画している。(資料第 12 三宅島砂防事業実施箇所図 P245)

事業名	規模	
H12 年度災害関連緊急砂防事業 完成	16 沢 1 ヶ年	砂防ダム 15 基 流路 0.4 km
H13 年度災害関連緊急砂防事業 完成	9 沢 1 ヶ年	砂防ダム 9 基
H14 年度災害関連緊急砂防事業 完成	2 沢(1 沢)※ 1 1 ヶ年	砂防ダム 2 基 流路 0.2 km
火山砂防激甚災害対策特別緊急事業 平成 13 年度～平成 17 年度	27 沢(11 沢)※ 2 5 ヶ年	砂防ダム 25 基 流路 3.4 km
火山災害関連砂防事業 平成 17 年度から実施中	7 沢 5 ヶ年	砂防ダム 7 基 流路 2.2 km

- ※1 2 沢中 1 沢は H13 年度の沢と重複
※2 27 沢中 16 沢は H12 年度の沢と重複

第2節 道路

- 島しょの道路は、円錐形の急峻な地形上を通っているため、火山噴火災害等により、斜面崩壊、落石、降灰等による災害を受けやすい。これらの道路がひとたび被災した場合、災害時の緊急避難や応急物資の輸送に支障をきたすことになる。
- このため、予防対策として、コンクリート擁壁、ブロック積、法面防護工等を行い、被害の防止に努める。

1 施設の現況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分		延長(m)	内訳		備考
			都道(m)	町村道(m)	
大島支庁管内	大 島	498,111	60,170	437,941	
	利 島	27,706	8,803	18,903	
	新 島	143,896	17,616	126,280	
	神 津 島	78,829	8,577	70,252	
(小計)		748,542	95,166	653,376	
三宅支管内	三 宅 島	133,463	34,856	98,607	
	御 蔵 島	21,273	14,993	6,280	
(小計)		154,736	49,849	104,887	
八丈支管内	八 丈 島	482,555	54,607	427,948	
	青 ケ 島	37,120	6,347	30,773	
(小計)		519,675	60,954	458,721	
小笠原支庁管内		50,025	35,360	14,665	
合計		1,472,978	241,329	1,231,649	

第3節 空港

- 災害発生時、空港は、住民の生命を守る緊急避難や応急物資輸送等のための拠点

として、重要な役割を担っている。

- このため、空港整備計画の一環として、空港施設の整備を行うことにより、災害時における緊急空輸等の活用を図る。

1 施設の現況

(平成20年3月現在)

施設名	基本施設	付帯施設	供用開始
八丈島空港	滑走路 2,000m×45m 誘導路 85m×23m エプロン 15,300 m ²	ターミナルビル 1棟(3,975 m ²) 航空局庁舎 1棟(1,500 m ²) 夜間照明施設 一式 駐車場 (20,300 m ² 、274台)	供用開始 昭和37年5月1日
大島空港	滑走路 1,800m×45m 誘導路 95m×23m エプロン 20,525 m ²	ターミナルビル 1棟(2,643 m ²) 航空局庁舎 1棟(218 m ²) 夜間照明施設 一式 駐車場 (2,340 m ² 、233台)	供用開始 昭和39年6月15日
三宅島空港	滑走路 1,200m×30m 誘導路 80m×18m エプロン 8,350 m ²	暫定ターミナルビル 1棟(491 m ²) 夜間照明施設 一式 駐車場 (960 m ² 、43台)	供用開始 昭和41年3月1日
新島空港	滑走路 800m×25m 誘導路 30m×9m エプロン 3,000 m ²	ターミナルビル 1棟(611 m ²) 照明施設(進入角指示灯滑走路末端識別灯)一式 駐車場 (1,185 m ² 、42台)	供用開始 昭和62年7月2日
神津島空港	滑走路 800m×25m 誘導路 30m×9m エプロン 3,000 m ²	ターミナルビル 1棟(586 m ²) 照明施設(進入角指示灯滑走路末端識別灯)一式 道路及び駐車場 (840 m ² 、24台)	供用開始 平成4年7月1日

第4節 学校

- 災害発生時における児童、生徒等の安全確保を図るとともに、被災者の一時収容施設ともなるので、校舎等の耐震、耐火構造化を進める。

第5節 その他の公共施設

- 公民館、診療所、福祉施設等の公共施設を今後建設する場合には、できる限り耐震、耐火構造とするとともに、現在、木造の施設については、逐次、耐震、耐火構

第3章 施設の整備
第5節 その他の公共施設

造化への促進を図る。

第4章 訓練及び防災知識の普及

- 火山活動に対応できるよう、都及び防災機関はそれぞれの火山の特徴と各島の状況を考慮して、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際に、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進に努める。

第1節 防災訓練の充実

- 災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合訓練及び各個別訓練の実施方法等について、次のとおり定める。

1 総合防災訓練

機関名	内 容
都	○ 火山噴火により被害が発生したことを想定し、都、町村及び関係防災機関が住民と一体となって総合防災訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災技術の習熟及び住民の防災意識の高揚を図る。 1 参加機関 (1) 都 (2) 町村 (3) 防災機関等 (4) 住民 2 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (2) 通信情報訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 現地実働訓練

2 支庁の訓練

機関名	内 容
支 庁 (大島・三宅・八丈)	1 無線訓練 ○ 災害時において有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合における無線通信系による通信の円滑な遂行を図るため、通信手続・無線機の操作等、無線通信に関する訓練を実施する。 (1) 参加機関 ア 支庁 イ 町村 ウ 関係防災機関

第4章 訓練及び防災知識の普及

第2節 防災知識の普及

機関名	内 容
	(2) 実施方法 ○ 関係機関と協議し、計画を定め訓練を実施する。 2 避難訓練 ○ 噴火災害において、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要である。そのためには、あらかじめ災害規模に応じた避難場所の確保、避難の方法・経路等を策定し、それに基づいて訓練を計画し実施するよう町村と調整を図る。

3 町村の訓練

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、その地域における第一次防災機関として、防災活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え、訓練実施に努める。

○ 都と町村との合同訓練の実施状況

訓練名	年月日	訓練内容	規模
東京都・大島町合同噴火災害総合防災訓練	平成14年11月21日	避難、給水・給食	6,300名
東京都・大島町合同総合防災訓練	平成18年11月21日	火山噴及び津波対策訓練	4,900名
東京都・八丈町・青ヶ島村・合同総合防災訓練	平成20年10月21日	火山噴及び津波対策訓練	4,000名

第2節 防災知識の普及

1 防災広報

○ 平素から地域住民、各事業所、学校の児童生徒を対象にそれぞれに適した方法により、火山に関する知識の普及活動を行う。

(1) 各防災機関が行う広報内容の基準は、次のとおりとする。

ア 噴火警報等、噴火警戒レベルについての普及啓発

イ 各防災機関の火山対策

ウ 火山活動の異常現象時の対応措置

エ 噴火時の対応措置

オ 降灰等に対する農作物の処置

(2) 大島町及び三宅村は、それぞれの火山の特色を記した火山防災マップを地

域住民に配布し、噴火時の避難方法等の周知徹底を図る。

- (3) 伊豆大島火山博物館、三宅島郷土資料館における展示等を通じて、火山に関する知識、情報を広く観光客等に提供する。
- (4) 「広報東京都」をはじめ都及び各防災機関の各種広告印刷物等により防災知識の普及を図る。
- (5) 火山活動に関するパンフレットの配布、インターネットを通じて広く防災知識の普及に努める。

2 防災教育

- 広報誌、パンフレット等により行うほか講習会、研修会等を実施する。
- また、学校教育、社会教育を通じて、防災知識等の普及を図る。特に、学校教育においては、小・中学校の理科、高等学校の地学の学習内容と安全教育資料「地震と安全」の内容との関連を図りながら指導し、防災の基礎的事項についての理解を深める。
- 児童生徒や防災活動に携わる住民、事業所の防災担当者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努めていく。
- 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における火山対策や降灰対策などの防災知識の普及を図る。

3 観光客に対する防災情報の提供

- 観光客には事前の普及啓発活動が困難である。また、住民と比較して火山に関する知識が少ないと考えるべきである。宿泊施設に観光客向けの「火山活動の異常現象時の対応措置」や「噴火時の対応措置」を示した広報ポスター等を掲示するなどの対応が望まれる。また、観光客向けのチラシや人が集まる場所に掲示板を表示するなどの措置も有効である。今後、地元町村とともに、観光客に対する防災情報の有効な提供方法についての検討を進める。
- 大島町では、伊豆大島火山博物館における展示等、三宅村では、三宅島郷土資料館を通じて、火山に関する正確な知識、情報を広く観光客に提供し、それによって、適切な避難行動に結び付けるなどの広報活動が、観光資源の開発とともに行われている。

第5章 都民等の防災行動力の向上

第1節 災害に強い社会づくり

- 都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、都民及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

1 都民等の役割

- 日頃から報道機関、都、区市町村を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- 町村で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、降灰注意報などの情報を確認する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 都・町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 災害時要援護者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報提供しておく。

2 防災市民組織等の強化

(1) 防災市民組織等の役割

- 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
 - ウ 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備

蓄

エ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知

オ 地域内の災害時要援護者の把握、災害時の支援体制の整備

カ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

キ 行政との連携・協力体制の整備

(2) 防災市民組織の充実

○ 防災市民組織の結成促進

ア 町村は、住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進める。

イ 都は、町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう町村に働きかけていく。

○ 防災市民組織の活動環境の整備

ア 町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。

イ 都は、町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。

○ 防災市民組織の訓練用資器材整備

都は、町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行ううえで必要な訓練用資器材を整備していく。

○ 防災市民組織への支援

都は、町村と連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等及び各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

3 事業所防災体制の強化

(1) 事業所の役割

○ 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

ア 社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。

イ 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。

ウ 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性の向上に努める。

4 行政・事業所・都民等の連携

(1) 相互に連携した社会づくり

- 行政、事業所、都民、地域コミュニティ、ボランティア等が、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。
- 都は、相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - ア 自治体間の相互支援体制の強化
 - イ 地域、事業所と行政が連携していく意識の醸成
 - ウ 火山災害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催

(2) 地域における防災連携体制の確立

- 町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。
 - ア 連携・協力体制
 - 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。
 - イ 地域コミュニティの活性化
 - 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。
 - ウ 合同防災訓練の充実
 - 地域住民と地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

(3) 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- 火山災害時の助け合いを推進するために、都民、町会・自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動しているさまざまな団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。
- そこで、都は、町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供など必要な施策を講じていく。

(4) 地域と事業所との連携強化

- 都は、東京商工会議所等の協力により、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、町村を介して、事業者と地域との連携を図られるよう努める。
- 都は、地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなどにより連携強化を図る。

第2節 ボランティア等との連携

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボラン

ティアやNPO、町村等関係機関との連携を図る。

1 一般のボランティア・NPO

(1) ボランティア等に対する支援体制の整備

ア 災害対策本部ボランティア部

- 大規模災害時において、都生活文化スポーツ局は災害対策本部にボランティア部を設置する。同部は、災害時におけるボランティア等への活動支援に関する都の総合的な窓口となる。

イ 広域ボランティア活動拠点

- 都は平成14年(2002年)に、東京芸術劇場等13の大規模施設をボランティア等の一時受入拠点(広域ボランティア活動拠点。以下、この章で「広域拠点」という。)として位置づけた。
- 都は、広域拠点で、ボランティアに対して、被災状況やボランティアニーズ等の情報を提供する。
また、受入れたボランティアの中から、町村等の要請に基づき必要なボランティアを町村等に派遣する。

ウ 宿泊所等

- 都は、他県等から参集したボランティア等に対して、被災地外の町村や関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の確保に努める。

(2) 東京ボランティア・市民活動センター、町村、他府県等との連携

ア 東京ボランティア・市民活動センターとの連携

	連 携 体 制
平 常 時	○ 都は、平常時から東京ボランティア・市民活動センターを中心に市民団体や関係団体と幅広くネットワークを築き、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を協働して行う。
災 害 時	○ 市民活動の支援にあたっては、東京ボランティア・市民活動センターが都に対して専門的なノウハウ及び助言を与えるとともに、ボランティアコーディネーターを広域拠点に派遣する。 ○ 都は、東京ボランティア・市民活動センターに対し、必要な情報及び資器材等を提供またはあつ旋することを連携の基本とする。

イ 町村との連携

	連 携 体 制
平 常 時	○ 都と町村は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。
災 害 時	○ ボランティア等の活動支援にあたっては、地域に精通した被災地の町村が中心になる。被災地の町村は、必要な情報や資器材を提供する

第5章 都民等の防災行動力の向上

第2節 ボランティア等との連携

	連 携 体 制
	など、ボランティア等を直接的に支援する。 ○ 都は広域的な立場から町村の活動を調整及び補完することを基本に、町村と密接に連携を図り、ボランティア等を支援する。 ○ 都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全域の情報を提供し、コーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的な支援を図る。 ○ 都は、被災地外の区市町村等と連携し、他県等から参集するボランティア等に対して可能な限り宿泊所等の確保に努める。

ウ 他府県との連携

	連 携 体 制
平 常 時	○ 都は、平常時から広域的なネットワークを築き、災害時には、被災地もしくは周辺地域からボランティア等に関する支援を呼びかける体制の整備を検討する。
災 害 時	○ 都は、被災地が複数の自治体に及ぶ場合や被災地だけでは対処できない事態が生じた場合は、ボランティア等への支援を含めた地域間における相互協力の連携体制を図る。 ○ 都は、他府県で災害が発生した場合は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、被災地の必要とするコーディネーター等を派遣し、ボランティア等に対する正確な情報、必要とする資器材の提供などの支援を図る。

エ 広域拠点の運営のしくみ

- 都は、事前に指定された広域拠点から、被害状況や交通機関の復旧状況を勘案し、被災後2日以内に開設する広域拠点を決定する。

広域拠点の運営は、都職員及び東京ボランティア・市民活動センターを通じて派遣されたボランティアコーディネーターが中心となっていく。

- 都は、東京ボランティア・市民活動センターにボランティアコーディネーターの派遣要請を行う。

派遣要請を受けた東京ボランティア・市民活動センターは、ボランティアコーディネーターの派遣協定を結んでいる他県ボランティアセンターに対し、開設した広域拠点へボランティアコーディネーターの派遣要請を行う。

都は、3日目以降町村等からのボランティアの派遣要請に基づき、派遣先、人数等を決定し、町村等へボランティアを派遣する。

- 都は、被災地外の区市町村と連携して、可能な限りボランティアのための宿泊所(避難所として使用されない学校等)を確保するとともに、公共交通機関が復旧するまでの間、関係機関と連携して、可能な限り宿泊所から被災地までの移動手段(バス、船舶等)を確保する。

- ボランティアの支援体制については、ライフラインの復旧状況や町村の体制を勘案し、被災後おおむね1週間を目途に、広域拠点から町村の拠点に移行する。

2 登録ボランティア

(1) 東京都防災ボランティア等

- 都は、平成7年(1995年)5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

ア 被災宅地危険度判定士

所管	資格	業務内容
都都市整備局	○ 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者	○ 災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

イ 語学ボランティア

所管	資格	業務内容
都生活文化スポーツ局	○ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	○ 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

(2) 赤十字ボランティア

- 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。
- 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

所管	活動内容
日赤東京都支部	1 赤十字災害救護ボランティア ○ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティアである。

第5章 都民等の防災行動力の向上

第2節 ボランティア等との連携

所 管	活 動 内 容
	○ 平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。 2 地域赤十字奉仕団 ○ 地域において組織された奉仕団で、災害時には町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。 3 特別赤十字奉仕団 ○ 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 4 赤十字個人ボランティア ○ 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

第 3 部

災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 伊豆諸島は、太平洋上に南北に長く連なる島々であり、大島をはじめとして富士火山帯に属する火山島となっている。
- これらの諸島で、噴火が発生した場合、東京都災害対策本部等を設置するとともに都、町村、その他の防災機関は、島民の生命、財産を守り、来島者の安全を確保するため、迅速な初動態勢により、応急活動を開始する。

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

1 都本部の設置及び廃止

- 知事は、伊豆諸島において火山による災害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関及び他府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行うための都本部を設置する。
 - (1) 都本部の設置
 - 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため東京都災害対策本部(以下、「都本部」という。)を設置する。
 - 都本部を構成する局の局長(以下、「局長」という。)または地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
 - 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。
 - (2) 都本部設置の通知等
 - 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を各局長及び地方隊長ならびに国(消防庁)に通知する。また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。
 - ア 区市町村長
 - イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長または代表者
 - ウ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空防衛指揮群司令
 - エ 厚生労働大臣、国土交通大臣
 - オ 隣接県知事
 - 知事本局長は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を報道機関に発表する。

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

- 各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、東京都防災センターまたは適当な場所に「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。

(3) 都本部の廃止

- 本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。
- 都本部の廃止の通知等は、都本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 都本部の組織

- 都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

3 本部長等の職務

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、副知事及び警視總監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
- 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
 - ア 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること
 - イ 本部の職員の動員に関すること
 - ウ 本部における通信施設の保全に関すること
 - エ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること
 - オ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること
- 地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

4 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。
 - ア 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること
 - イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
 - ウ 避難の勧告または指示に関すること
 - エ 災害救助法の適用に関すること
 - オ 区市町村の相互応援に関すること

- カ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること
- キ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- ク 政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること
- ケ 公用令書による公用負担に関すること
- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

5 本部派遣員

- 本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
 - ア 指定地方行政機関
 - イ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
 - ウ 区市町村
 - エ 指定公共機関または指定地方公共機関
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

6 本部連絡員

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局ならびに局相互間の連絡調整にあたる。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

7 本部員代理

- 本部員代理は、局長が局に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

8 各局等の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
総 務 局	1 本部長室の庶務に関すること 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること 3 区市町村の指導連絡に関すること 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること 5 本部の職員の動員及び給与に関すること 6 本部における通信施設の保全に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること 8 前各号に掲げるもののほか災害対策の総合調整に関すること

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

局 名	分 掌 事 務
知 事 本 局	1 報道機関との連絡及び調整に関すること 2 大使館等との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること 4 その他特命に関すること
青 少 年 ・ 治 安 対 策 本 部	1 本部長の特命に関すること 2 関係機関との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
東京オリンピック ・パラリンピック 招 致 本 部	1 本部長の特命に関すること 2 関係機関との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
財 務 局	1 車両の調達に関すること 2 緊急通行車両確認標章の発行等に関すること 3 所有地情報の提供、用地の調整に関すること 4 災害対策関係予算その他財務に関すること 5 社会公共施設等の応急危険度判定に関すること 6 野外受入施設(テント)の調達に関すること 7 本庁舎の防災及び維持管理に関すること 8 災害時における他の局の応援に関すること
主 税 局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること
生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関すること 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること
都 市 整 備 局	1 都市の復興計画の策定に関すること 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること 3 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること

局 名	分 掌 事 務
環 境 局	1 高圧ガス及び火薬類の法令に定める施設についての情報連絡及び緊急措置に関すること 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること 3 行方不明者の調査に関すること 4 死体の見分(検視)に関すること 5 交通規制に関すること 6 公共の安全と治安の維持に関すること
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
福 祉 保 健 局	1 医療及び防疫に関すること 2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること 4 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 6 義援金品の受領及び配分に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。) 8 災害時における他の局の応援に関すること
病 院 経 営 本 部	1 所管する病院の医療救護活動に関すること 2 災害時における他の局の応援に関すること
産 業 労 働 局	1 救助物資の確保及び調達に関すること 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
中 央 卸 売 市 場	1 生鮮食料品の確保に関すること 2 災害時における他の局の応援に関すること
建 設 局	1 河川及び海岸堤の保全に関すること 2 砂防、高潮防御及び排水場施設の保全及び復旧に関すること 3 道路及び橋梁の保全に関すること

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

局 名	分 掌 事 務
	4 水防に関すること 5 河川における流木対策に関すること 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること 7 都市公園の保全及び災害時の利用に関すること 8 災害時における他の局の応援に関すること
港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設等の保全及び復旧に関すること 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達及び受入態勢に関すること 5 港湾における流出油の防御に関すること 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること
会 計 管 理 局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること 2 災害救助基金の出納に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
水 道 局	1 応急給水に関すること 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
下 水 道 局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること 5 徒歩帰宅者への支援に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること

局 名	分 掌 事 務
選挙管理委員会 事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監 査 事 務 局 収用委員会事務局	1 災害時における他の局の応援に関する事

9 現地災害対策本部の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現地災害対策本部	1 構成員 ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。 イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 2 分掌事務 ア 被害及び復旧状況の情報分析に関する事 イ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関する事 ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関する事 エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関する事 オ 本部長の指示による応急対策の推進に関する事 カ 各種相談業務の実施に関する事 キ その他緊急を要する応急対策の実施に関する事 3 設置場所 災害現場または区市町村庁舎等

10 地方隊の分掌事務

名 称	管 轄 区 域	分掌事務
大島地方隊	○ 大島支庁の管轄区域(大島町、利島村、新島村、神津島村)	○ 地方隊は本部の事務を分掌する。
三宅地方隊	○ 三宅支庁の管轄区域(三宅村、御蔵島村)	
八丈地方隊	○ 八丈支庁の管轄区域(八丈町、青ヶ島村)	
小笠原地方隊	○ 小笠原支庁の管轄区域(小笠原村)	

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 派 遣 所	1 構成
	ア 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。
	イ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する 地方隊の隊員とする。
	2 分掌事務
	ア 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること
	イ 本部長室及び局との連絡調整に関すること
	3 設置場所 災害現地または支庁庁舎等

[illegible]

1.2 都本部の運営

(1) 本部長室の運営

- 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センター(都庁第一本庁舎9階)にただちに本部長室を開設する。
- 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。

(2) 本部連絡員調整会議

- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、または本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

(3) 対策調整会議

- 危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、総務局総合防災部長に命じて、関係する局その他防災機関を構成員とする対策調整会議を開催する。
- 設置する対策調整会議は、道路調整会議、オープンスペース使用調整会議及び航空空域使用調整会議の3種類である。

(4) 国の現地対策本部との連携

- 国の現地対策本部が設置された場合、都本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(5) 都本部と報道機関との連絡

- 都本部の報道機関に対する発表は、知事本局が都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)または、臨時記者室において行う。

(6) 都本部の通信

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が運用する。
- 局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

(7) 本部長への措置状況等の報告

- 局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - ア 調査把握した被害状況等
 - イ 実施した応急措置の概要
 - ウ 今後実施しようとする応急措置の内容

エ 本部長から特に指示された事項

オ その他必要と認められる事項

(8) 本部長室の庶務

- 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

1.3 都本部の運営を確保する施設

(1) 東京都防災センター

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
- 東京都防災センターは、次の機能を有する。
 - ア 情報収集、蓄積、処理、伝達機能
 - イ 審議、決定、調整機能
 - ウ 指揮、命令、連絡機能
- 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

(2) 立川地域防災センター

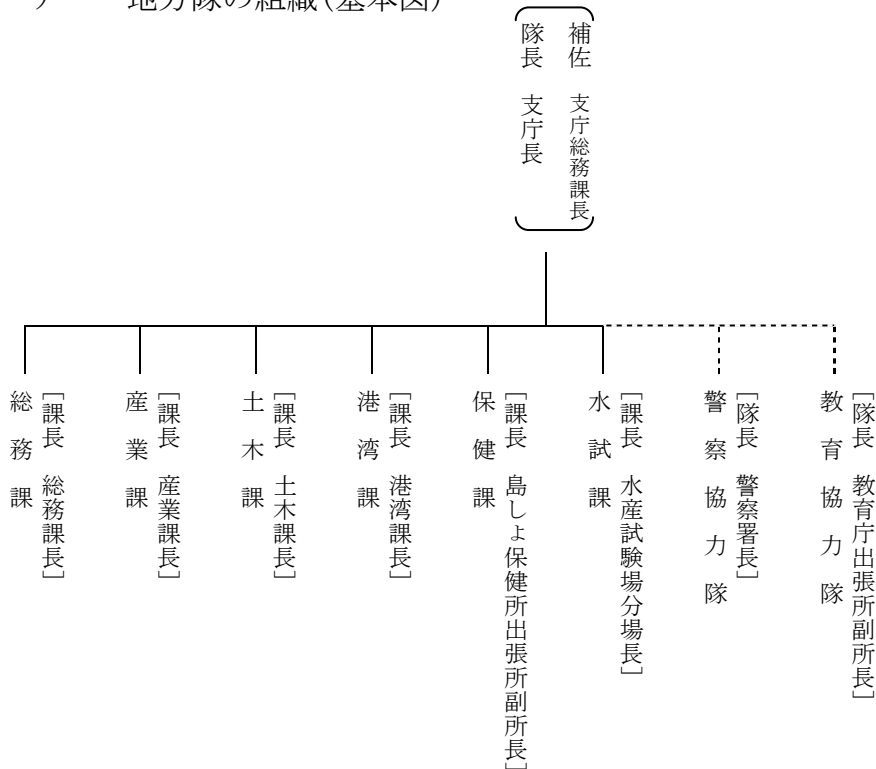
- 立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。
- 立川地域防災センターは、情報収集及び連絡調整、備蓄・輸送、一時避難所等の機能を有する。
- 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
- 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めたときは、立川市内に存する都の出先事業所で、その長に理事または参事をもって充てる所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。

1.4 地方隊

- 地方隊(支庁)は、管轄区域内に火山災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、もしくは総合調整し、または災害援助事務の補助執行を指導する。

(1) 組織及び運営

ア 地方隊の組織(基本図)



イ 所掌事務

- (ア) 都本部、町村及び防災機関との連絡・調整
- (イ) 被害状況・対応状況の把握及び被災住民への広報
- (ウ) 救助物資の確保、輸送、配分
- (エ) 被災者の救助及び避難
- (オ) 医療及び防疫
- (カ) その他災害対策に必要な事項

(2) 設置及び廃止

ア 地方隊長は、地方隊が設置された時は、直ちに管轄区域内の町村長及び地方隊協力機関の長に通知する。

イ 地方隊長は、現地対策本部を設置する必要があると認めた時は、都本部(知事)に現地対策本部の設置を要請する。

ウ 都本部(知事)は、現地対策本部を設置した時は、直ちに地方隊長(支庁長)に通知する。

エ 地方隊長は、必要に応じ、管轄区域内の町村から職員の出席を求める。

オ 地方隊は、当該災害に対する応急救助等の措置が終了し、都本部が廃止されたときは、廃止する。

(3) 動員態勢

- 地方隊別の配備人員は、次のとおりである。
- なお、本部長は、地方隊に対し、種別の異なる非常配備態勢の指令を発する

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

ことができる。

(平成20年12月1日現在)

支 庁	非常配備態勢(人)				
	第1	第2	第3	第4	第5
大 島	61	119	149	171	178
三 宅	18	32	72	79	79
八 丈	40	95	121	121	121
小 笠 原	21	37	89	104	104

1.5 現地派遣所及び現地災害対策本部

(1) 現地派遣所

- 都は、災害の状況により、地方隊の支援と現地調整を行うため職員を派遣し、現地派遣所(本部設置前は、現地連絡調整所)を設置する。現地派遣所は、都本部または、総務局総合防災部と常に連絡を取り総合調整の事務を補完する。

(2) 現地災害対策本部

- 知事は、本部設置後、被災の状況から応急対策の規模が増大する場合など必要に応じて、現地災害対策本部を設置し、副本部長の職にあるものを現地災害対策本部長に指名するとともに、関係局及び関係機関に派遣員の派遣を指示または要請する。
- 現地災害対策本部は、地方隊を支援するとともに、被災現地における応急対策(地方隊の事務を除く)のすべての事務を分掌する。

1.6 都本部(各局)の活動態勢

- 都は、噴火災害発生または、そのおそれがある場合に噴火警戒レベル等に応じて態勢表のとおり態勢を取り、迅速な応急対策の準備または実施を図る。
- また、都本部設置前における応急対策の実施については、危機管理対策会議の合議に基づき、関係各局の判断で実施し、都本部設置後は、都本部が災害救助法、災害対策基本法、その他の関係法令に基づく必要な応急対策を実施する。

1.7 災害即応対策本部の設置

- 突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間もしくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。
- 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。
 - (1) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき
 - (2) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき

○ 災害即応対策本部の組織

本部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○ 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき ○ 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき	○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局の役割分担総合調整 ○ 災害情報の共有 ○ 他局、区市町村の設置する本部等との連携 ○ 自衛隊に対する災害派遣要請の検討

18 噴火警戒レベル対応態勢表

＜噴火警戒レベル導入火山＞

対象火山名	予報警報	略称	噴火警戒 レベル	総務局		関係局
				総合防災部	総合防災部以外	
伊豆大島 三宅島	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	レベル5 (避難)	災害対策本部設置		
			レベル4 (避難準備)	情報連絡態勢～ 災害即応対策本部設置	各所管の支援態 勢の確立	各所管の支援態勢の確 立
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	情報連絡態勢	必要により総 務・人事・行政 各部の担当待機	必要により事業所との 情報連絡及び支援担当 者の待機
			レベル2 (火口周辺規制)	情報監視態勢		
	噴火予報	噴火予報	レベル1 (平常)			

＜噴火警戒レベル未導入火山＞

対象火山名		予報警報	略称	総務局		関係局
				総合防災部	総合防災部以外	
利新神御八青硫 津蔵丈ヶ黄	島島島島島	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	災害対策本部設置		
				情報連絡態勢～ 災害即応対策本部設置	各所管の支援態勢の確立	各所管の支援態勢の確立
		噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	情報連絡態勢	必要により総務・人事・ 行政各部の担当待機	必要により事業所との情報連絡及び支援担当者の待機
				情報監視態勢		
		噴火予報	—			

＜海底火山＞

対象火山名	予報警報	略称	総務局		関係局
			総合防災部	総合防災部以外	
ベヨネース列岩 須美寿島島島 伊豆鳥岩 婿婦之島 西形海山 海徳海山 噴火浅寝 北福徳堆 福徳岡ノ場 南日吉海山 日光海山	火山警報 (周辺海域)	—	情報連絡態勢	必要により総務・行政部 門の担当待機	必要により支援担当者の待機
	噴火予報	—	情報監視態勢		

第2節 町村の活動体制

1 役割

- 町村は、火山災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等ならびに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

- (1) 町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部(以下「町村本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 町村本部が設置される前または設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (3) 町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定めておかなければならない。
- (4) 町村は、町村本部を設置し、または廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報しなければならない。
- (5) 町村の地域に災害救助法が適用されたときは、町村長(町村本部長)は、知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- (6) 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制の確保に努める。
- (7) 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長、警察署長及び測候所長からなる四者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。

第3節 防災機関の活動体制

1 責務

- 火山災害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

- 火山災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、火山災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
- 本章では、噴火警報等の伝達及び火山災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

第1節 噴火警報等の発表と伝達

1 噴火警報等の種類と発表

- 平成19年(2008年)12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなった。

(1) 噴火警報・予報・噴火警戒レベル

ア 噴火警報・予報

(ア) 噴火警報

- 気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取扱う。

(イ) 噴火予報

- 気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。

イ 噴火警戒レベル

- 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。
- 東京都の活火山の噴火警戒レベル導入状況 (平成20年10月31日現在)

区 分	火 山 名
噴火警戒レベル 導入火山	伊豆大島、三宅島
噴火警戒レベル 未導入火山	利島、新島、神津島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、ベヨネーズ列岩、須美寿島、伊豆鳥島、嬬婦岩、西之島、海形海山、海徳海山、噴

第2章 情報の収集・伝達

第1節 噴火警報等の発表と伝達

区 分	火 山 名
	火浅寝、硫黄島、北福德堆、福德岡ノ場、南日吉海山、日光海山

ウ 噴火警戒レベル表等

(ア) 噴火警戒レベル導入火山

予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	噴火予報	－	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(イ) 噴火警戒レベル未導入火山

予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲*	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報※1 (居住地域)	噴火警報	居住地域または山麓及びそれより火口側	居住地域または山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒※2)	居住地域または山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域または山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	噴火予報	－	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

※1 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。

※2 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。

(ウ) 海底火山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (周辺海域)	－	周辺海域	海底火山及びその周辺海域で警戒 (周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	噴火予報	－	直上	平常	火山活動は静穏。 活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

(2) 降灰予報・火山ガス予報

- 気象庁は、火山現象の予報及び警報として、平成19年12月1日から噴火予報及び噴火警報を発表したが、多量の降灰や火山ガスが予想され生活上の支障が生じることもあることから、降灰予報及び火山ガス予報の発表を、平成20年(2008年)3月31日に開始した。
- 降灰予報と火山ガス予報の提供は、報道機関を通じて行うほか、気象庁ホームページにおいて掲載する。
- 町村長は、火山ガス予報等により、火山ガスによる住民の健康被害のおそれがあると判断した場合は、ガスマスク等により、住民等の安全を確保する。

ア 降灰予報

- 発表基準
噴煙の高さが概ね3千メートル以上、または噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表
- 内容
噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域
- 発表時期
第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表し、その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。

イ 火山ガス予報

- 発表基準
居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合
- 内容
火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域
- 発表時期
原則として定時

(3) 火山現象に関する情報等

情報等の種類	概要及び発表の時期
火山の状況に関する解説情報	○ 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもの、必要に応じて発表する。
火山活動解説資料	○ 地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの、毎月または必要に応じて発表する。
週間火山概況	○ 過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもの、毎週金曜日に発表する。
月間火山概況	○ 前月一ヶ月の火山活動の状況等を取りまとめたもの、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	○ 噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

※ 噴火警報、噴火予報、火山現象に関する情報等は、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/>)に常時掲載されている。

(4) 情報の収集・伝達

- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁及び気象庁または島しょ所在の測候所等に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、支庁、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	○ 支庁 支庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、管内町村、その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに都総務局、管内町村及び関係機関等に通報する。 ○ 都総務局 都総務局は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、支庁その他関係機関から通報を受けたときは、直ちに関係する都各局、支庁、防災機関等に通報する。 ○ 都各局 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報するとともに、当該火山活動地域に所在する局施設は、収集した情報を支庁に通報する。
警 視 庁	○ 警察署長は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに地元町村長に通報するとともに、支庁長との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○ 警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。

第2章 情報の収集・伝達

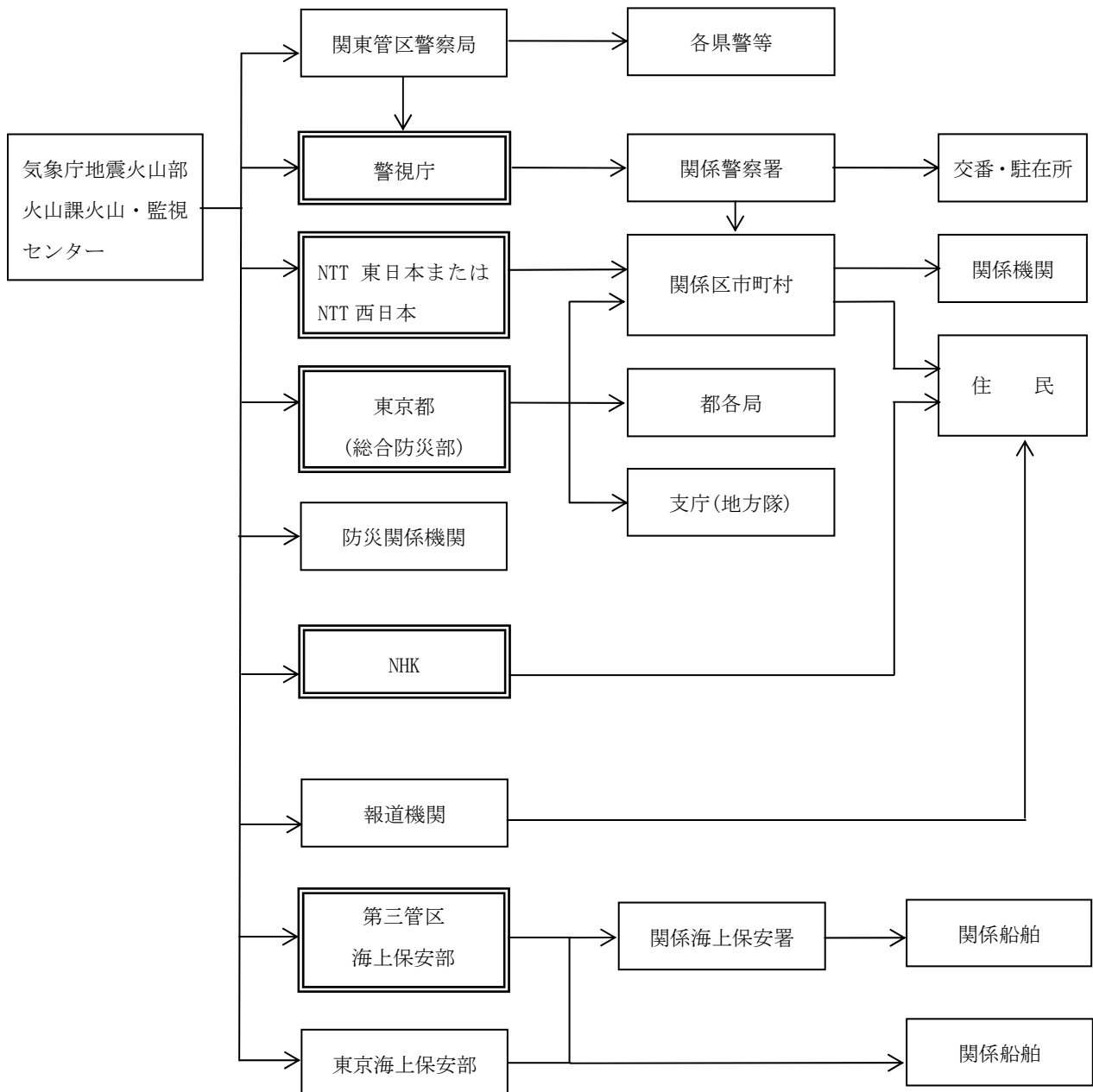
第1節 噴火警報等の発表と伝達

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちにその旨を地元町村に通報するとともに、関係機関に連絡し、船艇、航空機により確認調査を実施する。 ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の周辺海域を航行中の船舶に航行警報を発し関係機関に通報する。
東 京 航 空 局	○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

(5) 噴火警報等の伝達

○ 噴火警報・予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

<噴火警報・予報の伝達系統図>



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

※ NTT 東日本または NTT 西日本の関係区市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

※ 降灰予報、火山ガス予報及び火山現象に関する情報等は、この伝達系統図に準じて伝達される。

伊豆大島の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○ 溶岩流が居住地域に到達 【安永大噴火(1778年)の事例】 11月14または15日： 北東海岸に達する溶岩流下 ○ 割れ目噴火がカルデラ外に拡大し、居住地域に重大な被害が切迫している 【1986年噴火の事例】 11月21日18～19時：海岸方向へ火口列拡大 同日19時頃以降：島南東部で地震多発 同日22時頃：島南東部で亀裂
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	○ カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地域に到達する可能性が高まる 【安永大噴火(1778年)の事例】11月6日：間伏方面へ溶岩流下 ○ カルデラ外で割れ目噴火が開始し、噴石や溶岩流が居住地域に到達する可能性がある 【1986年噴火の事例】 11月21日17時47分頃：C火口列噴火開始
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○ カルデラ内で割れ目噴火が発生し、噴石や溶岩流がカルデラ内や場合によっては外輪山周辺まで到達する可能性あり 【1986年噴火の事例】 11月21日16時15分頃：B火口列噴火開始 ○ 外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生が予想される 【1986年噴火の事例】 11月21日14時頃：カルデラ北部で地震多発 ○ カルデラ内に溶岩流下 【1986年噴火の事例】 11月19日：三原山山頂火口から斜面を溶岩流下 【その他の事例】 1950～1951年、1974年5～6月の噴火など ○ 三原山山頂火口で溶岩噴出、カルデラ内に溶岩が流下する可能性がある 【1986年噴火の事例】 11月15～18日：三原山山頂火口内に溶岩噴出

予報警報	対象範囲	レベル (キートン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○ 三原山山頂火口から小噴火が発生し、概ね1 km以内に噴石飛散 1987年11月、1988年1月、1990年10月の小噴火 ○ 三原山山頂火口で小噴火の発生が予想される 【1986年噴火の事例】 11月15日：連続微動の振幅増大 11月12日：中央火孔内に新噴気出現 10月下旬：火山性微動の連続的発生 7月：火山性微動の間欠的発生
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2007年現在、三原山山頂火口から600m以内規制中、ただし、遊歩道及び展望台を除く)。	○ 火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり

注)ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

三宅島の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○ 地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が発生、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月12日の噴火の数日前から地震発生 ○ 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続している。 【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火 16時30分頃、新澤池、新鼻付近で噴火 17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達。 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	○ 山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性がある。 【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○ 山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性がある。 【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火 ○ 山頂火口で噴火が発生し、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する。 【過去事例】 明確な記録なし
	火口から少し離れた所までの火口	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	○ 山頂火口で小噴火が発生し、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する。 【過去事例】 1940年7月14日朝～：噴火

予報警報	対象範囲	レベル (キートン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	周辺		噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(2008年3月現在、山頂火口から雄山環状線側まで規制中)。	
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○ 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性はある。

注1 ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

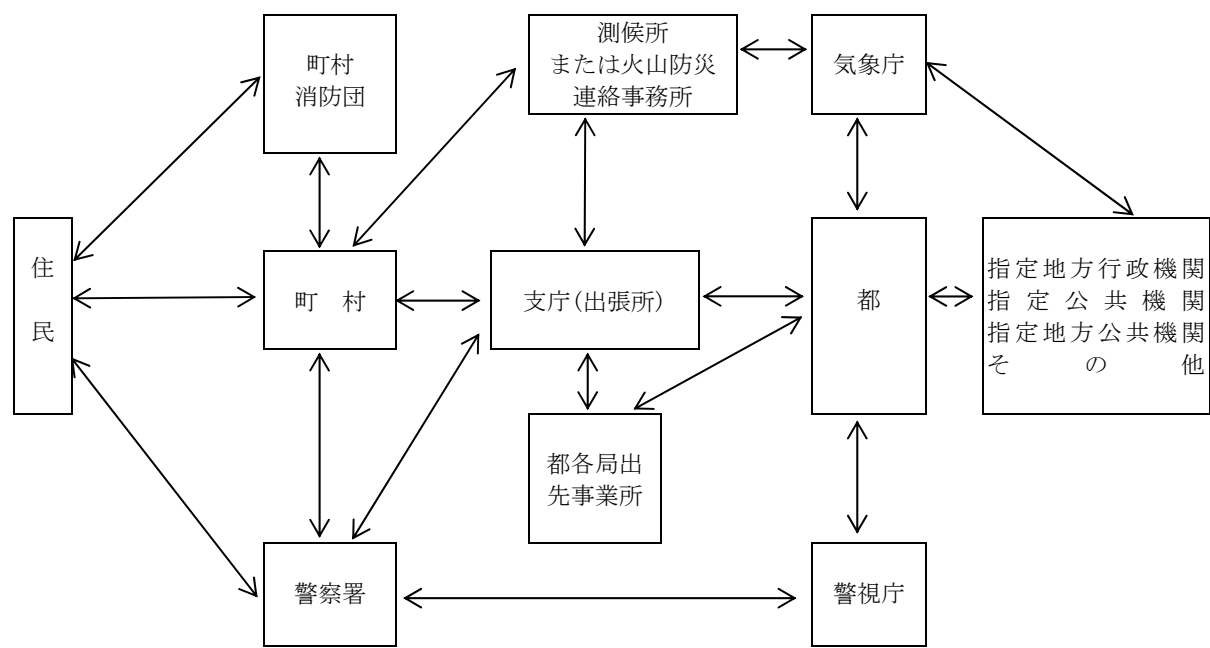
注2 火山ガスの多量放出によるレベル5(避難)の設定については、火山ガス放出量の状態をみて、防災関係機関との調整のうえ決定する。

第2節 情報連絡体制

○ 島しょの地域において、噴火等の火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

(1) 連絡系統

○ 火山災害時における情報連絡の流れは、次のとおりである。



(資料第 13 東京都防災行政無線多重回線構成図 P246)

(資料第 14 東京都防災行政無線移動系回線構成図 P248)

(資料第 15 東京都防災行政無線回線構成図 P249)

(資料第 16 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表 P250)

(資料第 17 区市町村等の通信連絡態勢 P252)

(2) 通信連絡体制

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、都防災行政無線を活用して、都と情報連絡を行う。なお、あわせて支庁にも連絡する。 ○ 町村は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、またはその他の手段の活用により、町村の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の

機関名	内 容
	警察署等の協力を確保しておく。 ○ 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 (資料第 18 電話サービス及び電報サービスの優先利用 P253) ○ 町村は、災害発生とともに、いつでも支庁等関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。
都	1 支庁 ○ 都防災行政無線、電気通信設備等の活用により、都総務局、管内町村、都各局の出先機関、警察署及び防災機関と情報連絡を行う。 (資料第 19 支庁を中心とした通信連絡系統 P256) (1) 地方隊が設置されるまでの間、支庁の通信連絡は、特に定める場合を除き、総務課が担当する。 (2) 地方隊が設置された場合は、原則として総務課に情報を集約し、一元的に処理する。 (3) 情報は、町村、警察、都各局出先機関、各防災関係機関を中心として収集する。 (4) 総務課は、状況に応じ、職員を直接現地に派遣して、情報を収集する。 (5) 収集した情報で重要な事項は、直ちに都総務局に報告する。 2 都総務局 ○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により支庁、都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。 ○ 都総務局は、支庁及び気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
警 視 庁	○ 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。

第3節 被害状況等の調査報告

- 被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 町村をはじめ防災関係機関は、火山災害の発生に際して、速やかに、管内の被害状況及び所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、火山活動による災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を、都に報告する。
支 庁	○ 支庁は、所管施設及び所管業務に関する被害状況及び災害活動状況を、都総務局に報告する。 ○ 支庁は、状況により必要がある場合は調査班を編成し、災害現地の実態を調査する。
都	○ 都総務局は、町村、支庁、都関係局、警視庁、関係防災機関からの報告に基づき、被害状況及び災害活動状況をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関等に被害状況等を通報する。
警 視 庁	○ 各方面本部及び警察署からの報告を集約し、都に通報するとともに、関係機関と情報交換を図る。なお、主な情報収集事項は、次のとおりとする。 1 被害状況、治安状況、救助及び部隊活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関する事項 4 その他必要な事項
東 京 消 防 庁	○ 東京消防庁は、発電施設、船舶・航空機・車両等給油施設など、石油類の危険物施設を有する事業所より、当該危険物施設の被害状況等を把握するとともに、災害規模等により必要に応じて技術職員を派遣し、危険物施設について次の事項を調査する。 1 被害状況 2 火災、危険物流出等二次災害発生危険の有無 3 点検及び応急措置の実施状況 4 施設再開時の点検及び改修状況

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機の使用または関係機関との緊密な連絡により、次の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報する。 1 船舶、海洋施設、港湾施設の状況 2 水路及び航路標識の異常の有無 3 航路障害物の状況 4 危険物施設の状況 5 沿岸付近における火災等の状況 6 海上における遭難者の状況及び海浜地区における避難者等の状況 7 被災地周辺海域における船舶交通の状況 8 関係機関等の対応状況
東 海 汽 船	○ 火山活動により、船舶に被害を受けたときまたは必要な措置を講じたときは、船長は、直ちに運航管理者等に通報する。 ○ 通報を受けた運航管理者は、直ちにその旨を海上保安部等関係機関に通報するとともに、当該船舶に対し必要な指示を行う。

第4節 災害時の広報

- 火山災害時には、当該火山地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し、適切な行動がとれるようにすることが必要である。
- このため、町村、支庁、都各局、関係防災機関が一体となって、災害時の広報を実施する。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、その区域内に火山活動にかかる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに、支庁、警察署、その他現地の関係機関と密接な連携のもと、必要な広報を行う。 1 火山噴火時の広報 (1) 噴火の規模及び状況 (2) 避難場所の所在地 (3) 避難誘導路の周知 (4) その他必要な事項 2 被災者に対する広報 (1) 被害情報 (2) 食料、物資の配給状況 (3) 医療機関の診療状況 (4) デマ情報の防止 (5) 通信・交通機関の復旧状況 (6) その他必要な事項

機関名	内 容
支 庁	○ 支庁は、管内の町村に火山災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、町村、警察署、その他関係機関と協力し、保有する広報媒体を最大限に活用して、必要な事項を広報する。 ○ 支庁は、状況により広報活動が十分でないとき、都本部に対し、必要な事項の要請を行う。
都	○ 都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、またはその他の状況により必要と認めるときは、都知事本局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示または要請を行う。 ○ 都知事本局は、都本部から指示があったとき、またはその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○ 都生活文化スポーツ局は、都総務局からの指示またはその他の状況により必要と認めるときは、都生活文化スポーツ局の広報媒体を最大限に活用して、広報活動を実施する。 ○ 都生活文化スポーツ局は、災害発生時における被害地の状況を写真に収め、広報活動等の資料として活用する。
警 視 庁	○ 災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 火山の活動状況 2 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 3 交通規制の状況 4 犯罪の防止に関する事項 5 その他必要な事項
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶交通の安全のため火山災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について広報を行う。 1 船舶、海洋施設、港湾施設の状況 2 水路及び航路標識の異常の状況 3 航路障害物の状況 4 海上交通及び海上交通規制等の状況 5 その他必要な事項

機関名	内 容
東 京 空 港 事 務 所	○ 火山活動により、空港閉鎖、航行援助施設の運用停止等を行ったときは、航空会社等関係機関に対し広報を行う。
東 海 汽 船	○ 旅客等への正確な運航情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導を講ずる。 ○ 各種情報を収集、整理し、関係機関へ情報を伝達する。
気 象 庁	○ 気象庁は、火山活動を監視し、噴火警報等の発表のほか、適時適切な情報提供に努める。

第5節 災害時の放送要請、報道要請

1 放送要請

- 都が災害対策本部を設置した場合またはこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 放送要請については、都知事本局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。
(資料第20 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 P258)
(資料第21 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル P262)

2 報道要請

- 都が災害対策本部を設置した場合またはこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 報道要請については、都知事本局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。
(資料第20 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 P258)

第3章 災害救助法の適用

- 災害が発生し、町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号適用の災害については、住家に被害を生じた場合を想定して設けられている。火山災害時に第4号が適用されるのは、火山噴火により人的及び住家の被害が僅少であっても、離島であることから災害が拡大し、多数の者の生命または身体に危害を受けまたは受ける恐れが生じた場合である。
- 火山災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、厚生労働大臣に情報を提供する。

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助の実施機関

- 都の地域に災害が発生し、災害救助法(以下、「救助法」という。)の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を町村長に委任する。
- なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、町村長は、救助に着手し、その状況をただちに知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受ける。

2 救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。
 - (1) 町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
 - (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること
 - (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にか

かった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと

- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

- 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

- 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

- 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

- ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

- 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取扱う。

4 救助法の適用手続

- 災害に際し、町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、当該町村長は、支庁長を経由して、ただちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 知事は、町村からの報告または要請に基づき、救助法を適用する必要があると

認めたときは、ただちに、法に基づく救助の実施について、当該町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、厚生労働大臣に通知または報告する。

- 救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公告	
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。 平成○年○月○日	
東京都知事	○○○○

- 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局)にその旨を連絡する。
- 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

5 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (7) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (8) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 - (9) 学用品の給与
 - (10) 埋葬
 - (11) 死体の搜索及び処理
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、町村ほか関係機関に通知する。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施体制の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

2 被害状況調査体制の整備

- 救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第3節 救助の実施方法等

1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

- 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

第4節 従事命令等

1 従事命令等の種類

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

(1) 従事命令

- 一定の業種のもものを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等

(2) 協力命令

- 被災者その他近隣のもものを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる等

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

- 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収用する権限

ア 管理

- 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

- 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

- 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

- 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	平成20年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師……………21,200円以内 歯科医師……………20,200円以内 薬剤師……………16,600円以内 保健師、助産師、看護師・16,300円以内 准看護師……………13,200円以内 診療放射線技師……………14,400円以内 臨床検査・工学技師……………14,400円以内 歯科衛生士……………13,800円以内 救急救命士……………17,300円以内 土木・建築技術者……………15,900円以内 大工……………20,900円以内 左官……………17,900円以内 とび職……………17,600円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第5節 災害救助基金の運用

1 災害救助基金の積立

- 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(災害救助法第37条)。
- 平成20年(2008年)4月1日における積立額は、114億3258万3,408円であり、64億7,604万4,583円の現金と、49億5,653万8,825円相当の給与品で構成されている。
- (注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五相当額である。
- 2 平成20年度法定必要額は、124億2,237万8,872円である。

2 災害救助基金の運用

- 災害救助基金は、預金または公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てている。

第3章 災害救助法の適用
第5節 災害救助基金の運用

(平成20年4月1日現在)

区 分		金 額	備 考
積 立 金		11,432,583,408 円	
内 訳	公 社 債 等	6,476,044,583 円	定期預金、割引債券等
	給 与 品	4,956,538,825 円	資料第 22 給与品事前購入分一 覧表 P263

第4章 応援協力・派遣要請

- 火山の噴火、その他の火山現象により被害を受けまたは受ける恐れがある場合、各防災機関及び住民は一致協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
- 本章では、これら各防災機関等の行う応援協力及び自衛隊災害派遣計画について、必要な事項を定める。

第1節 応援協力

1 町村の応援協力

- 被災町村長は、知事に応援または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期する。
- 知事は、災害を受けた町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあっ旋する。
- 町村長が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合、都総務局(総合防災部 防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容
 - (6) その他必要な事項

項 目	内 容
島しょ町村の相互応援に関する協定	○ 島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に応援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。 (資料第23 島しょ町村災害時相互応援に関する協定 P264)
東京消防庁による消防応援協定	○ 消防組織法第39条に基づき、東京消防庁と島しょ町村(大島町、新島村、八丈町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村)との間において、噴火及び風水害等の大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的とし、消防応援協定を締結してい

項 目	内 容
	る。(資料第24 東京消防庁相互応援協定の締結一覧 P266)

2 防災機関等の応援協力

(1) 防災機関の応援要請

○ 防災機関の長または代表者は、都に対し応急措置の実施を要請しもしくは応援を求めようとするとき、または区市町村もしくは他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

(2) 都と防災機関との応援協力

○ 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力態勢を確立している。

(資料第25 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P267)

(3) 防災機関相互間の応援協力

ア 応援協力の実施

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、第1部第3章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

(エ) 都総務局は、各機関の間にあつて相互協力のあっ旋をする。

イ 東京海上保安部と日赤東京都支部との応援協力

○ 東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年(1966年)10月、救護班の派遣、り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結している。

ウ 電力会社相互間における応援協力

(ア) 非常災害対策用資機材の広域運営

東京電力は、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、各電力会社及び電源開発株式会社と、非常災害対策用資機材の相互融通態勢を整えている。

(イ) 災害時における電力の融通

東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。

3 地方公共団体との広域的な応援協力

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結し、協力体勢を確立している。

(資料第 25 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P267)

(資料第 26 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目 P270)

(資料第 27 18 大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P277)

(資料第 28 八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P280)

(資料第 29 災害時における応急対策業務に関する協定 P284)

(資料第 30 災害時における応急復旧業務に関する協定 P285)

(資料第 31 災害時における救助・救急業務に関する協定 P286)

4 民間団体との応援協力

- 都及び区市町村ならびに関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)のとおり民間団体と協定を結び災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

5 公共的団体等との応援協力体制の確立

- 区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

- 区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に

連絡すること

- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
 - (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること
 - (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
 - (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
 - (6) 被災状況の調査に協力すること
 - (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること
 - (8) り災証明書交付事務に協力すること
 - (9) その他の災害応急対策業務に協力すること
- (注) 1 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。
- 2 防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

6 各機関の経費負担

- 国から区市町村または都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法ならびに他府県、他市町村から区市町村または都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第2節 派遣要請

- 知事は、天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、もしくは町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を連絡する。

1 災害派遣の範囲

- 自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
 - (1) 知事の要請による災害派遣
 - ア 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣され

る場合

(2) 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、町
村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報
を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部
隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置を
とる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛
隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動
が人命救助に関するものであると認められる場合

オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請
を待ついとまがないと認められる場合

カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自
衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

(1) 要請者

知事

(2) 要請手続

ア 都が行う要請手続

○ 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、
緊急を要する場合にあっては、電話または口頭をもって要請し、事後速やか
に文書を送達する。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 町村長の通報

○ 町村長は、当該町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができ
ない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知す
る。

ウ 防災機関が行う要請手続

○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及
び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするとき
は、(2)アに掲げる事項を明らかにし、電話または口頭をもって都総務局(総
合防災部防災対策課)に依頼する。

- 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。
- エ 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知
 - 知事の派遣要請または自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。
- (3) 自衛隊との連絡
 - ア 情報の交換
 - 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
 - イ 連絡班の相互派遣
 - 都総務局は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊防空指揮群本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
 - 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班(員)を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。
 - ウ 連絡所の設置
 - 都総務局は、自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため、東京都防災センター内に自衛隊連絡所を設置する。
- (4) 災害派遣部隊の受入体制
 - ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の調整
 - 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう調整する。
 - イ 作業計画及び資器材の準備
 - 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣を行うのか、各機関の計画に基づき、必要な資器材を準備する。
 - 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は建設業者等の協力を得て、確保に努める。
 - ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報
 - 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な施設について、地元町村及び関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議
 - 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長と協議を行う。
- (6) 経費の負担
 - 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機

関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)

等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ 島しょ部に係る民間航空機及び船舶を使用した場合の輸送料等

カ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合に必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 貯水池、堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路または水路の啓開	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

第4章 応援協力・派遣要請

第2節 派遣要請

区 分	活 動 内 容
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 ま た は 譲 与	○ 「防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安 及 び 除 去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の 措 置 等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団)

都担当	地区担任部隊		担 当 地 域
第1師団長 (練 馬)	島しょ部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

第5章 警備・交通規制

- 火山災害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。このため、都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持に万全を期することが必要である。
- 本章では、これら警備、交通規制等についての施策を定める。

第1節 警備

- 本節においては、警備態勢、警備活動について定める。

1 警備態勢

機関名	内 容
警 視 庁	○ 大規模な災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○ なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、火山災害発生場所付近の海域に巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

2 警備活動

機関名	内 容
警 視 庁	○ 災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○ 警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難・誘導

機関名	内 容
	3 行方不明者の調査 4 死体の見分(検視) 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、海上における船舶交通の安全確保及び海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 1 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。 2 特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。 3 必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防・取締りを行う。 4 警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

3 その他

機関名	内 容
警 視 庁	1 警戒区域の設定 ○ 災害現場において、町村長もしくはその職権を行う町村の職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を町村長に通知する。 2 町村に対する協力 ○ 町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ○ 町村の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 3 装備資機材の調達及び備蓄 ○ 警視庁本部や各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 (資料第 32 ヘリコプターの機種及び性能基準 P287) ○ 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警

機関名	内 容
	察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 装備の保有 1 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。 (資料第 33 東京都関係部署所属船艇一覧表 P288)

第2節 交通規制

- 火山災害時における道路交通の確保は、救援・救護活動のため、極めて重要である。
- 本節においては、警視庁が実施する交通規制について定める。

1 交通情報の収集と交通統制

- 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

2 交通規制

- 被災地を管轄する警察署長は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

- 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 緊急通行車両の確認

- 災害発生時、必要により交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止または制限され、災害対策基本法施行令第 33 条に基づく緊急通行車両(以下、「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の公安委員会等で行うことができる。都においては、緊急通行車両等の確認事務処理要領、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要領のとおり行う。

(1) 緊急通行車両等の種類

- ア 警報の発令及び伝達ならびに避難勧告または指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの
- コ その他災害発生の防御または拡大の防止ならびに軽減を図るための措置に使用されるもの

(2) 確認機関

ア 知事

(ア) 都財務局

都所有の車両、雇上車両及び業務の委託ならびに協定等に伴い必要となる車両(以下、「関係車両」という。)のうち(イ)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。

(イ) 交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁

所管関係車両の確認を行う。

イ 都公安委員会(警視庁)

アを除いた車両について、確認を行う。

(3) 確認手続等

ア 事前届出

災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下、「届出済証」という。)を申請者に交付する。

イ 緊急通行車両等の確認

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」(以下「確認申請書」という。)を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書(以下「標章等」という。)を交付する。

(イ) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

確認申請書を作成させるとともに、疎明資料(契約書、協定書、伝票等)に

より緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。

(4) 広域応援の車両

- 緊急通行車両等事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公安委員会から標章等の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付を受けることができる。

(5) 交通規制除外車両

- 災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむをえないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

第6章 避難

- 火山災害時には、噴石や火山礫の落下、溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。
- したがって、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。
- 本章においては、避難の勧告・指示、避難誘導、避難所の設置、他地区への移送について、必要な事項を定める。

第1節 避難態勢

1 避難の勧告・指示

- 噴石、火山礫の飛散、溶岩の流出、降灰による泥流及び火山ガスの放出等、火山の噴火時には、迅速な避難の勧告、指示等が必要となる。
- このため、立入り規制等、避難の勧告、指示について必要な事項を定める。
 - (1) 立入り規制等
 - ア 町村長は、気象庁発表の噴火警報・火山ガス予報等により、火口周辺への立入りに注意が必要なときは、火口周辺及び登山道等での注意看板の掲示や放送等により、登山者及び付近住民に注意を喚起する。
 - イ 町村長は、噴火警報・火山ガス予報等により、火口周辺への立入り規制を行う必要があると認めるときは、都支庁長、警察署長等と協議のうえ、立入り規制、登山規制を行う。
 - ウ 町村長は、前項の措置をとった場合、直ちに、支庁長を経由のうえ都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。
 - (2) 避難の勧告・指示

機関名	内 容
町 村	○ 火山現象により災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、登山者、地域住民等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、町村長は、地元警察署長と連絡の上、登山者及び地域住民に対して、避難のための立退きの勧告または指示を行う。また、必要に応じて、避難のための立退き先を定めて勧告、指示を行う。この場合、町村長は速やかに支庁長を経由のうえ、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告する。 ○ 火山災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に

機関名	内 容
	において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。
都	○ 知事は、水防法または地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を当該町村長に代わって実施する。
警 視 庁	○ 危険が切迫した場合において、町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または町村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに町村長に通知する。

(3) 専門家等からの意見聴取

- 避難勧告・指示等火山活動への対応をより一層適切に行うため、気象庁のほか、専門家からの意見を聴取する。

ア 都防災専門員・顧問

- 都防災専門員より助言を受けるとともに、防災顧問から意見聴取する。

イ 東京大学地震研究所

- 都が伊豆諸島に設置している火山観測機器から得られるデータの解析を委託している東京大学地震研究所から意見を聴取する。

ウ その他

- 必要に応じて、伊豆諸島の火山観測または研究を行っている各分野の専門家で構成する火山活動検討委員会を設置し、意見等を求める。

【過去の設置例】 (資料第2 「三宅島火山活動検討委員会」設置要綱 P228)

設置年月	委員会名	設置の趣旨
平成12年9月	三宅島火山活動検討委員会	○ 火山活動の長期化が見込まれる三宅島における応急・復旧対策等を的確に行うため、検討委員会を設置し、火山に関する各分野の専門家の意見を求める。都防災専門員を含め、火山学、岩石学、火山化学、測地学、地球電磁気学の専門家からなる委員6名で構成。

2 避難誘導

機関名	内 容
町 村	○ 避難の勧告または指示をした場合、町村は、地元警察署、消防本部等の協力を得て、なるべく地域または町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。 ○ この場合、町村は避難所に職員を派遣するかまたは避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行えるようにする。 ○ 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。 ○ 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等、具体的情報提供を行う。 (資料第34 避難の勧告及び指示者一覧表 P290)
都 教 育 庁	○ 町村から避難勧告または指示がでた場合、校長は、地域の防災機関と連絡をとり、計画に従い避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。 ○ 校長は、学校が避難所となった場合、災害対策に協力する。
警 視 庁	○ 避難の勧告または指示が出された場合には、町村に協力し、あらかじめ指定された避難所等へ避難誘導する。 ○ 避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 避難の勧告、指示に従わないものについては、極力説得して避難するよう指導する。

第2節 避難所の開設

- 避難の勧告・指示を行った際には、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要がある。
- 本節においては、避難所の開設及び管理運営について必要な事項を定める。

1 避難所の開設等

(1) 避難所の事前指定

- 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	1 各町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知する。 2 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、様式に基づき支庁を経由して都福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。また、あわせて東京都災害情報システム(DIS)への入力により、情報の登録、更新等を行う。 3 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 (1) 避難所は、原則として、町会(または自治会)または学区を単位として指定する。 (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。 (3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²当たり 2 人とする。 4 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 5 避難所に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 6 避難所に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。
支 庁	○ 避難所の選定について、管内町村を指導する。なお、島しょ保健所は、避難住民の健康管理、避難所の食品衛生及び環境衛生等の監視点検を行い、必要に応じて助言を行う。
都福祉保健局	○ 東京都災害情報システム(DIS)または支庁からの報告に基づき、避難所の所在地等について把握する。
都 教 育 庁	○ 都立学校に小規模応急給水槽やろ水器、救急箱を設置し、避難所機能を強化する。 ○ 都教育庁は平成8年(1996 年)に都立学校の避難所指定に関する要綱を策定し、避難所指定に当たり必要な事項を明確にしている。

(2) 避難所の開設

○ 各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	1 避難所を開設したときは、速やかに警察署等関係機関に連絡するとともに、所定の様式により、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について支庁を経由して都福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。なお、東京都災害情報システム(DIS)への入力も行う。 2 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 3 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。
支 庁	○ 避難所の開設運営について、町村から応援要請があったときは、速やかに協力し、更に応援を必要とするときは、都福祉保健局に要請する。
都福祉保健局	○ 東京都災害情報システム(DIS)または支庁からの報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
都 教 育 庁	○ 福祉保健局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

(3) 二次避難所(福祉避難所)の開設

○ 各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	1 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として指定する。 2 二次避難所(福祉避難所)は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。 3 指定した二次避難所(福祉避難所)の所在地等については、様式に基づき支庁を経由して都福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。また、あわせて東京都災害情報システム(DIS)への入力により、情報の登録、更新等を行う。 4 二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、速やかに警察署等関係機関に連絡するとともに、所定の様式により、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について支庁を経由して都

機関名	内 容
	福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。なお、東京都災害情報システム(DIS)への入力も行う。
都福祉保健局	1 東京都災害情報システム(DIS)または支庁からの報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の所在地等について把握する。 2 法人立の社会福祉施設等の二次避難所(福祉避難所)への指定について条件整備に努める。

2 避難所の運営管理

○ 各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	1 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関へ周知する。 2 可能な限り町会または自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受入れる。 3 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ(見えるラジオ)等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。 4 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
都福祉保健局	○ 町村が避難所を管理運営する際の指針として、平成20年(2008年)3月に「避難所管理運営の指針(区市町村向け)(平成19年度改訂版)」を作成した。今後は、町村がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかけていく。
都 教 育 庁	1 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 2 避難所に指定されている学校の校長は、町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。

3 衛生管理

(1) 避難所等の衛生管理

ア 避難所等に関する情報を集約し、その情報を区市町村等に提供することにより、避難所等の適正な衛生確保の支援を行う。

イ 状況に応じて、区市町村及び都保健所が行う避難所等の管理者に対する衛生管理指導の支援を行う。

(ア) 避難所の過密状況・衛生状態

- (イ) 室内環境の状況
- (ウ) トイレ・ゴミ保管場所の衛生状態
- (2) 公衆浴場の確保
 - 都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

第3節 災害時要援護者の安全確保

- 高齢者等災害時要援護者の安全確保については、都及び町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携体制の充実などに努める。
- 都は、広域的な立場から災害時要援護者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、災害時要援護者の安全確保を図る。
- 町村は、災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。

1 地域における安全体制の確保

- (1) 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の普及
 - 都は、町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めるとともに、平成12年(2000年)に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成し、整備を促進してきたが、平成16年(2004年)の新潟県中越地震や福井豪雨災害で新たに顕在化した課題を踏まえて、平成19年(2007年)に両者を改訂した。
 - 町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。
- (2) 避難支援の取組の強化
 - 都は、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」に基づき、災害時要援護者の把握や避難支援プランの作成を働きかけるなど、町村における災害時要援護者対策の強化を支援する。
- (3) 防災行動力の向上
 - 都は、町村等と共同して、防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。
- (4) 緊急通報システムの整備
 - 都は、65歳以上の一人暮らしで慢性的な病気があり、日常生活を営む上で常

に注意を必要とする高齢者等の安全を確保するため、緊急時に消防機関等に通報できるシステムをさらに活用できるように努める。

- また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

2 社会福祉施設等の安全対策

- 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上や地域との連携を図る。
 - (1) 社会福祉施設等と地域の連携
 - 都は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等の間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
 - (2) 避難行動の習得
 - 都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

3 災害時要援護者の安全対策

- (1) 「災害時要援護者対策班」等の設置
 - 町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者個々人に対応する窓口となる「災害時要援護者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、町村の災害対策本部に災害時要援護者対策の担当部門を設置し、災害時要援護者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
 - 都は、町村における災害時要援護者対策班の活動状況の把握や町村への支援を行うため、「災害時要援護者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、町村の災害時要援護者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。
- (2) 二次避難所(福祉避難所)の活用
 - 町村は、社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。
- (3) 医療等の体制
 - 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情

報の収集や提供を行い、町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。

- 町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 食料等の確保

- 都は、これまで、災害時要援護者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん・おかゆ)の確保を進めてきた。今後はさらに低蛋白米等の食品を確保する。

(第3部第7章第5節 食料の供給 P127)

(5) 福祉機器等の確保

- 町村は、災害時要援護者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。
- 都は、福祉機器の調達先及び輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

(6) 仮設住宅

- 都は、仮設住宅を建設するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。

(第3部第11章第4節 応急住宅対策 P165)

第4節 島外への避難

- 都の地域における火山は、すべて島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。
- 本節においては、避難者の島外への移送について、必要な事項を定める。

機関名	内 容
被災町村	○ 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないときまたは被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 ○ 避難者の他地区への移送を要請した町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 ○ 移送された避難者の避難所の運営は移送元の町村が行い、避難者を受入れた区市町村は運営に協力する。

機関名	内 容
	○ その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。
区 市 町 村	○ 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。
支 庁	○ 支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。
都 総 務 局	○ 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。
都福祉保健局	○ 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 ○ 避難者の海上移送については、都福祉保健局が当該町村と協議の上、決定し、東海汽船からの船舶の供給を受けるほか、関東運輸局に調達あっ旋を要請するが、状況が逼迫していると認められる場合は、都総務局から海上保安部等の機関に移送を要請する。 なお、陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 災害時要援護者の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。
東 海 汽 船	○ 東海汽船は、福祉保健局長から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。

第7章 救援・救護

- 災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。
- 火山等により災害が起った場合、災害を最小限に防御し、人命の安全を図るためには、救援・救護活動を迅速かつ円滑に実施することが肝要である。
- 本章では、発災後の被災者に対する救助、医療救護、水、食料等の供給等について定める。

第1節 救助・救急

- 火山災害時には、局地的に多数の救助・救急を必要とする事象の発生が予想される。
- このため、初動態勢を確立するとともに関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により救助・救急活動の万全を期する必要がある。
各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	1 町村長は、救助・救急業務の実施にあたり、関係機関と情報の交換その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。 2 町村長は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、支庁を通じて都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。 3 災害事故現場における救助・救急活動の内容は、次のとおりである。 (1) 傷病者の救出作業 (2) 傷病者に対する応急措置 (3) 傷病者の担架搬送ならびに輸送 (4) 緊急医療品、資器材ならびに医療班(医師・看護師)等の緊急輸送 (5) 救護所等より常設医療機関への輸送 (6) 重篤傷病者の緊急避難、輸送 4 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。 (1) 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体のを安全を確保する。 (2) 被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持人口呼吸ならびに緊急処置等医療手術を

機関名	内 容
	受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。 (3) 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送ならびに医療機関等への緊急分散輸送を行う。 5 消防職員、団員は警察官と相互に連絡・協力し、また、住民の協力を得て被災者の救出に努める。 6 町村長は、必要に応じ、職員による救出班を編成し救出活動にあたる。
支 庁	○ 救助・救急に関し町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼する。
警 視 庁	1 救助・救急は、他の活動に優先して行う。 2 救出した負傷者は、応急措置を施した後、現場救護所や医療機関に引継ぐ。 3 救助・救急活動は、保有する資器材を有効に活用する。 4 関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護の万全を期する。 (資料第35 警視庁の車両・資器材 P291)
東 京 消 防 庁	○ 島しょ町村との消防応援協定等に基づき出動した場合、次の活動を行う。 1 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な救助・救急活動を行う。 2 救助・救急活動にあたっては、現地の行政機関、医療機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 3 傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用し、重症者を最優先として迅速に行う。 (資料第36 ヘリコプター性能諸元 P292)
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、火山災害等により発生した遭難船舶、遭難者、海上への避難者等の搜索、救助に当たる。
都産業労働局	○ 火山災害等による操業漁船の遭難事故対策については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動によるが、都としては島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することにより対処する。

第2節 医療救護

- 火山の噴火やその他の火山現象による災害では、噴出物による家屋の倒壊や火災または地割れ、土砂崩れ等により、人的被害が発生することが考えられる。また、昭和58年(1983年)、平成12年(2000年)の三宅島、昭和61年(1986年)の大島の火山噴火災害に見られるように、被災者が相当の期間にわたり避難生活をする場合には、多数の被災者が適切な医療が受けられないおそれがある。
- このため、都と町村及び防災機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することが重要である。
- 本節では、医療救護班の編成及び活動、重症患者等の取扱い、医薬品等の調達について必要な事項を定める。

1 医療救護班等の編成

- 災害時における医療救護は、医療救護班等の編成により、一次的に町村が実施する。
- 都は、町村から要請があった場合、または、都において医療救護の必要があると認めた場合に、町村が設置する医療救護所などへ都医療救護班等を派遣し、医療活動を実施する。
- 都は、都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。
 - (1) 都医療救護班 (計203班)
 - ア 都立病院 23班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
 - イ 都医師会 90班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
 - ウ 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名)
 - エ 災害拠点病院 58班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
 - (2) 都歯科医療救護班
 - 都歯科医師会 114班(歯科医師1名、歯科衛生士または歯科技工士1名、事務その他1名)
 - (3) 都薬剤師班
 - 都薬剤師会 280班(薬剤師3名で1班)
- 都は、災害時における迅速な医療活動を確保するため、都医療救護班に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

2 医療救護活動

- 町村長及び都は、医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

(資料第37 島しょ医療機関一覧 P293)

(1) 機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
町 村	○ 医療救護の必要を認めたときは、現地で開業または勤務する医師等の協力を得て医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。 ○ 被災町村の能力では医療救護活動が十分でないと認められるときは、支庁を経由して都に応援を要請する。
支 庁	○ 支庁は、町村長から医療救護に関する要請があったときは、都に連絡する。
都 福 祉 保 健 局	○ 島しょ保健所出張所長(大島・八丈・三宅・小笠原)は、その所在する町村区域内で災害が発生したときは、都福祉保健局長の指示を受け、災害発生直後から町村長と協力して、医療救護活動を実施する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 指定公共機関としての責務に基づき、都からの要請または自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助またはその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、献血供給事業団などと協力して行う。 ○ dERU(国内型緊急対応ユニット)とは、緊急仮設診療所設備とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員で、被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。
都 医 師 会	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療活動に積極的に協力する。 ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請する。
都 歯 科 医 師 会	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療活動に積極的に協力する。 ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請する。

機関名	活 動 内 容
都 薬 剤 師 会	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療救護活動等に積極的に協力する。 ○ 都から「災害時の救護活動に関する協定書」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、各支部に対し、都薬剤師班としての活動等を要請する。 ○ 都薬剤師班は、原則として医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する。
都柔道接骨師会	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があったときは、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急処置は、医師の指示により実施する。
献血供給事業団	○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。

(資料第 38 都医師会等との協定 P294)

(資料第 39 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書 P300)

(資料第 40 災害時における応急救護活動についての協定書 P301)

(資料第 41 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書 P302)

(資料第 42 医薬品等の供給体制 P303)

(資料第 43 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 P305)

(資料第 44 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書 P306)

(資料第 45 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書 P307)

(資料第 46 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書 P308)

(資料第 47 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定 P309)

(資料第 48 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況 P311)

(2) 医療救護班等の活動場所

- 医療救護班等は、町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。

(3) 島外避難先での医療救護活動

- 被災者が、都内または近県の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。

(4) 医療救護班等の活動内容

- 医療救護班

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認
- カ 状況に応じて遺体の検案に協力する。
- 歯科医療救護班
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
 - イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ 避難所内における転送困難な患者及び軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
 - エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- 薬剤師班
 - ア 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
 - イ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- (5) 総合的な指揮命令及び連絡調整
 - 都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

3 重症患者等の取扱い

- 島しょの火山災害時に、島内の医療機関において対応困難な重症患者等が発生した場合、都は、町村及び関係防災機関との密接な連携により、患者を島外の医療機関に搬送する。

(1) 機関別活動内容

機関名	内 容
町 村	○ 被災地の町村長は、医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、支庁を経由して都本部に患者の島外への搬送を要請する。
支 庁	○ 支庁は、町村長から患者の島外への搬送を要請されたときは、搬送手段及び収容施設の確保等について、都本部に要請する。
都福祉保健局 都 総 務 局	○ 都は、被災地から島外医療機関までの患者の搬送と収容を担当する。都福祉保健局及び都総務局は、支庁から被災町村の患者搬送等に関する要請を受けた場合、次のように対応する。 1 航空または海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施する。 2 必要に応じて添乗医師を確保する。 3 収容先医療機関を確保する。 (資料第 49 東京都災害拠点病院施設状況一覧 P312) (資料第 50 東京都災害拠点病院設置運営要綱 P313)

機関名	内 容
	(資料第 51 東京都災害拠点病院標準整備品目 P315)

4 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

- 医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、都や町村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。
- 町村長は、医薬品・医療資器材の不足により医療救護活動に支障をきたすと認めた場合は、支庁を通じ都本部に補給を要請する。
- 都は、医薬品・医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送・供給体制を確保する。

(資料第 52 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書 P316)

第3節 防疫

1 防疫活動

- 防疫班、隔離消毒班、防疫検水班(区)及び水の安全パトロール班(都)を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1) 役割分担

機関名	内 容
区	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。 ○ 災害により防疫活動を必要とする場合は、防疫班、消毒班及び防疫検水班を編成し、出動させる。 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動の実施にあたって区の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請する。 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
市 町 村	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。 ○ 災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、出動させる。 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動の実施にあたって、市町村の対応能力では十分でない

機関名	内 容
	と認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請する。 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
都福祉保健局	○ 区市町村の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、または、区市町村との調整を図る。 ○ 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会または地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。 ○ 災害の状況に応じて、水の安全パトロール班を編成し、出動させる。 ○ 区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 ○ 感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。
都 医 師 会	○ 都福祉保健局長(都が設置する保健所の長または区長(区が設置する保健所の長を含む。))から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力する。 ○ 防疫活動の業務内容については、保健所長に協議のうえ行う。

(2) 防疫班等の編成

- 区市町村は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成する。
- 都は、状況に応じて防疫に関する区市町村の活動に対する支援や指導、調整を行う。

(3) 防疫業務の実施基準

ア 健康調査及び健康相談等

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

イ 消毒

- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

ウ 避難所の防疫措置

- 区市町村は、避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗い

の励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

- 都は、区市町村が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。
- 都は、インフルエンザや麻疹などの流行状況を踏まえ、市町村に対し予防接種に関する指導を行う。
- 避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

エ 消毒とその確認

- 区は、被災地の井戸が汚染された場合は、ただちに消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するか、または消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。
- 多摩地域においては、水の安全パトロール班が、飲用に供しようとする水等が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように水の安全パトロール班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

オ 感染症予防のための広報及び健康指導

- 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 実施にあたっては、区市町村と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

2 防疫用資器材の備蓄・調達

- 区市町村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- 都福祉保健局は、施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他県市等からの受入・調達計画を策定する。

第4節 飲料水の供給

- 町村は、災害時の応急給水のため給水計画をたて、住民の飲料水の確保に努めるものとする。また、都は、必要により応援給水を行う。
- 本節においては、給水体制及び被災者への給水について、必要な事項を定める。

1 応急給水活動

(1) 給水体制等

- 飲料水の確保のための機関別対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 災害時の給水は、原則として町村が実施する。このため、給水計画を樹立し、飲料水の確保を図る。 ○ 都に給水や資器材等の応援を要請する場合は、支庁を経由する。
支 庁	○ 町村の要請に応じ、町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都水道局との連絡にあたる。 ○ 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都 水 道 局	○ 災害発生に伴い支庁を経由のうえ、被災町村から要請があった場合は、必要量の飲料水を確保するとともに、都水道局が保有する資器材により応援態勢をとる。

(2) 被災者への給水

ア 給水は、次のとおり行う。

(ア) 町村が被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。

(イ) 給水拠点は、町村役場または各出張所とする。

(ウ) 給水の基準は、生命維持に必要な、最小量の飲料水(1人1日3リットル)とする。

イ 水の輸送は、給水車及びポリタンク等により行う。

ウ 支庁は、町村より給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、都水道局へ連絡し、水の確保に万全を期する。

2 検水体制の整備

○ 検水のための機関対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 都福祉保健局長は、状況に応じて、水の安全パトロール班を編成する。 ○ 水の安全パトロール班は、島しょ保健所長の指揮のもとに、飲料水の消毒の確認等を行い、使用の適否を判定するとともに、飲料水の安全確保につき、町村長に助言する。

第5節 食料の供給

○ 火山の噴火等による災害により、避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料の配布ができるよう、平素から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達しうる措置を講じておき、食料の確保に努める必要がある。

○ 本節においては、これら食料の供給について必要な事項を定める。

1 食料の備蓄・調達体制

○ 機関別の食料の備蓄・調達体制は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、災害時において町村が実施する被災者に対する食品の給与のための調達(備蓄を含む。)計画を樹立しておく。 ○ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておく。 ○ 町村長は、災害救助法の適用後、食品の給与の必要が生じたときは、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町村長が現地調達する。 ○ 都に対する要請は、支庁を経由して行う。 (資料第 53 主食の備蓄現況一覧表 P317)
支 庁	○ 町村長からの要請により、支庁に保管してある備蓄食糧(アルファ化米、クラッカー)を放出する場合は、都福祉保健局長の承認を得る。 ○ 集積地への移送については、町村及び輸送関係機関と密接な連絡をとり対処する。 ○ 町村からの都本部への要請は、支庁を経由して行う。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 都生活文化スポーツ局長は、都福祉保健局長から加工食品(パン、レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン等)、生鮮食料品(果物、牛乳、バター等)についての調達の依頼があった場合は、ただちに東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。(資料第 54 東京都生活協同組合連合会との協定 P320)
都 福 祉 保 健 局	○ 災害救助法の適用後、町村長から支庁を経由して調達の要請があった場合または都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都福祉保健局が備蓄した食品を放出する。 (資料第 55 都備蓄倉庫一覧 P326) (資料第 56 食料等の備蓄状況 P327) ○ 食品が不足する場合は、直ちに所要量を調達し、放出する。なお、加工食品(パン、レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン等)、生鮮食料品(果物、牛乳、バター等)について、都生活文化スポーツ局に調達を依頼する。また、米穀、乾パン、副食品(漬物、つくだ煮類)及び調味料(みそ、しょう油)の調達については都産業労働局に依頼する。

機関名	内 容
	○ 生鮮食料品については、中央卸売市場に調達を要請する。 ○ 食塩については、財団法人塩事業センターに調達を要請する。 (資料第 57 食塩調達経路図 P328) ○ 都福祉保健局長は、町村長から調製粉乳等の調達依頼があったときは、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳等を放出する。 (資料第 58 調製粉乳等備蓄等一覧 P329) ○ 上記で不足する場合は、業界から即時調達する。 (資料第 59 災害時における食料品調達業務に関する協定 P330)
都産業労働局	○ 都福祉保健局長から食料(米穀・乾パンを除く。)及び調味料についての調達依頼があったときは、副食品(漬物、つくだ煮類)及び調味料(塩を除く、みそ、しょう油)を調達する。 ○ 上記で不足する場合は、業界等との協定及び他府県からの応援により必要量を調達する。 (資料第 60 乾パン及び米穀の調達先一覧表 P331) (資料第 61 乾パン及び米穀等の調達経路 P332) (資料第 62 米穀販売事業者等名簿一覧表 P335) (資料第 63 副食品及び調味料の調達(予定)一覧表 P336)
都中央卸売市場	○ 都福祉保健局長から生鮮食料品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸業者または関連業者から、入荷物品や在庫品のうち必要な量を買上げるものとする。
関東農政局	○ 都では調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けたときは、速やかに管内の生鮮食料品の需給動向を把握し、関係団体等に出荷等の要請を行う。
東京農政事務所	○ 都産業労働局長から、米穀及び乾パンの放出要請を受けたときは、総合食料局の定める「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」により処理する。 ○ 米麦加工食品(精米、小麦粉、乾・生めん、即席めん、パン、ビスケット)、加工食品(缶詰、レトルト食品、漬物)及び調味料(みそ・しょう油)等の生産ならびに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。

2 食料の配布

(1) 輸 送

- 機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、町村の備蓄・調達(都の事前配置分を含む。)する食品の輸送及び配分の方法について定める。 ○ 交通及び連絡に便利な避難(場)所、公共施設、公園広場等を災害時における食品の集積地として選定し、都福祉保健局及び支庁に報告する。
支 庁	○ 現地調達及び都本部送付の食品は、支庁倉庫等を集積する。この場合、 1 食品の出庫等は産業課の食品配布計画に基づいて行い、町村の引継地まで輸送した後、町村に引渡す。 2 食品の輸送に必要な車両、船舶、労働者は、総務課において調達する。 ○ 町村と都本部との連絡にあたる。 ○ 食品の集積地を把握しておく。
都 福 祉 保 健 局	○ 都福祉保健局が調達した食料は、支庁倉庫等へ輸送する。ただし、直接町村の集積地等へ輸送する必要がある場合は、支庁と協議する。 ○ 輸送が都福祉保健局のみで困難な場合は、都協力局等に応援を依頼する。 ○ 輸送に必要な車両は都財務局に、船舶及びヘリコプター等は都港湾局に、労働者は都産業労働局にそれぞれ依頼する。 ○ 町村の選定した集積地を把握しておく。 ○ 被災乳幼児用粉乳等を都財務局から調達をうけた車両等により、集積地等に輸送する。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 都中央卸売市場	○ 都生活文化スポーツ局及び都中央卸売市場は生産者等から調達した食品を、支庁倉庫または町村の集積地まで輸送し、引渡す。
都 産 業 労 働 局	○ 都産業労働局は、米穀卸売業者から給食用米穀を調達し、とう精及び輸送を依頼し、町村に引き渡す。

(2) 被災者への給与

- 機関別の実施計画及び対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、範囲、献立、炊出し方法等について定めておく。 ○ 町村長は、災害時における被災者への食品等の給与を実施する。 ○ 被災した町村において、被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、当該町村長は、炊出し等について支庁を経て知事に応援要請する。 ○ 備蓄食料(クラッカー等)として町村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。
支 庁	○ 町村長から被災者に対する炊出し、その他食品の給与の応援要請があったときは速やかに協力する。
都福祉保健局	○ 被災地区の町村長から支庁を経て炊出しの要請があり、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都協力局等に対して応援を依頼し、日赤に対して日赤奉仕団や赤十字ボランティアの応援要請等の措置を講ずる。 ○ 被災者に対する給食は、原則として炊出しとする。 ○ 被災地以外の避難所に避難した被災者に対する炊出しは、避難先区市町村において救援に協力するよう連絡する。 ○ 被災乳幼児に対する調整粉乳等の給与に関する調整は、地域保健部健康推進課内に乳幼児救護班を編成して行う。

第6節 生活必需品等の供給

- 被服、寝具その他生活必需品(以下「生活必需品等」という。)は、備蓄のほか、常に取扱業者と連携のうえ、調達可能数量を把握し、災害時においても速やかに搬出できるよう、日頃から救援物資の事前配置または集荷できるよう計画を策定する。
- なお、被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。
- 本節においては、これら生活必需品について必要な事項を定める。

1 生活必需品等の備蓄・調達体制

- 機関別の備蓄・調達計画は、次のとおりとする。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、災害時において町村が実施する被災者に対する生活必需品等の給(貸)与のための調達(備蓄を含む。)計画を策定する。 ○ 調達計画は、被災世帯数を想定して生活必需品等の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項を定める。 ○ 町村長は、災害救助法適用後、生活必需品の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町村長が現地調達する。 ○ 都に対する要請は、支庁を経由して行う。 (資料第64 生活必需品の備蓄状況一覧表 P337)
支 庁	○ 町村長からの要請により、支庁が備蓄している生活必需品等を放出する場合は、都福祉保健局長の承認を得る。 ○ 集積地への移送については、町村及び輸送関係機関と密接な連絡をとり対処する。 ○ 町村から都本部への要請は、支庁を経由して行う。
都福祉保健局	○ 災害救助法の適用後、町村長から支庁を経由して調達の要請があった場合または都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。 ○ 不足する場合は、直ちに所要量を調達し放出する。調達にあたっては、あらかじめ協力依頼している関係業界等へ要請する。

2 生活必需品等の配布

(1) 輸 送

- 機関別の輸送計画は、次のとおりとする。

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、町村の備蓄・調達(都の事前配置分を含む。)する生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。 ○ 都福祉保健局が町村に事前配備している備蓄物資で、都福祉保健局長の承認を得て町村が使用するものについては、当該町村が輸送する。 ○ 交通及び連絡に便利な避難(場)所、公共施設、公園広場等を災害時における生活必需品の集積地として選定し、都福祉保健局(生活福祉部計画課)及び支庁に報告する。

機関名	内 容
支 庁	○ 支庁は、町村の選定した生活必需品等の集積地を把握しておく。 ○ 都本部より移送された生活必需品は、支庁倉庫等に集積する。 ○ 生活必需品の出庫は、産業課の生活必需品配付計画に基いて行い、町村集積地まで輸送した後、町村に引渡す。
都福祉保健局	○ 都有倉庫の備蓄物資及び都福祉保健局が調達した生活必需品等は、支庁倉庫等に輸送する。ただし、直接町村の集積地等へ輸送する必要がある場合は、支庁と協議する。 ○ 輸送が都福祉保健局のみで困難な場合は、都協力局等に応援を依頼する。 ○ 輸送に必要な車両は都財務局に、船舶及びヘリコプター等は都港湾局に、労働者は都産業労働局にそれぞれ依頼する。 ○ 町村の選定した集積地を把握しておく。

(2) 被災者への給与

- 機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、被災者に生活必需品を給(貸)する場合、その配分方法等を定めておく。 ○ 災害救助法適用後における被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与は、町村長が実施する。 ○ 被災地の町村において、生活必需品等の給(貸)与の実施が困難な場合は、町村長は、支庁を経て知事に応援を要請する。 ○ 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都福祉保健局が事前に配置してあるものは、福祉保健局長の承認を得て被災者に給(貸)与する。
支 庁	○ 町村長から被災者に対する生活必需品等の配分について、応援要請があったときは、速やかに協力する。
都福祉保健局	○ 都福祉保健局長は、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみで困難な場合は、都協力局等に応援を依頼し、日赤に対して日赤奉仕団や赤十字ボランティアの応援要請等の措置を講ずる。

第7節 輸送船舶・車両の確保

- 災害時に救援、救護等の応急対策活動を実施するために必要な人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹であり、車両、船舶等を迅速かつ円滑に確保し、運用しなければならない。
- 特に火山災害の場合は、島の特殊事情から、船舶の確保が大切である。
- 本節においては、これらの輸送活動の確保に必要な車両等の調達、配車、緊急車両の確認等について定める。

1 船舶・航空機・車両の調達

(1) 調達

- 機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、調達先及び調達予定数を地域防災計画において明確にしておくとともに、災害時において町村の所要車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっ旋を要請する。
支 庁	○ 支庁において、車両等については、原則として支庁保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、町村の調達計画に競合しないように独自の調達計画をたてる。 ○ 被災者の島外避難及び物資の輸送等に必要な漁船については、島内漁業協同組合所属の漁船を調達する。 ○ 被災者の島外避難及び物資輸送に必要な船舶は、都本部に要請する。 ○ 町村から要請があった車両の確保については、必要に応じ都本部に要請する。
都	車 両 ○ 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。 1 乗用車 都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用する。 2 貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運から調達する。 3 乗合自動車 東京バス協会から調達する。 4 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達す

機関名	内 容
	る。 ○ 他府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。 ○ さらに、車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあつ旋により、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令または輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。 船 舶 ○ 都各局は、物資の輸送及び人員の搬送等のため、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、必要船舶を請求する。 ○ 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。 (資料第 65 東海汽船所有船舶一覧 P340) ○ 都本部は、他府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。 ○ 都港湾局は、これらの船舶を把握し、いつでも調達できるよう確保する。 ○ 不足が生ずる場合は、関東運輸局のあつ旋により、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令または輸送命令を発し、緊急輸送に必要な船舶を確保する。
そ の 他 の 防 災 機 関	○ 独自に調達計画を立てる。都財務局は、調達計画を総合調整するとともに、調達が円滑に行われるよう協力する。
関 東 運 輸 局	○ 都財務局の要請に基づき、車両の調達あつ旋を行う。 ○ 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あつ旋を行う。

(2) 配車等

機関名	実 施 内 容
都	車 両 ○ 都財務局は用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。 ○ 都財務局は他府県及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜、配分する。 ○ 災害復旧計画に必要な車両は、都財務局において緊急計画を

機関名	実 施 内 容
	たて、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○ 配分手続 1 都各局において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数または積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、都財務局に請求する。 2 都財務局は所要車両を調達し、請求局に引き渡す。 船 舶 ○ 都本部は、調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。 ○ 他府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。 ○ 配分手続 1 都各局が船舶を必要とするときは、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示のうえ、都本部へ要請する。 2 都本部は都各局の要請に基づく船舶必要数を調整したうえで、都港湾局に対し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答させる。

(3) 本船荷役の確保

機関名	実 施 内 容
都 港 湾 局	○ 都港湾局は、救援物資受け入れのため必要な本船荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。 ○ 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、本船荷役に必要な態勢を整える。 ○ 都港湾局は、本船荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

2 緊急通行車両の確認

- 緊急車両の確認については、第3部第5章第2節4 緊急通行車両の確認(P105)に定めるところによる。

第8章 船舶・航空機の安全確保対策

- 船舶及び航空機は、島しょと都内を結ぶ交通手段であり、島しょの生活上重要な役割を果たしている。
- また、災害時における救援物資及び人員の輸送のため、欠かせないものである。
- このため、火山災害時において被害を防止し、船舶・航空機の安全の確保を図る必要がある。
- 本章においては、船舶、航空機の安全確保対策について必要な事項を定める。

第1節 船舶

- 船舶は、一度に大量の人員及び貨物を輸送しており、火山(海底火山を含む。)の噴火により被害を受けた場合、人命に多大な危険が生じるのみならず、島しょ住民の生活に大きな影響を与えるおそれがある。
- このため、本節においては、各機関の船舶(漁船を含む。)の安全確保対策について定める。

機関名	内 容
町 村	○ 港湾または漁港において、災害が発生するおそれがある場合は、停泊中の船舶に対して、港外への退避等の措置をとる。
支 庁	○ 火山の異常変化(地震、噴気、湧水、地温上昇等)が認められ、災害の発生が予想される場合及び噴火警報等が出された場合、警察署及び町村ならびに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用し、火山情報の伝達、港外への退避等の措置をとる。 ○ また、海底火山の噴火が予想される場合は、危険区域からの早期避難を勧告する。
第三管区海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講ずる。 1 火山活動により、災害の発生が予想される場合は、港内または沿岸付近にある船舶に対して、港外または沖合等安全な海域への避難を勧告する。 2 火山島の周辺海域の船舶交通の規制を行う。 3 船舶の入港を制限する。

機関名	内 容
東 海 汽 船	○ 海上保安部及び都、支庁等から勧告があった場合、それに従って対処する。 ○ 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限防止を図る。 (資料第 66 船舶の運航基準 P341)

第2節 航空機

- 航空機は、高速で多数の人々を輸送しており、万一災害が発生した場合、直接人命にかかわる被害を生ずるおそれがある。
- このため、航空機の安全確保に関し、各機関がとるべき措置を定める。

機関名	内 容
支 庁	○ 支庁長は、噴火等による危険が切迫していると判断したときは、飛行場の使用の一時停止措置をとるとともに、関係者に対し、早急に避難するよう勧告する。 ○ 空港管理者として、都本部または気象庁発表の噴火警報等に基づき、速やかに航空情報(ノータム)を提供し、航空機に注意を呼びかける。
東京空港事務所	○ 気象庁等から噴火に関する通報を入手したときは、速やかに当該火山の上空及び周辺を航行中の航空機に対し情報を提供し、必要に応じ安全確保のための指示を行う。 ○ また、火山活動に伴い、空港の閉鎖、航行援助施設の運用停止等の事態が発生したときは、飛行中の航空機及び関係機関に対し、情報の周知徹底を図るとともに、航空機の航行の安全のため、必要な措置をとる。

第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策

- 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
- 本章においては、これらの施設の応急・復旧対策について定める。
- なお、島しょ部に都市ガス施設はない。

第1節 電気施設(東京電力)

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。
- 本部は、本店、支店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(2) 要員の確保

- 災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出勤を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。

(3) 情報連絡活動

- 本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被害店所本部から収集する。
- 被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達

を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 本店本部に対する応急資材の請求

イ 資機材の輸送

○ 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

○ 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(2) 災害時における危険予防措置

○ 円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

○ 本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事

○ 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(5) 災害時における電力の融通

○ 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(6) その他

○ 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

3 復旧対策

○ 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

第2節 水道施設

- 災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、島しょ町村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断のもとに、緊急配水調整を行い、断水区域を限定したうえ、応急・復旧対策を実施する。
- 各機関の対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 水道の施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持する。
支 庁	○ 町村の要請に応じ、町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。 ○ 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都福祉保健局	○ 必要に応じ、技術職員を派遣し、水道の応急復旧工事に関する技術的支援、指導にあたる。 ○ 状況に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

第3節 電話施設等

1 活動態勢

- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部ならびに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

○ 各機関の災害時の活動態勢は、次のとおりである。

機関名	内 容
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ	活動体制 1 災害対策本部の設置 ○ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。 ○ 災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信ならびに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。 2 社員の動員計画 ○ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1) 社員の非常配置 (2) 社員の非常招集方法 (3) 初動時の駆けつけ要員の確保 (4) グループ各社間相互の応援要請方法 3 情報連絡 ○ 災害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。 ○ なお、気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。 応急対策 1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集、報告 ○ 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況

機関名	内 容
	(6) その他必要な情報 3 警戒措置 ○ 災害予報が発せられた場合、報道された場合、もしくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次にあげる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、または防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、もしくは非常配置ならびに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。 4 重要通信のそ通確保 ○ 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 5 被災地特設公衆電話の設置 ○ 災害発生時においては避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 6 携帯電話の貸出し ○ 災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策

機関名	内 容						
	本部機関等への携帯電話の貸し出しに努める。 7 災害用伝言ダイヤル等の提供 ○ 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 復旧対策 ○ NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及びNTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 2 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 3 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 4 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。 <table border="1"> <tr> <th>順位</th><th>修理または復旧する電気通信設備</th></tr> <tr> <td>1</td><td> ○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者また </td></tr> </table>	順位	修理または復旧する電気通信設備	1	○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの	2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者また
順位	修理または復旧する電気通信設備						
1	○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの						
2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者また						

機関名	内 容				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 248 518 488"></td><td data-bbox="518 248 1348 488"> は通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。) </td></tr> <tr> <td data-bbox="422 488 518 539">3</td><td data-bbox="518 488 1348 539">○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr> </table>		は通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。)	3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの
	は通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。)				
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの				
K D D I	1 災害対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。 (2) 同本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡、調整を行う。 2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所定要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、災害対策本部長の指揮のもとで所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ・ラジオ、インターネット及び電話会議や社内通信システムにより収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡、調整は、社内通信システム、衛星電話及び電話・インターネットなどの公衆回線を使用するが、あわせて都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線等も利用する。				
郵便事業 郵便局	1 非常災害対策本部等の設置及び活動 (1) 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、各社において非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。 (2) 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。 2 災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝				

機関名	内 容
	達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便会社及び局会社は、支店、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。
3 通信手段の確保	災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
4 施設及び設備の応急復旧活動	災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。
5 災害時における広報活動	災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等ならびに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。
6 その他の活動	災害が発生した場合は、速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また、総務省、内閣府その他の関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。

2 応急対策

- 非常召集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。
- 各機関の応急対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
NTT 東日本	1 通報、連絡各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。
NTT コミュニケーションズ	2 情報の収集、報告 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。
NTT ドコモ	(1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

機関名	内 容
	(4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、もしくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、または防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備のは握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、もしくは非常配置ならびに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。 4 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 5 被災地特設公衆電話の設置 被災救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 6 携帯電話の貸出し 「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策

機関名	内 容
	本部機関等への携帯電話の貸し出しに努める。 7 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
K D D I	○ 災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 1 通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのお回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急の実施する。 2 災害用伝言板の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、緊急連絡用設備、災害対策用車両、車載型無線基地局、移動電源車を配備しているほか、緊急輸送用ヘリコプターの準備、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸し出し 指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸し出し用の携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しに努める。
郵便事業 郵便局	1 郵便物の送達の確保 ○ 郵便の送達を確保するため、次の措置を講ずる。 (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路もしくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。 (2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行う。 (3) 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを

機関名	内 容
	得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務もしくは集配業務を休止する。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。 2 窓口業務の維持 被災地における支店、郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。 3 その他 郵便業務の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

3 復旧対策

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。
- 各機関の復旧対策は、次のとおりである。

機関名	内 容				
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	○ NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及びNTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 2 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 3 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 4 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。 <table border="1"> <tr> <th>順位</th><th>修理または復旧する電気通信設備</th></tr> <tr> <td>1</td><td> ○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの </td></tr> </table>	順位	修理または復旧する電気通信設備	1	○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの
順位	修理または復旧する電気通信設備				
1	○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの				

機関名	内 容	
		○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの
	2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。)
	3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの
K D D I	○ 災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。 1 復旧工事の計画 (1) 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2) 原状復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。 (3) 本復旧工事 被害の再発を防止し、設備機能の充実または改善を施した本格的な復旧工事を実施する。 2 復旧の順位 復旧工事にあたっては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。	

機関名	内 容
郵便事業 郵便局	○ 郵便会社及び局会社は、物資及び資材の調達計画ならびに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行う。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

- 道路、港湾、空港、砂防等の公共施設は、島民が生活を行ううえで重要な役割を担っており、これらが被災した場合、救急救助及び救援救護活動に支障をきたす。
- このため、災害が発生した場合、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。
- 本章においては、道路、港湾、空港、砂防等の公共施設の応急・復旧対策について定める。

第1節 公共土木施設等

1 道路

- 災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害状況を調査し、道路状況の広報活動を迅速に行う。
- 噴火活動の終息や安全を確認した後は、道路交通の確保を図るため、次のような応急活動を実施し、被害箇所を復旧する。
 - (1) 降灰、山腹斜面の崩土、落石など道路上の障害物除去
 - (2) 路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷及び溶岩流、泥流による道路埋没の復旧

2 港湾

- 災害により、港湾施設が被害を受けた場合、港湾管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
 - (1) 係留施設の被害で船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの
 - (2) 臨港交通施設の被害でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能または著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
 - (3) 港湾の埋そくで船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの
 - (4) 外郭施設の被害で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

3 漁港

- 災害により、漁港施設が被害を受けた場合、漁港管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりで

ある。

- (1) 係留施設の被害で漁船の係留または荷役に重大な支障を与えているもの
- (2) 輸送施設の被害でこれによって当該輸送施設による輸送が不可能または著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- (3) 漁港の埋そくで漁船の出入または停泊に重大な支障を与えているもの
- (4) 外郭施設の被害で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 海岸

- 海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、火山噴火に伴う溶岩流及び火山泥流の発生により被災した海岸保全施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
 - (1) 海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊または倒壊の恐れがあるもの
 - (2) 溶岩流及び火山泥流により、護岸前面が埋塞または洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により護岸背後地の保全施設に著しい被害を与える恐れがあるもの
 - (3) その他、新たな被害発生の要因となる恐れがあるもの

5 火山砂防

- 砂防施設管理者は、火山噴火に伴う溶岩流及び火山泥流の発生により被災した砂防施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
 - (1) 被災した流路及び砂防ダムのうち、施設機能が著しく低下しており、決壊または倒壊の恐れがあるもの
 - (2) 溶岩流及び火山泥流に伴う流木により埋塞した流路または砂防ダムのうち、放置すると下流家屋等に著しい被害を与える恐れがあるもの
 - (3) その他、新たな被害発生の要因となる恐れがあるもの

第2節 空港施設

- 災害により、滑走路、エプロン、その他の空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、公共の安全を確保するため、速やかに復旧を図る。

第 11 章 その他の応急対策

- 本章においては、降灰の除去、死体の捜索・検案、応急仮設住宅及び応急教育について必要な事項を定める。

第 1 節 降灰除去等

- 火山噴火は、多くの場合、溶岩、火山砕屑物、降灰、有毒ガス等を噴出する。
- このうち、降灰は、広範囲かつ長期間続き、島しょの産業に少なからぬ影響を与えるため、その対策が重要となってくる。

1 農水産施設

- 火山活動が活発化し、大噴火を起した場合、これらの島々は、降灰により、農作物及び温室、ビニールハウス等の施設に被害を及ぼす恐れがある。
- 農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和をはかるなど当面の対策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となる。
- 一方、水産施設においては、降灰の除去等により、その機能の回復を図る。
- 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 降灰予報やその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 ○ 土壌改良の指導及び代替作物の選定 ○ 除灰作業の指導 ○ 農協及び漁協との連絡
支 庁	○ 町村ならびに都産業労働局及び都港湾局との連絡 ○ 町村の技術的指導
都産業労働局	○ 支庁及び島しょ農林水産総合センターを直接現地指導の拠点として、農家及び農業団体の指導を行う。
関 東 農 政 局	○ 降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策(土壌、農作物、施設等)を指導するとともに、被害の状況を把握しながら、町村及び都が実施する資金対策、復旧対策等の助成措置等を講ずる。

2 営農指導

- 火山等による被害(病害虫を含む。)に対する対策については、都産業労働局の専門技術員及び改良普及員が中心となって技術指導にあたり、各種農産物生産と農業経営の安定を期する。

- このため、島しょ農林水産総合センターの改良普及員が直接現地指導の中心的役割を果たし、当該地区内の農家及び農業団体の指導を行う。

機関名	内 容
都産業労働局	1 事業計画 (1) 島しょ農林水産総合センターは、常時管内の災害に対する技術指導を行うとともに、各種の災害が発生した場合は、地区内の被害状況等について都産業労働局(農林水産部農業振興課)に速やかに報告するものとする。 農業振興課は、農業振興事務所へ連絡し、当事務所技術総合調整係は、この報告に基づき各専門項目について技術対策を樹立するとともに、島しょ農林水産総合センターに対し適切な助言指導を行うものとし、必要により直接現地指導を行うものとする。 (2) 農業振興事務所は、常時それぞれの専門項目について、大学、試験研究機関等における災害研究成果を把握し、普及指導員に対し適切な技術援助を行う。 (3) 農業振興課は、気象庁発表の長期、短期予報その他予想される被害(病虫害を含む。)に関する情報、資料等の収集を行う。 また、農業振興課は、家畜経営指導、家畜衛生技術指導の実施及び災害地域における飼料の確保、それに伴う全国農業協同組合連合会等と情報交換連絡ならびに飼料対策の樹立を図るとともに、島しょ農林水産総合センターに対し適切な指示を与える。 2 病虫害予防対策計画 (1) 火山噴火等を原因とし病虫害が多発生した場合、病虫害防除所は、関係機関から提供される情報に基づき、東京都病虫害防除指針(各病虫害に対しての防除指針)に沿い、関係機関と密接な連携を図り、関係機関を指導するとともに病虫害の防除等に当たる。 (2) 病虫害防除所は提供された情報を取りまとめ、都産業労働局(農林水産部食料安全室)に報告する。

3 道路

- 火山噴出物を早急に除去し、道路の機能を維持するため、降灰等の除去を行う。
このために、資器材と降灰集積場の確保が必要となる。
- 機関別の対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、町村道の降灰除去を行う。
支 庁	○ 道路被害状況の把握と緊急物資等の輸送路の確保に努める。 ○ 機械等により迅速に都道の降灰除去を行う。このため、地理条件を勘案し、降灰の集積場所を確保する。なお、泥灰が泥流となって道路に流入しないよう関係機関に対策を申し入れる。 ○ 各関係機関との連絡をはかる。
都 建 設 局	○ 道路被害の状況を把握するとともに、支庁に対し助言指導を行うものとし、必要に応じ直接現地指導を行う。 ○ 各関係機関との連絡をはかる。

4 宅地の降灰除去等

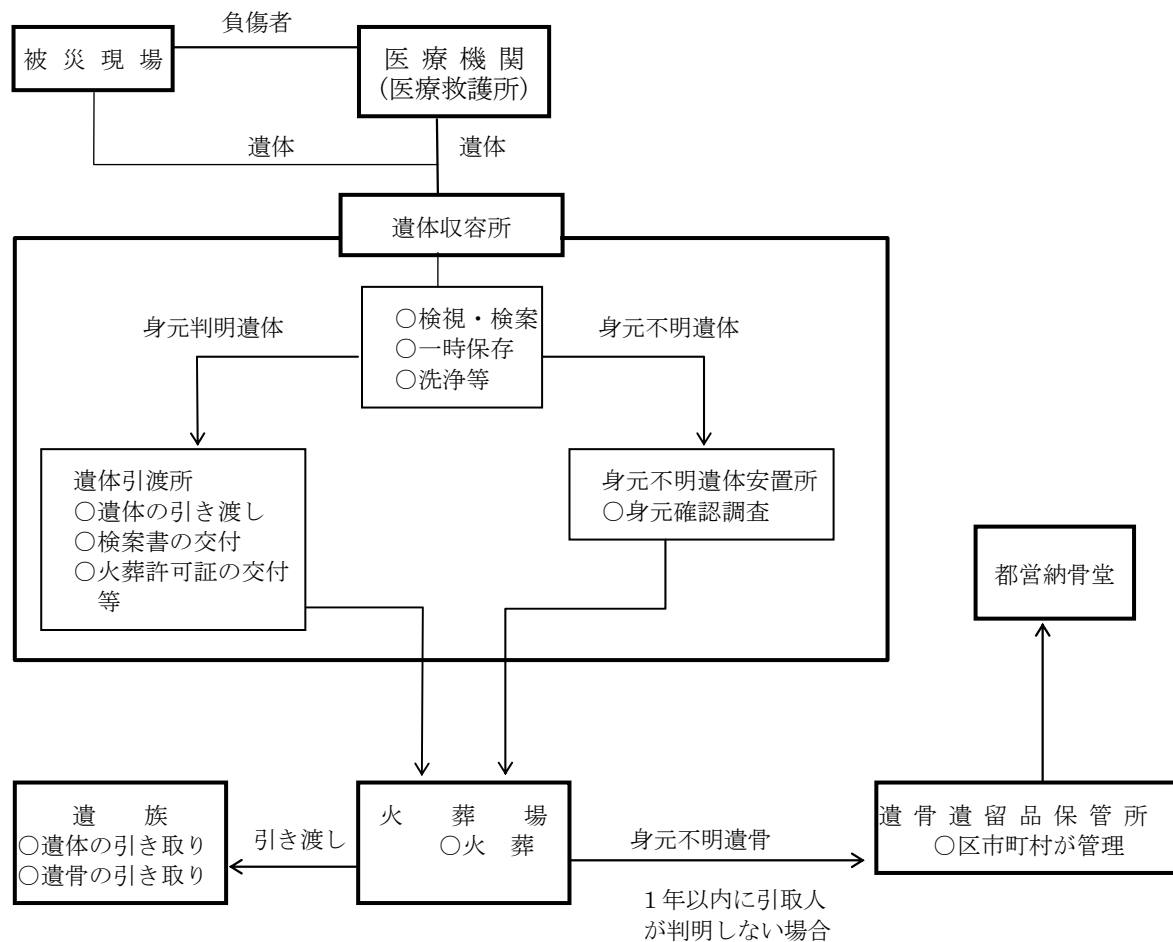
- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。
- 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 降灰予報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 被害額の算定・報告 ○ 降灰の運搬
都 都 市 整 備 局	○ 降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。
国 土 交 通 省 都 市 ・ 地 域 整 備 局	○ 都及び町村からの降灰による宅地の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第2節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

- 災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、搜索、死体の処理、埋葬等の各段階において、都各局、町村及び関係機関等相互の連絡を密にし、これを遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。
- 死体の搜索、処理及び埋葬等の実施は町村が行うが、災害救助法が適用された場合は、町村は知事の補助機関として実施する。都は、各町村が実施する諸活動を調整し、援助するとともに、災害救助法が適用された場合は、関係機関の協力を得て実施していく。
- 本節においては、死体の搜索、検案及び死体の収容、埋葬等について、必要な事項を定める。

1 遺体取扱いの流れ



第 11 章 その他の応急対策

第 2 節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

2 搜索・収容等

(1) 遺体の搜索

ア 機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整にあたる。
警 視 庁	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱う。 ○ 町村が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明死体については、人相・所持品・着衣・特徴等の写真撮影、指紋・DNA 型鑑定資料を採取するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
町 村	○ 関係機関と連携し、遺体の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 第三管区海上保安本部は、関係機関から要請があった場合は、状況に応じ死体の搜索を行い、発見・収容した死体は検視（見分）後、町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

イ 搜索の期間等

区 分		内 容
搜索の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣(町村長の場合は知事)に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) エ その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具等の借上費または購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

(2) 遺体の搬送(遺体収容所まで)

機関名	活 動 内 容
都 総 務 局	○ 町村及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第 1 師団に対して遺体の搬送要請を行う。
町 村	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼を行う。 ○ 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認する。

第 11 章 その他の応急対策

第 2 節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

(3) 遺体収容所の設置とその活動

ア 遺体収容所の設置に関する事前準備

機関名	活 動 内 容
町 村	○ 遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 - ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 - イ 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 - ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 - エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。 - ア 屋内施設とする。 - イ 町村ごとに、1 か所から 4 か所程度に限定する(少ない箇所数が望ましい。)。 - ウ 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。 - エ 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。 - オ 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。 - カ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

イ 遺体収容所の設置

機関名	活 動 内 容
都	○ 町村長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
町 村	○ 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁(各所轄警察署)に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。

ウ 遺体収容所での活動

機関名	活 動 内 容
町 村	○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○ 都及び警視庁(各所轄警察署)と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止に努める。

エ 遺体処理の期間等

区 分	内 容
遺 体 処 理 の 期 間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体进行处理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に厚生労働大臣(町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	○ 遺体の一時保存のための経費 ア 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 一体あたり 5,000 円以内 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺遺体一体あたり 3,300 円以内(平成 18 年度基準)

3 検視・検案・身元確認等

- 検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、町村及び警視庁は、必要な体制を確立する。
 - (1) 検案医の養成
 - 都福祉保健局は、東京都医師会や公的医療機関等と連携し、検案医養成のための研修体制を整備する。
 - (2) 検視・検案に関する機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都福祉保健局	○ 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
監察医務院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案

第 11 章 その他の応急対策

第 2 節 遺体の捜索、収容及び検視・検案・身元確認等

機関名	活 動 内 容
	班の編成・派遣等を行う。
警 視 庁	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(3) 検視・検案に関する機関別協力内容

機関名	協 力 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
国立病院機構	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。

- 関係機関が協力する検視・検案活動は、都福祉保健局(監察医務院)の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(4) 検視班等の編成・出動

- 検視班の指揮者(警察署長等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

(5) 検案班の編成・出動

- 都福祉保健局(編成責任者は監察医務院長)は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。
- 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整した後、検案活動を進める。

(6) 検視・検案・身元確認活動の場所

- 検視・検案は、町村が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(7) 都民への情報提供

- 都は、町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(8) 資器材等の備蓄・調達

- 都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。

(9) 遺体の身元確認

- 時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 「身元確認班」は、DNA 採取器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね 2 日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を町村長に引き継ぐ。
町 村	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
都歯科医師会	○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに 1 班につき歯科医師 2 名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。身元確認班(歯科医師班)は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(10) 遺体の遺族への引き渡し

- 遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁(各所轄警察署)及び町村が協力して行う。
- 町村職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「身元引渡班」の指示に従う。

(11) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活 動 内 容
都	○ 必要な支援措置を講ずる。
町 村	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。

第 3 節 火葬等

1 火葬許可の特例

- 火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

2 広域火葬の実施

- 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」

第 11 章 その他の応急対策

第 3 節 火葬等

に基づき、都本部(福祉保健局)に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。

- 町村は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活 動 内 容
都福祉保健局	○ 町村からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援・協力を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○ 遺体の搬送について町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
区 市 町 村	○ 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 ○ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

3 身元不明遺体の取扱い等

機関名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 警視庁は、区市町村と協力して身元不明死体の遺体引取人を調査する。
町 村	○ 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保

機関名	活 動 内 容
	管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 ○ また、引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

4 死亡者に関する広報

- 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。
- 町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第4節 応急住宅対策

- 災害時、住家が滅失または破損することが予想され、その場合自己の資力によって居住する住家を確保できない被災者を対象に、応急住宅を確保し、または居住のため必要な最小限度の住宅の応急修理を実施する必要がある。
- 本節においては、一時提供住宅の供給基準、仮設住宅の設置基準や建設資材の調達及び修理基準などについて、必要な事項を定める。

1 一時提供住宅の供給

(1) 供給の目的

- 災害救助法が適用された地域において、火山災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

(2) 供給の実施

- 住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

(ア) 公営住宅の供給

- 都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(イ) 民間賃貸住宅等の供給

- 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を確保する。

(ウ) 入居資格

- 次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
 - ・ 住家が全焼、全壊または流失した者
 - ・ 居住する住家がない者
 - ・ 自らの資力では住宅を確保できない者

(エ) 入居者の募集・選定

- 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割当に際しては、原則として当該町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。
- 住宅の割当を受けた町村は、当該町村の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、町村が入居者の選定を行う。

(オ) 供給後の事務処理

- 一時提供住宅の供給に伴い、町村は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

2 応急仮設住宅の建設

- 災害救助法が適用された火山災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を建設し、供給する。
- なお、応急仮設住宅の建設の要請は町村から東京都に対して行う。

(1) 供給の目的

- 災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

(2) 供給の実施

- 住宅に困窮する被災者に、次により応急仮設住宅を一時的に供給する。

ア 応急仮設住宅の建設

(ア) 設置戸数

- 供給戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

(イ) 建設予定地の確保

- 町村は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。

- ・ 接道及び用地の整備状況
- ・ ライフラインの状況

- 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年 1 回町村から報告を求める。

(ウ) 建設地

- 都は建設予定地の中から建設地を選定する。
- 選定にあたり、各町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。

(エ) 構造及び規模等

- 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
- 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。

(カ) 建設工事

- 災害発生の日から20日以内に着工する。
- 都は、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ建築協会が加盟する建設業者に建設工事を発注する。
- 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、町村等に委任する。

イ 入居資格

- 原則として、一時提供住宅の入居資格に準じて行う。

ウ 入居者の募集・選定

- 原則として、一時提供住宅の入居者の募集・選定に準じて行う。

エ 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は町村が行う。
- 町村は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

3 被災住宅の応急修理

- 災害救助法が適用された火山災害により、住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(1) 住宅の応急修理

ア 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域内において、災害により、住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

イ 対象者

- 自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

ウ 対象者の調査及び選定

- 町村による被災者の資力その他生活条件の調査及び町村長が発行する被災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該町村が募集・選定事務を行う。

エ 対象戸数

- 修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

(2) 応急修理の方法

ア 修理

- 都が、社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 場合によっては、当該町村に事務を委任する。

イ 経費

- 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

ウ 期間

- 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(3) 事務処理の方法

- 住宅の応急修理を実施した場合、都及び町村は、必要な帳票を整備する。

4 建設資材の調達

(1) 応急仮設住宅資材等の調達

- 資材等は、社団法人プレハブ建築協会及び社団法人東京建設業協会があつ旋する建設業者を通じて調達する。
- 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給

- 農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。
- 災害復旧用材の供給は、知事、町村長等からの要請により行う。

第5節 応急教育

1 学校危機管理マニュアルの活用

- 都は、学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校危機管理マニュアル」を作成した。
- 各学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に、マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

2 応急教育の実施

(1) 事前準備

＜都立学校及び町村立学校の学校長または園長(以下、本節においては「学校長等」という。)の役割＞

ア 学校(園)の立地条件などを考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

イ 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、町村が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

ウ 在校中や休日等の部活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。

エ 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

オ 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網ならびに協力体制を確立する。

カ 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

キ 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。

ク 学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 災害時の対応

＜学校長等の役割＞

ア 児童・生徒等が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。

イ 保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引き渡しを図る。

ウ 災害の規模及び児童・生徒等や教職員ならびに施設設備の被害状況を速やかに把握し、当該教育委員会へ報告する。

エ 状況に応じ、当該教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。

オ 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

カ 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。

キ 応急教育計画を作成したときは、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の対応

＜学校長等の役割＞

- ア 教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- イ 学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ウ 被災学校(園)ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校(園)の運営について助言と指導にあたる。
- エ 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- オ 応急教育計画に基づき、学校(園)に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- カ 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- キ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前々文に準じた指導を行うように努める。
- ク 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ケ 災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業(保育)に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

＜町村教育委員会の役割＞

- ア 教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
- イ 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

＜都の役割＞

- ア 都は、都内学校間の教職員の応援体制について、町村教育委員会と必要な調整を行う。

3 学用品の調達及び給与(支給)

(1) 給与(支給)の対象

- 災害により住居に被害を受け、学用品を損失またはき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒(私立学校を含む。以下、本章において同じ。)に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を給与(支給)する。

(2) 給与(支給)の時期

- 教科書については災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内とする。
- 交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与(支給)の方法

- 学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与(支給)は、町村が行う。
- 学用品の給与(支給)を迅速に行うために知事が職権を委任した場合は、町村長が当該教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から給与(支給)までの業務を行う。

(4) 費用の限度

- ア 教科書 支給する教科書(教材を含む。)の実費
- イ 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額

4 授業料等の免除

機関名	内 容
都 教 育 庁	○ 災害救助法が適用された場合は、都立学校生徒及び学生の被災の程度に応じて、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第 4 条の措置を、次により考慮する。 1 一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者に対しては、納付期限を延期する。 2 家庭調査の結果、授業料納付期限を延期してもなお納入困難と認められるときは、免除する。
町 村	○ 被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

第 6 節 動物愛護

- 都は、動物愛護の観点から、負傷または放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。
(資料第 67 災害時における動物保護体制(48 時間から 72 時間後までの応急体制) P342)

(1) 被災地域における動物の保護

- 都は、町村、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷または放し飼い状態の動物等の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

- 都は、町村と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。

- ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

- イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

- ウ 他縣市への連絡調整及び要請

(3) 動物愛護の活動方針

- 都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。

- 都は、「動物保護班」「動物医療班」を編成し、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。

- 都は、「動物救援本部」を支援するため、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」による応援及び活動拠点の提供を行う。

(4) 「動物保護班」「動物医療班」の編成

- 発災直後には、都動物愛護相談センターに「動物保護班」「動物医療班」それぞれ 2 班を配置し、発災後 72 時間を目途に班の充実を図る。

第 12 章 災害復旧対策

第 1 節 民生安定のための緊急対策

1 生活相談

機関名	内 容
都生活文化 スポーツ局	○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。
警 視 庁	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
町 村	○ 被災者のための相談所を設け、苦情または要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

2 災害弔慰金等の支給

- 都福祉保健局は、災害により死亡した都民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

(資料第 68 災害弔慰金等の支給 P343)

3 災害援護資金の貸付

- 都福祉保健局は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には低所得世帯に生活福祉資金を対象に貸し付ける。
- 都福祉保健局は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設もしくは補修に必要な資金を貸し付ける。

(資料第 69 災害援護資金・住宅資金等の貸付 P344)

4 被災者生活再建支援金の支給

- 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

(資料第 70 被災者生活再建支援金の支給 P346)

第 12 章 災害復旧対策

第 1 節 民生安定のための緊急対策

5 り災証明書の交付

- 町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

6 職業のあっ旋

機関名	内 容
町 村	○ 被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17 か所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。 ○ 他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

7 租税の徴収猶予及び減免等

機関名	内 容
都 主 税 局	○ 被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
町 村	○ 町村は、被災者に対する町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
東京労働局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき 1 年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

8 その他の生活確保

機関名	内 容
東京労働局	1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○ 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 2 労働保険料等の徴収の猶予 ○ 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 イ 制度の周知徹底 町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	○ 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
郵便事業 郵便局	○ 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵

第12章 災害復旧対策

第2節 義援金品の配分

機関名	内 容
	便葉書等寄附金を交付する。
日 本 放 送 協 会	○ NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T 東 日 本 NTT コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ	○ 災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。 ○ 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第2節 義援金品の配分

1 義援金品募集の検討

- 都、町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 義援金品募集配分委員会の設置

- 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会(以下、本節において「委員会」という。)を設置する。
- 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 被災町村への義援金品の募集・配分計画の策定
 - (2) 義援金品の受付・配分に係る広報活動
 - (3) その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- 委員会は、都、町村、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者により構成する。

3 義援金品の受付・募集

機関名	内 容
都福祉保健局 都 知 事 本 局	○ 都福祉保健局において受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○ 都福祉保健局が受領した義援金品については、寄託者に受領書

機関名	内 容
	を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 都福祉保健局は、義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。 ○ 国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、都知事本局（秘書部）において受け付ける。
町 村	○ 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。 ○ 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 日赤東京都支部事務局（振興部赤十字社員課）及び都内日赤施設ならびに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○ 災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。 （注） 義援品は、原則として受け付けない。

4 義援金品の保管及び配分

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 ○ 受領した義援品は、配分計画に基づき、速やかに被災町村へ送付する。 ○ 送付体制については、生活必需品等の配布の例に倣い、検討する。

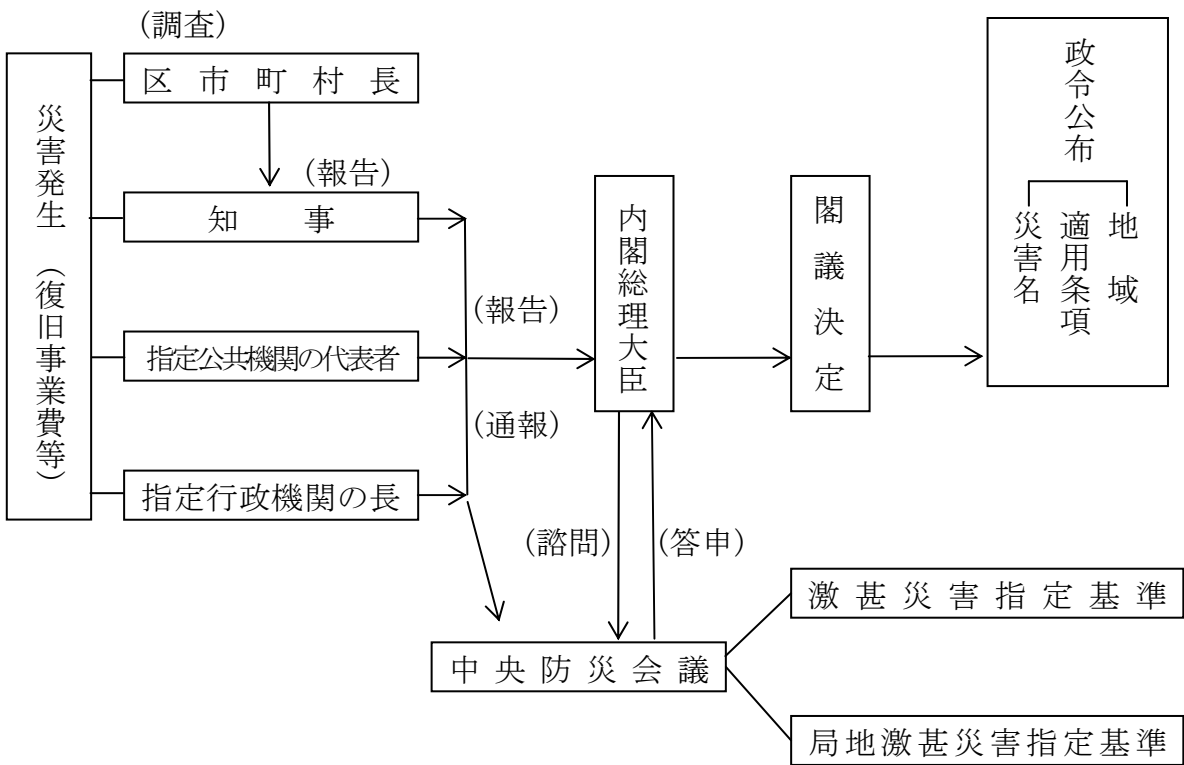
第 1 2 章 災害復旧対策
第 2 節 義援金品の配分

機関名	内 容
	○ 被災町村へ送付するまでの間の義援品の一時保管場所は、都備蓄倉庫等とする。
町 村	1 義援金 ○ 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 ○ 被災町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。 ○ 被災町村は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。 2 義援品 ○ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。

第 3 節 激甚災害の指定

1 激甚災害指定手続

- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。



2 激甚災害に関する調査報告

機関名	計 画 内 容
町 村	○ 町村長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告する。
都 総 務 局	○ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせる。 ○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総

機関名	計 画 内 容
	務局に提出する。 ○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議する。 ○ 知事は、町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

3 激甚災害指定基準

- 昭和 37 年(1962 年)12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

4 局地激甚災害指定基準

- 災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和 43 年(1968 年)11 月 22 日中央防災会議が基準を定めている。
- 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

5 特別財政援助等の申請手続等

機関名	計 画 内 容
町 村	○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。
都	○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

6 激甚法に定める事業及び関係局

(資料第 71 激甚法に定める事業及び関係局 P347)

第 4 節 活動火山対策特別措置法

- 火山の噴火その他の火山現象により著しい被害を受け、または受けるおそれがあると認められる地域等について、住民等の生命及び身体の安全ならびに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とした、「活動火山対策特別措置法」が制定されている。

- 本節では、避難施設緊急整備計画、防災営農施設整備計画等について概略を記載する。

1 避難施設緊急整備

(1) 避難施設緊急整備地域の指定

- 内閣総理大臣は、火山災害による被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、関係都道府県知事の意見を聴いて、避難施設緊急整備地域として指定することができる。

(2) 避難施設緊急整備計画の実施

- 避難施設緊急整備計画は、次に掲げる事項について定める。
 - ア 道路または港湾の整備に関すること
 - イ 広場の整備に関すること
 - ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関すること
 - エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関すること
 - オ その他政令で定めること
- 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するとされているものを除き、町村が実施する。

(3) 補助金の交付及び起債の特例

ア 補助金の交付

- 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法第16条(補助金の交付)の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、またはあつ旋し、その他必要と認める措置を講ずることができることとなっている。

イ 起債の特例

- 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき、必要とする経費については、地方財政法第5条第1項(地方債の制限)各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとなっている。

2 防災営農施設整備等

(1) 計画の作成

- 知事は、避難施設緊急整備地域またはその周辺の地域で火山の噴火によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画を作成する。
- なお、作成される計画は「防災営農施設整備計画」、「防災林業経営施設整備計画」及び「防災漁業経営施設整備計画」(以下「防災営農施設整備計画等」

という。)である。

(2) 補助等

- 国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができることとなっている。

3 活動火山対策の推進

(1) 大島町

- 昭和 61 年(1986 年)11 月の大島の噴火災害に対し、都は大島町の要望等を踏まえ、同年 12 月国に対し、大島町の全域を避難施設緊急整備地域として指定を行うよう要望した。これに対し、国は翌年 1 月、大島町の全域を避難施設緊急整備地域として指定した。
- これに伴い、都は大島町の意見を聞いた上で、大島に係る避難施設緊急整備計画を策定し、同年 1 月内閣総理大臣に申請し、承認された。
- この避難施設緊急整備計画は、火山噴火時の島外避難を想定した避難対策を基本に、避難港となるべき港湾の整備、避難に必要な道路の新設・改良、観光地・農耕地等への退避壕の建設、島の南北両地区への緊急避難用ヘリポートの設置、住民等が避難する際の一時集結施設である小学校の体育館や公民館の不燃堅牢化を行うもので、昭和 61 年度から 65 年度の 5 ヶ年で整備を図ることとした。その後、計画事業は全て予定どおり完了した。
- また、都と大島町はこの計画のほかに、活動火山対策関連事業として、避難広場及び避難道路用照明や消防防災無線の整備、避難休憩舎、都立高等学校体育館、災害備蓄倉庫の建設等も行った。

(2) 三宅村

- 平成 12 年(2000 年)6 月の三宅島雄山の火山活動に伴う災害に対し、平成 14 年(2002 年)7 月、三宅島全島を避難施設緊急整備地域として指定した。
- 本地域指定を受け、都知事が当該地域の避難施設緊急整備計画を策定し、同年 8 月、同計画に対し内閣総理大臣が同意した。
- また、総務省消防庁は、同計画に基づく三宅村のクリーンハウス整備に消防防災等施設整備費補助金の交付を決定した。
- 平成 15 年 3 月、島北部の伊豆地区に脱硫化装置を備え、火山弾にも耐えられる構造の 300 名規模のクリーンハウス(伊豆避難施設)が建設され、同年 4 月より、島民の 3 泊 4 日の滞在型一時帰宅に活用された。

第 4 部

富士山噴火降灰対策

第1章 総 則

第1節 富士山の現況等

1 富士山の概要

- 富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 我が国に108存在する活火山の一つであり、活動度はランク B(100年活動度または1万年活動度が高い活火山)とされている。
- 標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500 km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47 km、新宿区の都庁まで約95 km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115 kmとなっている。



2 富士山の活動史

- 富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約 1 万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかり、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1) 富士山の成り立ち

- 富士山は、約 10 万年から 1 万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊(表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊)が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流や火砕物(火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から 5 つの活動期に分類できる。

新富士火山の主な噴火活動期

宮地(1988)に基づく

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11000 年前 ～約 8000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の 8 ～ 9 割に及ぶ
II	約 8000 年前 ～約 4500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約 4500 年前 ～約 3200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
IV	約 3200 年前 ～約 2200 年前	山頂	比較的大規模の火砕物噴火が頻発
V	約 2200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

(2) 歴史資料上の噴火

- 歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの約 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802 年(延暦 19～20 年)	大量の降灰、噴石。	延暦(エンリョク)噴火

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
864～866 年(貞観 6～7 年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害。	貞観(ジヨウガン)噴火
937 年(承平 7 年)	噴火。	
999 年(長保元年)	噴火。	
1033 年(長元 5 年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083 年(永保 3 年)	爆発的な噴火。	
1511 年(永正 8 年)	噴火。	
1560 年(永祿 3 年)	噴火。	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永(ホエイ)噴火

(3) 最近の活動

- 平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月にかけて、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

- これまでにわかっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。
 - (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
 - (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
 - (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
 - (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

4 国による検討

- 平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月には富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成 13 年(2001 年)7 月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立(のちに東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成 16 年(2004 年)6 月に富士

山ハザードマップが作成された。

- ハザードマップの作成においては、過去 3200 年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

- また、平成 16 年(2004 年) 6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、ならびに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年(2005 年) 9 月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。

5 噴火による被害想定

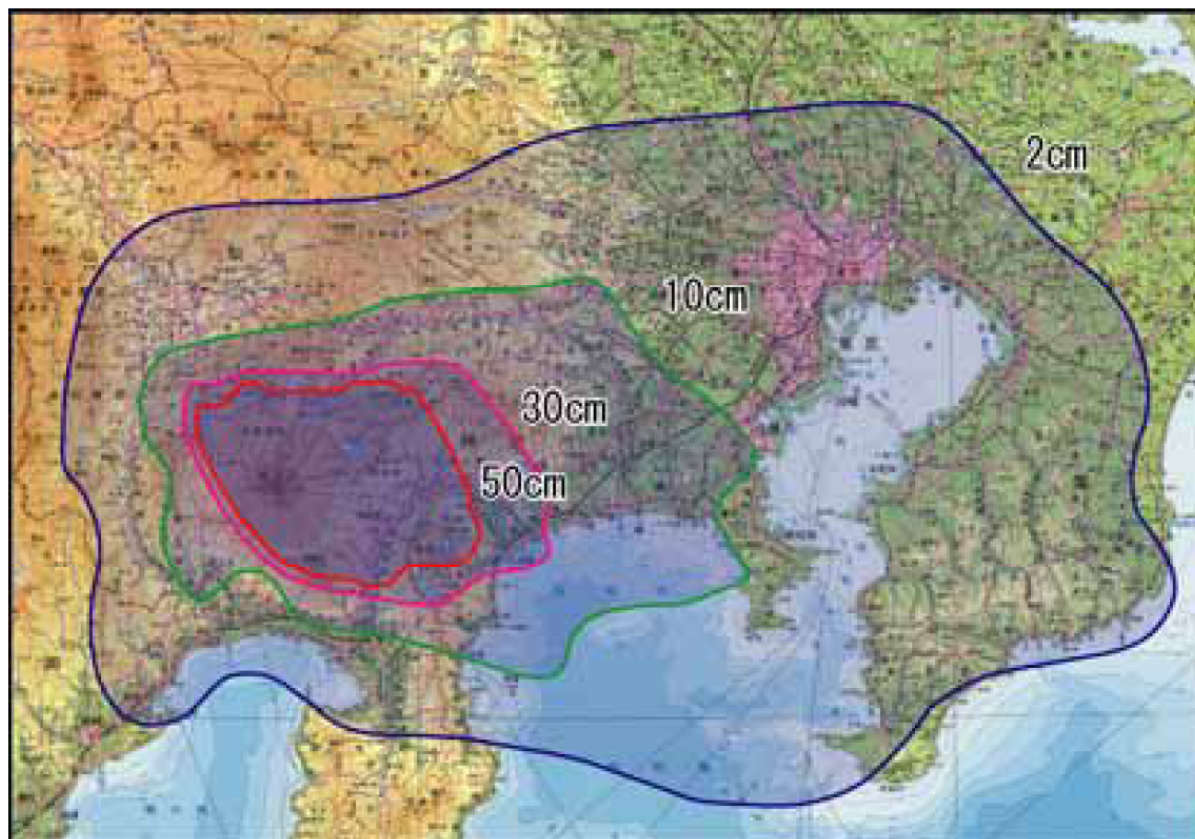
(1) 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年(2004 年) 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。
- 噴火の規模と被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴 火 の 規 模 等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16 日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被 害 の 原 因	降灰	
被 害 の 範 囲	都内全域	
被 害 の 程 度	八王子市及び稲城市の一部	10cm 程度
	その他の地域	2 ～10cm 程度 (具体的範囲は別図のとおり。)

	内 容	
被 害 の 概 要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

(2) 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務と役割

1 目的

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。
- 予防計画の実行に当っては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などの繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、区市町村とともにこれらの進め方について検討していく。
- なお、本章において、第2部災害予防計画を参照する際、「町村」とあるものは、その性格上不適当な場合を除き、「区市町村」と読み替えるものとする。

2 予防業務

- 各機関の第2部1章第2節 予防業務 P27 以外で、降灰被害に関する予防業務は次のとおりである。

機関名	予 防 業 務
道 路 管 理 者	○ 道路施設の防災構造化及び復旧に関すること
鉄 道 各 社	○ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。

第2節 火山観測

1 国の火山観測体制

(1) 国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国の機関
【常時観測】 ・地震計 4 ・GPS 2 ・空振計 1 ※現地観測 随時 遠望観測 毎日	・地震計 26 ・傾斜計 4 ・全磁力計 11 ・GPS 14 ・潮位計 3 ・傾斜・歪計 4 ・電磁気観測 6 ・地中温度計 1 ・CO ₂ 土壌ガス 1	・地震計 4 ・傾斜計 4 ・電磁気観測 3 ・歪計 1 ・地中電界 ・雨量計 4 ・気圧計 1 ・風速計 1 ・重力計 1 ・水位計 1	産業技術総合研究所、国土地理院、海上保安庁が地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。

○ 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震 動 観 測	地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地 殻 変 動 観 測	GPS や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。また、空振形により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
そ の 他 の 観 測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度やガス等を定期的に観測する。

第3節 訓練及び防災知識の普及

- 都の地域にひとたび降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、第2部第4章 訓練及び防災知識の普及(P41)によるほか、火山活動に常時対応できるよう、都及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

第4節 都民等の防災行動力の向上

1 災害に強い社会づくり

- 都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、都民、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

(1) 都民等の役割

- 日頃から報道機関、都、区市町村を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- 区市町村で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、降灰注意報などの情報を確認する。
- 地域で行われる防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 災害時要援護者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

(2) 防災市民組織等の強化

ア 防災市民組織等の役割

- 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - (ア) 降灰被害に関する知識の普及や避難時の注意事項などの徹底
 - (イ) 情報伝達、避難など各種訓練の実施
 - (ウ) 非常食の備蓄
 - (エ) 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
 - (オ) 地域内の災害時要援護者の把握、降灰被害発生時の支援体制の整備
 - (カ) 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - (キ) 行政との連携・協力体制の整備

イ 防災市民組織の充実

- (ア) 防災市民組織の結成促進

- 区市町村は、住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進める。
- 都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう区市町村に働きかけていく。
- (イ) 防災市民組織の活動環境の整備
 - 区市町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。
 - 都は、区市町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。
- (ウ) 防災市民組織の訓練用資器材整備
 - 都は、区市町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行ううえで必要な訓練用資器材を整備していく。
- (エ) 防災市民組織への支援
 - 都は、区市町村や東京消防庁などと連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等及び各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。
- (3) 事業所防災体制の強化
 - ア 事業所の役割
 - 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - (ア) 社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
 - (イ) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
 - (ウ) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性の向上に努める。
 - イ 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化
 - 降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。
 - (ア) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。
 - 降灰被害発生時には、これら一定の知識・技術を持つ者が活動することが有効である。

- (イ) 自衛消防組織の設置を要する事業所
 - 消防法第8条の2の5等により、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施などが規定されている。
 - これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。
- (ウ) 防火管理者の選任を要する事業所
 - 消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成などが規定されている。
 - これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の活用が有効である。
- (エ) 防火管理者の選任を要しない事業所
 - 火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動の編成などが規定されている。
 - これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の活用が有効である。
- (4) 行政・事業所・都民等の連携
 - ア 相互に連携した社会づくり
 - 行政、事業所、都民、地域コミュニティ、ボランティア等が、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、降灰被害に強い地域社会を構築することが必要である。
 - 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - (ア) 自治体間の相互支援体制の強化
 - (イ) 地域、事業所と行政が連携していく意識の醸成
 - (ウ) 降灰被害をテーマとしたシンポジウムや講演会の開催
- イ 地域における防災連携体制の確立
 - 区市町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。
 - (ア) 連携・協力体制
 - 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。
 - (イ) 地域防災体制の強化
 - 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。
 - (ウ) 合同防災訓練の充実
 - 地域住民と地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。
- ウ 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援
 - 降灰被害時の助け合いを推進するために、都民、町会・自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動してい

るさまざまな団体等が連携し協力することが必要である。

- 地域で相互に支援しあうネットワークの育成の促進について、情報提供など必要な施策を講じていく。

エ 地域と事業所との連携強化

- 都は、東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、区市町村を介して、事業者と地域との連携が図られるよう努める。
- 地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなど連携強化を図る。

2 ボランティア等との連携

- ボランティア等との連携は、第2部第5章第2節 ボランティア等との連携 P46 に定めるほか、以下のとおりとする。

(1) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年(1995年)7月から開始した。
- 平成17年(2005年)1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図った。
- 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。
- また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	○ 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たすもの (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	○ 大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

3 災害時要援護者の安全確保

- 高齢者等災害時要援護者の安全確保については、都及び区市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携体制の充実などに努める。
- 都は、広域的な立場から災害時要援護者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、災害時要援護者の安全確保を図る。
- 区市町村は災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。

(1) 地域における安全体制の確保

ア 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の普及

- 都は、区市町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めるとともに、平成12年(2000年)に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成し、整備を促進してきたが、平成16年(2004年)の新潟県中越地震や福井豪雨災害で新たに顕在化した課題を踏まえて、平成19年(2007年)に両者を改訂した。
- 区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

イ 避難支援の取り組みの強化

- 都は、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」に基づき、災害時要援護者の把握や避難支援プランの作成を働きかけるなど、区市町村における災害時要援護者対策の強化を支援する。

ウ 防災行動力の向上

- 都は、区市町村等と連携して、防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

エ 緊急通報システムの整備

- 都は、65歳以上の一人暮らしで慢性的な病気があり、日常生活を営む上で常に注意を必要とする高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムをさらに活用できるように努める。
- また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

オ 消防のふれあいネットワークづくりの推進

- 東京消防庁は、降灰被害発生時において周囲の状況変化に的確な行動をとることが困難である災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制(消防のふれあいネットワーク)づくりを推進する。
 - (ア) 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - (イ) 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、事業所

及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

(2) 社会福祉施設等の安全対策

- 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上や地域との連携を図る。

ア 社会福祉施設等と地域の連携

- 東京消防庁は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等の間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

イ 避難行動の習得

- 都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

(3) 災害時要援護者の安全対策

ア 「災害時要援護者対策班」等の設置

- 区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者個々人に対応する窓口となる「災害時要援護者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、区市町村の災害対策本部に災害時要援護者対策の担当部門を設置し、災害時要援護者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
- 都は、区市町村における災害時要援護者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「災害時要援護者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の災害時要援護者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。

イ 二次避難所(福祉避難所)の活用

- 区市町村は、社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

ウ 医療等の体制

- 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
- 区市町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確

第2章 災害予防計画

第4節 都民等の防災行動力の向上

保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

エ 食料等の確保

- 都は、これまで、災害時要援護者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん・おかゆ)の確保を進めてきた。今後はさらに低蛋白米等の食品を確保する。

(第3部第7章第4節 飲料水の供給 P126)

オ 福祉機器等の確保

- 区市町村は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。
- 都は、福祉機器の調達先及び輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

カ 仮設住宅

- 都は、仮設住宅を建設するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 区市町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。

(第3部第11章第4節 応急住宅対策 P165)

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

- 本章では、富士山が噴火し、降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合における、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。
- なお、本章において、第3部災害応急・復旧対策計画を参照する際、「町村」とあるものは、その性格上不適当な場合を除き、「区市町村」と読み替えるものとする。

1 都の活動体制

(1) 都の活動体制

- 知事は、都内に降灰による被害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関及び他府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急対策本部または災害対策本部を設置する。
- 都本部等の設置及び廃止等については第3部第1章第1節 東京都災害対策本部の組織・運営(P53)による。

2 区市町村の活動体制

(1) 役割

- 区市町村は、降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等ならびに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区市町村の活動体制については、第3部第1章第2節 町村の活動体制(P68)による。

3 防災機関の活動体制

- 防災機関の活動体制は、第3部第1章第3節 防災機関の活動体制(P68)の定めるところによる。

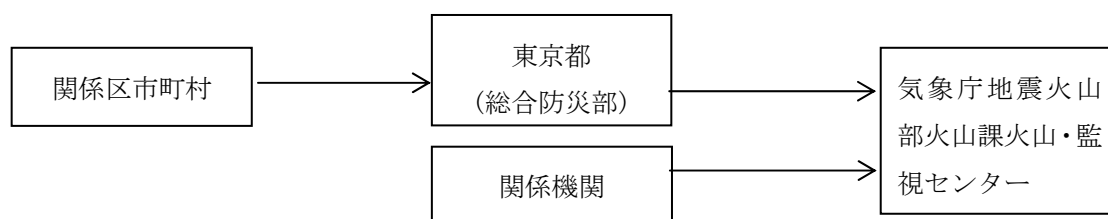
第2節 情報の収集・伝達

- 降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
- 本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

1 火山(降灰)情報

- 東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山・監視センターに集約される。

<降灰の情報連絡>



- 降灰調査項目は、以下のとおりとする。

調査項目

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
 - (2) 時刻・降灰の強さ
 - (3) 構成粒子の大きさ
 - (4) 構成粒子の種類・特徴等
 - (5) 堆積物の採取
 - (6) 写真撮影
 - (7) 降灰量・降灰の厚さ※
 - (8) 構成粒子の大きさ(詳細)※
- (※可能な場合)

降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山・監視センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解

説資料は、第3部第2章第1節1 噴火警報等の種類と発表(P69)により、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

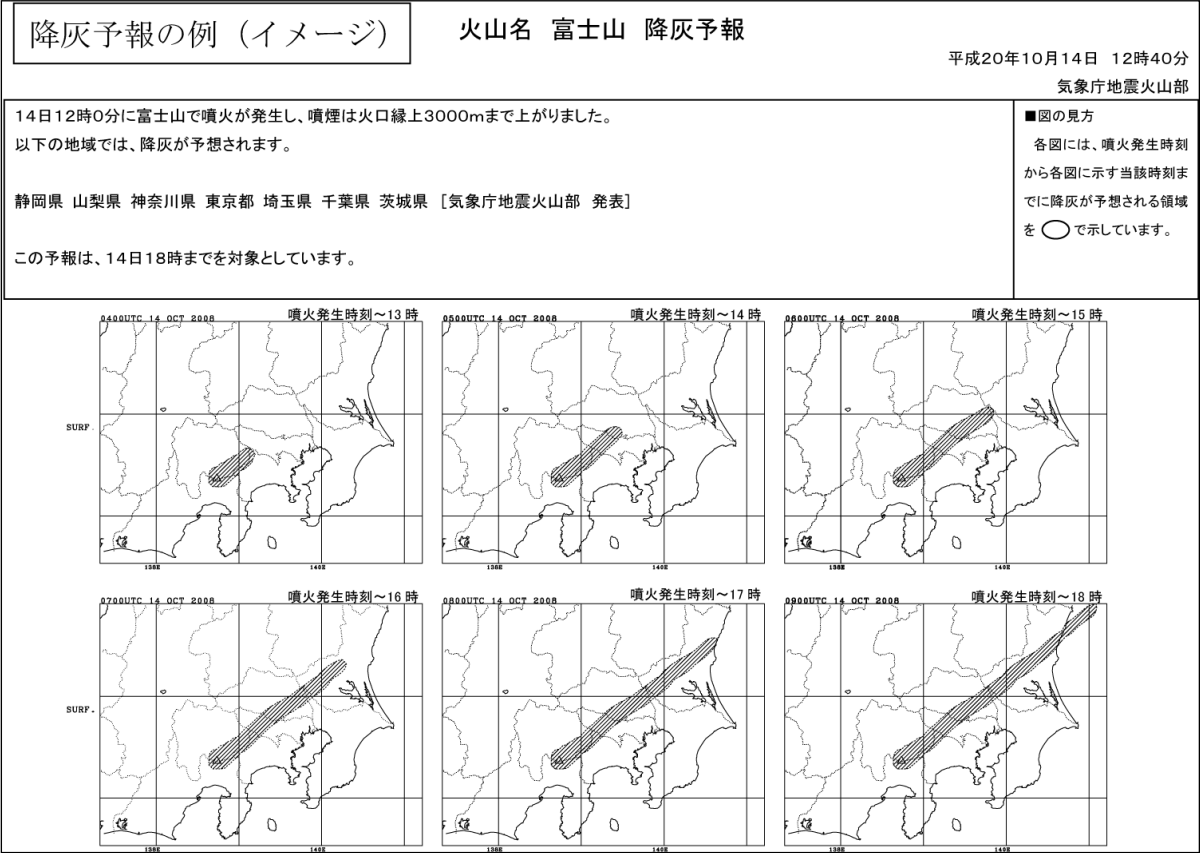
機関名	内 容
区 市 町 村	○ 降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	○ 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報する。 ○ 当該火山活動地域に所在する事業所は、収集した情報を各局に通報する。
警 視 庁	○ 警視庁は、気象庁との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○ 警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。
東 京 消 防 庁	○ 火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知する。 ○ 降灰等に関する重要な情報について各消防署等から報告を求め、これを都本部等に通報する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、富士山に関する噴火情報や気象情報を入手したときは、船舶に航行警報を発する等関係機関に通報する。
東 京 航 空 局	○ 気象庁等から降灰に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

2 降灰予報

- 気象庁は、平成20年(2008年)3月31日から、降灰予報の発表業務を開始した。
- 発表基準
噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合
- 内容
噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域
- 発表時期

第1報は噴火の概ね 30～40 分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表。

○ 降灰予報の例(富士山)

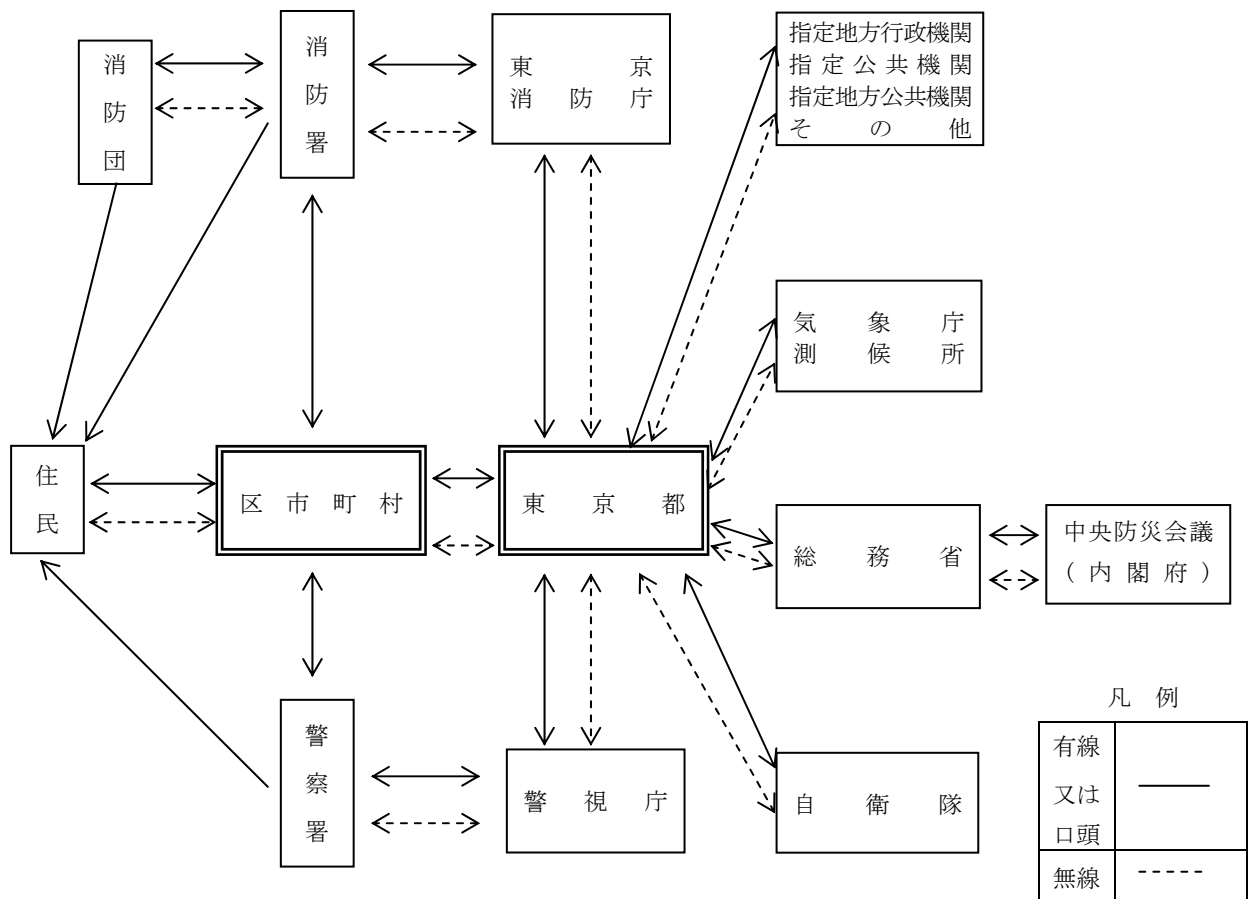


3 情報連絡体制

○ 富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

(1) 連絡系統

○ 富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。



(資料第13 東京都防災行政無線多重回線構成図 P246)

(資料第14 東京都防災行政無線移動系回線構成図 P248)

(資料第15 東京都防災行政無線回線構成図 P249)

(資料第16 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表 P250)

(資料第17 区市町村等の通信連絡態勢 P252)

(2) 通信連絡体制

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 区市町村は、都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 区市町村は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、またはその他の手段の活用により、区市町村の各機関、都、管内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署等の協力を確保しておく。 ○ 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 (資料第 18 電話サービス及び電報サービスの優先利用 P253) ○ 区市町村は、災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。
都 総 務 局	○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。 ○ 気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
警 視 庁	○ 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	○ 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

4 被害状況等の調査報告

- 被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、資器材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 区市町村をはじめ防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに、管内または所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。
- 各機関における報告内容については、第3部2章第3節 被害状況等の調査報告(P84)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
都 建 設 局	○ 都道の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都 水 道 局	○ 水道施設の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都 下 水 道 局	○ 下水道施設の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
東 京 消 防 庁	○ 各消防署管内の被害状況及び各消防署、消防団が行っている消防活動の状況等について情報を収集し、都本部に報告する。 ○ 主な情報収集事項は、各地の積灰量、災害発生及び活動の状況、救急救助発生状況及び活動の状況、避難の必要の有無及び医療機関受入体制、その他消防活動上必要ある事項とする。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 巡視船艇、航空機の使用または関係機関との緊密な連絡により、港内及び周辺海域における降灰の状況や降灰による被害の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報する。
防災関係機関	○ 自己の施設等に降灰の影響が無いかを調査し、被害がある場合は、都本部に報告を行う。

5 災害時の広報

- 災害時の広報は、第3部第2章第4節 災害時の広報(P85)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	1 火山活動においては、消防方面本部、消防署から災害に関する情報を収集・分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。 (1) 出火防止対策 (2) 降灰による健康被害防止 (3) 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供 (4) その他必要な事項 2 広報は、報道機関の活用をはじめ、消防車両による巡回広報、印刷物の配布及びホームページを活用して行う。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 降灰が海域に影響すると思われる場合には、視界の悪化等による船舶交通の安全を図るため安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。

第3節 応援協力・派遣要請

- 降灰により被害を受けまたは受ける恐れがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
- 本節では、これら各防災機関等の行う応援協力及び自衛隊災害派遣計画について、必要な事項を定める。

1 相互協力

- 相互協力については、第3部第4章第1節 応援協力(P95)に定めるところによる。

2 派遣要請

- 降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。
なお、要請手続等については第3部第4章第2節 派遣要請(P98)に定めるところによる。

第4節 警備・交通規制

- 降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。
- 本章では、これらの警備、交通規制等についての施策を定める。

1 警備

- 本項においては、警備態勢、警備活動について定める。
 - (1) 警備態勢
 - 警備態勢については、第3部第5章第1節1 警備態勢(P103)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	○ 降灰による被害が海域に及ぶ場合、必要に応じて第三管区海上保安本部に対策本部、関係海上保安部に現地対策本部を設置し、対策本部指揮の下、被害発生海域に巡視船艇及び航空機を配備し、海

機関名	内 容
	上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

(2) 警備活動

- 警備活動については、第3部第5章第1節2 警備活動(P103)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
第三管区 海上保安本部	○ 海上における船舶交通の安全確保及び海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 1 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。 2 特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。 3 必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防・取締りを行う。 4 警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

(3) その他

- 相互協力については、第3部第5章第1節3 その他(P104)に定めるところによる。

2 交通規制

- 降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。
- 本項においては、警視庁が実施する交通規制について定める。

(1) 交通情報の収集と交通統制

- 降灰の範囲や規模等、具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

(2) 交通規制

- 広域的に降灰による被害発生時には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を講ずる。隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、整合性のある速度規制等を実施して、交通秩序の維持に努める。
- 被災地及びその周辺を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長)は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第5節 避難

- 本節では、降灰による避難について、必要な事項を定める。

1 避難態勢

- 避難体制については、第3部第6章第1節 避難態勢(P108)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
東 京 消 防 庁	1 避難準備情報または避難勧告・避難指示が出された場合は、災害の規模、風速・風向及び気象状況、災害拡大の状況及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、区市町村等関係機関に通報する。 2 避難が開始された場合は、消防団員の活用により、避難誘導にあたる。 3 上記の避難路等については、安全確保に努める。

2 避難所の開設

- 避難所の開設については、第3部第6章第2節 避難所の開設(P110)に定めるところによる。

3 衛生管理

- 衛生管理については、第3部第6章第2節3 衛生管理(P113)に定めるところによる。

4 災害時要援護者の安全確保

- 災害時要援護者の安全確保については、第3部第6章第3節 災害時要援護者の安全確保(P114)に定めるところによる。

5 防疫

- 防疫については、第3部7章第3節 防疫(P124)に定めるところによる。

6 動物愛護

- 動物愛護については、第3部第11章第6節 動物愛護(P171)に定めるところによる。

第6節 救援・救護

- 本節では、降灰による被害発生後の被災者に対する救助、医療救護について定める。
- 基本的には、通常体制にて救援・救護活動を行うが、必要に応じて第3部第7章 救援・救護に定めるところにより、活動を行う。

1 救助・救急

- 救助・救急については、第3部第7章第1節 救助・救急(P118)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
東京消防庁	○ 災害に対応した救助・救急資器材等を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助・救急活動にあたっては、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
第三管区海上保安本部	○ 降灰の影響により発生した遭難船舶、遭難者の救助に当たる。

2 医療救護

- 医療救護については、必要に応じて第3部第7章第2節 医療救護(P120)に定めるところにより、活動を行う。

第7節 船舶・航空機の安全確保対策

- 降灰時には、海上・上空とも視界不良になり、また、航空機においては、火山灰をエンジンに吸い込むことにより、重大な事故につながることもある。
- このため、本章においては、船舶、航空機の安全確保対策について必要な事項を定める。

1 船舶

- 船舶については、第3部第8章第1節 船舶(P137)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内 容
第 三 管 区 海上保安本部	○ 船舶の安全を確保するため、船舶の安全運航に必要な情報について、無線等により情報提供するほか、船舶交通の整理・指導を行い、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。

2 航空機

- 航空機については、第3部第8章第2節 航空機(P138)に定めるところによる。

第8節 交通機関の応急・復旧対策

1 道路

- 降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

2 鉄道

- 降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

3 空港施設

- 降灰により、滑走路、エプロン、その他の空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第9節 ライフライン等の応急・復旧対策

- 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
- なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。
- 本節においては、これらの施設の応急・復旧対策について定める。

1 電気施設

(1) 活動態勢

ア 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。
- 本部は、本店、支店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

イ 要員の確保

- 災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。

ウ 情報連絡活動

- 本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被害店所本部から収集する。
- 被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

(2) 応急対策

ア 資材の調達・輸送

(ア) 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - ・ 第一線機関等相互の流用
 - ・ 本店本部に対する応急資材の請求

(イ) 資機材の輸送

- 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。
- 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

イ 災害時における危険予防措置

- 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 災害時における応援の組織・運営

- 本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。

エ 応急工事

- 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

オ 災害時における電力の融通

- 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

カ その他

- 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

(3) 復旧対策

- 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

2 水道施設(都水道局)

(1) 活動態勢

ア 活動方針

(ア) 給水対策本部の設置

- 災害の発生により、水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(イ) 情報連絡活動

- 復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。
- 被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。
- 一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を

行う。

- ・ 水運用専用電話
- ・ 東京都防災行政無線
- ・ 水道業務用移動無線
- ・ 衛星携帯電話

(ウ) 復旧活動

- 浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

(エ) 広報活動

- 都本部と連携しながら、被害、復旧の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

イ 職員の活動態勢

- 職員は、発災時には、その所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。
- 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を確保する。
- 都水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。

(2) 応急対策

ア 貯水施設

- 原水の濁度上昇に対処するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。

イ 浄水施設

- 原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈でん汚泥の堆積、ろ過閉塞など水処理への不具合が生じないよう薬品の適切注入、沈でん池清掃及びろ過池洗浄等の措置を速やかに行う。
- 浄水場の処理能力低下など被害が発生した場合は、他の比較的被害が少ない浄水場を活用し、水配系統の連携で対応する。

(3) 復旧対策

ア 浄水施設

- 浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

イ その他

- 都営水道となっていない市町村の復旧活動等については、その市町村の地域防災計画による。

3 下水道施設

- 降灰時においては、汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

(1) 降灰による被害発生時の活動態勢

- 被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の降灰被害に対し、迅速

に復旧活動を行う。

- 被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

(2) 復旧対策

ア 災害復旧用資器材の整備

- 迅速に復旧活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄する。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の備蓄について協力を求める。

イ 管きょ

- 管きょ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きょ内清掃等必要な措置を講じる。
- 工事中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

ウ 水再生センター・ポンプ所

- 降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。
- 停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。
- 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。
- 建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。

(3) 下水道施設の復旧計画

- 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、枺・取付管の復旧を行う。

(4) 市町村との役割分担

- 単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

4 電話施設等

- 災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。
- 各機関の対策は次のとおりである。

機関名	内 容
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	活動体制 - 災害対策本部の設置 ○ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。 ○ 災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信ならびに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。 - 社員の動員計画 ○ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1) 社員の非常配置 (2) 社員の非常招集方法 (3) 初動時の駆けつけ要員の確保 (4) グループ各社間相互の応援要請方法 - 情報連絡 ○ 災害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。 ○ なお、気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。 応急対策 - 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 - 情報の収集、報告 ○ 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 - 警戒措置

機関名	内 容
	○ 災害予報が発せられた場合、報道された場合、もしくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、または防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備のは握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、もしくは非常配置ならびに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。 4 重要通信のそ通確保 ○ 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 5 被災地特設公衆電話の設置 ○ 災害発生時においては避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 6 携帯電話の貸出し ○ 災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努める。

機関名	内 容						
	7 災害用伝言ダイヤル等の提供 ○ 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 復旧対策 ○ NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及びNTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 2 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 3 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 4 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th><th>修理または復旧する電気通信設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td> ○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者また </td></tr> </tbody> </table>	順位	修理または復旧する電気通信設備	1	○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの	2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者また
順位	修理または復旧する電気通信設備						
1	○ 気象機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの						
2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者また						

機関名	内 容				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="442 248 539 488"></td><td data-bbox="539 248 1369 488"> は通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。) </td></tr> <tr> <td data-bbox="442 488 539 539">3</td><td data-bbox="539 488 1369 539">○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr> </table>		は通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。)	3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの
	は通信社の機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に係わるもの ○ 国または地方公共団体の機関との電話サービス契約に係わるもの(第1順位となるものを除く。)				
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの				
K D D I	活動体制 - 災害対策本部の設置及び運営 - 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。 - 同本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 - 社内外の連絡、調整を行う。 - 災害対策要員の招集と任務 - 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所定要員を非常招集する。 - 招集された要員は、災害対策本部長の指揮のもとで所定業務を遂行する。 応急対策 - 停電 ○ 停電が発生した場合、通常通信設備は自動的にバッテリーで給電される。主要設備はさらに非常用発電機を起動して給電する。携帯電話の基地局や無人中継局などで非常用発電機を持たない場合、停電時間が所定の時間を越える場合は非常用電源車を配車し、バッテリーの充電を行うように努める。 ○ 停電が長期化し発電機の燃料が不足する場合は、タンクローリーを派遣し給油するが、自社での調達が困難な場合、東京都等に燃料調達を依頼する。 - 機器故障 ○ 多くの機器故障の場合は、自動切換えが行なわれるが、万一切り替わらない場合は遠隔操作による復旧をおこなう。切替ができず、障害となる場合は至急保守員を現場に急行させ復旧に努める。 - ケーブル切断(架空部分など) ○ 通常、幹線部分は複数のルートを持ち自動切換・遠隔手動切替を行うが、切替できない場合は、保守員を派遣し、代替				

機関名	内 容
	ルートに切り替える。ケーブルが切断し代替ルートがない場合や端末回線などの場合は、臨時ケーブル敷設などにより仮復旧させる。 4 アンテナ等への降灰の影響 ○ 携帯電話基地局アンテナへの降灰による電波への影響が発生したり、各施設の空調設備やその他の設備への降灰被害が発生し基地局の機能が停止した場合は、可能な限り他の基地局でエリアカバーを行う。 復旧対策 1 停電 ○ 応急対策を継続し、電力会社による給電の復旧を待つ。 2 機器故障 ケーブル切断 ○ 仮復旧後、本復旧の機材が手配できた時点で正規の機器・ルートによる本復旧をする。 ○ この際、被害の再発を防止し、設備機能の充実または改善が必要な場合は、合わせてこれらの対策も実施する。 3 アンテナ等への降灰 ○ 降灰による交通、人体への影響がなくなった時点で、清掃・修理を行う。 注意事項 ○ 応急復旧・本復旧のため保守員を派遣する場合は、降灰による影響が人体・交通への危険のない状況下において実施する。

第10節 宅地等の降灰対策

- 本章においては、宅地等の降灰、農水産施設等について必要な事項を定める。

1 宅地等の降灰除去

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。
- そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。
- 宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則である。しかし、一般の都民では対応が困難な対策については、区市町村が対応する。
- 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 1 降灰予報やその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定機器の設置・測定 5 被害額の算定・報告
都都市整備局	○ 降灰予報やその他火山情報火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省 都 市 ・ 地 域 整 備 局	○ 都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

2 農水産施設

- 農水産施設については、第3部第11章第1節1 農水産施設(P154)に定めるところによる。

3 営農指導

- 営農指導については、第3部第11章第1節2 営農指導(P154)に定めるところによる。

第11節 火山灰の収集及び処分

1 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行うものとする。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、区市町村が行うものとする。
- 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

2 火山灰の処分・最終処分場の確保

- 火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定する。
- 富士山噴火に伴う火山灰の海洋投棄については、国の検討が平成21年度より始まることから、結果を踏まえ対応する。
- 都は、都内で処分場の確保ができない場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

資 料 編

資料第1 三宅村火山ガス関連資料

(都総務局、本文 1 頁)

高濃度地区において村民等が二酸化硫黄からの安全を確保するために必要な行為
「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」別表第 1(第 8 条関係) [一部加筆]

区分	必要な行為
条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当する者 ・船舶への乗船及び船舶からの下船 ・航空機(ヘリコプターを含む)への搭乗及び降機 ・郵便物及び宅配便の配送、 ・自動車等に乗車しての三宅島の区域内の移動等村民等が三宅島に入島し、及び離島する行為並びにこれに付随する行為のうち必要かつ不可欠なもの並びに村民が生活する上で欠くことのできない行為にあつては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う者	注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。
条例第 6 条第 1 項第 2 号イに該当する者 ・村民等が行う農地及び樹木の管理 ・住宅の保全及び修繕等の行為(ウに掲げるものを除く。)を 1 日当たり 4 時間以下で必要最小限の時間内で行う場合であつて、規則の定めるところにより村長に届け出た者(高感受性を除く。)	1 戸別受信機を携帯すること。 2 注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。
条例第 6 条第 1 項第 2 号ウに該当する者 村長が規則で定める二酸化硫黄に対する安全対策を講じた場合において、 ・気象庁等が行う火山活動の監視 ・観測及び学術研究 ・三宅村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達 ・災害復旧及び災害復興に係る工事 ・都道、村道等の維持管理 ・農業協同組合等が組織的に行う農地及び樹木の管理 ・漁業協同組合等が組織的に行う潜水漁業及び漁獲漁業の操業 ・職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕 ・船客待合所において商工組合等が組織的に行う物品の販売等の行為にあつては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う場合であつて、規則の定めるところにより村長の許可を受けた者(高感受性を除く。)	1 二酸化硫黄に対する安全対策に関する知識を有する者を現場に配置すること。 2 避難誘導を確実に実施する体制を構築すること。 3 複数で行動することを徹底すること。 4 ガス検知器を携行し、その測定値によっては直ちに必要な行動をとること。 5 携帯受信機を配備すること。 6 注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。

備考

この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。

二酸化硫黄濃度の段階に応じた行動基準

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」別表第2(第11条関係)

二酸化硫黄濃度の段階	高感受性者		要援護者		一般	
	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合
レベル1	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。 3 脱硫装置が機能する場所に入る。 4 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 屋外での運動はできる限り避ける。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。		
レベル2	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 脱硫装置が機能する場所に入る。 2 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 屋外での運動はできる限り避ける。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	屋外での激しい運動は避ける。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。
レベル3	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 脱硫装置が機能する場所に入る。 2 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。
レベル4	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又は脱硫装置が機能する場所において、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル4の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又はせきをしたりするなど症状があればガスマスクを装着し、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル4の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又はせきをしたりするなど症状があればガスマスクを装着し、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル4の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。

備 考

- 1 この表において、要援護者とは、単独では迅速な行動が困難で、避難に当たって援護を必要とする者をいう。
- 2 この表において、屋外とは住宅等の建造物の外部をいい、室内とは住宅等の建造物の内部をいう。
- 3 この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。
- 4 村民等は、ガスマスクの装着に備え、ガスマスクを常時携帯しなければならない。

健康影響基準

「長期的健康影響基準」⇒規制区域の範囲決定の基礎

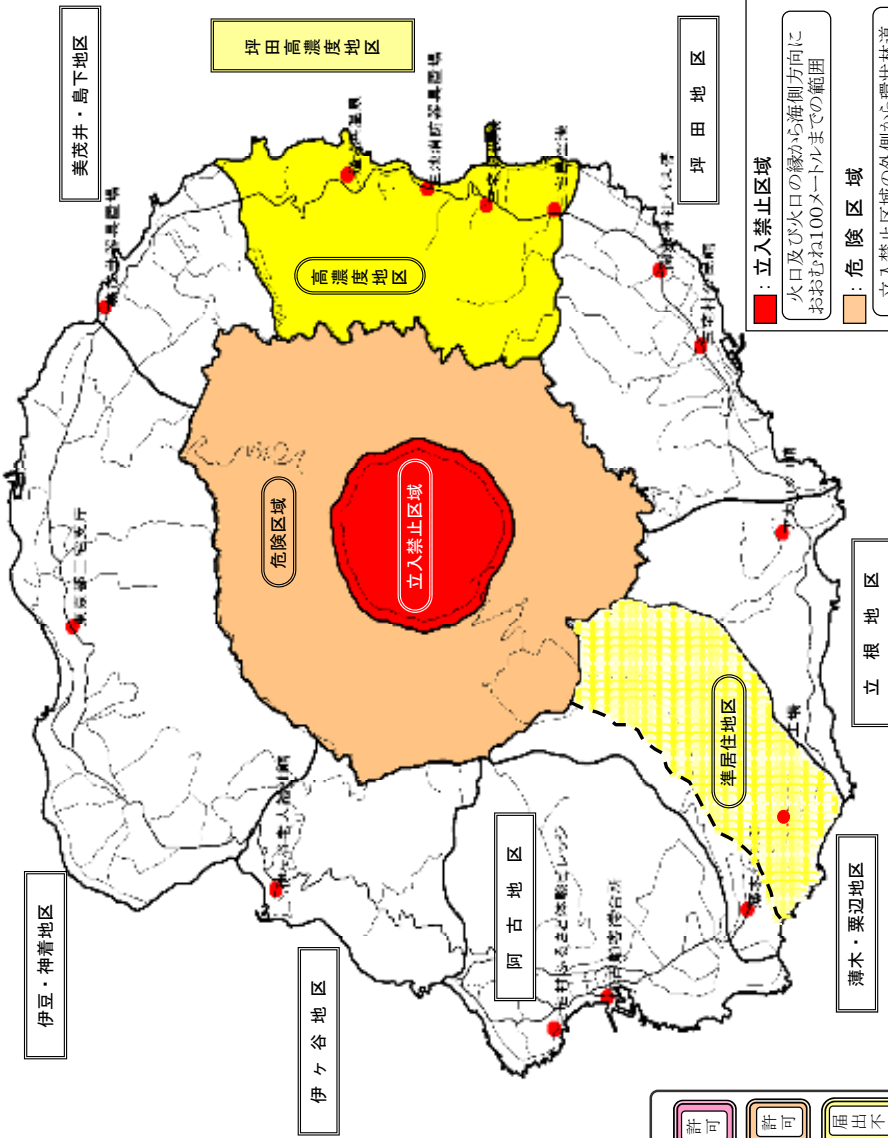
過去一年間の二酸化硫黄濃度の年間平均値がおおむね0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppmを超える回数が年間10パーセント以下であるものをいう。

「短期的健康影響基準」⇒注意報・警報の発令の基礎

レベル1	0.2ppm以上 0.6ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者が、二酸化硫黄を吸入すると、健康へ影響を与えるおそれがある。 日頃から自覚症状がないかを確認し、発作などを未然に防ぐため注意が必要である。
レベル2	0.6ppm以上 2.0ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者は、健康又は生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。 二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。
レベル3	2.0ppm以上 5.0ppm未満	健康な者が、せきをしたり、目に違和感が生じたりするおそれがある。 健康な者に対して注意を呼びかけることが必要である。
レベル4	5.0ppm以上	健康な者に重大な影響を及ぼすおそれがある。 二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。

規制区域への立入り許可等

立入禁止区域		火山活動の監視、観測、学術研究等		あらかじめ 村に登録		許可	
危険区域		火山活動の監視、観測及び学術研究 ・船舶への乗下船 ・航空機（ヘリコプター含む。）への乗降 ・郵便物及び宅配便の配送 ・高濃度地区内の移動（自動車等）等		許可		許可	
高濃度地区		・村民等が行う農地及び樹木の管理 ・村民等が行う住宅の保全及び修繕等 （1日当たり4時間以下で必要最小限の時間内） ・一時的（時期を限定、夜間を含む。）な滞在（条例附則） ・気象庁等が行う火山活動の監視、観測及び学術研究 ・村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達 ・災害復旧及び災害復興に係る工事 ・都道、村道等の維持管理 ・農協等が組織的に行う農地の管理及び樹木の管理 ・漁協等が組織的に行う潜水漁業および漁獲漁業の操業 ・職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕等 ・商工組合等が組織的に行う船客待合所での物品販売		届出不要		許可	



注意報・警報の発令

発令基準	注意報・警報の種類
段階1	注意報
段階2	高感受性者注意報
段階3	高感受性者警報
段階4	注意報・高感受性者警報
段階5	警報

発令	二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令基準に達したときには、直ちに、発令する。
解除	二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令基準の段階以下になり、かつ継続して1時間を経過した時点で解除する。なお、レベル3とレベル4及びレベル1とレベル2とを、それぞれ一括で解除する。

- 立入禁止区域**
火口及び火口の縁から海側方向におおむね100メートルまでの範囲
- 危険区域**
立入禁止区域の外側から環状林道（はちまき林道）までの範囲
- 高濃度地区**
危険区域の海側で、長期的健康影響基準を達成していない地域で、二酸化硫黄濃度の測定値、地形、植生等を総合的に判断した区域
- 準居住地区**
高感受性者及び19歳未満は居住禁止。それ以外の者は、小型脱硫装置を設置すれば居住可能
- ガス濃度観測地点（14地点）**

資料第2 「三宅島火山活動検討委員会」設置要綱

(都総務局、本文 11、109 頁)

(設置の目的)

第1 三宅島における火山活動への対応をより一層適切に行うため、「三宅島火山活動検討委員会」を設置し、伊豆諸島(三宅島)の火山の観測又は研究を行っている各分野の専門家から意見等を求め、火山防災対策等の判断の参考に資するものとする。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 火山活動の現状分析(噴石、火山ガス等)
- (2) 今後の火山活動についての予測
- (3) その他専門家の意見を必要とする事項

(構成)

第3 委員会は、別表の委員で構成する。

(座長)

第4 委員会に座長をおく。座長は委員の互選により選任する。

- 2 座長は会務を主宰する。

(召集等)

第5 委員会は座長が召集する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務局災害対策部において処理する。

(補足)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年9月26日から施行する。

資料第3 過去の噴火活動

(都総務局、本文 11 頁)

伊豆大島

年	代	噴火記事
684年 (天武天皇13年)		11月29日、大島の西方およそ350kmの京都で、東方よりの響きが聞かれた。 この噴火により島の西北海岸に土地が増えたといわれる。しかしながらこの記録は、はたして大島に関するものかどうかさだかではない。(日本書紀)
1112年 (天永3年)		11月22日より月末まで京都において東方よりの鳴動を聞く。またしばしば地震があった。
1338年 (延元3年)		10月頃大量の降灰、当時三原山は雷鳴のごとき音響と共に火口上に連続的に噴煙柱をあげる活動を続けていたようである。
1415年 (応永22年)		5月21日、雷鳴のような響きを持った噴火、海水が熱くなった。
1421年 (応永28年)		5月14日、伊豆大島焼けその響き雷の如く、海水熱湯の如くにして魚多く死す。(鎌倉大日記)
1442年 (嘉吉2年)		8月より翌年にかけて噴火発生、詳細不明
1600又は1601年 (慶長5又は6年)		小活動
1612又は1613年 (慶長17又は18年)		小活動
1634年 (寛永11年)		小活動
1684～1690年 (貞享元年～元禄3年)		1684年3月29日、新しい火口(現在の三原山火口位置か?)より激しい噴火を開始、4月の半ばまで続く。溶岩流出、東～北東方向に流下、海に達す。震動激しく大島の住家の器財を破損、大島5ヶ村ともに砂が降り積もり、山中は1m以上、海岸近くの住家のあたりでは数10cmが積もった。 作物は全く実らず、噴火はおおよそ7年間続いて終息する。
1695年 (元禄8年)		4月14日噴火
1777～1792年 (安永6年～寛政4年)		噴火活動中最大のものと考えられる。1777年8月31日より噴火開始、鳴動、地震を伴い火山灰、火山毛を噴出、時折は休止することがあるものの、この型の活動が1778年2月末まで続く。 1778年4月19日、三原山の火口または北部山麓火口より溶岩が流出し、北～北東の谷沿いに4km流下、その後活動はおさまり時折黒煙が三原火口より昇るのが見られた。10月に噴火再開、11月6日、三原山の南側山麓火口より溶岩流出、西南カルデラ壁を越えて3km流下、11月14日または15日、大音響、噴煙とともに他の溶岩流が北東にむかい5km離れた海に達した。 12月18日には一番最初に流下した溶岩流の先端近くで爆発があった。 1783年より1786年にかけてしばしば灰が降り1m以上積もった。多くの家屋が損壊した。
1777～1792年 (安永6年～寛政4年)		1792年の秋にいたって噴火はおさまった。
1803年 (享和3年)		11月14日噴火：翌日大島より北北東 110kmの東京(江戸)に降灰
1822～1824年 (文政5～7年)		2、3年の間降灰。諸作物が実らなかった。
1837～1838年 (天保8～10年)		地震と雷のような音響を伴い噴火を開始、硫黄臭を伴った噴煙活動がおおよそ20年間つづく。
1846年 (弘化3年)		やや顕著な活動
1870年 (明治3年)		4日間活動
1876～1877年 (明治9～10年)		1876年12月末より1877年2月ごろまで噴火、三原山噴火孔底より噴出、スコリア丘(後にナウマン丘と呼ばれるようになった)をつくる。 1887年の春にはスコリア丘の一部火孔内に崩壊する。
1912～1914年		1912年2月23日、噴火孔底に溶岩噴出を開始、6月10日まで噴火、新溶岩は噴火孔

年	代	噴火記事
(明治45年～大正3年)		底を満たし約90mの高さのスコリア丘を溶岩原上につくる。火山微動を伴う。噴火中断後噴火孔底は徐々に沈降、噴出口があらわれる。 1912年7月27日噴火再開、7月29日まで溶岩片を噴出、同様の活動を1912年9月16日より翌年1月25日の間にも繰り返す。 それらの活動よりさらに爆発的な活動が、1914年5月15日に始まり10日間続く。この活動によって溶岩は噴出口を満たし噴火孔底にあふれる。いくつかのスコリア丘ができる。村落近くまで降灰があった。5月29日には噴火孔底の中央部が階段状に沈降していた。
1915年 (大正4年)		10月10日頃から活動開始、約20日間続く。爆発音、降灰。
1919年 (大正8年)		5～6月にかけて三原山火口内にスコリア丘が形成される。新スコリア丘の南半分は中央火口出現によって崩壊。この崩壊による爆発活動は11月末に発生。
1922～1923年 (大正11～12年)		1922年12月より1923年1月にかけて溶岩噴出活動、三原火口内にスコリア丘形成、同じ頃溶岩三原火口底を満たす。スコリア丘は基底よりの高さ42 mに成長。
1933年 (昭和8年)		10月初めより小活動開始、溶岩片が三原山火口中央の噴火孔底に噴出
1934年 (昭和9年)		4月15日、全島に微かな地響きを生じた後、三原山火口で爆発が起こり、黒煙が噴出された。この日音響が間欠的に聞こえる。
1935年 (昭和10年)		約1年間の静穏の後、4月26日活動開始、溶けた溶岩片を三原山火口中央噴火孔底に噴出した。
1938年 (昭和13年)		8月10日夜半から11日にかけてよく発泡したスコリアを中央噴火孔より噴出、噴火孔の南側の火口原の一部にスコリア落下、火口毛の報告あり。
1939年 (昭和14年)		1月から2月にかけて小噴火、7月には噴煙量増加、火口付近に降灰。 9月1日、中央火口底に溶岩プール出現、9月3日まで溶岩片、灰を噴出、その後プール表面は固化した溶岩皮殻に覆われる。9月16日、溶岩プール再び出現、噴出したスコリア噴火孔縁に達する。
1940年 (昭和15年)		8月19日、スコリア、火山弾を中央噴火孔より噴出、三原火口底に最大2 m積もる。小スコリア、灰は東方2 km以上に達する。
1950～1951年 (昭和25～26年)		1950年7月16日、三原中央噴火孔の南側壁面より静かに溶岩が流失、その後ストロンボリ式噴火を開始する。噴出した火山弾、スコリア、灰は噴石丘をつくる。その間に噴火孔底に溶岩が出現、孔底を埋める。8月14日、溶岩は中央噴火孔より流れだし三原火口原内にひろがる。9月の半ば頃、溶岩は三原火口を満たした後、西及び北側の火口縁を越えて細い流れをつくり三原山中腹に流下する。約70日間の活動後、9月23日にいたって噴火はやむ。三原火口を満たした溶岩の中央部は静穏期間内に徐々に沈降する。 1951年2月4日再び噴火、火口内に噴石丘をつくる。3月にはいってパホエホエ状及びアア状の溶岩が火口縁を越えて西及び北方に流下、カルデラ原にひろがる。4月初めより溶岩の流出はやむが噴火は爆発的になる。時折は黒煙柱を噴き上げ6月末まで活動が続く。噴火が終わると中央火口が元の位置に生成される。そのため噴石丘の北半分はその中に崩壊する。噴火孔の深さは数日で50mに達する。 1950～1951年の活動によって噴出した噴出物の総量はおよそ2600万m ³ 程度である。
1951年 (昭和26年)	6月	27日午後爆発的噴火、18時30分頃最盛、大爆発音が聞こえ、元村に著しい降灰。この爆発は1950年～1951年の爆発活動中最大、火口周辺放出物で覆われる。厚さ2 m、西縁。28日以後2・3日のうちに火口中央部の陥没は50mに達す。旧来の中央堅杭状火口再現、噴石丘北半分は崩壊。
1952年 (昭和27年)		12月群発地震
1952年 (昭和28年)	1月 9	群発地震 "
	10	4日19時頃より大島測候所ウィヘルト地震計に火山性微動記録。5日、8時32分噴火始まる。7日頃もっとも強く、12日19時30分頃急におさまる。9より13日にかけて噴火、12日の夕刻には溶岩流(長さ72m、幅8 m)が認められる。1日より18日まで10・11月の活動と同位置の噴出孔から噴煙、スコリアを打ち上げる。14日06時50分より09時30分の間大島測候所において17gr/ m ² の降灰、16日22時より17日6時の間32gr/ m ² の降灰。
	12	28日18時頃より噴火開始、元村でも音が聞こえる。
1954年	1月	この噴火は16日まで続く。1月13～14日には大島の東北東及び50kmの富崎で爆発音

年	代	噴 火 記 事
(昭和29年)	2 4 7 8 11	が聞かれた。 15日、溶岩噴泉 13時30分より溶岩が噴出孔より流出、5 mの幅で竪穴状火口に流下する。17時30分頃には竪穴状火口底の床の大部分を覆う。28～31日噴火弱まりつつ継続。 1日より8日噴火、8日以降噴火弱まる。この活動の期間中火口の北西及び1.5kmにある観測所(外輪山縁)で火山性微動が連続的に記録される。 8日大きな微動(脈動) 微動弱まる傾向 1953～54年の噴孔地帯徐々に沈降、火孔壁の崩壊続き火孔底浅くなる。 噴煙多い。
1955年 (昭和30年)		9月7～8日群発地震、12月噴煙活動
1956年 (昭和31年)		1月小爆発、火口付近に降灰、2月弱い噴煙活動、4、5月群発地震、8月小爆発
1957年 (昭和32年)		1月群発地震、5～7月火山性微動、9月小爆発 10月爆発的活動が激しくなる。13日1956年噴出孔の北東に接して新噴出孔を生じた。この爆発的噴火により54名遭難(死者1名、負傷者53名)。12月小爆発
1958年 (昭和33年)		小爆発
1959年 (昭和34年)		小爆発。8、10月群発地震。
1960年 (昭和35年)		群発地震。小爆発多数。
1961年 (昭和36年)		噴煙。5、6、11月山麓に降灰。
1962年 (昭和37年)		噴煙。小爆発。8、9月小噴火。
1963年 (昭和38年)		噴煙。小爆発。7～9月小噴火。
1964年 (昭和39年)		小噴火。12月爆発活発
1965年 (昭和40年)		小噴火。時々火映
1966年 (昭和41年)		時々小爆発
1967年 (昭和42年)		小噴火。連続微動。
1968年 (昭和43年)		時々火映
1969年 (昭和44年)		小爆発
1970年 (昭和45年)		1月弱噴火、火山毛噴出、火映
1971年 (昭和46年)		火映、連続微動。
1972年 (昭和47年)		火映、連続微動。
1973年 (昭和48年)		11月18回の有感地震群発。12月噴煙活動
1974年 (昭和49年)		2月28日～3月1日、小爆発、噴石、降灰、火山毛、空振、火映、噴出物3,000トン
1975 (昭和50年)		静穏
1976 (昭和51年)		静穏
1977年 (昭和52年)		10月9日、31日及び11月4日、16日を中心に群発地震

年	代	噴火記事
1978年 (昭和53年)		1月14日、1978年伊豆大島近海地震、M=7.0、この地震によって火孔壁崩れる。
1979年 (昭和54年)		静穏
1980年 (昭和55年)		6月29日伊豆半島東方沖地震、M=6.7
1981年 (昭和56年)		静穏
1982年 (昭和57年)		8月12日伊豆大島近海地震、M=5.7
1983年 (昭和58年)		1、12月群発地震
1984年 (昭和59年)		8月30日～9月10日伊豆半島東方沖で地震群発、M=4.5
1985年 (昭和60年)		10月から伊豆半島東方沖で群発地震、M=4.8
1986年 (昭和61年)	7月 8 9 10 11 12	下旬より間欠的火山性微動発現、以後発生続く。 11～13日、26～27日地震群発(含有感)、22日の観測で火孔底温度分布に変化認められる。火孔縁でガス臭強い。 間欠的火山性微動続く。 24日、火山性微動連続となる。 12日三原山火口内南側火孔壁の噴気が増大。 15日17時25分頃火口内南壁より噴火開始。 19日新噴出溶岩三原山火口内を埋め火口縁低部よりカルデラ床に流下を始める。 20日朝より噴火は間隔があくとともに爆発的になり光環現象が見られるようになる。 21日14時30分頃よりカルデラ北部で地震群発次第に激しさを増す 14時40分頃火口の噴火一時停止する。 16時15分カルデラ床より割れ目噴火開始 16時45分頃火口噴火再開 17時46分頃外輪山外側で割れ目噴火再開 21日20時45分頃火口群活動を停止 22日02時頃カルデラ床の割れ目噴火衰える 〃 02～03時の間にA火口活動停止 噴出物量、8,000万^ト。 12日、山頂A火口で噴火開始、約2時間続く
1987年 (昭和62年)	1～4月 5 6～10 11	火山性微動 伊豆半島東方沖で群発地震、M=5.1、23日頃より山頂火口下の微小地震発生増加する。 微小地震活動 16日10時47分中央火孔陥没に伴って噴火、爆発音を伴う。噴出物推定量10,000^ト以下。 18日03時20分頃山頂火口中央火孔内に1986年溶岩崩壊する。深さおよそ150mの火孔出現、火山性微動火口下の微小地震発生止む。

新 島

年 代	噴 火 記 事
866年 (仁和2年)	噴火。安房の国に砂石粉土。京都に雷鳴聞こえる。降灰砂多く、牛馬倒死多数。
1957年 (昭和32年)	11月10～11日、群発地震
1966年 (昭和41年)	5月～6月、群発地震
1968年 (昭和43年)	2月24～27日、群発地震
1983年 (昭和58年)	8月、群発地震
2000年 (平成12年)	7月～9月、群発地震 7月15日地震、M = 6.3、震度6弱

神津島

年 代	噴 火 記 事
838年 (承和5年)	噴火。降灰
1965～1967年 (昭和40～42年)	群発地震 1967年4月6日地震、M = 5.3
1988～1989年 (昭和63～平元年)	群発地震 1989年1月2日地震、M = 5.0
2000年 (平成12年)	7月～9月、群発地震 7月9日地震、M = 6.1、震度6弱

三宅島

年 代	噴 火 記 事
1085年 (応徳2年)	噴火
1154年 (久寿元年)	11月噴火
1469年 (応仁3年)	12月噴火
1535年 (天文4年)	3月噴火
1595年 (文禄4年)	11月噴火
1643年 (寛永20年)	3月噴火。3週間続く。阿古の村民は住居、農地を失い移住
1712年 (正徳元年)	2月噴火。2週間続く。有感地震が頻発して2時間後の20時に山麓で噴火。溶岩海中まで流出。阿古村で泥水が湧きだし、多くの家屋の埋没。
1763～1769年 (宝暦13～明和6年)	8月山頂から噴火。翌日、阿古村薄木より噴火。噴石、降灰、湧水多量
1811年 (文化8年)	1月山頂から噴火。東北東へ火口移動。1週間続く。
1835年 (天保6年)	11月地震、鳴動頻繁、西山腹で噴火。噴火終了後も地震頻発
1874年 (明治7年)	7月3日噴火。西北山腹より大小の噴石を飛ばす。溶岩流下により東郷部落の30軒余が埋没、焼失
1940年 (昭和15年)	地熱の上昇、噴気の発現、地鳴り等が噴火前に気付かれる。7月12日19時30分頃雄山北東山腹より噴火。13日の夜半よりは、山頂中央火口丘の大穴火口で噴火。多量の降灰。8月15日には終息、死者11人
1962年 (昭和37年)	8月24日22時15分噴火。山腹中部火口群(海拔150～200m)から始まり、上方、下方への裂線が拡大。23時頃には火柱が山腹から海岸まで並ぶ。26日に終息。噴火終了後、M = 5.9の地震発生。8月30日には有感地震1,500回以上

年	代	噴 火 記 事
1983年 (昭和58年)		10月3日15時20分噴火。噴火前に5回の有感地震観測。南西山麓より始まり、上方、下方に割れ目火口が成長。山腹の火口より谷筋を流下した溶岩は、都道を横切って阿古集落へ流れ込み、400棟を超える住家を埋没、焼き尽くした。栗辺に向かった溶岩は都道を横切り海岸線に達した。 16時40分には南側山麓でマグマ水蒸気爆発。新鼻海岸付近でも火口が開口。これらの火口より噴出した火山砂礫、灰等により、住宅、農地、山林が埋まる。翌4日の6時に終息。噴火開始後約2時間は大振幅の連続微動が続いたが、次第に減衰。22時33分、M = 6.2の地震発生。がけ崩れ等の被害発生
2000年 (平成12年)		6月26日18時30分頃から地震発生。6月28日、西方海域で海底噴火。7月8日18時43分 山頂で噴火。7月14～15日、8月10日、13日、14日、18日、29日、9月9日にも山頂噴火。噴火により山頂カルデラ内に直径1.6km、深さ450mの陥没孔が出現。大量の降灰があり、8月18日には溶岩も噴出した。8月29日の噴火では低温の火砕流発生。 火山性ガスの噴出は当初1日あたり数万トンにおよび、平成17年半ば以降は1日あたり2～3千トンで推移しており、火山活動は継続中。

八丈島

年	代	噴 火 記 事
1487年 (長享元年)		噴火、このため飢饉になる。
1518年 (永正15年)		2月28日噴火、5年続く。
1522年 (大永2年)		翌年まで噴火、桑園被害大
1605年 (慶長10年)		10月27日噴火、田畑被害

青ヶ島

年	代	噴 火 記 事
1652年 (承応元年)		噴煙
1670年 (寛文10年)		火口より細砂噴出、約10年続く。
1780年 (安永9年)		6月18～23日地震。火口に多量の湯湧出。池増大、温度上昇する。
1781年 (天明元年)		5月10～11日地震。降灰、湯水湧出。
1783年 (天明3年)		4月10日地震の後、火口原に火孔生成。赤熱噴石により人家61軒焼失、砂や泥3、4尺降り積もる。死者7人
1785年 (天明5年)		4月18日頃噴火、灰や土砂が降る。5月頃まで続く。八丈島に避難できなかった140名程死亡。以後50年余無人島になる。
2001年 (平成13年)		6月29日から地震活動が始まる。7月4日から5日にかけて、断続的にマグニチュード5.0を超える規模の地震が4回発生。

資料第4 観測機器の整備状況

(都総務局、気象庁、本文 30 頁)

平成20年3月末現在

島 名	都	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国の機関	町・村
伊豆大島		【常時観測】 ・地震計 6 ・震度計 2 ・傾斜計 4 ・GPS 11 (内気象研究所8) ・空振計 3 ・磁力計 2 ・光波測距計 26 (機器点・反射点) ・遠望観測装置 1 ・歪計 1 遠望観測 毎日	・地震計 26 ・傾斜計 4 ・全磁力計 11 ・GPS 14 ・潮位計 3 ・傾斜・歪計 4 ・電磁気観測 6 ・地中温度計 1 ・CO2土壌ガス 1	・地震計 4 ・傾斜計 4 ・地磁気計 3 ・歪計 1 ・電磁気観測 3 ・潮位計 1 ・温度計 4 ・雨量計 4 ・気圧計 1 ・風速計 1 ・重力計 1 ・水位計 1 ・地中電界変動計 1	地質調査所、国土地理院、海上保安庁が地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。	・震度計 1
利 島	・地震計 1					
新 島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 2 ・空振計 1 ・GPS 1 ・傾斜計 1		・地震計		・震度計 1
式根島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計 1 ・震度計 1 ・空振計 1 ・傾斜計 1				
神津島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 1 ・震度計 1 ・空振計 1 ・傾斜計 1 ・GPS 1 ・磁力計 1	・地震計 1	・地震計 1 ・傾斜計 2 ・歪計 1		

島 名	都	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国の機関	町・村
三宅島	・地震計 5 ・傾斜計 2 ・水位・水温計 3	・地震計 7 ・空振計 5 ・GPS 7 ・震度計 2 ・遠望カメラ 4 ・全磁力計 5	・全磁力計 6	・地震計 7 ・傾斜計 5 ・GPS 4 ・雨量計 1 ・気圧計 2 ・磁力計 2		・震度計 1
御蔵島	・地震計 1 ・震度計 1					
八丈島	・地震計 5 ・傾斜計 1	・地震計 1 ・震度計 1				・震度計 1
青ヶ島	・地震計 4 ・地熱計 3					

- (注) 1 数字は設置機器数
2 火山観測機器及び地震観測機器を区別せず掲載した。
3 臨時に設置した観測機器を除く。
4 式根島の観測点は、一般地震や周辺の神津島、三宅島の火山監視にも供している。

資料第5 東京港の現況

(都港湾局、本文 31 頁)

1 外郭施設

(平成20年10月現在)

名 称	延 長(m)	名 称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	第一航路東仮防波堤	200.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	第一航路西仮防波堤	200.0
12号地貯木場東側波除堤	431.4	13号地小型船だまり波除堤	298.9
12号地貯木場西側波除堤	844.0	13号地小型船だまり防波堤	176.0
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計		8,781.0	

2 水域施設

(平成20年10月現在)

区 分	幅員又は面積	水 深
第1航路	幅 員 4 5 0 ～ 6 0 0 m	A. P. - 1 5 m ～ - 1 6 m
第2航路	幅 員 3 0 0 m	A. P. - 1 0 m ～ - 1 2 m
第3航路	幅 員 3 0 0 ～ 5 5 0 m	A. P. - 1 2 m
芝浦はしけだまり	面 積 7 7, 0 0 0 m ²	A. P. - 4. 0 m
西芝浦はしけだまり	面 積 7, 2 5 2 m ²	A. P. - 3. 0 m
13号地その2(はしけだまり)	面 積 6 2, 0 0 0 m ²	A. P. - 4. 0 m
7号地 船だまり	面 積 1 0 7, 0 0 0 m ²	A. P. - 3. 0 m
城南島小型油槽船だまり	面 積 1 8, 6 5 0 m ²	A. P. - 4. 0 m

3 係留施設

(平成20年10月現在)

施設規模 係留施設			大 型 船				小型船	合 計
			水 深				水 深	
			計	9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満	
係船岸	公共	延長(m)	15,189	6,316	4,859	4,014	3,172	18,361
		バース数	111	28	32	51		111
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8		41
	計	延長(m)	21,488	10,640	6,174	4,674		
		バース数	148	45	44	59		152
係船浮標	公共		3		3			3
	専用							
	計		3		3			3

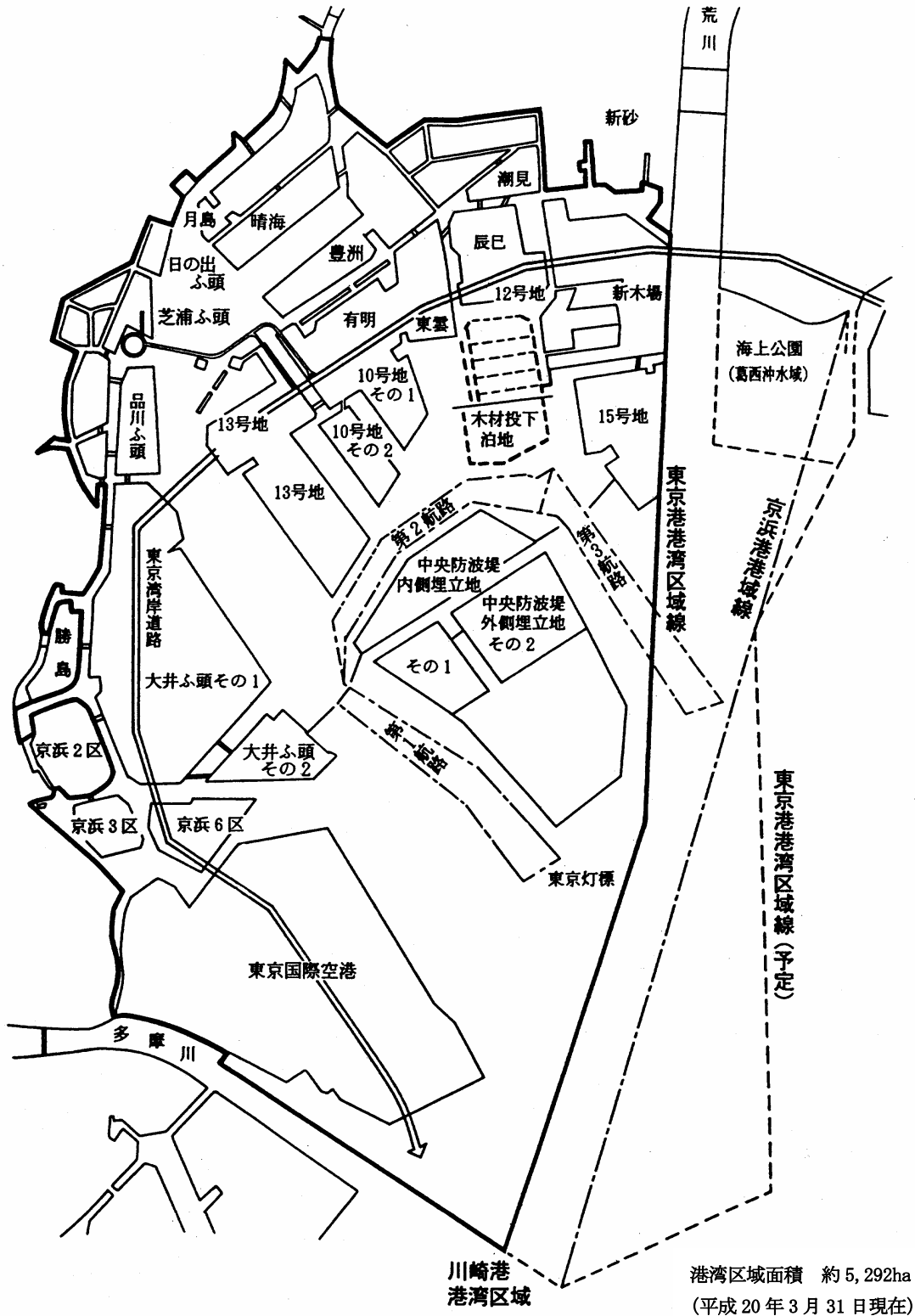
(注) 1 公共の大型船係留施設には、客船バースは含むが、官庁船バースは除いている。

また、小型船係留施設には、現在貨物が取扱われていない施設は除いている。

(注) 2 専用施設には、港内にある係留施設全てを含む。

資料第6 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図

(都港湾局、本文 31 頁)



資料第7 島しょ港湾(地方港湾)一覧表

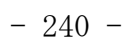
(都港湾局、本文 31、32 頁)

施設の現況

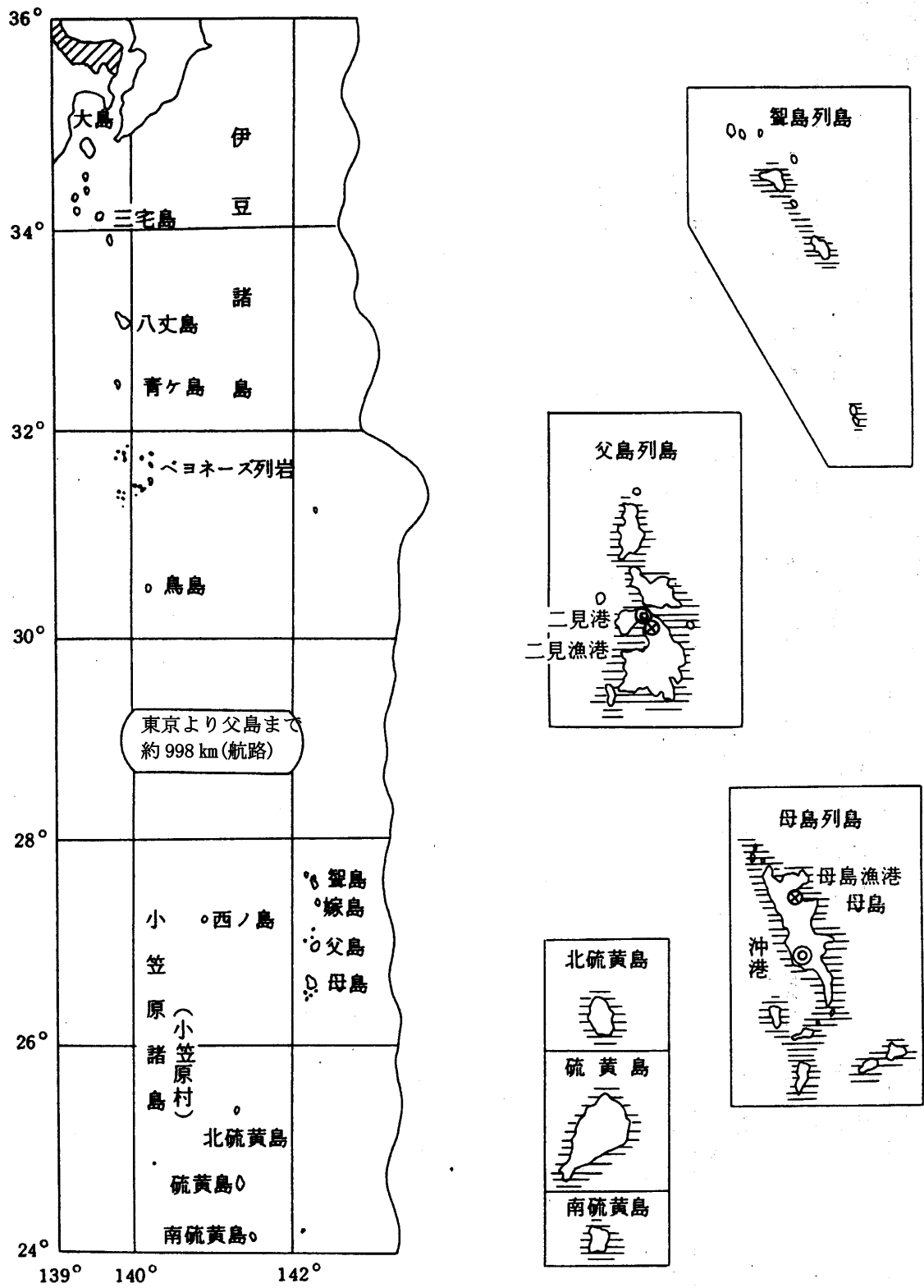
平成 20 年 3 月 31 日

島名	港名	施設名	規模(m)
大島	元町港	岸 壁	460
	岡田港	岸 壁	430
	波浮港	岸 壁	135
利島	利島港	岸 壁	380
新島	新島港	岸 壁	380
式根島	式根島港	岸 壁	150
神津島	神津島港	岸 壁	380
三宅島	三池港	岸 壁	230
御蔵島	御蔵島港	岸 壁	300
八丈島	神湊港	岸 壁	310
	八重根港	岸 壁	230
青ヶ島	青ヶ島港	物揚場	54
父島	二見港	岸 壁	340
母島	沖港	岸 壁	140

(都港灣局、本文 31 頁)



(都港湾局、本文 31 頁)



資料第10 島しょ漁港の現況

(都港湾局、本文 33 頁)

伊豆諸島

平成 20 年 3 月 31 日現在

島名	港名	種類	施設名	規模
大島	元町	1	防波堤 岸壁	508m 187m
	岡田	1	防波堤 岸壁	305m 284m
	野増	1	防波堤 岸壁	349m 140m
	差木地	1	防波堤 岸壁	255m 111m
	泉津	1	防波堤 岸壁	149m 90m
新島	若郷	1	防波堤 岸壁	836m 465m
	羽伏	1	防波堤 岸壁	357m 376m
式根島	野伏	1	防波堤 岸壁	203m 575m
	小浜	1	防波堤 岸壁・物揚場	111m 203m
神津島	三浦	4	防波堤 岸壁	673m 729m
三宅島	湯の浜	1	防波堤 岸壁	252m 210m
	伊ヶ谷	1	防波堤 岸壁・物揚場	240m 298m
	大久保	1	防波堤 物揚場	357m 101m
	坪田	1	防波堤 岸壁・物揚場	638m 435m
	阿古	4	防波堤 岸壁	202m 1,060m
八丈島	洞輪沢	1	防波堤 岸壁	544m 229m
	中之郷	1	防波堤 岸壁	251m 105m
	神湊	4	防波堤 岸壁	538m 921m
	八重根	4	防波堤 岸壁	630m 752m

小笠原諸島

父島	二見	4	防波堤 岸壁・物揚場	417m 717m
母島	母島	4	防波堤	293m

資料第11 島しょ海岸保全施設の状況

(都港湾局、都建設局、本文 37 頁)

① 都港湾局所管分

(平成20年10月 1 日現在)

島 別	港湾別内訳	
	港湾名	施設延長
大 島	元町港	護岸 1019m
	岡田港	護岸 402m
		突堤 50m
		離岸堤 256m
	波浮港	護岸 941m
	元町漁港	離岸堤 102m
	野増漁港	護岸 615m
		離岸堤 297m
利 島	泉津漁港	離岸堤 95m
利 島	利島港	護岸 381m
		護岸堤 141m
新 島	新島港	護岸 1512m
		突堤 336m
		離岸堤 920m
	若郷漁港	突堤 100m
		離岸堤 743m
		潜堤 47m
神津島	神津島港	護岸 725m
		潜堤 510m
三宅島	三池港	防潮堤 559m
		護岸 369m
		護岸堤(潜堤) 50m
	大久保港	護岸 595m
		消防堤 60m
	阿古漁港	護岸 355m
		離岸堤 169m
		消波堤 182m
御蔵島	御蔵島港	護岸 46m
八丈島	神湊港	護岸 340m
		突堤 325m
		離岸堤 480m
	神湊漁港	消波堤 70m
	八重根漁港	防潮堤 308m
	洞輪沢漁港	護岸 248m
青ヶ島		離岸堤 210m
青ヶ島	青ヶ島港海岸	護岸 177m

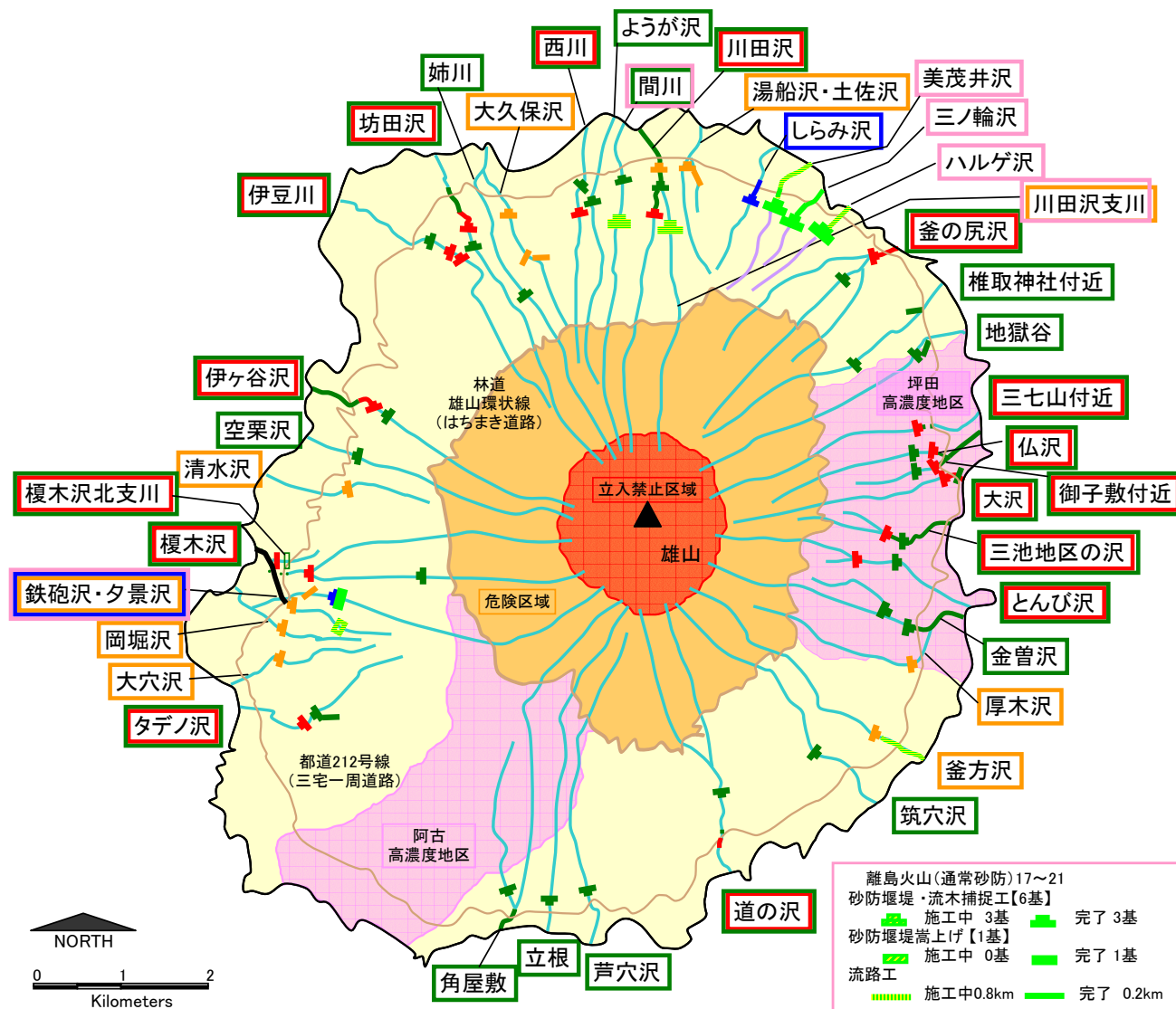
② 都建設局所管分

島別	海岸名	全体計画		実施計画(平成 18 年度)	
		護岸等	人工リーフ	護岸等	人工リーフ
伊豆大島	泉 浜	5,400m	0m	0m	0m
	湯 の 浜	2,900m	340m	0m	0m
	間 伏	0m	300m	0m	0m
	筆 島	1,650m	290m	0m	0m
	行 者	2,120m	0m	0m	0m
利 島	前 浜	520m	0m	15m	0m
新 島	羽 伏 浦	5,350m	0m	0m	0m
	和 田 浜	30m	750m	0m	0m
	若 郷	580m	0m	230m	0m
神 津 島	多 幸 浜	1,930m	0m	0m	0m
	沢 尻 ・ 長 浜	270m	620m	0m	26m
三 宅 島	阿 古	230m	0m	25m	0m
	ナ ゴ ラ	660m	420m	0m	0m
御 蔵 島	御 蔵	680m	0m	0m	0m
八 丈 島	乙 千 代 ケ 浜	750m	620m	0m	0m
	洞 輪 沢	260m	0m	20m	0m
そ の 他		16,530m	0m	0m	0m
計		39,860m	3,340m	290m	26m

資料第12 三宅島砂防事業実施箇所図

(建設局、本文 37 頁)

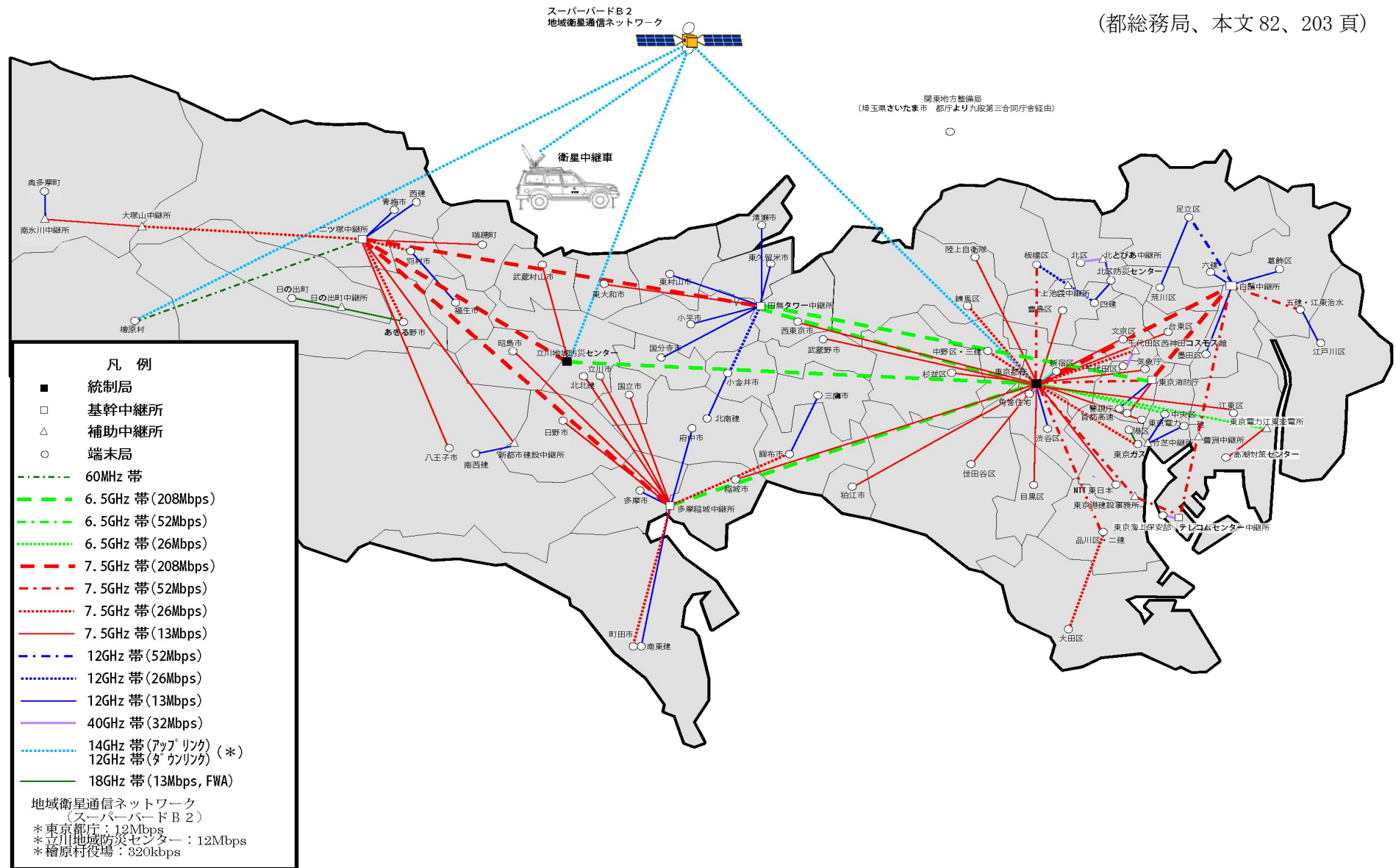
平成21年3月末現在



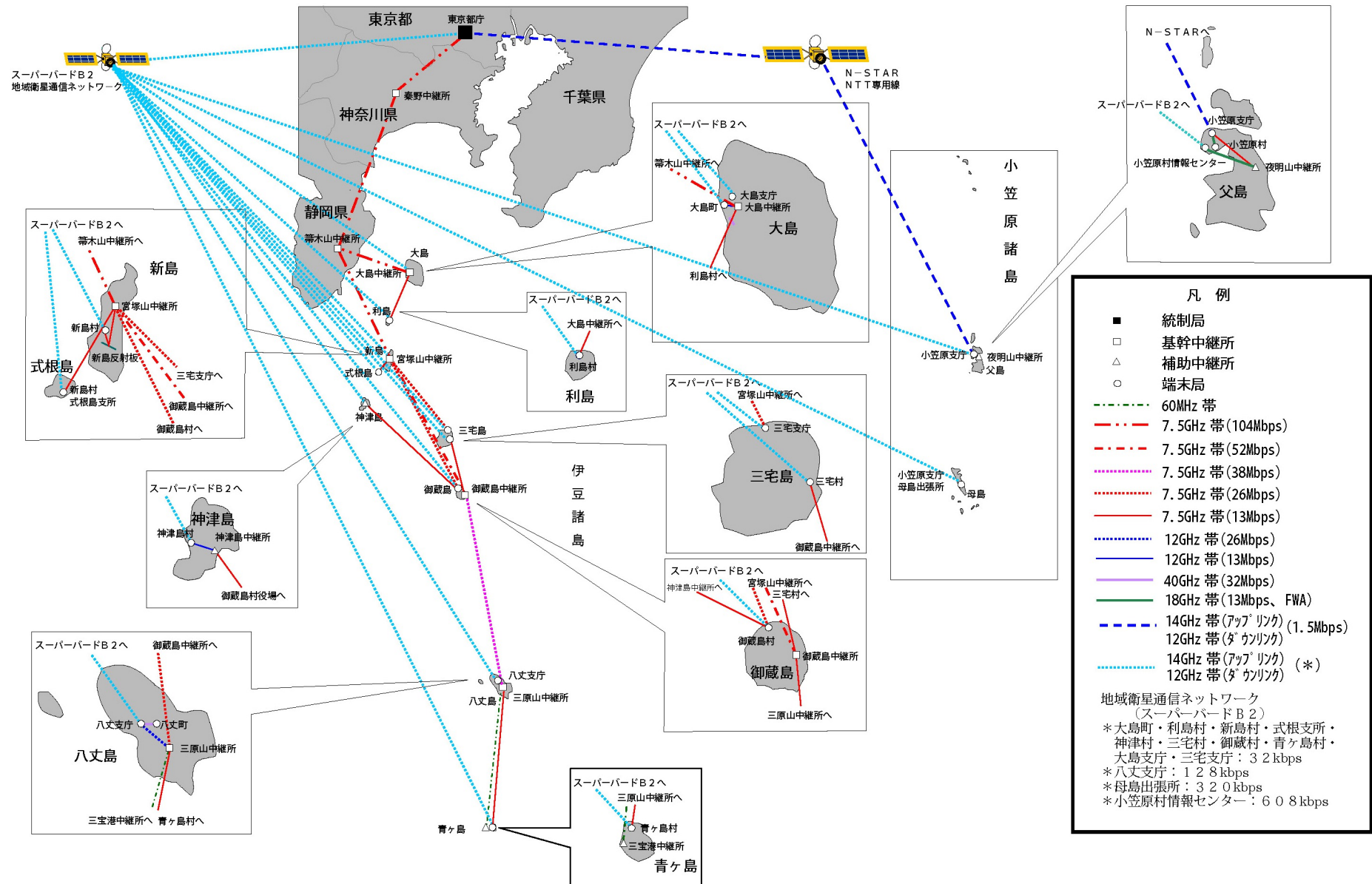
凡 例	
12災関・激特	16溪流 12災関 砂防堰堤他16基 流路工0.5km 激特 砂防堰堤他16基 流路工0.6km
激 特	27溪流 砂防堰堤他21基 流路工2.9km
13 災 関	9溪流 砂防堰堤他13基
14 災 関	2溪流 砂防堰堤 2基 流路工0.2km
12災関 砂防堰堤・流木捕捉工【15基】 流向制御等【1基】	
施工中 0基	完了 15基
施工中 0基	完了 1基
激特 砂防堰堤・流木捕捉工【25基】 流向制御等【3基】	
施工中 0基	完了 25基
施工中 0基	完了 3基
13災関 砂防堰堤・流木捕捉工【9基】 流向制御等【4基】	
施工中 0基	完了 9基
施工中 0基	完了 4基
14災関 砂防堰堤・流木捕捉工【2基】 流向制御等【0基】	
施工中 0基	完了 2基
施工中 0基	完了 0基
流路工	12災関 完了:0.5km
流路工	14災関 完了:0.2km
激特	予定:0km
施工中:0km	
完了:2.9km	

資料第13 東京都防災行政無線多重回線構成図（区部・多摩）

（都総務局、本文 82、203 頁）



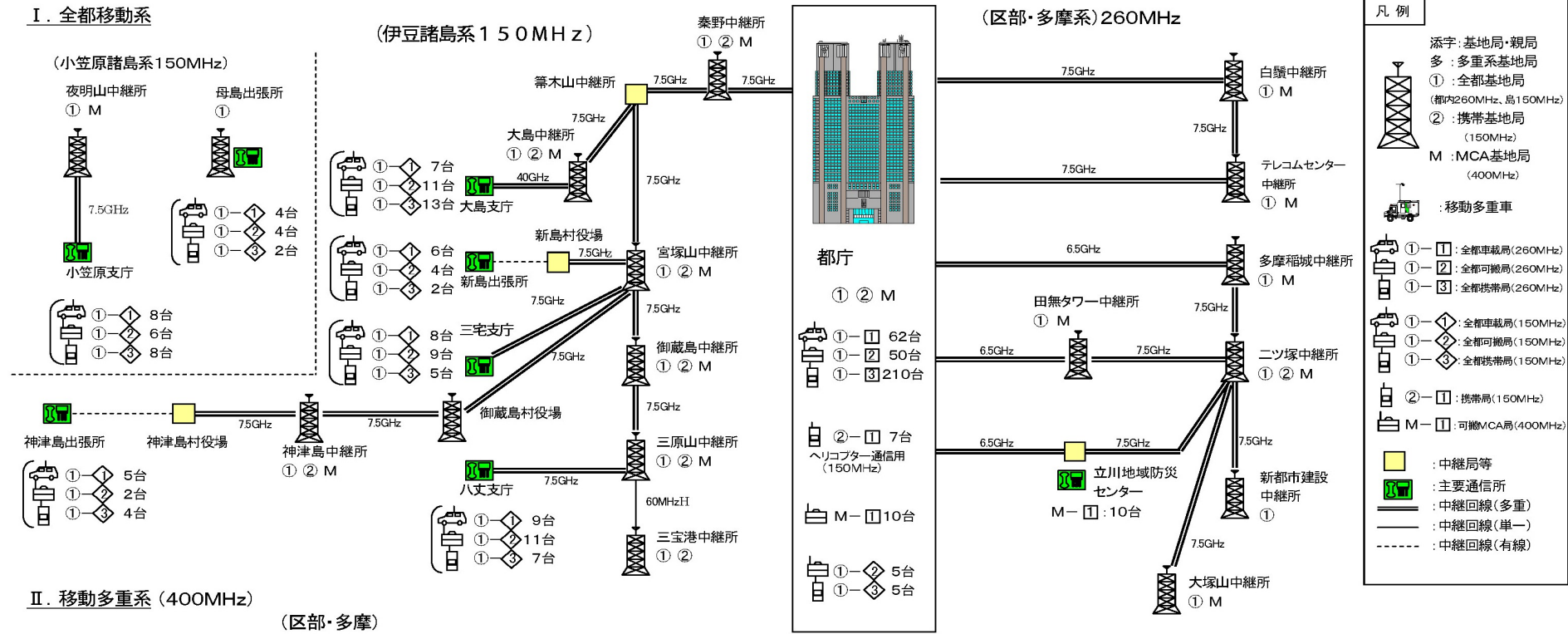
東京都防災行政無線多重回線構成図（島しょ部）



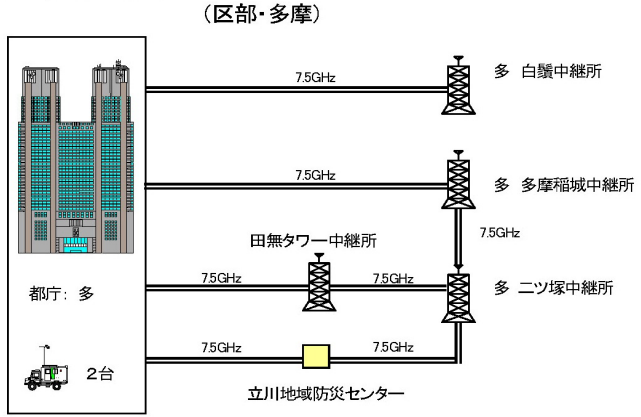
資料第14 東京都防災行政無線移動系回線構成図

(都総務局、本文 82、203 頁)

I. 全都移動系



II. 移動多重系 (400MHz)

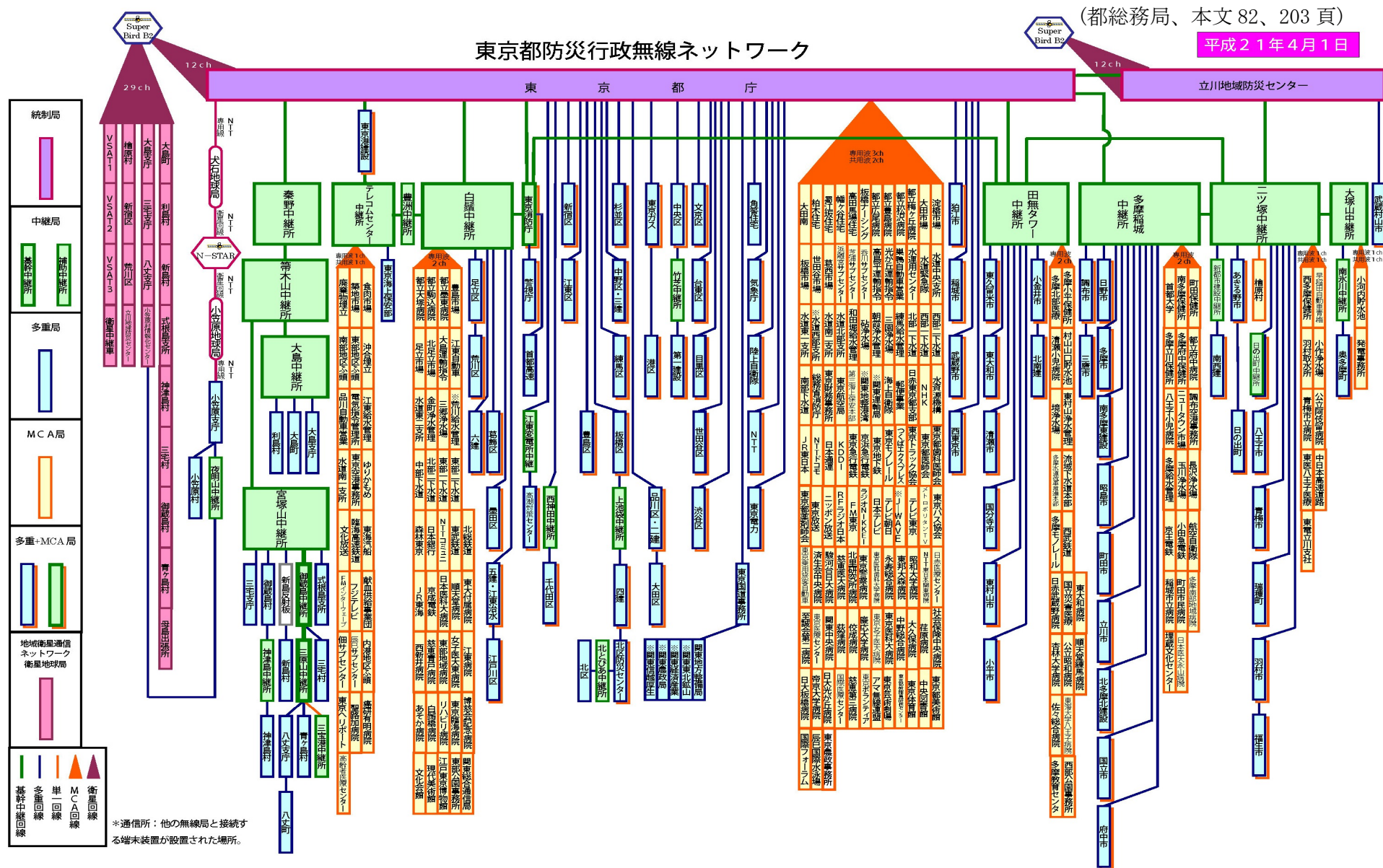


移動系無線局数内訳

種 別	全都移動島しょ系(150MHz)				全都移動都内系(260MHz)		携帯局	可搬MCA	移動多重
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計			
基地局	7	2	—	9	8	8	9	14	4
車載	35	12	—	47	62	62	—	—	2
可搬	37	10	5	52	50	50	—	76	—
携帯	31	10	5	46	210	210	7	—	—
小計	103	32	10	145	322	322	7	76	2
計 ※	110	34	10	154	330	330	16	76	6

※1 島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備 ※2 可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

資料第15 東京都防災行政無線回線構成図



資料第16 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表

(都総務局、本文 82、203 頁)

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

1 特別区

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
千代田	69	223	292	-	-	-	-	4	4
中央	94	96	190	-	-	-	-	20	20
港	119	213	332	28	6	4	6	145	189
新宿	98	403	501	-	-	5	-	63	68
文京	86	304	390	-	-	-	-	12	12
台東	116	-	116	-	-	-	-	47	47
墨田	60	167	227	-	2	2	-	30	34
江東	112	-	112	88	4	3	14	103	212
品川	136	280	416	58	-	-	-	63	121
目黒	59	113	172	-	-	-	-	65	65
大田	200	540	740	-	-	-	-	-	0
世田谷	187	348	535	-	-	-	-	35	35
渋谷	90	144	234	28	3	1	1	54	87
中野	113	501	614	-	-	-	-	84	84
杉並	118	705	823	-	-	-	-	-	0
豊島	76	284	360	12	-	1	-	46	59
北	107	537	644	-	3	3	2	76	84
荒川	104	167	271	-	-	-	-	35	35
板橋	105	308	413	-	3	2	1	197	203
練馬	191	895	1,086	-	-	-	-	-	0
足立	183	393	576	-	-	-	-	21	21
葛飾	128	247	375	-	-	-	-	40	40
江戸川	255	332	587	-	-	-	-	28	28
区部計	2,806	7,200	10,006	214	21	21	24	1,168	1,448

2 市町村

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
八王子	340	419	828	-	-	-	-	-	30
立川	69	-	69	-	-	-	-	30	30
武蔵野	41	97	304	-	-	-	-	0	10
三鷹	54	112	270	-	-	-	-	10	91
青梅	104	-	281	-	1	1	-	79	241
府中	132	45	239	33	1	1	-	125	243
昭島	62	-	310	-	1	1	-	81	198
調布	113	135	668	28	1	1	1	84	306
町田	240	180	474	-	1	1	1	188	191
小金井	54	-	100	-	-	-	-	-	18
小平	46	-	302	-	-	-	-	18	81
日野	119	137	472	-	-	-	-	63	121
東村山	60	156	257	-	-	1	-	57	112
国分寺	41	-	73	-	-	-	-	54	66
国立	32	-	106	-	-	-	-	12	12
西東京	74	-	204	-	-	-	-	-	8

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
福生	40	90	157	-	-	-	-	8	46
狛江	27	-	79	10	1	1	1	25	111
東大和	52	-	76	15	1	1	1	55	115
清瀬	21	3	118	-	-	-	-	42	45
東久留米	48	46	150	-	-	-	-	3	3
武蔵村山	56	-	289	-	-	-	-	-	136
多摩	115	118	286	-	-	1	-	135	192
稲城	53	-	94	17	-	-	1	38	119
羽村	41	-	1,007	-	1	22	-	40	188
あきる野	107	859	5,504	16	-	-	-	109	1,544
市部計	2,141	2,397	12,717	119	8	31	5	1,256	4,257

3 町村

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
瑞穂町	49	43	94	-	-	1	-	49	68
日の出町	1	1	1,036	5	1	1	-	11	33
檜原村	34	1,000	1,034	-	-	-	-	15	15
奥多摩町	5	2,758	6,654	-	-	-	-	39	161
多摩町村計	89	3,802	8,818	5	1	2	0	114	277
大島町	78	-	290	-	-	-	-	-	15
利島村	4	208	212	-	-	-	-	15	15
新島村	19	-	892	-	-	-	-	-	8
神津島村	17	856	2,217	-	-	1	1	6	56
三宅村	44	1,300	1,344	6	1	1	1	39	48
御蔵島村	-	-	4,540	-	-	-	-	-	10
八丈町	40	4,500	4,659	-	-	-	-	10	20
青ヶ島村	9	110	301	-	-	-	-	10	10
小笠原村	20	162	7,549	-	-	-	-	-	91
島しょ町村 計	231	7,136	22,004	6	1	2	2	80	273

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
総計	5,267	20,535	53,545	344	31	56	31	2,618	6,255

資料第17 区市町村等の通信連絡態勢

(都総務局、本文 82、203 頁)

機関名	内 容
区 市 町 村 及び防災機関	1 連絡態勢の確保 夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。 2 通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。
都	1 通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。 2 通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。 3 即応本部を設置した場合の通信連絡態勢 (1) 即応本部が設置された場合には、原則として即応本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び即応本部との連絡ならびに非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者と若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を即応本部に派遣する。 4 都本部設置後の通信連絡態勢 (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。 5 通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。

資料第18 電話サービス及び電報サービスの優先利用

(NTT 東日本、NTT ドコモ、本文 83、204 頁)

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話)

(1) 非常通話とは

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話(以下「非常扱いの通話」と言う。)は、他の手動通話に先立って接続する。

(2) 非常扱いの通話の内容等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象もしくは地象の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの通話とは

非常扱いの通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する手動通話(以下「緊急扱いの通話」と言います。)は、他の手動通話(非常扱いの通話を除きます。)に先立って接続する。

(4) 緊急扱いの通話の内容等

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前表及びこの欄の(3)までのものを除く。)相互間

(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の伝送及び配達の手順)(NTTドコモ除く)

(1) 非常扱いの電報の伝送及び配達の手順

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報(以下「非常扱いの電報」という。)は、他の電報に先立って伝送及び配達する。

(2) 非常扱いの電報の内容

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象もしくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの電報の内容

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。(NTTドコモ除く。)

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

別記1(新聞社等の基準)(NTT東日本)

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院(NTT東日本)

名 称	位 置	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の17	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町4の66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オオサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モンエキサイ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ナガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	センボムセンリョウセンター又は ヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オオサカセンインホケン

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話の及び電報の請求)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	1 非常扱い通話は、やむを得ない特別の理由がある場合を除き、あらかじめ受持ちのNTT東日本営業支店の承諾を受けた番号の加入電話によるものとする。 2 非常扱い通話の請求にあたっては、前記の承諾を受けた利用機関等が通話の必要がある場合は、市外局番なし「102番」をダイヤルし、非常扱い通話申込経由を告げて申し込むものとします。 あらかじめ届けていない加入電話でも非常扱い電話に該当することが確認できるときは、非常扱い電話として受付ける。
緊 急 扱 い 通 話	非常扱い通話の請求方法に準ずる。
非常扱い及び緊急扱い電報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は、電報取扱営業窓口であれば、どこでも発信できる。また、加入電話から申し込む場合は下記へ申し込む。 東京電報サービスセンタ(TEL 03-5820-9749) 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときは、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話の接続及び電報の電送順位)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	他の市外通話、緊急扱い通話に優先して接続する。
緊 急 扱 い 通 話	他の市外通話に優先して接続する。
非 常 扱 い 電 報	非常扱い電報は、他の電報に先立って伝送及び配達する。
緊 急 扱 い 電 報	緊急扱い電報は、他の電報(非常扱い電報を除く)に先立って伝送及び配達する。

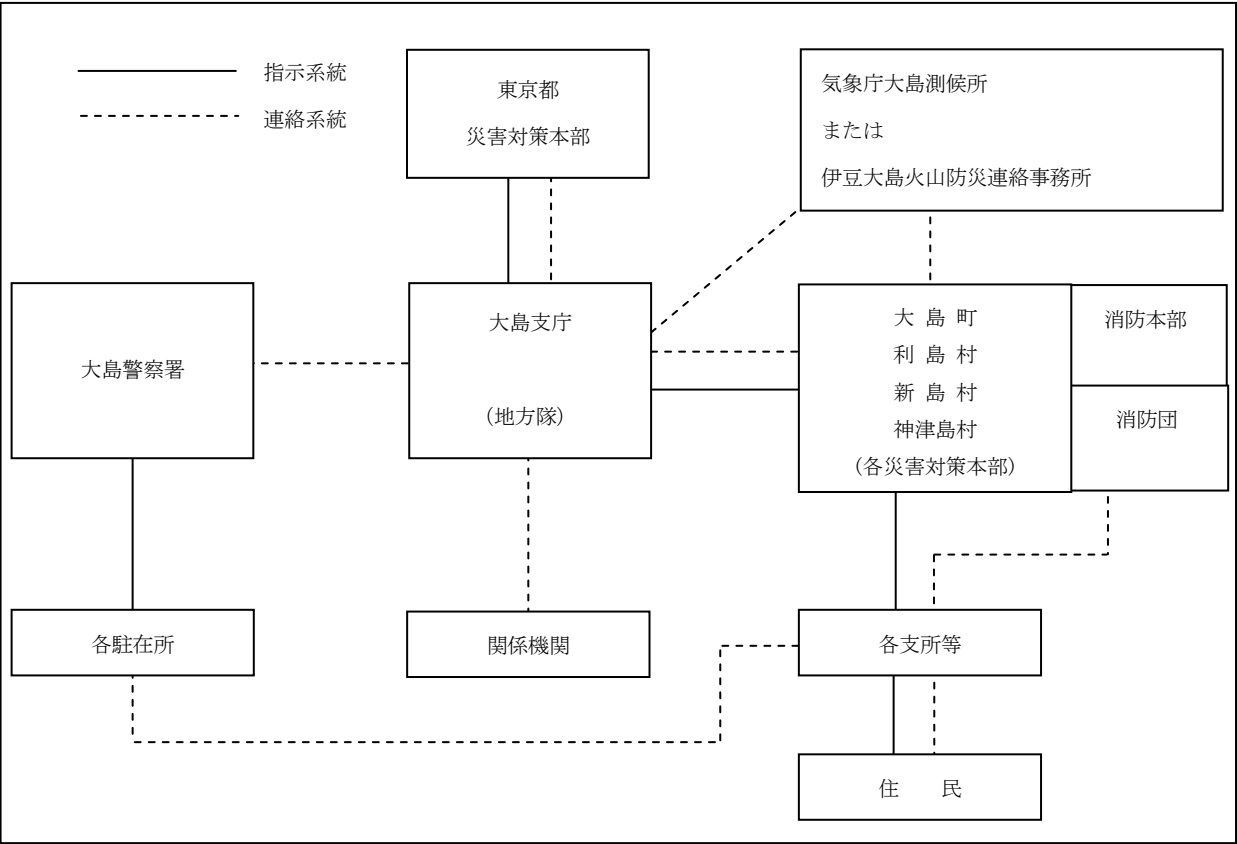
(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話及び電報の料金)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 及 び 緊 急 扱 い 通 話	料金は普通通話料と同額とする。
非 常 及 び 緊 急 扱 い 電 報	料金は普通電報と同額とする。

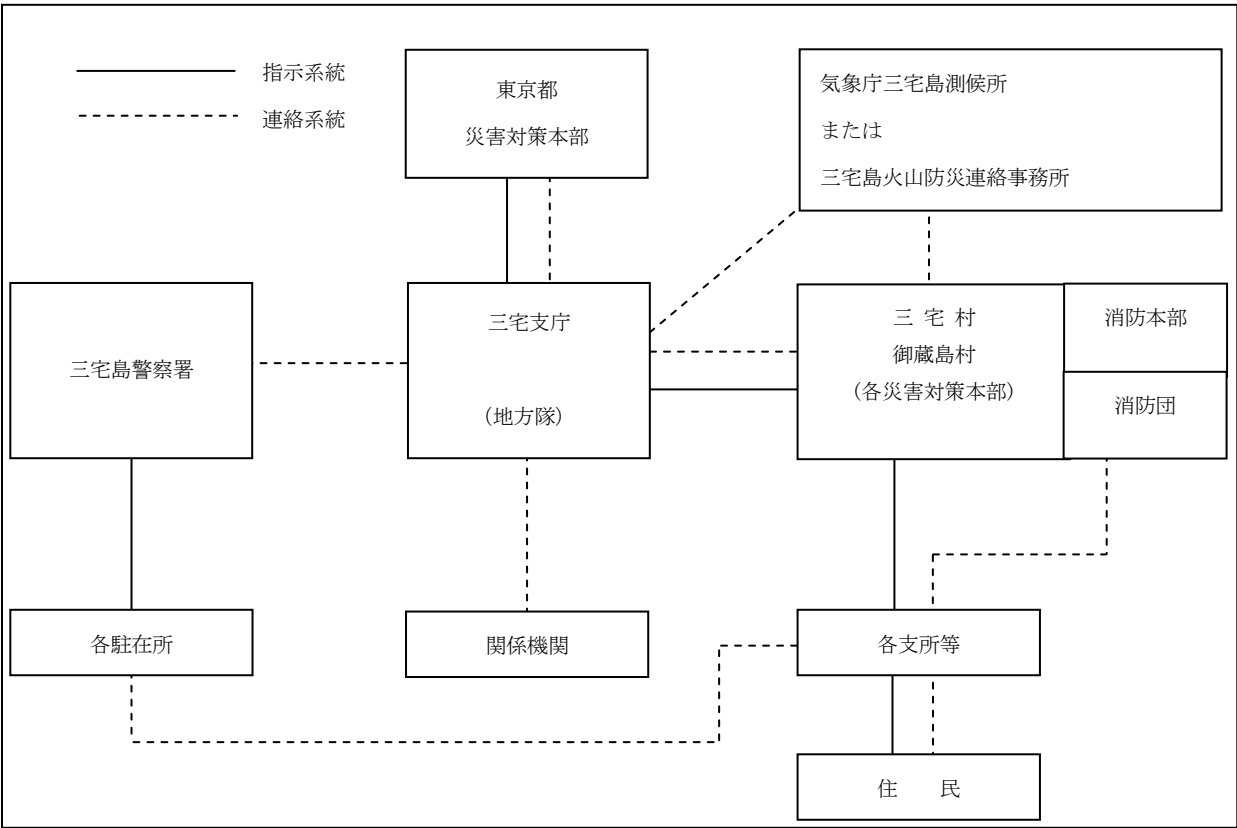
資料第19 支庁を中心とした通信連絡系統

(都総務局、本文 83 頁)

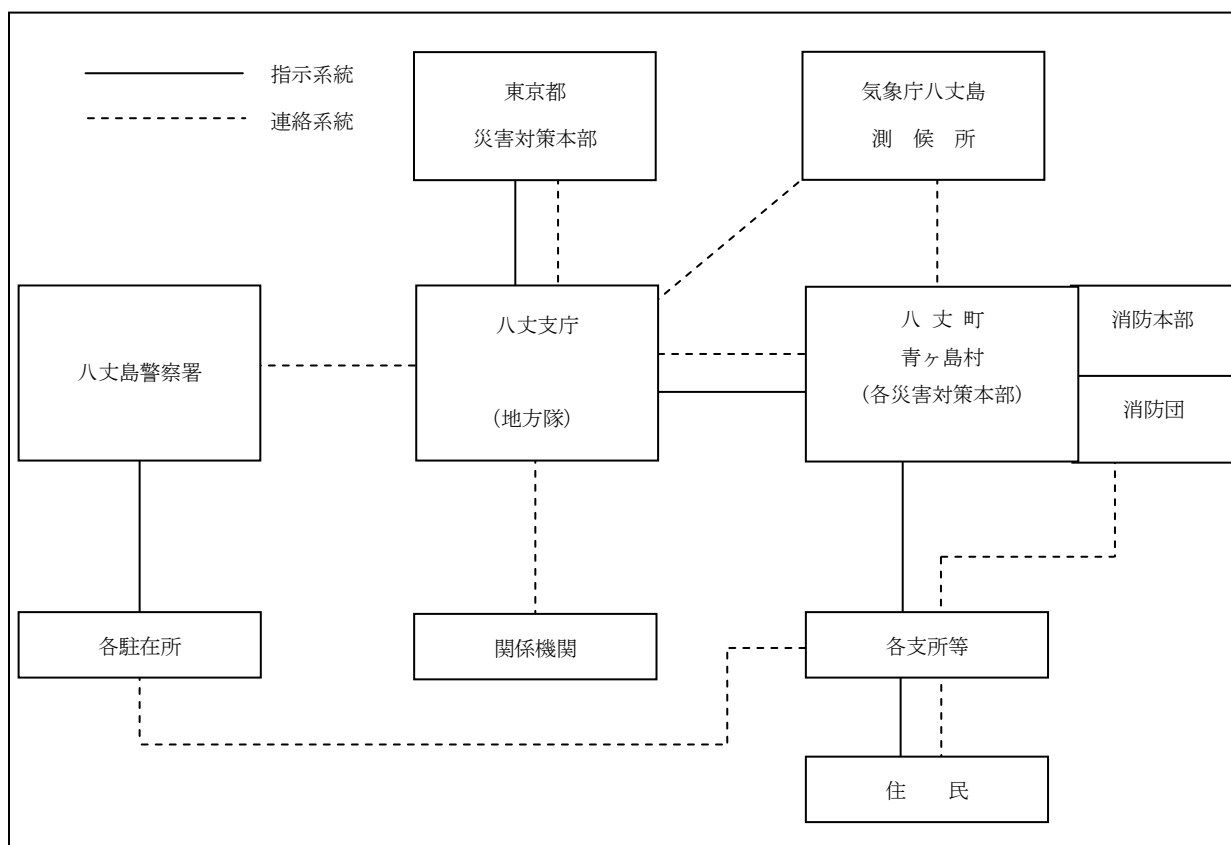
1 大島支庁通信連絡系統



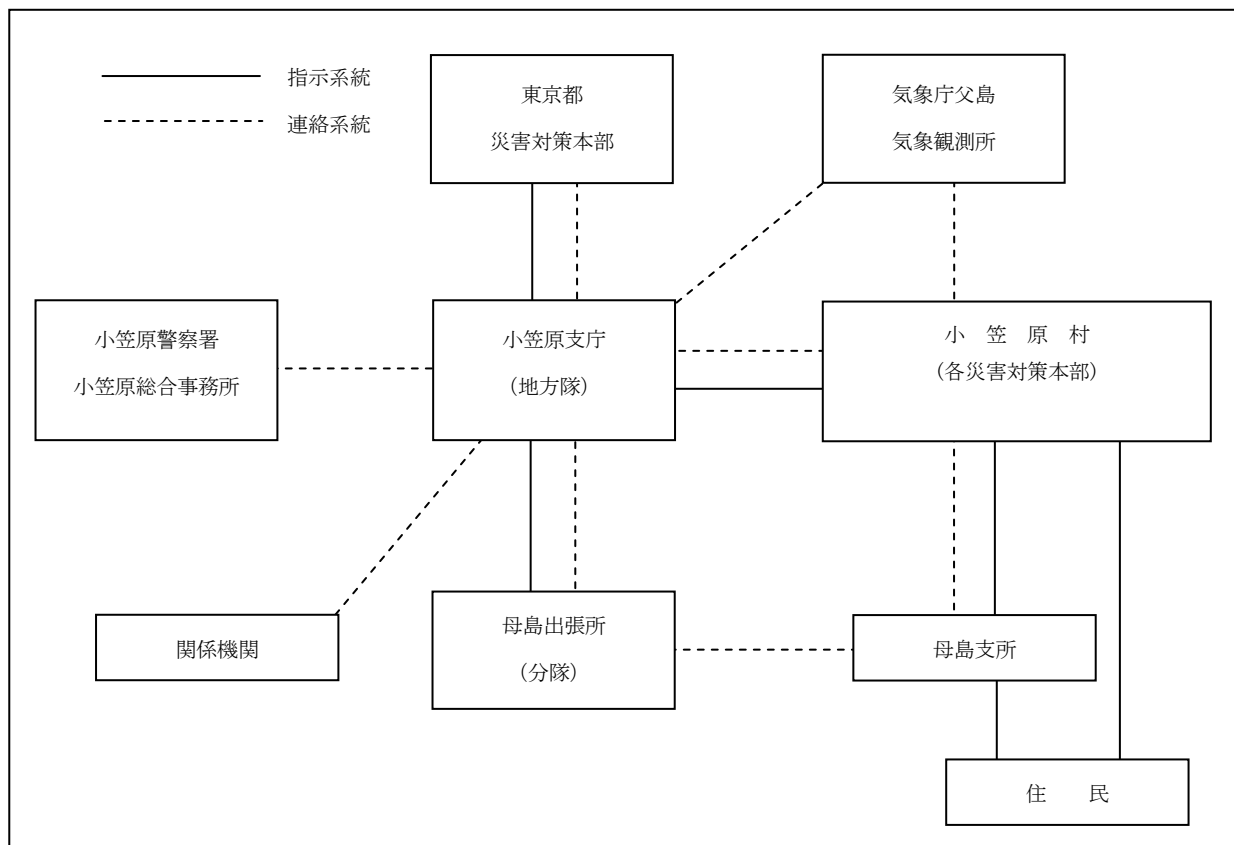
2 三宅支庁通信連絡系統



3 八丈支庁通信連絡系統



4 小笠原支庁通信連絡系統図(総務局)



資料第20 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定

(都知事本局、本文 87 頁)

①日本放送協会及び民間放送各社との協定「災害時等における放送要請に関する協定」

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第20条の規定に基づき、東京都知事(以下「甲」という。)が日本放送協会(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第 2 条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第 3 条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

(放送の実施)

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくこととする。

(雑 則)

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は、昭和55年12月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和55年12月 1日

甲 東京都知事	鈴木 俊 一
乙 日本放送協会会長	坂 本 朝 一

同文の協定

昭和55年12月 1日

乙 株式会社東京放送取締役社長	山 西 由 之
乙 株式会社文化放送取締役社長	岩 本 政 敏
乙 株式会社ニッポン放送取締役社長	石 田 達 郎
乙 株式会社ラジオ関東取締役社長	遠 山 景 久
乙 株式会社エフエム東京取締役社長	大 野 勝 三
乙 日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小 林 与三次
乙 株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅 野 賢 澄
乙 全国朝日放送株式会社取締役社長	高 野 信
乙 株式会社東京12チャンネル取締役社長	中 川 順
(現 株式会社 テレビ東京)	

昭和56年 1月10日

乙 株式会社日本短波放送取締役社長	安 藤 蕃
(現 株式会社 日経ラジオ社)	

平成 2年 7月30日

乙 株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾 山 克 巳

同文の協定

平成8年1月31日

甲 東京都知事	青 島 幸 男
乙 東京メトロポリタンテレビジョン	

株式会社取締役社長 藤 森 鐵 雄

平成8年4月30日

乙 エフエムインターウェーブ	竹 内 経 輝
株式会社取締役社長	

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第10 知事本部長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第5号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第86号)

②AFNとの協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都知事(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1)放送要請の理由

(2)放送を要請する事項

(3)その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。

(雑則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から10年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限60日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本語ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本部長 前川耀男

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク (AFN) 東京局長 キース V. レブリング

2003. 3. 13

(英文略)

③「災害時等における報道要請に関する協定」

「災害時等における報道要請に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都知事(以下「甲」という。)が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会(以下「乙」という。)及び株式会社朝日新聞社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

(車両の通行)

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることなくように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室 広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日	甲 東京都知事	青 島 幸 男
	乙 東京都公安委員会委員長	河 野 義 克
	丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長	松 下 宗 之
同内容の協定		
平成9年9月1日	丙 社団法人共同通信社社長	犬 養 康 彦
	丙 株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡 辺 恒 雄
	丙 株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小 池 唯 夫
	丙 株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴 田 卓 彦
	丙 株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白 井 文 吾
	丙 株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清 原 武 彦
	丙 株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝 口 勲 夫
	丙 株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山 下 幸 秀
	丙 株式会社時事通信社代表取締役社長	村 上 正 敏
	丙 株式会社内外タイムス社代表取締役社長	恩 田 貢
	丙 株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長	小笠原 敏 晶

資料第21 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル

(都総務局、本文 87 頁)

(番号は人事異動があれば見直しのこと)

平成 18 年 10 月改訂

東京都から AFN への災害時の報道要請の詳細な手順は以下のとおりとする。

- 1 東京都から AFN への要請の事前連絡
 - (1) AFN の執務時間内(午前 8 時～午後 4 時 30 分・月曜日～金曜)に要請する場合
 - ①東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN の事務所へ電話をする。
 - ②AFN の職員へ次の内容を通知する。(日本語)
 - A) 通知者氏名
 - B) 協定に基づく要請文を送付すること
 - C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)
 - (2) AFN の勤務時間外(午後 4 時 30 分～午前 8 時・月～金曜日及び土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)に要請する場合
 - ①東京都報道課長もしくは報道課職員が、AFN 東京局長もしくは A F N 放送担当責任者へ電話をする。
 - ②東京都は AFN へ次の内容を通知する。(英語)
 - A) 通知者氏名
 - B) 協定に基づく要請文を送付すること
 - C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)
- 2 東京都から AFN への要請文の送信

東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN へ通知した方法で送信する。
ファクシミリ送付状は別紙 1 とする。(英語)
要請文は別添様式 1 の例によるものとする。(英語)
- 3 東京都の要請に関する AFN の確認

東京都からの電話及び要請文受領後、AFN は、東京都報道課へ電話をし、東京都が要請を行ったこと及び要請内容を確認する。(日本語または英語)
- 4 報告

放送を行った場合、AFN は、東京都報道課へ放送の日時を速やかに報告する。(日本語または英語)
放送をしない場合、AFN は、この旨東京都報道課へ速やかに報告する。(日本語または英語)

連絡先一覧

AFN

電話 042-552-2511 内線 52374
(AFN 勤務時間内午前 8 時～午後 4 時 30 分(月～金曜日))
電話 090-4249-7380 (AFN 東京局長)
080-6626-9217 (放送責任者)
(AFN 勤務時間外 午後 4 時 30 分～午前 8 時(月～金曜日)及び
土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)
ファクシミリ 042-552-2511 内線 57057 (24 時間 オペレータ経由)
00579-3117-55-7057 (直通)
アドレス afn.eagle810@yokota.af.mil

東京都

電話 03-5388-2210 (24 時間 報道課長)
090-3223-0255 (24 時間 報道課長)
03-5388-2211 (24 時間 報道課)
03-5388-2212 (24 時間 報道課)
ファクシミリ 03-5388-1228 (24 時間 報道課)
アドレス S0000003@section.metro.tokyo.jp

(英文略)

資料第22 給与品事前購入分一覧表

(都福祉保健局、本文 94 頁)

(平成20年3月31日)

区 分		数 量	金額（評価額）	備 考	
都 福 祉 保 健 局	食 料 品 ・ 生 活 必 需 品	クラッカー	452, 289食	42, 897, 903円	
		アルファ化米	922, 000食	171, 075, 115円	
		即席めん	1, 2000, 000食	154, 980, 000円	
		毛布	889, 403枚	2, 329, 487, 245円	
		ビニールゴザ ・カーペット	981, 337枚	965, 818, 825円	
		肌着	288, 090組	194, 479, 635円	
		安全キャンドル	179, 429本	132, 407, 770円	
		木炭	26, 800袋	112, 660, 430円	
		コンロ	20, 650個	49, 426, 580円	
		なべセット	23, 998個	58, 828, 582円	
		やかん	7, 998個	23, 708, 791円	
		簡易風呂 ・シャワー	30組	89, 939, 600円	
		簡易トイレ	9, 690組	16, 007, 880円	
		折畳式リヤカー	100台	9, 888, 000円	
		水袋詰機	5機	44, 805, 000円	
		家庭用テント	964張	28, 903, 901円	
		ビッグテント	17張	28, 191, 100円	
		調製粉乳	19, 033, 272 g	32, 201, 133円	
		ほ乳びん	10, 000本	5, 528, 250円	
		医薬品	186, 195人分	464, 157, 202円	
合 計			4, 955, 392, 942円		

資料第23 島しょ町村災害時相互応援に関する協定

(都総務局、本文 95 頁)

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村(以下「島しょ町村」という。)は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請にこたえ、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な船艇等の提供及びあっせん

エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 島外避難の支援及び避難者の受入れ

(3) その他特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する町村(以下「要請町村」という。)は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 協定第1条第1号アからウまでに掲げる応援(以下「物的応援」という。)を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段

(3) 協定第1条第1号エに掲げる応援(以下「人的応援」という。)を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段

(4) 協定第1条第2号及び3号に掲げる応援(以下「その他の応援」という。)を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援実施の手続)

第3条 応援の要請を受けた町村(以下「応援町村」という。)は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

(1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間

(2) 人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間

(3) その他の応援については、応援内容及び応援の期間

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援物資の受領の通知)

第4条 要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応援町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第6条 前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償の責に任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については要請町村及び応援町村が協議して定める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成5年10月18日

大 島 町

町 長 清 水 長 治

利 島 村

村 長 梅 田 敏 雄

新 島 村

村 長 市 川 文 二

神津島村

村 長 山 下 繁

三 宅 村

村 長 桑 原 秀 雄

御蔵島村

村 長 栗 本 宥 吉

八 丈 町

町 長 奥 山 日 出 男

青ヶ島村

村 長 佐 々 木 宏

小笠原村

村 長 安 藤 光 一

資料第24 東京消防庁相互応援協定の締結一覧

(東京消防庁、本文 96 頁)

1 消防相互応援協定

都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者
東京都	東久留米市	市長	神奈川県	津久井郡広域行政組合	組合長	埼玉県	川口市	市長
	稲城市	市長		横浜市	市長		所沢市	市長
	○大島町	町長		大和市	市長		戸田市	市長
	○新島村	村長		相模原市	市長		鳩ヶ谷市	市長
	○八丈町	町長		川崎市	市長		入間市	市長
	○利島村	村長	千葉県	市川市	市長		秩父広域市町村圏組合	組合管理者
	○神津島村	村長		松戸市	市長		埼玉西部広域事務組合	管理者
	○三宅村	村長		浦安市	市長		朝霞地区一部事務組合	管理者
	○御蔵島村	村長	埼玉県	三郷市	市長	山梨県	大月市	市長
	○青ヶ島村	村長		八潮市	市長		上野原町	町長
				草加市	市長		東山梨消防組合	管理者

(注)○印は、消防応援協定を締結しているもの

2 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

県	市町村等	締結者	県	市町村等	締結者
神奈川	津久井郡広域行政組合	組合長	山梨	河口湖町	町長
山梨	富士吉田市	市長		西桂町	町長
	都留市	市長		上野原町	町長
	大月市	市長		富士五湖消防組合	管理者

3 東京湾消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	千葉	千葉市	市長
	横浜市	市長		市川市	市長

4 航空消防相互応援協定

大阪市消防局

5 航空機消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	宮城	仙台市	市長
	横浜市	市長	愛知	名古屋市	市長
千葉	千葉市	市長	兵庫	神戸市	市長

6 業務協定

(1) 海上保安庁東京海上保安部

(2) 国土交通省東京国際空港事務所

7 その他の消防相互応援協定

米空軍第 374 空輸団

資料第25 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)

(都総務局、本文 96、97 頁)

1 都

(1) 地方公共団体

項 目	内 容
1 都 9 県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、昭和52年6月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、食料、飲料水及び生活必需物資の供給、医療救護等を中心とした応援要請手続、費用の負担等についてとりきめている。(平成16年2月24日改正)
18大都市災害時相互応援	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市は、大規模な震災が発生した場合で、被災都市のみでは十分に応急措置が実施できないときにおいて、18大都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成20年2月20日に「18大都市災害時相互応援に関する協定」をとりかわしている。
八都県市災害時相互応援	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市は、災害発生時の被害を最小限に止め、首都機能を維持し各方面に与える影響を軽減するために、都県市域を越えて機動的、効果的に対応するため、平成15年4月に「八都県市災害時相互応援に関する協定」を締結、同15年5月に対象を自然災害から大規模事故、テロまで広げる改正を行った。(平成17年5月18日改正)
14大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と平成18年2月、「14大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を取り交わしている。
下水道災害時における相互支援	1 関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体などと「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を定めている。(平成20年8月改正) 2 18大都市災害時相互支援(対象：区部) 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を作成している。(平成20年2月改正)

(2) 防災機関等

項 目	内 容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年7月、日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成4年4月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年7月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。
都医師会との協定	昭和51年8月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。
都歯科医師会との協定	平成11年6月「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。
都薬剤師会との協定	平成8年2月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。

項 目	内 容
日本放送協会及び民間放送各社との協定	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月、日本放送協会と、また、昭和55年12月1日以降、民間放送各社と「災害時等における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手續きについてとりきめている。

2 防災機関

項 目	内 容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	1 災害対策用資機材等の広域運営 東京電力は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 2 復旧要員の広域運営 「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えている。 3 災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

3 民間協力

項 目	内 容
道路応急対策業務 (東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会)	災害による道路の破損の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年4月以降に締結し、建設資器材と労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。
河川応急対策業務 (東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業)	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会(以上平成9年9月)、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業(以上平成9年10月)と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成9年10月に締結し、巡回・点検の実施と方法、建設資器材と労働力の提供を定めている。
救助救急業務 (東京建設業協会)	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」(昭和57年2月)を締結し、建設資器材と労働力の確保体制の確立を図っている。
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月、プレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品(梅干、しょう油漬、たくわん、つくだ煮・煮豆)、調味料(みそ、しょう油)の調達について、東京都漬物事業協同組合、東京都佃煮惣菜工業協同組合、東京都味噌工業協同組合及び東京都醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。

項 目	内 容
生活必需品関連協同組合等の協力	毛布、肌着、鍋、湯沸等生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。
都柔道接骨師会との協定	平成3年3月、都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締結し、応急救護(柔道整復師法に規定された業務)の範囲、衛生材料の提供及び費用弁償などについて定めている。
東京都医薬品卸協同組合との協定	東京都医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、医薬品等の調達及び費用弁償などについて定めている。
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、歯科用医薬品や歯科材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本医療ガス協会関東地域本部との協定	日本医療ガス協会関東地域本部と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、酸素ガスや液体酸素等の調達及び費用弁償などについて定めている。
商工組合東京医療機器協会との協定	商工組合東京医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を締結し、医療機器等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を締結し、衛生材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力の内容や費用負担などについて定めている。
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要な食料品(即席めん)の供給体制の確立を図っている。

資料第26 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文 97 頁)

①「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県(以下、「都県」という。)において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県(以下、「被災都県」という。)の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対して直接応援をする都県(以下、「応援都県」という。)をあらかじめ定めることができる。

2 都県は、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県(以下、「調整都県」という。)を定めることができる。

3 発災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県(以下、「協力都県」という。)を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事都県」という。)は、この旨をただちに都県に通報するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容

(3) 応援の場所及び応援場所への経路

(4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

(5) 応援の期間

(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災した都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災した都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3 応援する都県は、前項による自主出動した際には、被災した都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、前項による自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第8条 被災都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事	石原 慎太郎	千葉県知事	堂本 暁子
茨城県知事	橋本 昌	神奈川県知事	松沢 成文
栃木県知事	福田 昭夫	山梨県知事	山本 栄彦
群馬県知事	小寺 弘之	静岡県知事	石川 嘉延
埼玉県知事	上田 清司	長野県知事	田中 康夫

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) 応援都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 調整都県 協定第4条第2項に規定する、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合に、連絡調整の中心となる都県をいう。
- (4) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(応援都県)

第3条 応援都県は、都県が関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事都県」という。)に対して報告する様式1(災害対策本部設置の有無等の通知書)に基づき、幹事都県が別表1により決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2(応援体制通知書)により行うものとする。

3 応援都県は、主に、次のことを行う。

- (1) 被災都県との連絡手段を確保する。
- (2) 被災都県における情報を収集する。なお、調整都県が設置された場合には、収集した情報を整理したうえで、調整都県へ報告する。
- (3) 被災都県に対し応援を実施する。
- (4) 応援都県単独で対応が困難な場合には、協力都県に応援を要請する。この場合、被災都県及び協力都県との間で、連絡調整を行う。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県に対し要請を行い、連絡調整は、調整都県が行う。

(調整都県)

第4条 調整都県は、被災都県及び前条で決定された応援都県以外の都県のうち、都庁あるいは県庁が震源地から最も近くに所在する都県とし、幹事都県が決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式第2により行うものとする。

3 調整都県は、主に、次の事項を行う。

- (1) 各都県間の連絡手段を確認する。
- (2) 情報の収集及び一元管理を行うとともに、応援都県、協力都県へ情報を提供する。
- (3) 応援都県から要請のあった応援内容について、協力都県もしくは他の応援都県へ要請を行う。
- (4) 必要に応じ広報を担当する。
- (5) 自都県も必要に応じ被災都県を応援する。

4 また、調整都県は、応援都県及び協力都県と協議し、次の事項を決定する。

- (1) 応援都県・協力都県の役割及び分担
- (2) 人的・物的支援基地の設置
- (3) 物的応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所
- (4) 人的応援の場合には、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間
- (5) その他応援に際し必要な事項

(連絡担当部署)

第5条 協定2条に規定する連絡担当部署は、別表2のとおりとする。

2 都県は、当該地域において、協定第2条に規定する激甚な災害が発生したときは、様式3(連絡確認書)に基づき様式3-2(相互連絡手段・担当者確認書)を作成し、各都県の連絡担当者との専用の通信手段を確保するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 協定第5条に規定する文書による応援要請は、様式4(応援要請書)により行うものとし、当該要請に際しては、様式5(規制状況報告書)により、規制状況の報告を併せて行うものとする。

2 前項に規定する応援要請、又は規制状況の報告は、応援都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第7条 応援都県は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成するものとする。なお、必要に応じて、協力都県と調整を行うものとする。

- 2 応援計画を作成したとき、応援都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県(以下、「要請都県」という。)に連絡調整のうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式6(応援通知書)を送付するものとする。
 - (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
 - (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
 - (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
 - (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 調整都県が設置されたときであって、応援都県が単独で対応できない場合には、第1項の規定にかかわらず、応援都県は、調整都県に対し、様式7(応援計画調整要請書)により、応援計画の調整を要請するものとする。
- 4 調整都県は、前項の要請に基づき応援計画を調整した場合には、様式8(応援計画調整通知書)により、応援都県に通知するものとする。
- 5 前項の場合における、応援都県から要請都県への応援通知は、第2項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第8条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式9(応援物資受領書)を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式10(応援物資受領書(現地))を交付するものとする。

- 2 応援都県は、前項の応援物資が協力都県からのものであった場合には、様式9(応援物資受領書)を、物資を提供した協力都県に送付するものとする。なお、調整都県が設置された場合は、調整都県を経由して実施するものとする。

(応援終了要請)

第9条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援都県に対し様式11(応援終了要請書)により応援終了の要請をすることができる。

- 2 協力都県による応援の場合には、要請都県は、応援都県を経由してその旨の要請をするものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、応援都県から、調整都県を経由して、協力都県にその旨の要請をするものとする。

(応援終了報告)

第10条 応援都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に定める応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式12(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

- 2 協力都県が応援を実施した場合には、協力都県は、応援都県を経由して報告するものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から応援都県を経由して報告するものとする。

(応援の自主出動)

第11条 協定第6条に規定する応援の自主出動をしたときは、後日第7条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第8条から第10条を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第13条 協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署

- (3) 協定第7条に規定する施設、場所
 - (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
 - (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地、及び緊急輸送路等の状況
 - (6) 都県の支援できる項目
 - (7) その他必要な資料
- (連絡会議の開催)

第14条 協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
 - (2) 各都県の備蓄体制
 - (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
 - (4) その他必要な事項
- (活動マニュアルの見直し)

第15条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

別 表 1

応 援 都 県

被災都県	応 援 都 県				
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	栃木県
茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	静岡県
栃木県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	長野県
群馬県	長野県	埼玉県	栃木県	山梨県	千葉県
埼玉県	千葉県	神奈川県	東京都	群馬県	長野県
千葉県	神奈川県	東京都	埼玉県	茨城県	静岡県
神奈川県	東京都	埼玉県	千葉県	静岡県	山梨県
山梨県	静岡県	長野県	東京都	神奈川県	茨城県
静岡県	山梨県	神奈川県	長野県	栃木県	茨城県
長野県	群馬県	山梨県	静岡県	埼玉県	栃木県

別 表 2

震災時等の相互応援のための連絡担当部署

都県名	担当部署	所 在 地	電話(上段)・FAX(下段)	
			昼 間	夜 間
			ホームページアドレス	
東京都	総務局総合防災部 防災管理課	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-2486	03-5388-2459
			03-5388-1270	03-5388-1958
			http://www.metro.tokyo.jp	
茨城県	生活環境部 消防防災課	〒310-8555 水戸市笠原町 9-7-8	029-301-2885	029-301-8800
			029-301-2898	029-301-8801
			http://www.pref.ibaraki.jp	
栃木県	総務部 消防防災課	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	028-623-2136	028-623-2136
			028-623-2146	028-623-2146
			http://www.pref.tochigi.jp	
群馬県	総務局 消防防災課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2244	027-226-2251
			027-221-0158	027-221-0158
			http://www.pref.gunma.jp	
埼玉県	危機管理防災部 消防防災課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3184	048-822-4149
			048-830-4779	048-824-7079
			http://www.pref.saitama.jp	
千葉県	総務部 消防地震防災課	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2176	043-223-2178
			043-222-5208	043-222-5219
			http://www.pref.chiba.jp	
神奈川県	安全防災局 災害消防課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-3430	045-210-3456
			045-210-8829	045-201-6409
			http://www.pref.kanagawa.jp	
山梨県	総務部 消防防災課	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1432	055-223-1432
			055-223-1429	055-223-1753
			http://www.pref.yamanashi.jp	
静岡県	総務部防災局 防災政策室	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3592	054-221-2072
			054-221-3252	054-221-3252
			http://www.pref.shizuoka.jp	
長野県	危機管理室 危機管理防災チーム	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 6-9-2	026-235-7184	026-235-7184
			026-233-4332	026-233-4332
			http://www.pref.nagano.jp	

資料第27 18大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文 97 頁)

①「18 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書18通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

- (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
- (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

る覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成20年2月20日

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 東京都 川崎市 横浜市 新潟市 静岡市
浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市

②「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

（趣旨）

第1条 この実施細目は、18大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- （2）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- （3）応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- （4）前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- （1）備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- （2）車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
- 3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都市名	順	都市名
1	神戸市	10	大阪市
2	さいたま市	11	川崎市
3	広島市	12	京都市
4	千葉市	13	横浜市
5	札幌市	14	名古屋市
6	静岡市	15	新潟市
7	福岡市	16	北九州市
8	堺市	17	浜松市
9	東京都	18	仙台市

順は、平成19年度を1とする。

資料第28 八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文 97 頁)

①「八都県市災害時相互応援に関する協定」

平成15年4月1日制定

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市(以下「八都県市」という。)は、八都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、八都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 災害対策基本法(昭和36年11月15日 法律第223号第2条第1号)に規定する災害

(2) 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他八都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあつせん

イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつせん

ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあつせん

エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

(2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん

(3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあつせん

(4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん

(5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあつせん

(6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置

(7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

(応援の自主出動)

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 自主出動した都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援調整都県市の設置)

第5条 八都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。なお、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第6条 前条第1項に規定する都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、八都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第8条 各都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(協定に関する協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、八都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、八都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成15年4月1日から実施する。

この協定は、平成17年5月19日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年 5月18日

埼 千 東 神 横 川 千 さ	玉 葉 京 奈 川 浜 崎 葉 い た	県 都 川 都 川 市 市 市 ま	知 知 知 知 知 市 市 市 市	事 事 事 事 事 長 長 長 長	上 堂 石 松 中 阿 鶴 相	田 本 原 沢 田 部 岡 川	清 曉 慎 成 孝 啓 宗	太 司 子 郎 文 宏 夫 一

②「八都県市災害時相互応援に関する協定 実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、八都県市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、八都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

(1) 被害の概要

(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援(以下「物的応援」という。)を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 人員の派遣に関する応援(以下「人的応援」という。)を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等

(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書(様式1)を応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災都県市との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等

(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を応援調整都県市及び被災都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書(様式2-1)に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災都県市に応援終了報告書(様式4)を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

(1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成15年4月 1日から実施する。

この実施細目は、平成17年5月19日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
埼 玉 県 さいたま市	千 葉 県 千 葉 市	神奈川県 横 浜 市 川 崎 市	東 京 都
千 葉 県 千 葉 市	神奈川県 横 浜 市 川 崎 市	東 京 都	埼 玉 県 さいたま市
東 京 都	埼 玉 県 さいたま市	千 葉 県 千 葉 市	神奈川県 横 浜 市 川 崎 市
神奈川県 横 浜 市 川 崎 市	東 京 都	埼 玉 県 さいたま市	千 葉 県 千 葉 市

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市及び川崎市以外の神奈川県」の場合は、横浜市及び川崎市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第29 災害時における応急対策業務に関する協定

(都総務局・都建設局、本文 97 頁)

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 東京都知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第 3 条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第 4 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第 5 条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請求)

第 6 条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲(又は所管業務局長)と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第 8 条 この協定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

昭和 50 年 4 月 1 日

	甲	東京都知事	美濃部 亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会会長	戸田 順之助
(同趣旨の協定 昭和 51 年 4 月 1 日)	甲	東京都知事	美濃部 亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会会長	清水 忠雄
(同趣旨の協定 昭和 62 年 4 月 1 日)	甲	東京都知事	鈴木 俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会会長	渡邊 輝
(同趣旨の協定 平成 8 年 7 月 18 日)	甲	東京都知事	青島 幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬 喜久平
(同趣旨の協定 平成 8 年 7 月 18 日)	甲	東京都知事	青島 幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会会長	林 貞夫
(同趣旨の協定 平成 8 年 7 月 18 日)	甲	東京都知事	青島 幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江 實

資料第30 災害時における応急復旧業務に関する協定

(都建設局、本文 97 頁)

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第3条 甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。

(協議)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事

青 島 幸 男

乙 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会

会 長 川 田 利 雄

資料第31 災害時における救助・救急業務に関する協定

(東京消防庁、本文 97 頁)

東京消防庁(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業(以下「業務」という。)とする。

(出場の要請)

第2条 甲は、消防署長(以下「署長」という。)をして、乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第3条 会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出勤責任者、出勤時間、建設資機材等を出勤要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(費用の請求及び支払)

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根晃平

乙 社団法人東京建設業協会
会 長 飛島 斎

資料第32 ヘリコプターの機種及び性能基準

(警視庁、本文 104 頁)

1 機 種

(1)	はやぶさ 1・2・3 号	ベル式 206L 型
(2)	はやぶさ 4 号	アグスタ式 A109E 型
(3)	おおとり 1 号	ユーロコプター式 EC155B1 型
(4)	おおとり 3・5・6・7・8 号	ベル式 412 型
(5)	おおとり 2 号	アグスタウエストランド式 AW139 型
	おおとり 4 号	アグスタベル式 AB139 型
(6)	おおぞら 1 号	アグスタ式 EH101—510 型
(7)	おおぞら 2 号	アエロスパシアル式 AS332L1 型

2 機種別の性能

	はやぶさ				おおとり								おおぞら		
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号	
巡航速度	218 km/h			285 km/h	271 km/h	290 km/h	226 km/h	290 km/h	226 km/h				278 km/h	250 km/h	
航続時間	2：50			3:03	4:30	5:10	3:00	5：10	3：00	3：30			5：30	4：50	
有効搭載量	736 k g	638 k g	770 k g	904 k g	1642 k g	2132 k g	1771 k g	2132 k g	1668 k g	1732 k g	1801 k g	1815 k g	4715 k g	3068 k g	
座席数	7 席			8 席	14 席	17 席	15 席	17 席	13 席				33 席	22 席	
離着陸面積	45m×45m														
使用燃料	航空用ジェットA－1														
耐風性	14.4 m/s			16.6 m/s	19.4 m/s							22.2 m/s	19.4 m/s		
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上														
最低雲高	450m以上														
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														
テレビカメラ 搭載装置	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○※1	○※1	—	—	
救助用吊上装 置	136kg			272Kg	272kg							272kg			
吊下装置（カ ーゴフック）	907kg			1000 kg	2041kg			—	2041kg			—	—	4500kg	
担架装置（リッ ターキット）	2人			1	—	3人		—	3人			—	—	8人	3人
投光機（サー チライト）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
拡声器（スピ ーカー）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	
地震判読システ ム搭載用装置	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	—	
備 考	1 飛行速度、航続時間、搭載量、停止飛行ともに機種別の全重量を基本に算出しているが、重量が軽くなれば効率がよくなる。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 3 ※1 機内用赤外線カメラ														

※ はやぶさ 3 号、おおとり 1 号、おおとり 4 号は、ハイビジョンカメラを搭載している。

資料第33 東京都関係部署所属船艇一覧表

(第三管区海上保安部、本文 105 頁)

1 船 艇(巡視船 7 隻、巡視艇 17 隻、消防船 1 隻)

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	喫 水 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-56 ☎ 03-5564-2021 緊急通報用 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	204	38	3.3
		ゆりかぜ	24	20	2.3
		ゆめかぜ	24	20	2.3
		いそぎく	26	18	2.3
		やまぶき	26	18	2.3
		はやかぜ	19	17	0.4
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-201-1673 緊急通報用 045-641-4999	ヘリコプター 搭載型 巡視船	しきしま	6,500	150	10.0
		やしま	5,204	130	8.8
	巡視船	いず	3,680	110	7.5
		あまぎ	960	78	5.3
		しきね	959	78	5.3
	消防船	ひりゅう	322	35	5.5
	巡視艇	はまなみ	113	35	3.4
		はまぐも	116	35	3.4
		いそづき	123	26	3.3
		きりかぜ	24	20	2.3
		はまかぜ	24	20	2.3
		やまゆり	26	20	2.3
		しおかぜ	24	20	2.3
		たまつばき	21	18	2.3
		いそかぜ	17	19	2.0
		のげかぜ	25	20	2.3
下田海上保安部 (所在地)静岡県下田市 3-18-23 ☎ 0558-22-0650 緊急通報用 0558-22-4999	巡視船	するが	960	78	5.3
		かの	330	69	4.4
	巡視艇	いずなみ	104	32	3.3

２－（１） 航空機（固定翼５機、回転翼７機）

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽 田 航 空 基 地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港 1-12-1 ☎ 03-3747-1118	大 型 ジェ ッ ト 飛 行 機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	大 型 飛 行 機	LA 701	日本航空機製造式 YS-11A型 (YS11A)
		LA 702	
	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 805	ユーロコプター式 AS332L1型 (スーパーピューマ)
		MH 806	
巡視船「しきしま」搭載機	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 685	ユーロコプター式 AS332L1型 (スーパーピューマ)
		MH 686	
巡視船「やしま」搭載機	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 684	ベル式212型 (ベル212)
		MH 931	

２－（２） 航空機性能（羽田駐機分）

区 分		性能諸元						
		巡行速度 (k t)	航続時間 (h)	搭載能力			離 着 陸 場 所 要 面 積 長さ×幅 (m)	使 用 燃 料
				人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (Cm)		
固 定 翼	ガルフV	510	11:45	22	1,136	78×90×95	1,700×45	JETA-1
	YS-11A	180	7:10	26	2,300	160×100×80	1,200×45	JETA-1
回 転 翼	スーパーピューマ	119	4:45	19	530	135×135×160	60×60	JETA-1
	ベル 206B	90	3:10	5	75	70×40×40	30×30	JETA-1

- * 1 搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な１個あたりの最大容積をいう。
- * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第34 避難の勧告及び指示者一覧表

(都総務局、本文 110 頁)

実 施 責 任 者	災 害 の 種 別	根 拠 法
区市町村長又は知事 (勧告・指示)	災 害 全 般	災 害 対 策 基 本 法 60 条
警 察 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条
		警 職 法 4 条
海 上 保 安 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条
水 防 管 理 者 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
〃 (指示)	地 す べ り	地 す べ り 等 防 止 法 25 条
自 衛 官 (指示)	災 害 全 般	自 衛 隊 法 94 条

資料第35 警視庁の車両・資器材

(警視庁、本文 119 頁)

1 車両

機動救助車(人員)	10
機動救助車(資材)	10
災害用資材車	112
多目的災害用車	10
災害用広報車	10
水難救助車	3
山岳救助車	3
クレーン付資材車	20
災害用ショベル車	20
災害用フォークリフト車	12
災害用投光車	2
給水車	4
衛星通信車	1

2 舟艇一覧表

船種	隻数
警備艇	25

3 ヘリコプター

所属	機数
航空隊	14

4 災害用資材

救命ボート	361
船外機	186
救命索発射器	68
可搬式膨張堰	5 セット
チェンソー	289
エンジンカッター	386
携帯型簡易救助セット	333 セット

資料第36 ヘリコプター性能諸元

(東京消防庁、本文 119 頁)

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

機体名		項目	ゆりかもめ	ひばり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ	おおたか
機体	型 式		ユーロコプター式 EC225LP型 スーパーピューマ	アエロスマニアル式 AS332L1型 スーパーピューマ	アエロスマニアル式 AS365N2型 ドーファンII	アエロスマニアル式 SA365N1型 ドーファンII	アエロスマニアル式 AS365N3型 ドーファンII
性能	巡航速度		260km/h	240km/h	220km/h	220km/h	220km/h
	航続時間		3時間30分	4時間	3時間20分	3時間20分	3時間20分
	搭載能力		3, 100kg	1, 400kg	662kg	512kg	712kg
	座席数 (乗務員を 含む)		23席	はくちょう：27席 ひばり：23席	14席	14席	14席
	最小離着陸 面積		24m×20m	23m×19m	17m×15m	17m×15m	17m×15m
	ホバリング 性能		地面効果内:1, 800m	地面効果内:3, 300m	地面効果内:1, 950m	地面効果内:1, 800m	地面効果内:2, 400m
	使用燃料		航空用ジェットAー 1	航空用ジェットAー 1	航空用ジェットAー 1	航空用ジェットAー 1	航空用ジェットAー 1
	耐風制限		25. 7m/s	33. 4m/s	28. 3m/s	28. 3m/s	28. 3m/s
	最小視程		1, 500m	1, 500m	1, 500m	1, 500m	1, 500m
	最低雲高		300m	300m	300m	300m	300m
洋上飛行 最大航続距離			947Km	960km	726km	726km	726km
夜間飛行の照明			サチト：1, 600W LEDインフライト：600 W×2	サチト：1, 600W LEDインフライト：600 W×2	サチト：1, 600W LEDインフライト：450 W×2	サチト：1600W LEDインフライト：450 W×1	サチト：1, 600W LEDインフライト：450 W×2
消火装置	胴体下部 取付け式		2, 700L	2, 000L	900L	900L	900L
	バケット 式		1, 500L	1, 500L	500L	500L	500L

- 備考 1 ホバリング性能、巡航速度、航続時間ともに機種別の全備重量を基準として算出しているが、全備重量を軽くすれば、いずれも効率は良くなる。
- 2 性能は、高度0m、地上温度15℃の標準大気状態としており、気温が上昇すれば性能は低下する。
- 3 航続距離等は、予備燃料を30分(EC225型：400L、AS332型：300L、AS365型：150L)として算出した。
- 4 搭載能力は、乗組員4名、燃料1, 500L(大型機)、600L(中型機)で算出した。

資料第37 島しょ医療機関一覧

(都福祉保健局、本文 121 頁)

(平成20年4月1日現在)

町村名	面積 km	人口 20.1.1現在	一般医療機関								歯科医療機関			
			診療所名	開設	特記	電話	住所	医師	診療科目	病床	歯科診療所名	開設	電話	歯科医師
大島町	91.06	8,898	大島医療センター	町立		04992-2-2345	大島町元町3-2-9	7	内・外・整・産・小・皮・神・眼・耳	19	岡田歯科	個人	04992-2-9358	1
			南部診療所	町立	出張	04992-4-0388	差木地字クダッチ		内・外	0	岡山歯科医院	個人	04992-2-4747	1
			前田内科クリニック	個人		04992-2-7700	大島町岡田字助田56	1	内	0	南部歯科	個人	04992-4-0770	1
											まきテ`ンタルクリニック	個人	04992-2-4182	1
											増木歯科医院	個人	04992-2-0648	1
利島村	4.12	293	利島村診療所	国保		04992-9-0016	利島村105	1	内・外	0	〔歯科〕			
新島村	27.77	3,121	本村診療所	国保		04992-5-0083	新島本村4-10-3	3	内・外・産	10	本村診療所（歯科）	国保		2
			若郷診療所	国保	出張	04992-5-0185	新島村若郷1-5		内・外	0				
			式根島診療所	国保		04992-7-0019	式根島311-1	1	内・外	2	式根島診療所（歯科）	国保		1
神津島村	18.87	2,050	神津島村診療所	国保		04992-8-1121	神津島村1009-1	2	内	6	神津島村診療所（歯科）	国保		1
											清水歯科医院	個人	04992-8-1084	1
三宅村	55.5	2,897	中央診療所	国保		04994-2-0016	三宅村神着937	3	内・小・外・産・呼・消・糖・神・整・耳・皮・精	12	三宅島歯科診療所	国保	04994-2-0601	1
			坪田診療所	国保	休診	04994-6-1125	三宅村坪田4999		内	0	三宅歯科クリニック	個人	04994-5-0563	1
			阿古診療所	国保	休診	04994-5-0041	三宅村阿古2224		内	0				
御蔵島村	20.58	279	御蔵島村診療所	国保		04994-8-2206	御蔵島村	1	内・外・小・整	2	〔歯科〕			
八丈町	72.62	8,594	町立八丈病院	国保		04996-2-1188	八丈町三根2	7	内・小・外・産・消・糖・神・整・耳・皮	54	坂上歯科診療所	個人	04996-7-0271	1
			徳重医院	個人		04996-2-0086	八丈町三根426	1	内	0	八丈町歯科診療所	個人	04996-2-3717	
			村井診療所	個人		04996-2-0162	八丈町大賀郷1479	1	内	0	八丈島協立歯科診療所	法人	04996-2-3560	1
											浅沼歯科医院	個人	04996-2-3760	1
											伊澤歯科医院	法人	04996-2-1372	1
											大賀郷歯科クリニック	個人	04996-2-1354	1
青ヶ島村	5.98	193	青ヶ島村診療所	国保		04996-9-0123	青ヶ島村	1	内・産・外	2	〔歯科〕			
小笠原村	104.41	2,416	小笠原村診療所	村立		04998-2-3800	小笠原村父島清瀬	2	内・産・外・小・精・眼・耳・整・皮	4	小笠原村診療所（歯科）	村立		1
											南歯科医院	個人	04998-2-3331	1
			母島診療所	村立		04998-3-2115	小笠原村母島元地	1	内・産・外・小・精・眼・耳・整・皮	4	母島診療所（歯科）	村立		1
島 部 計	400.91	28,741		18				32		115		20		20
檜原村	105.42	2,885	檜原診療所	国保		042-598-0115	檜原村2717	2	内・小・外	2	檜原診療所（歯科）	国保		1
奥多摩町	225.63	6,618	奥多摩病院	国保		0428-83-2145	奥多摩町氷川1111	2	内・外・整	49				
			日原診療所	国保	出張	0428-83-3550	奥多摩町日原768-3		内・整	0	高橋歯科医院	個人	0428-83-2148	1
			峰谷診療所	国保	出張		奥多摩町川野529-1	1	内・整	0				
			古里診療所	公民		0428-85-2226	奥多摩町小丹波108	1	内・外	0	古里歯科診療所	公民	0428-85-2366	1
			川辺医院	個人		0428-83-2136	奥多摩町氷川177	1	内・外	8				
			双葉会診療所	法人		0428-83-3454	奥多摩町梅澤500	1	内・外・精・放射線	10				
郡 部 計	331.1	9,503		7				8		69		3		3
合 計	732.0	38,244		25				40		184		23		23

【注】（注）人口は、平成20年1月1日現在の「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」による。

（歯科）は、各診療所の診療科目としての歯科。〔歯科〕は専門診療として実施

国保…町村が開設した国民健康保険直営診療所及び病院

資料第38 都医師会等との協定

(都福祉保健局、本文 122 頁)

① 都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)に基づき区市町村が行う医療救護について、災害対策の広域性・連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区医師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1) 医 師	}	若干名
(2) 看護婦		
(3) その他補助事務		

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設の指定)

第9条 乙は、甲が東京都地域防災計画に基づく後方医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細 目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和51年8月17日

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 美濃部 亮 吉

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

乙 社団法人東京都医師会

代表者 東京都医師会長 渡 辺 真 言

② 都歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と社団法人東京都歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書(平成8年2月1日)の全部を次のように改正する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師 (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等 (3) その他の補助事務	}	若干名

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成11年6月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目1番20号
乙 社団法人東京都歯科医師会
代表者 会長 西村 誠

③ 都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
 - イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成8年2月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 青島幸男

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地
乙 社団法人 東京都薬剤師会
代表者 会長 神原 赳

資料第39 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(血液製剤の範囲)

第4条 甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。

医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤

(搬送体制)

第5条 血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第6条 第2条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都新宿区大久保一丁目2番15号
乙 日本赤十字社東京都支部
副支部長 田中 順一郎

東京都渋谷区広尾四丁目1番31号
丙 財団法人 献血供給事業団
理事長 青木 繁之

資料第40 災害時における応急救護活動についての協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に基づき区市町村が行う医療救護活動について、本協定に準じた協力に努めるものとする。

3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供資料について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、「災害時において応急救護の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)の例による。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成3年3月8日から平成4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各一通保有する。

平成3年3月8日

甲 東京都
代表者 東京都知事 鈴木俊一

乙 社団法人東京都柔道接骨師会
代表者 東京都柔道接骨師会長 市毛 富士穂

資料第41 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。
(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(歯科用医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(歯科用医薬品等の引取り)

第6条 歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都文京区本郷一丁目25番25号
大東京歯科用品協同組合
代表者 理 事 長 井上 恒雄

資料第42 医薬品等の供給体制

(都福祉保健局、本文 122 頁)

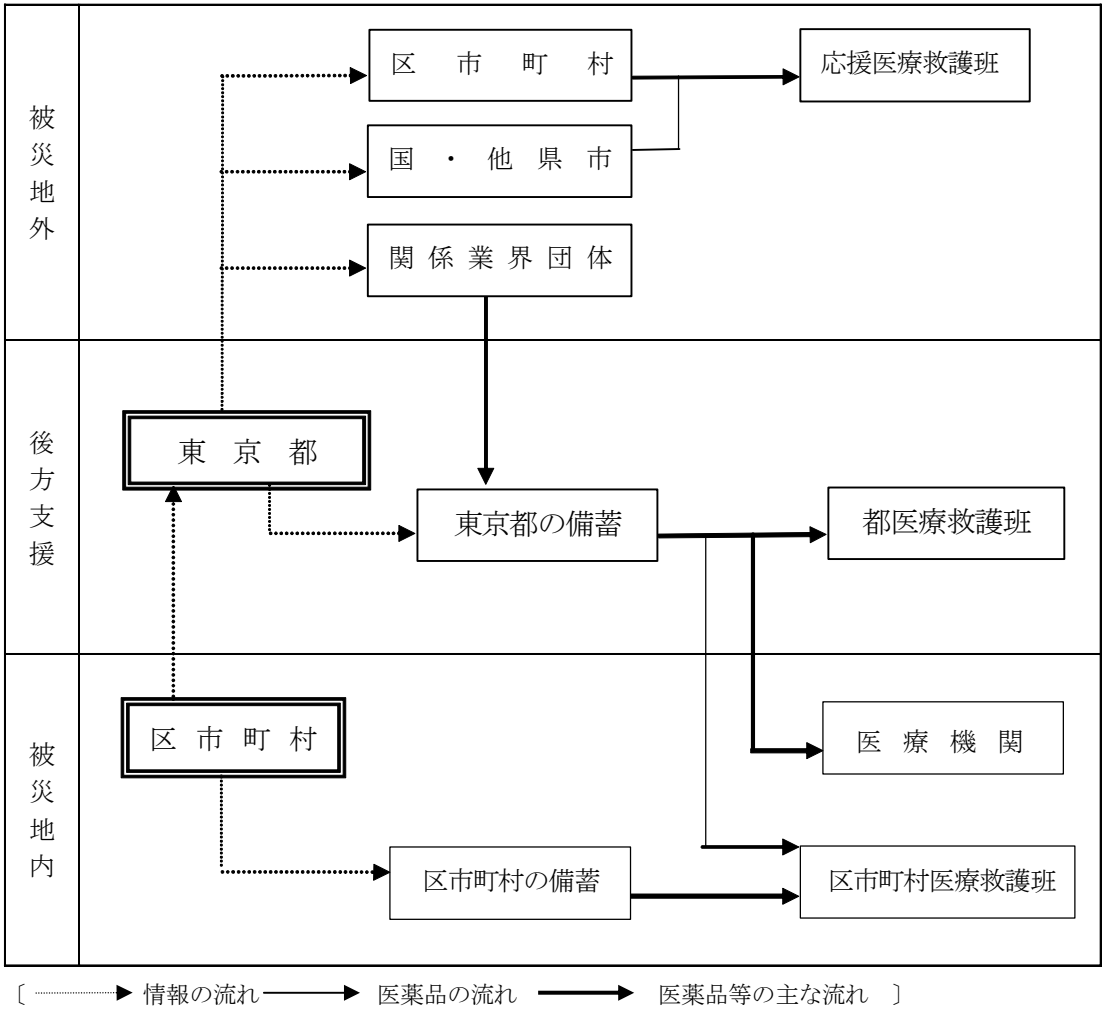
1 供給体制の基本的考え方

- ① 備蓄医薬品等の供給
災害発生後おおむね2日間は、被災地内の区市町村が自ら備蓄する医薬品等により対応する。
- ② 医薬品ストックセンターからの供給
被災地内の区市町村は、災害発生後、速やかに地区薬剤師会と連携の上、原則として、あらかじめ選定した候補地に「医薬品ストックセンター」を設置する。
医薬品ストックセンターは、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす。
- ③ 医薬品集積センターからの供給
医薬品のストッカーセンターが複数設置された場合、都は被災地外に「医薬品集積センター」を設置する。
医薬品集積センターは、被災地外からの救援医薬品等の受入れ・仕分を行った上で必要な医薬品等を医薬品ストックセンターへ供給する。
- ④ 各施設間の医薬品等の搬送は、原則として、都又は区市町村が行う。

2 初動期の体制

- ① 被災地内の区市町村の医療救護班は、各区市町村が備蓄している緊急用医薬品等を使用して救護活動を行う。
- ② 医薬品等が不足する場合は、区市町村は都へ供給を要請する。
なお、緊急時には地区薬剤師会に対し、当該地区にある医薬品管理センター、薬局在庫等からの補完供給を要請する。
- ③ 都は、区市町村の要請を受け、備蓄医薬品を医療機関へ供給するとともに、被災地外の区市町村、国、他県市及び関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。

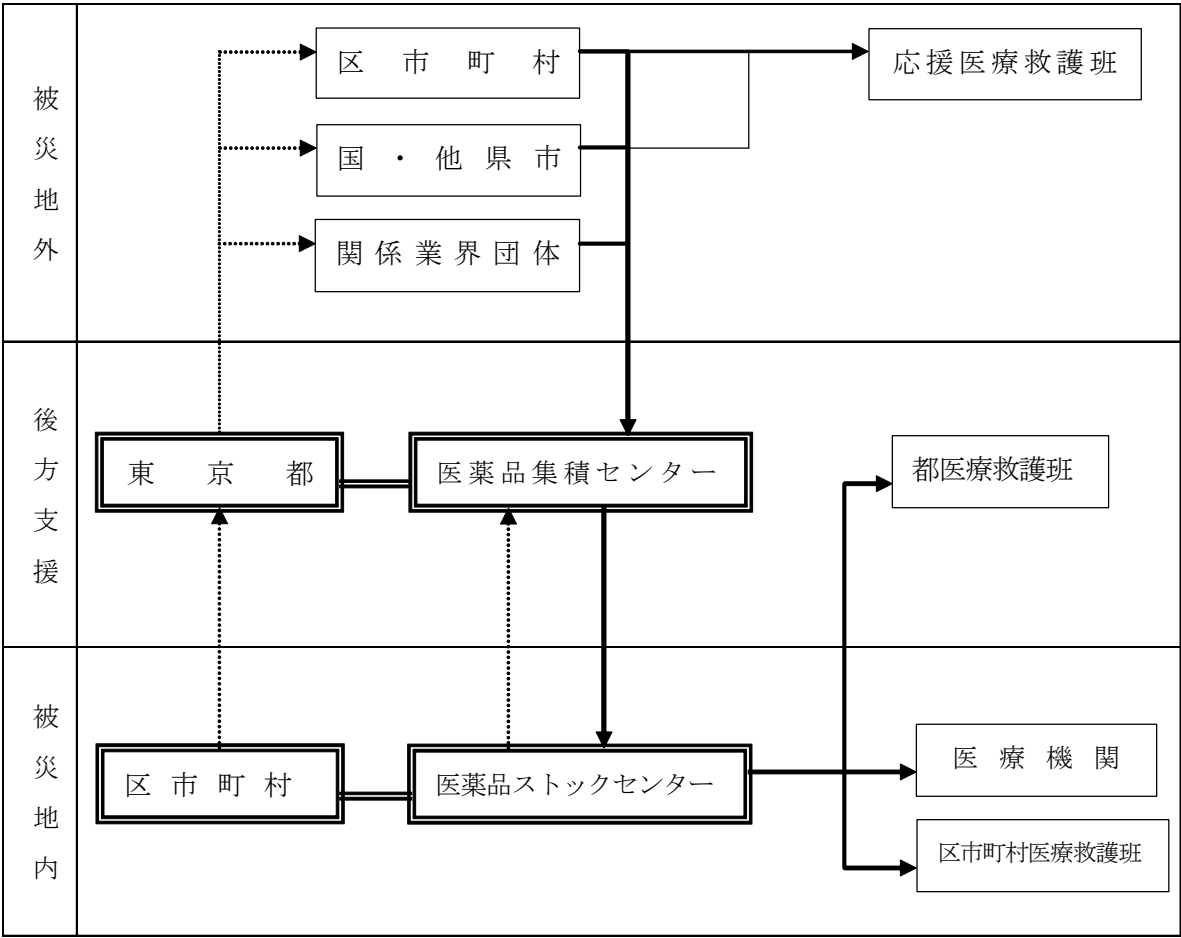
初動期(医薬品ストックセンター設置前)の供給体制



3 医薬品ストックセンター設置後の体制

- ① 各医療機関及び救護班は、医薬品ストックセンターに、不足医薬品等の供給を要請する。
- ② 被災地内の区市町村は、地域内の必要量を把握集約し、支援必要量の供給を都へ要請する。
- ③ 都は、被災地外の区市町村、国・他県市、医薬品卸等の関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。
- ④ 都から要請を受けた被災地外の区市町村、国、他県市及び関係業界団体は、医薬品集積センターへ医薬品等を供給する。
- ⑤ 医薬品集積センターは、受け入れた医薬品等を仕分した上、医薬品ストックセンターの要請に基づき、必要な医薬品等を医薬品ストックセンターへ供給する。
- ⑥ 医薬品ストックセンターは、医薬品集積センターから受け入れた医薬品等を、各医療機関及び医療救護班(医療救護所)へ供給する。

医薬品ストックセンター設置後の供給体制



《医薬品ストックセンターが取扱う医薬品等の範囲》

- ・ 医療用医薬品
- ・ 一般用医薬品
- ・ 医療用具
- ・ 医療救護活動に必要な衛生材料
- ・ 酸素ガス及び液体酸素(※1)
- ・ 歯科用医薬品等(※2)

(※1) 供給要請の受理及び供給指示は医薬品ストックセンターが行うが、酸素ガス及び液体酸素は、関係業界団体等から直接、医療救護所へ搬入する。

(※2) 歯科用医薬品及び歯科材料の仕分・管理・供給は、原則として歯科用医薬品の担当者が行うものとする。

資料第43 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医薬品等の引取り)

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋本町二丁目1番5号
有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会
代表者 理 事 長 内匠屋 理

資料第44 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、商工組合東京医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医療機器等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療機器等の引取り)

第6条 医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷三丁目39番15号
商工組合東京医療機器協会
代表者 理 事 長 松 原 一 雄

資料第45 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(衛生材料の範囲)

第4条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる衛生材料
- (2) 避難所等で使用される衛生材料
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(衛生材料の引取り)

第6条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東 京 都 代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎
乙	東京都港区芝大門二丁目10番1号 社団法人 日本衛生材料工業連合会 代表者 会 長 高 原 慶一朗

資料第46 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人日本医療ガス協会関東地域本部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療ガス等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療ガス等の引取り)

第6条 医療ガス等の引き取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引取るものとする。

(医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認)

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(搬送体制の確保)

第8条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第9条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
	東 京 都
	代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎
乙	東京都港区西新橋1丁目16番7号太陽日酸新宿ビル6階
	有限責任中間法人日本医療ガス協会 関東地域本部
	代表者 本 部 長 鈴 木 慶 彦

資料第47 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(都福祉保健局、本文 122 頁)

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機運航に係る経費

(2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第 11 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第 12 条 この協定は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 1 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目 37 番 4 号

乙 財団法人日本救急医療財団

理 事 長 大 塚 敏 文

資料第48 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況

(都福祉保健局、本文 122 頁)

(平成20年10月1日現在)

品 名	数量	備 蓄 場 所	対応人員
災害用救急医療資器材 (7点 セット)	93 セット	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 11 セット 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10 セット 都立駒込病院 5 セット 東京都災害拠点病院 67 セット	46,500 人分
現場携行用 医療資器材	67 セット	東京都災害拠点病院 66 セット 災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 1 セット	201 人分
セルフケア セット (救急箱)	229 セット	都立学校 224 セット 都営大江戸線災害備蓄倉庫 5 セット	114,500 人分
単品補充用 医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区田園調布南倉庫 大田区南六郷倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000 人分
合 計			235,201 人分

資料第49 東京都災害拠点病院施設状況一覧

(都福祉保健局、本文 123 頁)

平成20年 4月現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	防災無線
区中央部	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	535		○
	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711	409	○	○
	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	1,151	○	○
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	1,075		○
	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	520	○	○
	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	906		○
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	1,020		○
	北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	294		○
	東京医科歯科大学医学部付属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	800	○	○
	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	1,193		○
区南部	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	400		○
	荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	506		○
	★東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	1,041	○	○
	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	853	○	○
	N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6181	665		○
区西南部	★都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	500	○	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	733		○
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	310		○
	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	780	○	○
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	470		○
	都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	1,360		○
区西部	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	217		○
	立正佼成会付属佼成病院	中野区弥生町5-25-15	03-3383-1281	363		○
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3353-1211	1,072		○
	★東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	1,423	○	○
	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	1,091	○	○
	東京医療生活協同組合中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	283		○
	大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	304		○
	国立国際医療センター	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	925		○
	社会保険中央総合病院	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	418		○
	東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	431		○
区西北部	★日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,103	○	○
	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,154	○	○
	日本大学医学部附属練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	344		○
	都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	508		○
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	400		○
	都立豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-5489	478		○
区東北部	西新井病院	足立区西新井本町5-7-14	03-3840-7111	317		○
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	03-3899-1311	341		○
	東京慈恵会医科大学附属青戸病院	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	390		○
	★東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03-5682-5111	313		○
	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111	486	○	○
区東部	★江東病院	江東区大島6-8-5	03-3685-2166	316		○
	都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	772	○	○
	あそか病院	江東区住吉1-18-1	03-3632-0290	265		○
	白鬚橋病院	墨田区東向島4-2-10	03-3611-2571	199		○
	順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3111	348		○
	財団法人癌研究会有明病院	江東区有明3-10-6	03-3520-0111	700		○
	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	400		○
西多摩	★青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	562	○	○
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	0425-58-0321	310		○
南多摩	★東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	0426-65-5611	621	○	○
	東海大学医学部付属八王子病院	八王子市石川町1838	0426-39-1111	500		○
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111	401	○	○
	多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	0423-38-5111	318		○
	稲城市立病院	稲城市大丸1171	0423-77-0931	290		○
北多摩西部	★町田市市民病院	町田市旭町2-15-41	0427-22-2230	440		○
	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	0425-26-5511	455	○	○
北多摩南部	★東大和病院	東大和市南街1-13-12	042-562-1411	274		○
	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	611	○	○
	都立府中病院	府中市武蔵台2-9-2	0423-23-5111	820	○	○
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○
北多摩北部	★東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	638		○
	公立昭和病院	小平市天神町2-450	0424-61-0052	546	○	○
	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	0424-61-1535	183		○
	都立清瀬小児病院	清瀬市梅園1-3-1	0424-91-0011	266		○
合計	★多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	0423-96-3811	344		○
	67施設			39,614	22	65

★印は広域基幹災害医療センター、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

資料第50 東京都災害拠点病院設置運営要綱

(都福祉保健局、本文 123 頁)

第1 目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院(以下「災害拠点病院」という。)を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者の適切な医療を確保することを目的とする。

第2 設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第3 運営方針

- (1) 災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。
- (2) 災害拠点病院の管理者(以下「施設管理者」という。)、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- (3) 施設管理者は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- (4) 災害拠点病院への収容対象者は、原則として、東京都及び近隣県市等又は区市町村において設置した医療救護所に対応できない重症者であって、医療救護所等から依頼されたものとする。
- (5) 施設管理者は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を施設の所在地を管轄する区市町村災害対策本部等に連絡するものとする。
- (6) 施設管理者は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所に派遣するものとする。
- (7) 災害拠点病院における収容活動及び応急医療の期間は、原則として、災害発生時の14日以内とする。
- (8) 受療者の医療費の取扱いは、災害救助法が適応された場合は、同法第33条の規定によるものとする。

第4 災害拠点病院の基準

(1) 選定基準

- ア 災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。
- イ 原則として200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
- ウ 建物が耐震耐火構造であること。
- エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室の転用面積が広いこと。

(2) 整備基準

- ア 施設管理者は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。
- イ 国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」(健政発第435号)第4の整備基準を基本とし、原則として次の施設及び設備を有するものとする。
 - (ア) 災害拠点病院として必要な施設
 - a 病棟(病室・集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - b 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - c 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (イ) 災害拠点病院として必要な設備
 - a 広域災害・救急医療情報システムの端末
 - b 多発外傷、座減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - c 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - d 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、

テント、発電機等

第5 災害拠点病院の組織

- (1) 災害拠点病院は、広域基幹災害医療センター、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。
- (2) 広域基幹災害医療センターは、災害拠点病院の役割の他、他の災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。
- (3) 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎のブロック代表病院として、ブロック内の情報連絡機能等を有するものとする。
- (4) (2)及び(3)に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第6 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1) 内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2) 手続き等

ア 施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱(平成10年8月21日付10衛医救第211号)による。

イ 設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱(昭和61年1月17日付60衛医対第815号)及び東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領(平成10年7月1日付10衛医救第236号)による。

第7 備蓄品の管理及び報告

- (1) 施設管理者は、東京都の補助(都立病院にあっては、寄託)を受けて整備した資器材(以下「備蓄資器材」という。)の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第1号様式による管理台帳を備えるものとする。
- (2) 備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。
- (3) 施設管理者は、毎年3月31日現在の備蓄資器材の保管状況を別紙第1号様式の写しにより翌月の5日までに福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第8 防災訓練等の実施

- (1) 施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年1回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第2号様式(第1片)により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。
- (2) 施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第2号様式(第2片)に記入するものとする。

第9 災害拠点病院運営協力金の交付

第5の規定に基づき補助を受けた病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1) 交付対象

災害拠点病院(都立、国立病院を除く。)の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害医療施設運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月17日から施行する。

この要綱は、平成2年3月20日から施行する。

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

この要綱は、平成2年12月20日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

資料第51 東京都災害拠点病院標準整備品目

(都福祉保健局、本文 124 頁)

(平成 20 年 10 月現在)

品 名		数 量
1	救急医療資材セット新 7 点セット (医療器具及び薬品)	1 セット
2	現場携行用医療資器材	1 セット
3	トリアージ・タッグ	5 0 0 枚
4	ベット兼担架	1 0 0 台
5	毛布	1 0 0 枚
6	空気枕	1 0 0 個
7	ガートル台	3 0 台
8	煮沸消毒用器材	5 式
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量 を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ(簡 易方式)は、使用可能な状況を必ず 確保すること。
1 0	大型投光器	
1 1	非常用キャンドル	
1 2	組立水槽	
1 3	浄水セット	
1 4	組立式簡易トイレ	
1 5	野外炊飯設備	
1 6	非常食	

資料第52 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書

(都福祉保健局、本文 124 頁)

東京都(以下「甲」という。)と日本赤十字社東京都支部(以下「乙」という。)との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第1条 甲は乙に対し、災害救助法(以下「法」という。)第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

- (1) 医 療
- (2) 助 産
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)

第2条 乙が行う医療、助産及び死体の処理(以下「委託業務」という。)は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第3条 委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医 療
 - イ 診 察
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療
 - ニ 看 護
- (2) 助 産
 - イ 分娩の介助
 - ロ 分娩前後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
 - ニ 看 護
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)
 - イ 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
 - ロ 検案

2 医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって、分娩の日から7日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第4条 委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第5条 委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

2 前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第6条 第3条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。

ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第7条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第8条 乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第9条 本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条 本契約の有効期間は、契約の日から、満1箇年とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう1箇年間、契約を更新したものとなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持する。

平成4年4月1日

甲 東 京 都

代 表 者 東京都知事 鈴 木 俊 一

乙 日本赤十字社東京都支部

代 表 者 東京都支部長 鈴 木 俊 一
上記代理人 副支部長 金 平 輝 子

資料第53 主食の備蓄現況一覧表

(都総務局、本文 128 頁)

1 特別区

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	主 食				区 市 町 村 備 蓄 分										区 分
	東京都備蓄分(クラッカー・アルファ化米・即席麺)(単位:食数)				(単位:食数 但し水は?表示))										
	都有倉庫	寄託倉庫	ランニングストック	計	乾パン	インスタント	米	缶詰主食	缶詰副食	その他		計	水		
										内容	食数				
千代田	-	20,500	-	20,500	36,214	-	67,550	-	58,524	-	-	162,288	8,400	千	
中央	-	25,000	-	25,000	-	-	5,100	10,000	51,000	-	-	66,100	12,300	中	
港	-	51,000	-	51,000	50,850	-	11,255	18,248	-	-	-	80,353	9,000	港	
新宿	30,749	31,200	-	61,949	-	79,000	178,000	16,000	198	離乳食	5,600	278,798	5,700	新	
文京	-	23,000	-	23,000	-	-	5,040	-	-	クラッカー	187,560	192,600	2,376	文	
台東	-	-	-	0	39,970	-	-	200,000	100,000	-	-	339,970	28,272	台	
墨田	39,000	37,430	-	76,430	-	-	13,005	30,810	4,504	ビスケット、クラッカー	164,612	212,931	36,360	墨	
江東	-	-	-	0	199,000	-	16,700	-	-	-	-	215,700	10,800	江	
品川	-	-	-	0	149,200	-	27,538	-	-	-	-	176,738	3,000	品	
目黒	-	-	-	0	75,200	-	13,450	-	-	-	-	88,650	30,552	目	
大田	304,700	20,000	-	324,700	307,580	-	15,375	-	-	梅干し 1200kg 食塩 1500kg	-	322,955	26,640	大	
世田谷	1,400	-	-	1,400	-	-	17,000	54,000	-	ビスケット	345,600	416,600	6,500	世	
渋谷	-	11,200	-	11,200	-	-	50,000	30,000	-	クラッカー	100,000	180,000	14,600	渋	
中野	-	10,000	-	10,000	-	-	3,845	24,126	-	-	-	27,971	-	野	
杉並	-	-	-	0	228,310	-	21,085	10,048	-	ビスケット	268,000	527,443	55,344	杉	
豊島	-	43,820	-	43,820	195,884	-	12,955	-	-	-	-	208,839	29,232	豊	
北	-	51,000	-	51,000	-	-	32,200	99,600	-	-	-	131,800	37,200	北	
荒川	3,880	15,000	-	18,880	96,700	-	9,900	-	-	-	-	106,600	2,814	荒	
板橋	-	-	-	0	764,650	-	21,350	-	-	-	-	786,000	-	板	
練馬	-	44,310	-	44,310	126,026	-	8,480	-	-	-	-	134,506	1,236	練	
足立	-	48,000	-	48,000	-	-	41,440	-	-	クラッカー	204,540	245,980	610,404	足	
葛飾	90,000	14,000	-	104,000	281,664	-	15,370	1,760	-	-	-	298,794	40,656	葛	
江戸川	14,000	-	-	14,000	200,375	-	-	6,828	-	粉ミルク	20,428	227,631	-	戸	
区 計	483,729	445,460	0	929,189	2,751,623	79,000	586,638	501,420	214,226		1,296,340	5,429,247	971,386	計	

2 市

区分	主 食				区 市 町 村 備 蓄 分										区分
	東京都備蓄分(クラッカー・アルファ化米・即席麺)(単位:食数)				(単位:食数 但し水は?表示))										
	都有倉庫	寄託倉庫	ランニングストック	計	乾パン	インスタント	米	缶詰主食	缶詰副食	その他		計	水		
										内容	食数				
八王子	-	5,530	-	5,530	195,712	-	241,850	-	-		-	437,562	84,840	八	
立川	130,000	-	-	130,000	5,040	-	10,800	12,960	-		-	28,800	-	立	
武蔵野	-	6,930	-	6,930	122,850	-	12,150	30,048	37,500	粉ミルク	1,008	203,556	1,968	武	
三鷹	-	14,000	-	14,000	78,048	-	190,450	-	-		-	268,498	-	三	
青梅	-	9,900	-	9,900	24,816	-	6,300	-	-	おかゆ	4,500	35,616	-	青	
府中	-	5,000	-	5,000	79,089	-	284,850	3,000	-	-	-	366,939	-	府	
昭島	-	6,300	-	6,300	23,664	-	5,070	36,736	-	-	-	65,470	-	昭	
調布	-	-	-	0	-	-	20,970	-	-	-	-	20,970	32,640	調	
町田	-	6,600	-	6,600	71,680	-	149,000	-	-	-	-	220,680	45,516	町	
小金井	-	1,700	-	1,700	-	-	3,275	-	-	-	-	3,275	-	金	
小平	-	5,000	-	5,000	35,700	-	6,057	-	-	-	-	41,757	-	平	
日野	-	2,700	-	2,700	-	-	29,400	-	-	ファイバービスケット 粉ミルク	2,480	31,880	8,244	日	
東村山	-	-	-	0	-	-	985	-	-	-	-	985	13,440	東	
国分寺	-	7,000	-	7,000	47,800	-	4,372	-	6,993	-	-	59,165	94,116	分	
国立	-	11,970	-	11,970	7,368	-	7,302	-	-	-	-	14,670	4,020	国	
西東京	-	-	-	0	-	-	15,800	-	-	-	-	15,800	100	西	
福生	-	-	-	0	12,056	-	1,477	9,040	-	3日間食料セット	15,795	38,368	-	福	
狛江	-	1,000	-	1,000	-	-	3,035	-	-	アルファ化米	26,050	29,085	840	狛	
東大和	-	14,700	-	14,700	23,580	-	3,615	-	-	-	-	27,195	-	東	
清瀬	-	-	-	0	-	-	-	32,410	3,000	餅、梅かゆ、黒豆パン、ビスケット、 けんちん汁、とん汁	11,132	46,542	4,590	清	
東久留米	-	3,890	-	3,890	44,100	-	31,650	5,520	900	-	-	82,170	-	久	
武蔵村山	-	12,000	-	12,000	-	-	2,630	24,080	22,910	-	-	49,620	-	武	
多摩	-	22,600	-	22,600	115,200	600	5,000	-	540	ベビーフード	7,488	128,828	8,700	多	
稲城	-	2,100	-	2,100	5,248	-	107,750	-	-	サバ'イ'バルフーズ・梅がゆ	8,830	121,828	-	稲	
羽村	-	2,100	-	2,100	-	-	2,270	-	-	-	-	2,270	-	羽	
あきる野	-	5,000	-	5,000	-	-	7,915	-	-	-	-	7,915	1,200	あ	
市計	130,000	146,020	0	276,020	891,951	600	1,153,973	153,794	71,843		77,283	2,349,444	300,214	計	

3 町村

区分	主 食				区 市 町 村 備 蓄 分										区分
	東京都備蓄分(クラッカー・アルファ化米・即席麺)(単位:食数)				(単位:食数 但し水は?表示)										
	都有倉庫	寄託倉庫	ランニングストック	計	乾パン	インスタント	米	缶詰主食	缶詰副食	その他		計	水		
内容										食数					
瑞穂町	-	1,000	-	1,000	17,675	-	-	2,121	-	-	-	19,796	8,646	瑞	
日の出町	-	4,900	-	4,900	-	-	32,700	3,600	-	-	-	36,300	-	日	
檜原村	-	-	-	0	1,128	-	12,700	7,620	-	-	-	21,448	6,000	檜	
奥多摩町	-	-	-	0	-	-	2,260	-	-	-	-	2,260	660	奥	
多摩町村計	0	5,900	0	5,900	18,803	0	47,660	13,341	0		0	79,804	15,306	計	

大島町	12,000	-	-	12,000	-	-	-	-	-	-	-	0	-	大
利島村	-	4,200	-	4,200	4,480	-	145	50	80	おかゆ	2,970	7,725	1,404	利
新島村	-	60,690	-	60,690	57,610	-	3,800	-	-	-	-	61,410	150	新
神津島村	-	13,300	-	13,300	12,000	-	-	-	-	-	-	12,000	-	神
三宅村	5,000	5,390	-	10,390	5,400	-	-	-	-	-	-	5,400	-	三
御蔵島村	-	3,850	-	3,850	4,200	-	-	-	-	-	-	4,200	-	御
八丈町	16,100	7,000	-	23,100	7,000	-	-	-	-	-	-	7,000	-	八
青ヶ島村	-	700	-	700	-	-	-	-	200	クラッカー	400	600	156	青
小笠原村	34,950	-	-	34,950	-	-	3,395	-	-	-	-	3,395	34,560	小
島しょ町村計	68,050	95,130	0	163,180	90,690	0	7,340	50	280		3,370	101,730	36,270	計

都外				0										外

総計	681,779	692,510	0	1,374,289	3,753,067	79,600	1,795,611	668,605	286,349		1,376,993	7,960,225	1,323,176	総計

資料第54 東京都生活協同組合連合会との協定

(都生活文化スポーツ局、本文 128 頁)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」

東京都(以下「甲」という。)と東京都生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と安定供給)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて、乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

2 甲は、会員生協が、区市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して、同協定の締結を促進する指導・要請を行うものとする。

3 甲が乙に対し要請する応急生活物資についての細目は、別途定めるものとする。

(医療・保健活動への支援)

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、乙は、甲が東京都医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」に沿って協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第4条 乙は、災害時において、会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策事業に協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して都民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に務め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡協議会の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の開催及び運営については、甲と乙とが協議の上、別途定める。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年1月22日

甲 東京都

代表者 東京都知事 青島幸男

乙 東京都生活協同組合連合会

代表者 会長理事 野村銀市

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 実施細目」

東京都(以下「甲」という。)と東京都生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」(以下「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第1条 この実施細目に定める災害時の事項は、原則として甲が東京都災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活協同組合連合会(以下「会員生協等」という。)が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務(以下「業務」という。)に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書(第1号様式)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に連絡がとれない場合は、乙があらかじめ定めた会員生協等に対し、文書又は電話等により直接要請を行うことができる。

3 連絡責任者は、甲にあつては業務所管局の担当課長とし、乙にあつては東京都生活協同組合連合会専務理事とし、乙に連絡がとれない場合は、あらかじめ乙が定めた会員生協等の担当理事とする。

4 乙は、連絡する順位を定めた名簿を毎年度当初、甲に提出するものとし、会員生協等の担当理事に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、都民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

2 乙は、会員生協等をして業務実施区域の被災状況及び生活物資の供給状況等を把握させ、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸送)

第7条 業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて乙及び会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

2 甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を、「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第2号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第3条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第12条 第3条及び第7条の規定に基づく業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第13条 甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協 議)

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年 6月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館
乙 東京都生活協同組合連合会
代表者 会長 理事 浅井 康男

<別 表>

災害時における応急生活物資〔供給想定品目〕一覧

◆ 最優先供給品目（災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資）

品 名
・容器入り水、飲料 ・パン(菓子パン、調理パン、食パン) ・牛乳(ＬＬその他) ・果物(バナナ等) ・レトルト食品(ごはん、おかず類)

◆ 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
◎ 缶詰(イージーオープン)	△ 飲料用ポリタンク
◎ ハム、ソーセージ	△ カセット式ガスコンロ及びボンベ
◎ インスタントラーメン	◎ 紙コップ、紙皿
◎ バター、ジャム	◎ トイレットペーパー
◎ 緑茶、コーヒー、紅茶	◎ 洗剤、石けん
米	紙おむつ
粉ミルク	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	◎ ゴミ袋
△ ローソク	△ 運動靴
△ マッチ、簡易ライター	かとり線香(夏)
軍手	使い捨てカイロ(冬)
△ ポリバケツ	◎ ラップ、ホイル、ビニール袋

(注)◎印=比較的大量に供給可能な品目、△印=取扱量が少ない品目

◆ 上記に規定する応急生活物資以外のその他の物資(被害状況により甲が特に必要と認めた物資)

(第1号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

東京都知事

(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請業務

事 項	内 容
要請業務	
実施日時	
実施場所	
連絡先	
備考	

2 供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	備考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第2号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

東京都知事 様

東京都生活協同組合連合会

会長理事

(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	
使 用 車 両	
備 考	

2 供給物資等

品 目	仕 様	数 量	備 考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

資料第55 都備蓄倉庫一覧

(都福祉保健局、本文 128 頁)

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

倉庫名		所在地	規模
直営倉庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 m ²
	北烏山	世田谷区北烏山 7-1, 8-1	540 m ²
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 m ²
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 m ²
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1	1,096 m ²
	白鬚東	墨田区堤通 2-8-14 ほか	9,724 m ²
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-2	3,497 m ²
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 m ²
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 m ²
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 m ²
兼用倉庫	五色橋教育庁倉庫	港区港南 3-1	389 m ²
	立川地域防災センター	立川市緑町 3233	1,686 m ²
	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 m ²
	江戸川区中央	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所	173 m ²
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 m ²
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 m ²
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 m ²
	三宅支庁	三宅村三宅字伊豆	150 m ²
	八丈島支庁	八丈町大賀郷	40 m ²
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	50 m ²
契約倉庫	テレコムセンター備蓄倉庫	江東区青海 2-38	2,907 m ²
計		21 か所	29,776 m ²

資料第56 食料等の備蓄状況

(都福祉保健局、本文 128 頁)

(都：平成20年10月1日現在)

(区市町村：平成19年4月1日現在)

① 主食の備蓄状況

品 目	都	区	市 町 村	合 計
ク ラ ッ カ ー 等	50 万食	238 万食	121 万食	409 万食
ア ル フ ァ 化 米	108 万食	337 万食	207 万食	652 万食
即 席 め ん	120 万食			120 万食
そ の 他		258 万食	67 万食	325 万食
計	278 万食	833 万食	395 万食	1,506 万食

② 調製粉乳の備蓄状況 (平成20年10月1日現在)

品 目	都
調 製 粉 乳	19,250,352 g
ほ 乳 び ん	10,000 本

③ 生活必需品等の備蓄状況

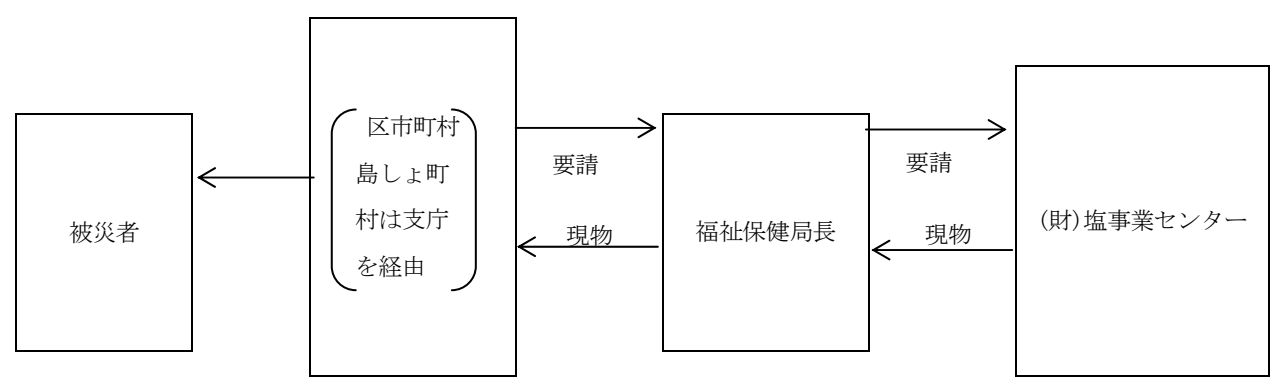
(都：平成20年10月1日現在)

(区市町村：平成19年4月1日現在)

品 目	都	区	市 町 村	合 計
毛 布	889 千枚	1,521 千枚	432 千枚	2,842 千枚
敷 物	981 千枚	933 千枚	181 千枚	2,095 千枚
コ ン ロ	21 千個			21 千個
木 炭	27 千袋			27 千袋
肌 着	288 千組	305 千組	82 千組	675 千組
簡 易 ト イ レ	9 千個	322 千個	65 千個	396 千個
鍋 ・ や か ん	32 千個			32 千個
簡 易 風 呂	30 個			30 個

資料第57 食塩調達経路図

(都福祉保健局、本文 129 頁)



(財)塩事業センターが契約している塩卸売会社

会社(営業所)名	所在地	電話
シヤハ°ン・シース°ニク°(株)		
本社	中央区日本橋小網町1-4 淳和ビル4F	(5623)2550
世田谷	世田谷区三軒茶屋2-47-11	(3424)3701
城東	墨田区横川1-1-10	(5637)9380
大島元町	大島町元町2-2-4	04992(2)1250
新島	新島村本村1-5-9	04992(5)0046
三宅島	三宅村坪田3078-3	04994(6)1124
八丈島	八丈町大賀郷1536	04996(2)1221
入間	入間市大字中神573	0429(36)5861
関東塩業(株)		
東京	練馬区関町南2-2-4	(5927)0271
東京ソルト(株)		
横浜	横浜市栄区长沼町316-2	045(865)3250

資料第58 調製粉乳等備蓄等一覧

(都福祉保健局、本文 129 頁)

(平成20年10月 1 日現在)

	品名	数 量	所 在			製 品 名
			名 称	住 所	電 話	
備	調製粉乳	6,350,400 g (19,845 缶)	鴻池運輸(株)東京支店青梅流通センター営業所	青梅市今井3-8-4	0428(32)4551	森永ドライミルクはぐくみ 320g缶
		6,463,152 g (9,974 箱)	明治乳業(株)埼玉工場倉庫	埼玉県春日部市南栄町1-5	048(754)7101	明治みまみらくらくキューブ 648g箱
		6,436,800 g (21,456 缶)	ビーンスターク・スノー(株)群馬工場	群馬県邑楽郡大泉町吉田1201	0276(63)1211	ビーンスタークすこやか 300g缶
	計	19,250,352 g				(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 子ども医療課
	ほ乳びん	10,000 本	ピジョン(株)筑波事務所	茨城県稲敷郡阿見町香澄の里36-3	029(889)3625	プラスチック製ほ乳びん シリコンゴム乳首付 240ml 5,000 本 160ml 5,000 本
蓄	計	10,000 本				(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 子ども医療課
	品名	調 達 連 絡 先			調達在庫場所	製 品 名
		名 称	住 所	電 話		
調 達	調製粉乳	森永乳業(株)	港区芝5-33-1	(5479)4671	鴻池運輸(株)東京支店	森永ドライミルクはぐくみ 320g缶
		明治乳業(株)	江東区新砂1-2-10	(5653)0381	明治乳業(株)埼玉工場倉庫	明治みまみらくらくキューブ 648g箱
		ビーンスターク・スノー(株)	新宿区本塩町13番地	(3226)2130	ビーンスターク・スノー(株)群馬工場	ビーンスタークすこやか 300g缶
	ほ乳びん	ピジョン(株)	中央区日本橋久松町4-4	(3661)4271	ピジョン(株)筑波事務所	

資料第59 災害時における食料品調達業務に関する協定

(都福祉保健局、本文 129 頁)

東京都(以下「甲」という。)と社団法人日本即席食品工業協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して、都民生活の早期安定を図るため、都民生活に必要な食料品を甲が乙から受ける供給に関して、この協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における食料品の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は災害時における食料品の確保を図るため、食料品を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 甲は乙に対し食料品の数量及び輸送先を定めて要請し、当該場所において甲又は区市町村職員責任者が数量を確認のうえこれを引き取るものとする。

(協 力)

第3条 乙は、甲から要請を受けた時は、食料品の供給に可能な限り協力するものとする。

(食料品の種類)

第4条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける食料品は、即席めん(スナックめん)とする。

(要請方法)

第5条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は電話等の方法により要請し、文書は事後行うものとする。

(運 搬)

第6条 食料品の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が食料品の供給・運搬終了後、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 協定期間は平成12年6月19日から平成13年3月31日までとする。ただし、双方から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年6月19日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都福祉局長
神 藤 信 之

東京都台東区浅草橋五丁目5番5号
乙 社団法人 日本即席食品工業協会
代表者 理事長
井 田 毅

資料第60 乾パン及び米穀の調達先一覧表

(都産業労働局、本文 129 頁)

(平成 20 年 9 月末現在)

区 分	調 達 先 (予 定)		即 時 調 達	
	住 所 ・ 名 称	電 話	数 量	
乾パン	千代田区大手町 1－3－3 東京農政事務所	(3214) 7313	50,040 食	【立川政府倉庫】 数量：50,040 食 住所：立川市緑町無番地 電話：042(525)5381 ＊さらに長期にわたった場合は、農政事務所にて他の常備地農政事務所、自衛隊より調達予定
米穀	千代田区大手町 1－3－3 東京農政事務所	(3214) 7313	56,500 万食	【深川政府倉庫】 数量：25,000 万食 (50,000 玄米 t) 住所：江東区塩浜 1－4－41 電話：03(3647)3751 【立川政府倉庫】 数量：6,500 万食 (13,000 玄米 t) 住所：立川市緑町無番地 電話：042(525)5381 【農水省指定倉庫(18 か所)】 数量：11,500 万食 (23,000 精米 t) ※都内等の 12 社の大型精米工場にて精米し調達する。

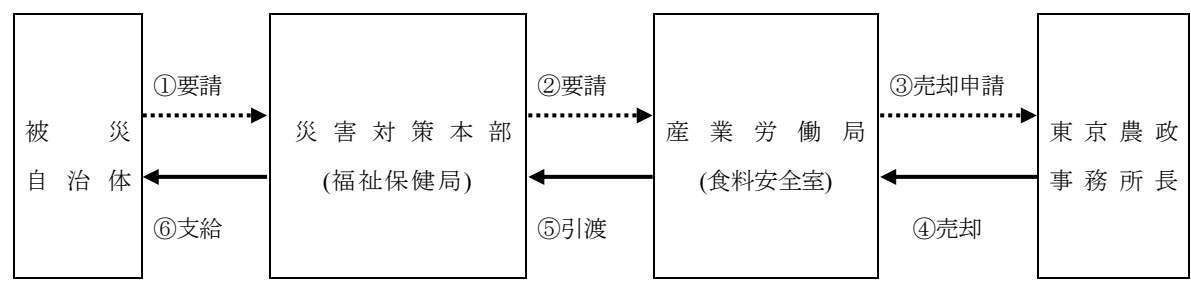
注) 1. 乾パンの 1 食は、115 g

2. 米穀については、昭和 60 年 12 月 11 日付け 60 生文価米第 347 号「東京都米穀関係災害対策実施要綱」により、災害時において調達する基準量は、1 食あたり精米で 180 g となっている。とう精歩留まりが約 90%であるため、玄米の調達量は 200 g である。外米は除く。

資料第61 乾パン及び米穀等の調達経路

(都産業労働局、本文 129 頁)

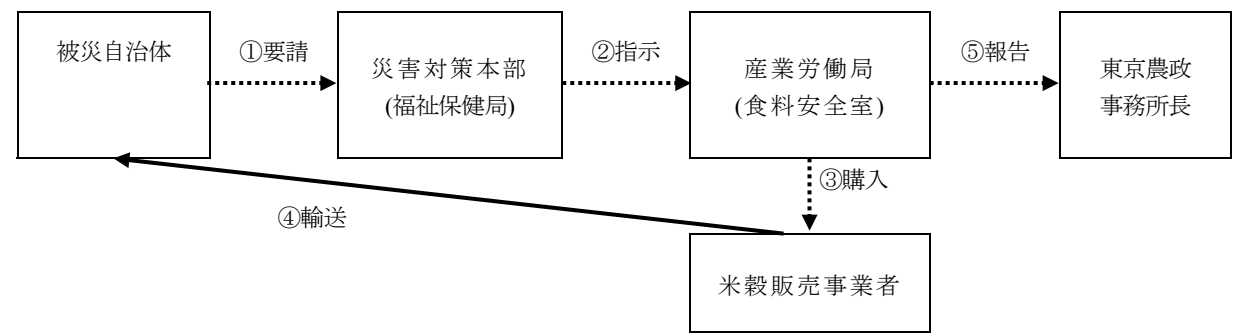
1 乾パンを東京農政事務所から調達する手順



※福祉保健局長から要請があった場合、産業労働局長は、東京農政事務所長に申請し、政府所有の乾パンを購入する。
ただし、最初から米穀を調達する場合は「2-1～3」へ

【知事が米穀調達可能な場合は、2-1の手順による。】

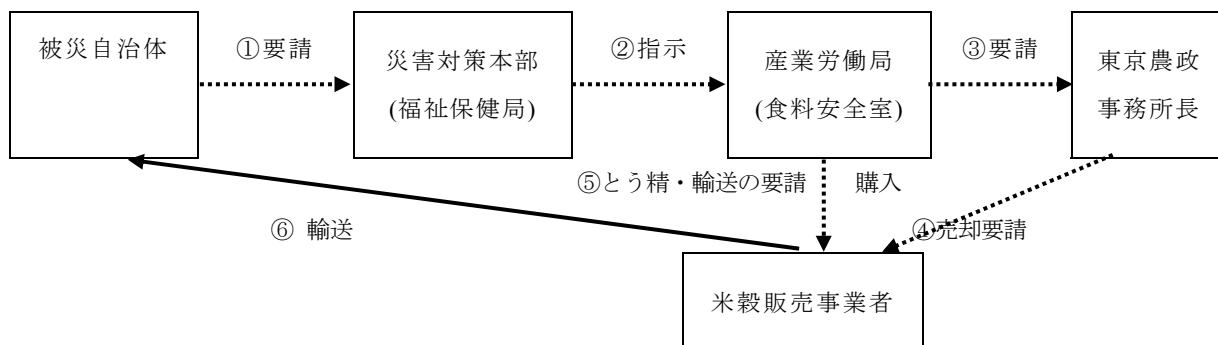
2-1 知事又は区市町村長が米穀販売事業者から米穀(精米・玄米)を調達する手順



※ 区市町村長での米穀の調達に不足がある場合、知事は、区市町村長の要請に基づき、米穀販売事業者から調達する。

【知事の米穀調達に不足がある場合は、２－２～３の手順による。】

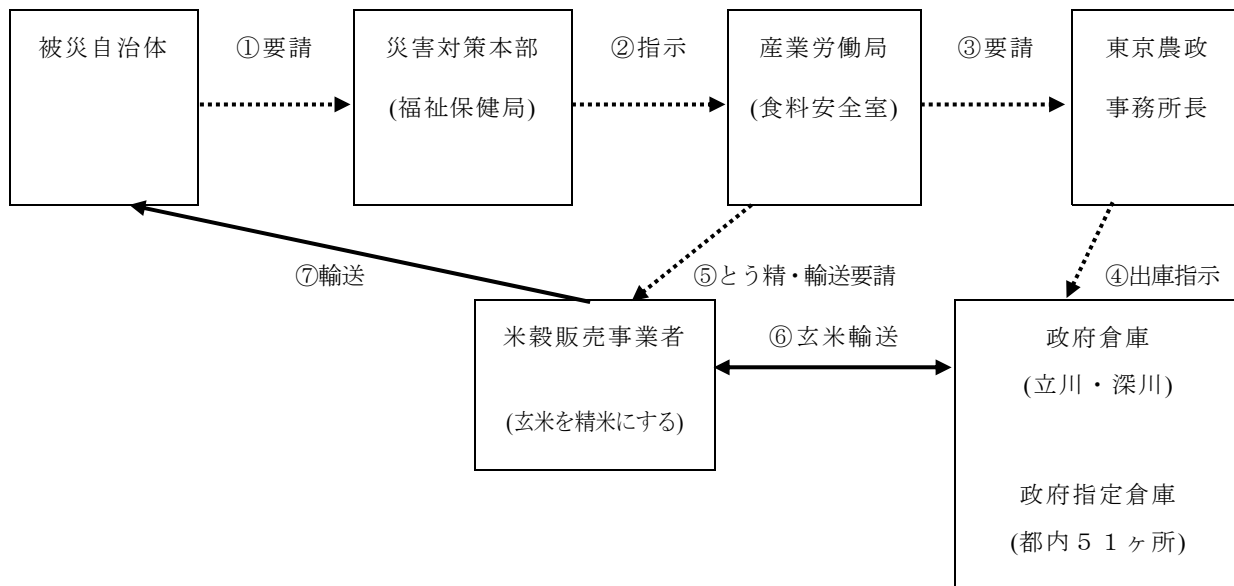
２－２ 東京農政事務所長が米穀販売事業者へ米穀(精米・玄米)を売却要請する方法による調達手順



※１ 国への要請が必要な場合、知事又は、区市町村長は、東京農政事務所の売却要請を受けた米穀販売事業者から購入する。

２ 区市町村長が米穀を購入する場合には、知事は、区市町村長に対して、売却を受ける米穀販売事業者名、数量等、必要な事項を指示する。

２－３ 知事又は区市町村長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府備蓄米(玄米)を調達する手順

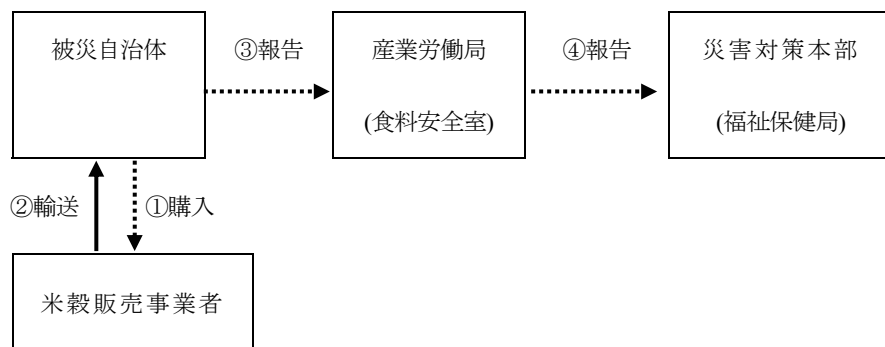


※１ 政府備蓄米を調達する場合は、知事は東京農政事務所長と協議し、知事又は区市町村長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から調達する。

２ 区市町村長が購入する場合は、知事は区市町村長に対して、政府倉庫又は政府指定倉庫名、数量等必要な事項を指示する。

【参考】

3 区市町村長が米穀販売事業者から米穀を調達する手順



※ 区市町村長は、当該地域の米穀販売事業者から必要な精米を購入する。

資料第62 米穀販売事業者等名簿一覧表

(都産業労働局、本文 129 頁)

(平成20年9月末現在)

区分	米穀販売事業者名・所在地	災害時担当役職	電 話	精米工場名・所在地	電 話 緊急連絡先
			F A X		
1	東京中央食糧株式会社 中央区日本橋小網町 16-15	営業部次長	3666-5141 3666-7760		
2	東京山手食糧販売協同組合 新宿区西新宿 1-19-6 杉並区桃井 2-2-1	常務理事	3301-8031 3301-8047	川越精米工場 川越市石田本郷 1040-1	049-224-0581 090-1857-2883
3	三多摩食糧卸協同組合 立川市柴崎町 3-16-24	常務理事	042-527-1311 042-524-9374	サンショクライスセンター 武蔵村山市伊那平 1-88-3	042-560-0511 090-3247-5588
4	木徳神糧株式会社 中央区銀座 7-2-22 江戸川区西瑞江 2-14-6	常務取締役	5636-1524 5636-1603	桶川精米工場 桶川市川田谷字楽上 1117	048-786-3358
5	全農パールライス東日本株式会社東京支店 千代田区内神田 2-3-4	執行役員	5298-4158 3251-2866	調布工場 調布市多摩川 1-29-7	0424-81-2017 0424-87-0740
6	神明マタイ株式会社 台東区元浅草 2-6-7 中央区日本橋小網町 16-15	米穀部長	3843-2130 3845-1591	東京工場 川口市領家 5-5-24	048-222-8011 090-3236-3556
7	株式会社ニュー・ノザワ・フーズ 東村山市野口町 3-10-1	取締役	042-393-2316 042-394-6421	ニュー・ノザワ・フーズ 精米センター 東村山市野口町 3-10-1	042-391-8411
8	株式会社ヤマタネ 江東区越中島 1-2-2	米穀部長	3820-9280 3820-9380	東京精米工場 江東区新木場 4-12-20	3521-0888
9	東光食糧株式会社 川崎市川崎区東扇島 23-4	米穀部長	044-287-1051 044-287-1360	精米センター 川崎市川崎区東扇島 23-4	044-287-1098 090-3901-0582
10	株式会社イクタツ 江戸川区松江 3-16-6	米穀部長	3651-5040 5607-1919	イクタツ千葉ライスステーション 千葉市花見川区犢橋町 1634-1	043-258-8861 090-2175-3097
11	東京食糧株式会社 豊島区高松 1-10-2	業務部長	03-5964-1661 03-5964-1664		
12	株式会社東精 調布市布田 2-34-1	営業取締役	0424-80-6161 0424-80-6164		

資料第63 副食品及び調味料の調達(予定)一覧表

(都産業労働局・都福祉保健局、本文 129 頁)

品 名	調 達 先 (予 定)		即 時 調 達	
	住 所 ・ 名 称	電 話	数 量	在 庫 場 所
梅 干	千代田区外神田2-2-17 共同万世ビル 東京都買物事業協同組合	(3253)9744	4,096,950 食 (40,970 kg)	中央区勝どき3-3-17 (株)金 久 ほか
しょう油漬			5,542,680 食 (55,427 kg)	
たくあん			6,284,850 食 (94,273 kg)	
つくだ煮 煮 豆	文京区本郷4-1-11 東京都佃煮惣菜工業協同組合	(3811)2229	1,964,820 食 (29,472 kg)	大宮市吉野町1-410-6 日冷大宮配送センター エムエスフーズ ほか
み そ	中央区日本橋浜町2-16-5東味ビル 東京都味噌工業協同組合	(3669)5391	3,807,300 食 (47,591 kg)	中野区本郷3-32-19 資油又商店 ほか
しょう油	中央区日本橋小網町3-11 東京都醤油協会	(3666)3286	5,132,138 食 (12,8300)	町田市加町1-23-21 (株)岡直三郎商店 ほか
食 塩	品川区大井1-47-1NTビル (財)塩事業センター	(5743)7711	18,000,000 食 (270,000 kg)	世田谷区三軒茶屋 2-47-11 ジャパソ・シーズニング ほか

資料第64 生活必需品の備蓄状況一覧表

(都総務局、本文 132 頁)

1 特別区

区分	東京都備蓄分								区 市 町 村 備 蓄 分									区分
	都有倉庫				寄託倉庫				ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	浄水装置 (個)	被服 (枚)	
	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)										
千代田	-	-	-	-	15,200	-	16,020	-	3,912	1,100	33,353	77	1,078	83	392	28	7,410	千
中央	-	-	-	-	18,600	-	3,420	-	4,573	890	37,070	12	216	100	1,583	21	13,300	中
港	8,192	6,495	25,976	3,156	31,400	-	4,035	-	14,148	1,848	55,052	214	2,310	102	692	72	79,705	港
新宿	400	-	480	-	5,500	2,000	2,880	-	4,752	1,220	34,200	51	-	203	423	50	4,385	新
文京	-	-	-	-	20,000	1,600	3,510	-	10,826	122	36,657	69	1,075	48	1,747	43	15,865	文
台東	-	-	-	-	20,000	-	1,990	-	871	50	23,050	71	836	30	724	5	17,250	台
墨田	164,102	40,426	196,555	14,752	12,735	9,728	7,988	9,000	7,641	-	27,050	61	805	109	350	79	10,000	墨
江東	84,330	39,600	87,914	103,844	9,537	10,190	4,513	-	5,113	530	51,000	40	400	21	4,023	76	102,000	江
品川	-	-	-	-	7,160	-	990	-	9,720	18	37,123	82	1,640	380	1,812	93	8,554	品
目黒	-	-	-	-	-	-	-	-	784	504	50,000	70	445	89	1,535	44	10,300	目
大田	16,425	108,760	199,654	852	15,990	1,000	3,750	-	3,328	2,260	150,745	190	3,800	314	1,826	4	117,280	大
世田谷	64,890	-	65,915	5,000	-	-	-	-	19,000	1,200	53,000	106	984	106	722	94	52,000	世
渋谷	-	-	-	-	11,000	2,000	1,005	-	5,000	3,285	49,250	17	399	22	133	9	-	渋
中野	-	-	-	-	-	1,200	1,320	-	57,352	2,500	51,850	15	225	50	630	50	-	野
杉並	-	-	-	-	8,000	-	4,600	-	6,503	3,400	64,525	708	5,208	1,264	2,492	140	6,700	杉
豊島	-	-	-	-	2,000	-	3,050	-	6,280	390	33,360	94	940	117	1,962	38	2,100	豊
北	-	-	-	-	9,700	7,000	5,080	-	34,000	64	50,200	124	1,488	207	941	82	64,000	北
荒川	66,500	-	90,765	14,467	10,698	7,560	4,940	-	-	59	57,450	-	-	-	580	11	7,560	荒
板橋	-	-	-	-	10,140	2,600	990	-	-	3,833	137,920	1,052	25,248	2,149	627	86	8,100	板
練馬	-	-	-	-	21,290	2,100	9,200	-	19,804	824	132,700	20	460	228	309	111	141,150	練
足立	-	-	-	-	21,000	13,630	17,800	18,252	11,416	1,192	262,845	121	726	177	3,379	129	-	足
葛飾	31,972	10,000	32,986	-	10,772	-	12,536	-	4,608	376	106,648	69	897	143	10,554	103	-	葛
江戸川	1,000	12,505	-	-	33,026	5,000	8,325	-	2,216	162	43,706	22	616	40	356	36	-	戸
区計	437,811	217,786	700,245	142,071	293,748	65,608	117,942	27,252	231,847	25,827	1,578,754	3,285	49,796	5,982	37,792	1,404	667,659	計

2 市

区分	東京都備蓄分								区 市 町 村 備 蓄 分									区分
	都有倉庫				寄託倉庫													
	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	浄水装置 (個)	被服 (枚)	
八王子	-	-	-	-	3,100	-	300	-	395	-	56,787	-	-	-	407	-	7,440	八
立川	41,150	-	69,805	-	2,000	-	-	-	48,300	41	24,300	10	300	150	203	-	18,000	立
武蔵野	-	-	-	-	7,630	-	2,440	-	-	40	34,656	-	-	240	708	26	71,451	武
三鷹	-	-	-	-	900	-	-	-	27,280	2,700	21,442	37	253	105	315	30	-	三
青梅	2,000	-	-	-	3,000	-	1,020	-	4,800	-	1,708	3	24	-	20	11	-	青
府中	-	-	-	-	4,000	-	1,740	-	-	-	40,429	13	-	-	268	22	20	府
昭島	-	-	-	-	1,500	-	1,510	-	-	24	16,785	-	-	2	94	12	11,288	昭
調布	-	-	-	-	1,000	-	800	-	12,490	211	29,610	-	-	54	145	31	29,600	調
町田	-	-	-	-	1,450	-	9,795	-	4,928	75	59,592	13	237	66	993	69	-	町
小金井	-	-	-	-	700	-	-	-	-	272	7,352	10	200	59	46	41	-	金
小平	-	-	-	-	6,400	-	990	-	1,569	206	12,051	42	420	77	235	-	23,900	平
日野	-	-	-	-	150	-	225	-	153	118	2,351	-	-	-	499	2	18,240	日
東村山	-	-	-	-	1,740	-	900	-	2,311	175	2,770	31	147	95	47	3	-	東
国分寺	-	-	-	-	500	-	300	-	809	361	4,517	16	385	31	516	37	-	分
国立	-	-	-	-	6,000	-	3,125	-	-	21	1,005	5	69	7	580	5	11,160	国
西東京	-	-	-	-	18,120	-	11,010	-	1,500	15	16,750	-	-	6	895	24	-	西
福生	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	120	8,075	17	380	92	191	-	4,720	福
狛江	-	-	-	-	990	-	1,025	-	4,698	240	2,803	24	168	32	122	5	110	狛
東大和	-	-	-	-	1,750	-	1,000	-	900	230	13,840	7	97	49	702	20	-	東
清瀬	-	-	-	-	770	-	-	-	260	158	4,955	20	305	37	87	14	-	清
東久留米	-	-	-	-	1,470	-	855	-	120	58	6,480	5	60	3	85	-	-	久
武蔵村山	-	-	-	-	500	-	300	-	8,350	20	2,180	53	462	4	803	32	104	武
多摩	-	-	-	-	2,080	-	2,580	-	5,860	50	10,420	-	-	10	851	43	35,838	多
稲城	-	-	-	-	450	-	495	-	-	182	11,600	34	472	83	946	21	19,228	稲
羽村	-	-	-	-	250	-	75	-	-	175	5,120	3	18	40	76	12	1,000	羽
あきる野	-	-	-	-	890	-	510	-	-	20	1,935	-	-	-	52	-	-	あ
市計	43,150	0	69,805	0	68,340	0	40,995	0	124,723	5,512	399,513	343	3,997	1,242	9,886	460	252,099	計

3 町村

区分	東京都備蓄分								区 市 町 村 備 蓄 分									区分
	都有倉庫				寄託倉庫													
	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	浄水装置 (個)	被服 (枚)	
瑞穂町	-	-	-	-	400	-	300	-	-	-	790	3	60	-	660	14	-	瑞
日の出町	-	-	-	-	710	-	765	-	-	30	710	-	-	3	-	2	-	日
檜原村	-	-	-	-	1,300	-	-	-	-	-	620	-	-	-	-	-	-	檜
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	950	21	273	-	-	4	-	奥
多摩町村計	0	0	0	0	2,410	0	1,065	0	0	30	3,070	24	333	3	660	20	0	計

大島町	443	930	2,685	4,254	2,260	-	3,190	-	-	-	17,894	6	48	30	-	-	-	大
利島村	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	400	1	1	2	-	2	-	利
新島村	-	-	-	-	3,550	-	390	-	-	-	3,530	19	130	53	-	-	-	新
神津島村	-	-	-	-	500	-	295	-	-	65	1,500	8	64	5	-	-	-	神
三宅村	321	60	200	1,700	3,430	3,000	2,200	432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三
御蔵島村	-	-	-	-	300	-	-	-	-	10	422	-	-	-	-	-	-	御
八丈町	650	426	390	3,420	1,390	-	1,140	-	-	-	1,390	1	12	2	-	-	-	八
青ヶ島村	-	-	-	-	390	-	180	-	-	30	350	2	20	3	1	1	-	青
小笠原村	2,000	280	1,800	300	-	-	-	-	100	-	-	4	52	-	-	-	-	小
島しょ町村計	3,414	1,696	5,075	9,674	11,920	3,000	7,395	432	100	105	25,486	41	327	95	1	3	0	計

都外																		外

総計	484,375	219,482	775,125	151,745	376,418	68,608	167,397	27,684	356,670	31,474	2,006,823	3,693	54,453	7,322	48,339	1,887	919,758	総計

資料第65 東海汽船所有船舶一覧

(東海汽船、本文 135 頁)

(平成20年 6 月現在)

船名	総屯数	航行区域 輸送定員	輸送貨物	
さるびあ丸	4, 9 6 5 t	近海	(沿海定員) 1, 5 4 6 人	4 3 6. 2 m ²
かめりあ丸	3, 8 3 7 t	近海	(沿海定員) 1, 3 4 3 人	5 0 0. 0 m ²
セブンアイランド愛 (ジェット船)	2 7 9. 5 6 t	限定沿海	2 7 0 人	——
セブンアイランド夢 (ジェット船)	2 8 0. 7 2 t	限定沿海	2 7 0 人	——
セブンアイランド虹	2 8 1. 1 4 t	限定沿海	2 7 0 人	——

(参考) 大島で保有するバス 22 両

資料第66 船舶の運航基準

(東海汽船、本文 138 頁)

機 関 名

内 容

東 海 汽 船

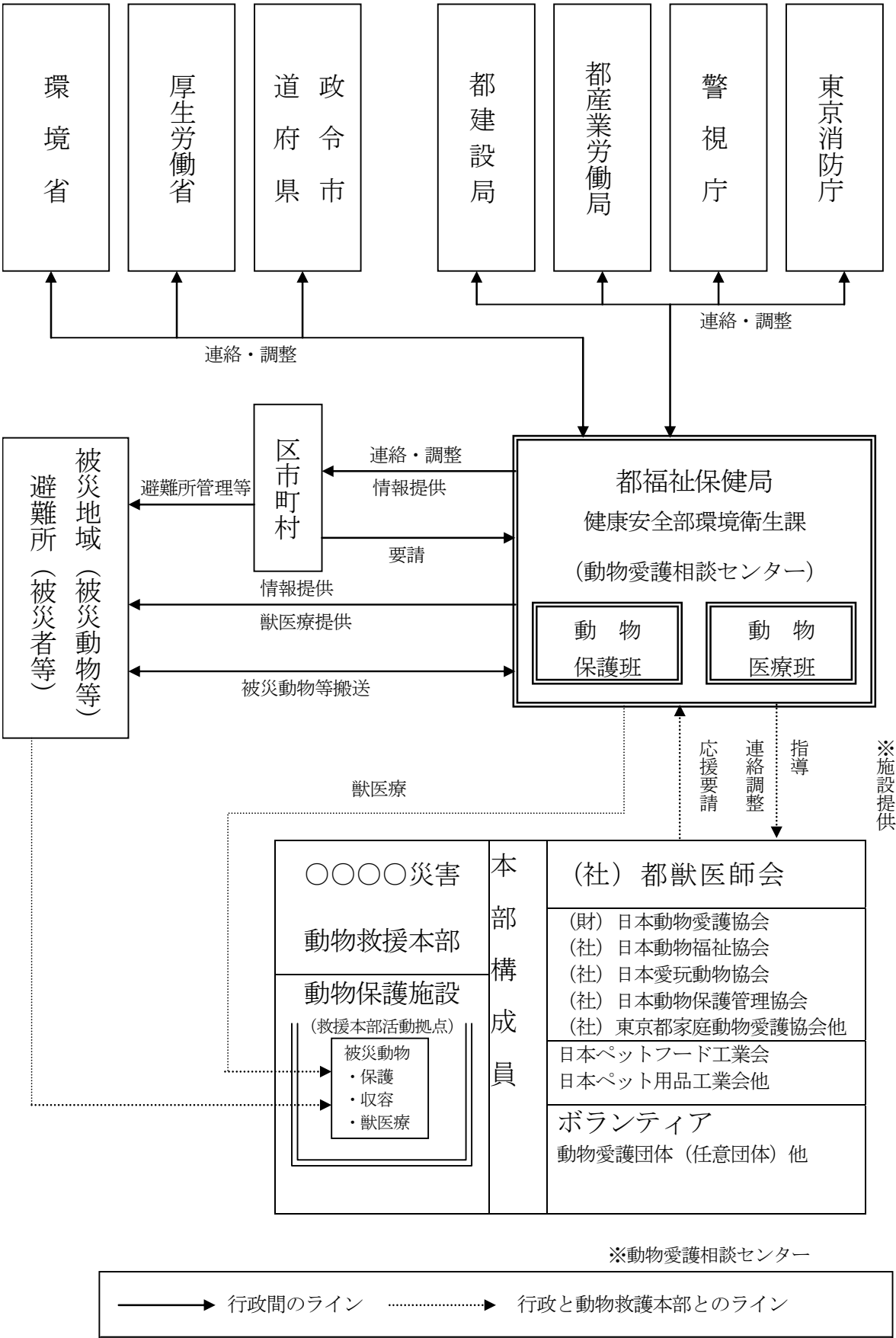
基準運航の中止条件は、次のとおりである。

		大島航路	三宅島 航路	八丈島 航路	湾内周遊航路
さ る び あ 丸 か め り あ 丸	風速	20m/s	20m/s	20m/s	18m/s
	波高	4 m	4 m	4 m	3 m

就航船舶	航路	基 準 航 行 中 止						
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止
		風 速	波 高	風 速	波 高	視 程	視 程	視 程
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド夢	東京／大島／神津島	15m/s 以上	2.5m 以上	18m/s 以上	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下

視程 1,000m

資料第67 災害時における動物保護体制(48時間から72時間後までの応急体制)
(都福祉保健局、本文 171 頁)



資料第68 災害弔慰金等の支給

(都福祉保健局、日赤東京都支部、本文 173 頁)

ア 福祉保健局

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	① 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 ② 東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ③ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの (昭和49年1月31日 厚生省第88号 厚生事務次官通知)	① 災害弔慰金の支給等に関する法律 ② 実施主体等 ア 実施主体 区市町村(条例) イ 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村1/4	○ 死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	○ 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	① 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 ② 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	○ 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	③ 災害に際し、区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてこの限りではない。

イ 日赤東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 (見舞品)	震災・風水害・火災等	住宅の全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ1晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット、バスタオル 毛布、緊急セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

資料第69 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(都福祉保健局、本文 173 頁)

種別	貸 付 対 象	根拠法令	貸 付 金 額	貸 付 条 件
災害援護資金・国制度(都福祉保健局)	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	① 災害弔慰金の支給等に関する法律 ② 実施主体 区市町村(条例) ③ 経費負担 国 2/3 都 1/3 ④ 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 ① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ② 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失または流失 350万円 ③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアの重複 250万円 イ ①と②のイの重複 270万円 ウ ①と②のウの重複 350万円 ④ 次のいずれかの事由の①に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 ア ②のイの場合 250万円 イ ②のウの場合 350万円 ウ ③のイの場合 350万円	① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) ② 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) ③ 償還方法 年賦または半年賦 ④ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) ⑤ 延滞利息 年10.75%

種別	貸 付 対 象	根拠法令	貸 付 金 額	貸 付 条 件
災害援護資金・都制度(都福祉保健局)	国制度と同じ	① 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 ② 実施主体 区市町村(要綱) ③ 経費負担 都 10/10 ④ 対象となる災害 国制度と同じ ⑤ 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 ① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全体が滅失もしくは流出 ⑤ 上記と同等の被害で、区市町村長が特別の理由があると認めたもの	① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) ② 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) ③ 償還方法 年賦または半年賦 ④ 貸付利率 年1%(据え置き期間中は無利子) ⑤ 延滞利息 年10.75%

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (都福祉保健局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることができない者でこの資金(災害援護資金)の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	① 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社発第398号)」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。 ② 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 地区社会福祉協議会 または民生委員	1世帯 150万円	① 据置期間 貸付の日から1年以内(特別の場合2年以内) ② 償還期間 据置期間経過後7年以内 ③ 貸付利率 年3%(据置期間中無利子) ④ 保証人 連帯保証人1人以上 ア 原則として、借受人と同一区市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者 ⑤ 償還方法 年賦、半年賦または月賦 ⑥ 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、地区社会福祉協議会または民生委員に申し込む。

資料第70 被災者生活再建支援金の支給

(都福祉保健局、本文 173 頁)

種別

内

容

被災者生活再建支援金の支給(都福祉保健局)

1 根拠法令
被災者生活再建支援法

2 実施主体
都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。)

3 対象となる自然災害
自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおり。
① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害
② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害
③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

4 制度の対象となる被災世帯
上記の災害により
① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

5 支援金の支給額
支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(※ 世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (4. ①に該当)	解体 (4. ②に該当)	長期避難 (4. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

資料第71 激甚法に定める事業及び関係局

(都総務局、本文 180 頁)

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第 3 条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局 福祉保健局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第 3 条 及び 第 19 条	11 伝染病予防事業	福祉保健局	
	12 伝染病予防施設災害復旧事業		
第 3 条 及び 第 9 条	13 堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設
		下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	公共下水道、都市下水路 林業用施設(貯木場等) 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第 3 条 及び 第 10 条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第 5 条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第 5 条 及び 第 6 条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第 13 条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 15 条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例		
第 16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁	
第 17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	
第 20 条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福 祉 保 健 局	
第 21 条	27 水防資材費の補助の特例	建 設 局	
第 22 条	28 り災害公営住宅建設事業に対する補助の特例	都 市 整 備 局	
第 24 条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建 設 局 教 育 庁 産 業 労 働 局 財 務 局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

用語集・索引

用 語 集

GPS

グローバルポジショニングシステムの略で、人工衛星を使って、地球表面の二地点間の距離をはかるしくみ。これにより、山体の膨張収縮を観測することができる
一時（いつとき）集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、神社・仏閣の境内等をいう。

応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

応急給水槽

地震等の災害時に備え、都民の居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点（浄水場、給水所等）の無い空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

火映現象

赤熱溶岩等が噴煙や雲に映って明るく見える現象のこと。主に夜間に見ることができる。

火炎現象

高温の噴出物が炎のように見える現象のこと。

火口

噴火口ともいい、地下のマグマや火山ガスが地表に放出される場所で、普通は円形に近くぼんだ地形をしている。

火砕サージ

火砕流の中で、主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、砂嵐（横なぐりに吹き付ける突風）のような現象を起こす。

火砕流

大小の固体噴出物（岩塊・火山灰）と気体（空気や火山ガス）が一体となり、高温を保ったまま高速で山体を流下する現象。速度は10m/秒～100m/秒に達するため、発生してからでは、避難することは困難。

火山ガス

火山から発生する気体で、通常大部分が水蒸気。二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどの有害物質が含まれることもある。

火山性地震

火山体またはその周辺に発生し、震源の深さが10kmよりも浅いもの。地下の比較的浅いところで、マグマや火山ガスが移動し、または体積が変化したことにより

地殻が破壊されて起きる地震。

火山性微動

マグマや熱水の移動等、火山活動に関連して発生する連続した地面の震動。火山性地震より、さらに噴火活動と密接な関連がある。

火山泥流

岩石や土砂が水と混合して一体となり、火山の斜面を流下する現象。高温の噴出物が雪や氷を溶かして発生する場合や、火口湖底で噴火が起こり火口湖が決壊して発生する場合等がある。また、噴火により山腹に堆積した火山灰等が、その後の大雨により泥流となることもある。

火山灰

噴火の際に放出される細粒の噴出物。粒子の直径が約 2mm 以下のもの。直径約 2mm ～6cm を火山礫（れき）、6cm 以上を噴石という。

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知連絡会は、文部省の測地学審議会が昭和 48 年に建議した「火山噴火予知計画」を受けて、関係機関の研究及び業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総合的判断等を行うため、昭和 49 年に設置された。委員は学識経験者と関係機関の専門家から構成されており、気象庁が事務局を担当している。気象庁では、火山噴火予知連絡会が行った火山活動に関する総合的な評価等を防災に役立てるため、その結果をとりまとめて発表している。

火山雷

噴火の際などに、噴煙中またはその周辺で発生する雷のこと。細粒の火山放出物が上昇途中で摩擦によって帯電するために発生すると考えられている。

活火山

「概ね 1 万年以内に噴火した火山」及び「現在噴気活動が認められる火山」のこと

カルデラ

普通の火口よりも大きい火山性の円形の陥没地のこと。一般的に火口は 1 km を越えないが、カルデラはそれよりもはるかに大きい。このように大きな陥没は単純な噴火や爆発でできたものではないと考えられることから火口と区別されている。カルデラはそのできかたにより、爆発カルデラ、侵食カルデラ、陥没カルデラと大別される。

給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所から概ね 2 km 程度の距離内に 1 箇所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止又は制限されるが、公安委員会等で確認を受けた緊急車両は、優先して通行することができる。

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動のこと。ガラス戸や戸障子の震動と

して感じられ、時にはガラスを割ることもある。人間が聞こえない低周波の音波まで観測できる「空振計」と呼ばれる測器で観測する。

激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

降灰

火山灰・火山砂・火山礫が降下する現象のことを言う。

後方医療施設

後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、被災を免れて傷病者の受け入れを行う医療機関をいう。

災害救助基金

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とする場合がある。そのため、都道府県は、災害救助法第 37 条に基づき、その財源に充てるための基金を積立てている。

災害拠点病院

通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携のもとに重症者の医療を行う病院をいう。

災害時要援護者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいう。高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定している。

障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業し、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

震動観測

火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動等を観測すること。

スコリア

多孔質で比重が小さく、黒や暗褐色等の暗い色をした噴出物のこと。

図上訓練

防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式などにより訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

ストロンボリ式噴火

比較的短い周期で火口からマグマ片や火山弾を放出する型の噴火のこと。

赤熱現象

地下から高温の火山ガス等が噴出する際に、周辺の地表面が熱せられて赤く見える現象のこと。

大規模災害

一度災害が発生し、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。

地殻変形観測

地下のマグマ活動等により火山体やその周辺の地殻が傾斜変化したり、膨張・収縮する。火山体周辺に傾斜計やGPSを設置し、それらによって地殻の動きを観測することにより、地下の活動を把握する。

地磁気観測

火山体内部のマグマ等が活動すると、火山近傍の地磁気の値が変化する。地磁気の変化を観測し、火山内部の熱的状态等を把握する。

超高層建築物

建築基準法施行令第36条に、高さ60mを超える建築物をいう旨規定されているが、一般には100m以上をいうことが多い。

低周波地震

地震波の低周波成分が卓越し、相対的に高周波部分が発達していない地震。地震波の周期が長いのが特徴。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

二次避難所（福祉避難所）

区市町村が、震災時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設や地域センターなどが指定される。

熱観測

熱映像装置により、火口やその周辺の温度分布を面的に捕らえ、広範囲にわたった熱活動の状態を観測すること。

爆発

噴火の一形式で爆発的噴火の略。地下の高温、高圧源での内圧が増大して起こり、音響とともにガス、水蒸気、岩石等を放出し、空振を伴う現象。時に火口や山体を破壊することもある。気象庁では、噴火に伴い発生した地震及び空振の大きさを基に、爆発的噴火であったかどうかを判断している。

避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。

避難道路

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。

避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

噴煙

噴火の際に放出された細粒物質や水蒸気、火山ガスなどが煙状に濃縮したもの。

噴火

火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象。

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて1～5の5段階に区分したもの。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけている。噴火警戒レベルは噴火予報・警報によって伝達するほか、気象庁のホームページでも常に掲載している。

噴火警報・予報

気象庁は、平成19年12月1日より噴火災害軽減のため噴火警報及び噴火予報の発表を開始した。噴火警報及び噴火予報は、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。このうち噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。噴火警戒レベルは噴火警報及び噴火予報で発表する。

噴石

噴火の際に噴出される溶岩または火山体を構成する岩石の破片。

ヘリサイン

災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的として、公共建築物の屋上等に施設名を表示したものをいう。

望遠観測

火山を定まった地点から遠望し、噴煙の高さ、色、噴出物（火山灰、噴石など）、火映などの発光現象等を観測すること。

防災市民組織

地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町会や自治会などを主体に結成されている。広義では、自主防災組織とも言う。

マグマ

岩石が地下で高温高压のために融解状態になっているもの。

マグマ水蒸気爆発

高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、急速に多量の水蒸

気ガスを発生させることにより起こる爆発的噴火。

マグマ爆発

マグマの中に含まれている揮発性物質が（おもに圧力の減少によって）気化して起こる爆発。

鳴動

火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響のこと。特に火山活動に関連して起き、震動を伴うこともある。

メンタルケア

外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、災害時の被災者等の精神的ストレスを専門職等との対話などのコミュニケーションを行うことで軽減させていくケアのこと。

溶岩ドーム

粘性の高いマグマが噴出したために溶岩が遠くに流れず、ドーム状の丘となったもの。

ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信など、生活に不可欠な物資や情報などの補給機能を総称していう。阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造密集地域での延焼とライフラインの機能停止など大規模な災害が発生した。

ランニングストック

「流通在庫契約」のことで、副食品や粉ミルク等長期保存ができず備蓄しにくいものは、生産者等との契約により常にある一定量の在庫を義務付け、災害発生時に被災者に支給する方法をいう。

索引

B

BCP 45, 193

D

DIS 111, 112, 113

G

GPS 29, 191, 235, 236

N

NPO 47

あ

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク 260

い

遺体の捜索 157, 158, 160

一時収容施設 39

一時提供住宅 28, 165, 166, 167

医療救護所 120, 122, 123, 160, 303, 304, 313

医療資器材 122, 124, 309, 311, 313, 315

飲料水の供給 90, 126

お

応急仮設住宅 90, 154, 166, 167, 168, 268

応急危険度判定 56, 270

応急給水 16, 58, 126, 212

応急給水槽 111

応急教育 16, 17, 58, 106, 154, 168, 169, 170

応急住宅 116, 165, 198

応急対策本部 199

オープンスペース使用調整会議 61

か

海岸保全事業 37

海難救助 18, 119

隔離消毒班 124

火口周辺規制 14, 66, 71, 79, 80

火口周辺警報 66, 67, 71, 72, 78, 80

火砕流 12, 13, 14, 80, 187, 188, 234

火山観測 11, 29, 30, 109, 191, 200, 236

火山砂防激甚災害対策特別緊急事業 37

火山噴火緊急減災対策砂防計画 37

火山噴火予知連絡会 3, 6, 7, 10

ガス施設 21, 139, 210

火葬 163, 164, 270, 280

活火山 6, 7, 10, 69, 185, 187

学校危機管理マニュアル 168

活動火山対策特別措置法 69, 180

カルデラ 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 78, 229, 230, 232,

234

観光客 43

乾パン 128, 129, 331, 332

き

義援金品 57, 91, 176, 177

義援品 20, 177, 178

危機管理監 53, 54, 61, 64, 65

危険物流出 18

気象業務法 69, 77, 142, 215

気象情報 201

気象予警報 20, 21

救急告示医療機関 313

救護所 20, 118, 119, 122, 294, 296, 298, 301, 313

救助物資 16, 17, 21, 22, 57, 63, 96, 98, 175

給水拠点	127
協力命令	92
緊急交通路	21
緊急通行車両	56, 104, 105, 106, 107, 136, 261, 321
緊急通報システム	114, 196
緊急道路障害物除去	268
緊急輸送路	28, 274, 280

く

空港施設	39, 153, 210

け

警備	16, 86, 103, 104, 105, 206, 207, 291
激甚災害	179, 180
激甚法	179, 180, 347
下水道施設	58, 205, 213, 214
血液製剤	22, 121, 122, 267, 300
健康相談	116, 125, 126, 197
検視・検案	123, 157, 160, 161, 162, 163, 296
建築基準法	9
現地災害対策	59
現地災害対策本部	54, 59, 64, 143, 147, 216

こ

広域火葬	163, 164
広域ボランティア活動拠点	47
降灰除去	154, 156, 220
降灰予報	44, 74, 77, 154, 156, 192, 201, 202, 220
公共土木施設	152, 180, 347, 348
航空空域使用調整会議	61
語学ボランティア	49

さ

災害救援品	20, 173
災害救助基金	58, 93
災害救助法の適用	4, 54, 88, 128, 132, 173

災害拠点病院	120, 123, 311, 312, 313, 314, 315
災害時要援護者	28, 44, 45, 78, 80, 112, 114, 115, 116, 117, 192, 196, 197, 198, 208
災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針	114, 196
災害情報提供システム	86
災害即応対策本部	64, 65, 66, 67
災害対策基本法	3, 64, 84, 98, 102, 104, 105, 207, 258, 259, 268, 270, 280, 290, 294, 301
災害対策職員住宅	62, 213, 311
災害対策用無線局	19
災害弔慰金	173, 343, 344
災害派遣	19, 55, 59, 95, 98, 99, 100, 101, 206
災害派遣要請	65, 98, 99
災害復旧工事	21
災害復興	16, 17, 225
砂防事業	28, 37, 245
砂防施設	31, 37, 153

し

自衛消防組織	194
自衛消防隊	115, 193, 194, 197
事業継続計画	45, 193
自主防災組織	27, 41, 190
地すべり対策	17
指定公共機関	20, 53, 55, 68, 121
指定地方行政機関	17, 53, 55, 68, 82, 90, 199
指定地方公共機関	22, 53, 55, 68, 121, 122
し尿処理	270, 274
車両の確保	134
従事命令	92, 93, 135
巡回精神相談チーム	116, 197
情報監視態勢	66, 67
消防防災無線	182
情報連絡態勢	66, 67, 82, 204
食料の供給	116, 127, 198
初動態勢	53, 103, 118, 213

す

水道施設	58, 141, 205, 212, 267
水門	268
スコリア	12, 229, 230

せ

生活相談	173
生活必需品等の供給	131
赤十字ボランティア	49, 131, 133
船舶の確保	134

そ

総合防災訓練	41, 115, 197

た

耐震診断	111
立川地域防災センター	62, 311, 326

ち

地域危険度	313
治山施設	18
地方隊長	53, 54, 55, 60, 61, 63
調製粉乳	129, 263, 327, 329
調味料	128, 129, 268, 336

て

泥流	12, 31, 37, 108, 152, 153, 156, 188, 189
鉄道施設	21, 22, 190, 210
電気施設	139, 211

と

島外避難	3, 27, 33, 122, 134, 182, 264
東京 DMAT	209
東京都災害情報システム	111, 112, 113

東京都災害対策本部	53, 54, 199, 321
東京都防災会議	3, 5, 16
東京都防災行政無線	82, 203, 213, 246, 247, 248, 249, 252
東京都防災センター	54, 61, 62, 100, 252
東京ボランティア・市民活動センター	47, 48
透析患者	115, 197
動物愛護	171, 172, 208
登録ボランティア	49
特別財政援助	180
都市公園	58
土石流	31, 37, 188, 189
トリアージ	315

に

二次避難所	112, 113, 115, 197
日赤奉仕団	20, 98, 131, 133
入山規制	66, 71, 78, 80

は

排水場	57
ハザードマップ	44, 188, 192
八都県市	97, 267, 280, 281, 282

ひ

被害想定	188
被災者生活再建支援金	173, 174, 346
被災宅地危険度判定士	49
非常配備態勢	54, 63, 64, 252
非常無線通信	19, 83, 204
備蓄食料	131
備蓄倉庫	128, 178, 182, 311, 313, 326
避難勧告	106, 109, 110, 114, 196, 208
避難訓練	41, 169
避難行動	43, 115, 197
避難指示	208
避難準備	66, 71, 78, 80, 114, 196, 208

避難所管理運営マニュアル.....113
 避難所の開設.....58, 110, 112, 117, 208
 避難体制.....3, 27, 208
 避難道路.....182
 避難場所.....42, 44, 85, 143, 147, 216, 280
 避難路.....110, 115, 197, 208

ふ

福祉避難所.....112, 113, 115, 197
 副食品.....128, 129, 268, 336
 富士山ハザードマップ検討委員会.....188
 噴火警戒レベル11, 14, 42, 64, 66, 67, 69, 71, 72, 73,
 74, 78, 80, 201, 205
 噴火警報29, 42, 44, 66, 67, 69, 71, 72, 73, 74, 75, 77,
 78, 80, 87, 108, 137, 138, 192, 201
 噴火予報.....66, 67, 69, 71, 72, 73, 74, 75, 79, 81

へ

米穀.....128, 129, 130, 331, 332, 333, 334, 335

ほ

保安施設.....18
 保安林.....18
 防疫16, 17, 22, 28, 57, 63, 101, 106, 124, 125, 126,
 208, 264, 270, 280
 防疫活動.....124, 125, 126
 防災教育.....28, 43
 防災行政無線9, 61, 82, 83, 143, 145, 147, 203, 204,
 216, 250
 防災訓練.3, 16, 17, 27, 41, 42, 44, 45, 46, 168, 169,
 191, 192, 193, 194, 301, 314
 防災市民組織44, 45, 46, 75, 98, 113, 114, 115, 192,
 193, 194, 196, 197, 201
 防災ダム.....17
 防災知識.....41, 42, 43, 114, 191, 196
 防災ボランティア.....20, 45, 49, 193

放送要請.....86, 87, 258, 259, 260, 262, 268
 報道要請.....87, 106, 258, 261, 262
 保健衛生.....16, 17, 28, 57, 106, 261
 保健活動班.....116, 125, 197
 ボランティアコーディネーター.....47, 48
 ポンプ所.....214

ま

マグマ水蒸気爆発.....11, 13, 14, 234

み

水再生センター.....214
 水の安全パトロール班.....124, 125, 126, 127
 身元確認班.....163, 164

め

メンタルヘルスケア.....116, 197

や

夜間防災連絡室.....252, 259

ゆ

輸送拠点.....58
 輸送船舶.....134

ら

ライフライン施設.....139

わ

割れ目噴火.....3, 12, 13, 78, 232